

令和 3 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
「ライセンス・オブ・ライト及び実用新案に係る
各国及び国内ニーズ調査」

令和 4 年 3 月

一般財団法人知的財産研究教育財団

知的財産研究所

要約

背景

スタートアップ企業を中心に、ライセンス供与への関心が高く、また、特許権等を行使しない特許権等の開放や、特許権等をライセンスするためのパテントプールが注目されるなど、特許制度等の他者の発明等の利用を促す機能が重視されている。

目的

企業間連携・オープンイノベーションに係る実態や課題、諸外国におけるライセンス・オブ・ライト制度や実用新案制度を調査し、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

公開情報調査

国内調査

- ① スタートアップ企業を含む企業間連携・OIに関する過去の調査研究のリストアップ及び整理
- ② 国内の知財マッチングのための取組について、利用実態及び課題の調査

海外調査

- ① LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査：独国、シンガポール、中国（香港を除く。以下同じ。）に英国を加えた 4 か国を対象に調査
- ② 実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査：独国、中国の 2 か国を対象に調査、豪州、韓国は制度の廃止、改正に関する情報に重点をおいて調査

ヒアリング調査

国内ヒアリング調査

- ① 実用新案制度の利用実態調査：実用新案登録出願の経験がある企業及び特許出願の経験はあるが実用新案登録出願の経験がない企業 9 者、有識者 1 者
- ② 国内企業の企業間連携・OI の実態調査：自社の特許権等を積極的にライセンス又は開放している者及び知財マッチングを実施している企業 7 者、ライセンスの法的課題に知見を有する有識者 2 者

海外ヒアリング調査

- ① LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査：LOR 制度を利用する企業 9 者、有識者 3 者
- ② 実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査：実用新案制度を利用する企業 6 者、有識者 2 者

有識者検討会による議論・検討

学識経験者、弁護士等の法律家、業界団体又は企業等を含む有識者 7 名からなる有識者検討会を構成し、3 回開催。

成果に対するヒアリング

国内ヒアリングに協力いただいた企業 5 者から、ヒアリング結果についての意見聴取のためのヒアリング調査

まとめ

1. ライセンス・オブ・ライト制度、企業間連携・オープンイノベーションに関する総括
2. 国内・海外実用新案制度に関する総括

「ライセンス・オブ・ライト及び実用新案に係る各国及び国内ニーズ調査」

有識者検討会名簿

委員長

熊谷 健一 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 教授

委 員

飯島 歩 弁護士法人イノベンティア代表、弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士
太田 昌孝 リード国際特許事務所 パートナー弁理士
金子 敏哉 明治大学法学部 教授
清水 節 柳田国際法律事務所 エキスパート・パートナー弁護士・弁理士
高崎 充弘 株式会社エンジニア 代表取締役社長
高橋 弘史 パナソニック株式会社知的財産センター IP エグゼクティブエキスパート 弁理士

(敬称略、五十音順)

オブザーバー

猪俣 明彦 特許庁 総務部総務課制度審議室 室長
阪本 裕子 特許庁 総務部総務課制度審議室 室長補佐(総括)
廣崎 拓登 特許庁 総務部総務課制度審議室 室長補佐
松本 健男 特許庁 総務部総務課制度審議室 法制専門官
相川 俊 特許庁 総務部総務課制度審議室 係長
橋本 直樹 特許庁 総務部総務課調整班 班長

事務局

小林 徹 一般財団法人知的財産研究教育財団 常務理事
二階堂 恭弘 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長
藤田 新徳 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
松尾 望 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 上席研究員
高井 康好 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 主任研究員
森田 智絵 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員
石本 愛美 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員
坂治 深雪 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 補助研究員

はじめに

現在、イノベーションの創出が、国をあげての喫緊の課題となっており、企業、大学等においても、そのための有効な手段として企業間連携・オープンイノベーションが重要視されるようになり、様々な取り組みがなされているところである。

こうしたことから、発明や考案の保護及び利用を図ることにより、発明等を奨励し、もって産業の発達に寄与するための制度である特許制度及び実用新案制度についても、近年、他者を排除し発明等の実施を独占させる機能のみならず、他者の発明等の利用を促す機能についても、スタートアップ企業等を中心に、関心が高まっているところである。そして、英国や独国などの諸外国において他者へのライセンスにインセンティブを与える制度として導入されているライセンス・オブ・ライト制度もそうした制度の一例と考えられる。

本調査研究は、このような状況に鑑みてなされたものであり、その目的は、企業連携・オープンイノベーションに係る実態や課題、諸外国におけるライセンス・オブ・ライト制度や実用新案制度を調査し、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料とすることにある。

内外の多数の文献の調査や企業等や有識者のヒアリング等から得られた貴重な情報・知見等を整理、分析した本報告書が、今後の検討の基礎資料となり、ひいては我が国企業等におけるイノベーション創出の一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行に当たり、有識者検討会にて貴重な意見をいただいた委員及びオブザーバー各位、国内ヒアリング調査、海外ヒアリング調査にご協力をいただいた企業、大学、有識者の方々に対して、この場をお借りして深く感謝申し上げる次第である。

令和4年3月

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

目次

要約

有識者検討会名簿

はじめに

本編

I. 本調査研究の背景・目的	1
II. 調査研究内容及び調査実施方法	2
1. 公開情報調査	2
(1) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの実態調査	2
(2) 国内の知財マッチングの取組の実態調査	2
(3) ライセンス・オブ・ライト制度の詳細・運用・利用実態の調査	3
(4) 海外実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査	4
2. 国内ヒアリング調査	6
(1) 実用新案制度の利用実態の調査	6
(2) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの利用実態の調査	8
3. 海外ヒアリング調査	11
(1) LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査	11
(2) 実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査	13
4. 有識者検討会による議論・検討	17
(1) 有識者検討会	17
5. 成果ヒアリング	18
(1) 成果ヒアリングの実施	18
III. 調査結果	19
1. 公開情報調査	19
(1) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの実態調査	19
(2) 国内の知財マッチングの取組の実態調査	27
(3) LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査	33
(4) 海外実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査	43
(参考情報) 国内実用新案制度の利用実態調査	56
2. 国内ヒアリング調査	85
(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果	85
(2) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査 結果	94
3. 海外ヒアリング調査	104
(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査結果	104
(2) 海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果	121
4. 有識者検討会による議論・検討	133
(1) 有識者検討会	133
5. 成果ヒアリング	138
(1) 成果ヒアリングの実施	138

IV. まとめ	140
1. ライセンス・オブ・ライト制度、企業間連携・オープンイノベーションに関する総括.....	140
2. 国内・海外実用新案制度に関する総括.....	141
資料編.....	145
資料I	147
(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票.....	149
(2) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査の質問票.....	154
資料II	159
(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果.....	161
(2) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査結果.....	166
資料III.....	173
(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票.....	175
(2) 海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票.....	180
資料IV	187
(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査結果.....	189
(2) 海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果.....	199
資料V	205
(1) 英国における主要企業の LOR 利用状況	207
(2) 独国における主要企業の LOR 利用状況	208
(3) シンガポールにおける主要企業の LOR 利用状況	209
(4) 独国における特許、実用新案の出願、登録状況	210
(5) 中国における特許、実用新案の出願、登録状況	211
(6) 独国における主要企業の実用新案の出願状況	212
(7) 中国における主要企業の実用新案の出願状況	213

本編

I. 本調査研究の背景・目的

特許制度及び実用新案制度は、発明や考案の保護及び利用を図ることにより、発明等を奨励し、もって産業の発達に寄与するための制度であり、他者を排除し発明等の実施を独占させる機能のみならず、他者の発明等の利用を促す機能も特許制度等の重要な機能である。特に、設立年が若く、自身では発明等を実施する能力が乏しいスタートアップ企業を中心に、ライセンス供与への関心が高く、後者の機能を重視する傾向が強い¹（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書」（平成31年）192頁。）。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、感染対策を目的とした行為に対して特許権等を行使をしない特許権等の開放や、医薬品等に係る特許権等をライセンスするためのパテントプールが注目されるなど、特許制度等の他者の発明等の利用を促す機能が重視されている。これらの背景を踏まえ、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討する必要がある。例えば、他者へのライセンスにインセンティブを与える制度として、英国や独国などの諸外国においては、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する、いわゆる「ライセンス・オブ・ライト（以下、LORと記す）制度」が導入されている。

また、企業間連携・オープンイノベーションを促すための制度の検討に当たっては、特許制度と実用新案制度との相違についても留意する必要がある。両制度は、発明又は考案の利用を促す機能を有する点では共通するものの、保護対象や実体審査の有無などにおいて相違するため、両制度に同じ制度を導入しても、それが適切に機能するかは不明である。同時に、特許制度と実用新案制度との峻別の観点から、単に両制度の相違点をなくすのではなく、両制度に相違点を設け両制度に異なる目的を持たせる必要がある。なお、実用新案制度については、出願件数が1980年代の20万件／年をピークに大幅に減少し、近年は数千件／年の出願に留まっており、制度が十分に活用されているとは言い難い状況となっている。企業間連携・オープンイノベーションを促すための制度を導入することで、実用新案制度の活性化という副次的な効果も期待できる。以上を踏まえ、本調査研究では、企業間連携・オープンイノベーションに係る実態や課題、諸外国におけるライセンス・オブ・ライト制度や実用新案制度を調査し、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書」（平成31年）192頁。https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiikichusho/document/report_chusho_chizai/honpen_zentai.pdf [最終アクセス日：2022年1月11日]

Ⅱ．調査研究内容及び調査実施方法

1．公開情報調査

(1) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの実態調査

スタートアップ企業を含む企業の企業間連携・オープンイノベーションに関する過去の調査研究をリストアップし整理した。調査の考え方は以下のとおりである。

(a) 調査の考え方

【オープンイノベーションの進展】オープンイノベーションの目的は研究開発の促進から新事業の創出へと変化し、イノベーションの創出方法もインバウンド型からアウトバウンド型、連携型による共同開発と多様化しており、実施主体も大企業と大学の産学連携に加え、ベンチャー、スタートアップ等との企業間連携が増えるなど、多様な形態で進展している。

【過去の調査】過去の調査研究では、こうした企業間連携・オープンイノベーションの進展に応じて、知的財産に関する様々な課題や対応策等が、制度、運用、人材、資金等の様々な観点から検討されている。

【取りまとめの方向】企業間連携・オープンイノベーションに関する過去の調査研究に関する調査結果は、調査研究を網羅的にリストアップし一覧表にその概要や知財に関する課題、対応策等を整理し取りまとめた上で、大企業、ベンチャー・スタートアップ、中小企業など、実施主体の規模や特性によって異なる知財に関する課題や対応策、支援策等を調査する。

(b) 過去の調査研究の調査・整理

抽出した過去の調査研究は、報告書の概要、知財に関する課題、対応策等を整理して、一覧表に取りまとめた。また、過去の調査研究の報告書で指摘された知的財産に関する課題や対応策等は、大企業、ベンチャー・スタートアップ、中小企業などにより異なるため、実施主体に応じた課題や対応策等を調査した。

(2) 国内の知財マッチングの取組の実態調査

本調査研究に関連する書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、法・判例等検索データベース情報及びインターネット情報等を利用して調査、整理を行った。調査の考え方は以下のとおりである。

（a）調査の考え方

【取組の種類】知財マッチングの取組は、企業間連携・オープンイノベーションの促進のために重要な役割を果たすため、開放特許情報データベース、WIPO GREEN 等の公的取組や、Open COVID Pledge 等の民間企業の取組を含めて、様々な種類の取組が行われている。

【長所・短所】これらの取組は、その目的により取組内容や利用実態及び課題も様々であり、ユーザーの利便性、業務の効率性、必要とする体制や経費等の面でそれぞれメリット・デメリットを有している。

【取りまとめの方向】知財マッチングの取組に関する調査結果は、取組とその内容、利用実態及び課題を一覧表に整理し取りまとめた上で、マッチングを促進する要因や利便性、効率性等の観点から各取組のメリット・デメリット等について調査する。

（b）調査結果の整理・取りまとめ

国内の知財マッチングの取組（開放特許情報データベース、WIPO GREEN 等の公的な取組のみならず、Open COVID Pledge 等の民間企業が実施する取組も含む。）の取組内容、利用実態及び課題を、取組間の相違を対比できるよう一覧表に取りまとめた。また、調査した知財マッチングの取組については、実施主体、特許権者、ライセンシーの観点を踏まえて、取組のメリット／デメリットを調査した。

（3）ライセンス・オブ・ライト制度の詳細・運用・利用実態の調査

本調査研究に関連する書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、法・判例等検索データベース情報及びインターネット情報等を利用して、LOR 制度の詳細・運用・利用実態について調査を行った。調査の考え方は以下のとおりである。なお、公開情報調査で不明な事項は海外ヒアリング調査で補足した。

（a）調査の考え方

【調査対象国】独国、シンガポール、中国を対象に、3 か国共通の調査項目を設定し、LOR 制度の詳細・運用・利用実態を調査する。中国については、LOR 制度の施行がこれからであるため、制度の導入理由・経緯も含めて調査を行う。

【追加対象国】英国の LOR 制度は、その他の英連邦でも導入される典型的な制度であり、その詳細・運用・利用実態には有益な情報が多く含まれると期待されるため、調査対象国として同様の調査を行う。

【取りまとめの方向】各国の LOR 制度の詳細・運用・利用実態に関する調査結果は、各国

の調査項目に沿って整理し取りまとめた上で、各国の制度・運用等を一覧表で比較・整理を行う。

(b) 調査項目の設定

英国、独国、シンガポール、中国の LOR 制度の詳細・運用、利用実態について、調査項目を定めて調査を行った。なお、公開情報調査では十分な情報が取得できない場合は、海外ヒアリング調査の調査項目として調査した。

【制度の詳細に関する調査項目】

- ① 申請（主体、客体）
- ② 申請可能時期（登録後、出願後等）
- ③ LOR の取下（取下の要件）
- ④ 申請の効果・減免
- ⑤ 特許権の制限（差止請求）
- ⑥ 実施権の発生
- ⑦ 実施料の決定（当事者、知財庁長官）
- ⑧ 紛争処理の方法・事例
- ⑨ 公示の方法

【中国の有益な情報】

- ⑩ 制度の導入理由・経緯

【仏国の有益な情報】

- ⑪ 仏国の LOR 制度が廃止となった理由
- ⑫ 実施権者の訴権

【運用・利用実態等に関する調査項目】

- ⑬ 登録件数（主要企業）

(4) 海外実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査

本調査研究に関連する書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、法・判例等検索データベース情報及びインターネット情報等を利用して、海外実用新案制度の詳細・運用・利用実態について調査を行った。調査の考え方は以下のとおりである。なお、公開情報調査で不明な事項は海外ヒアリング調査で補足した。

(a) 調査の考え方

【調査対象国】独国、中国を対象に、実用新案制度の詳細・運用・利用実態を調査する。

【追加対象国】豪州、韓国については、実用新案制度の廃止や改正に関する有益な情報が存在するため、調査対象国として、制度の廃止や改正に関する情報に重点をおいて調査を行う。

【取りまとめの方向】各国の実用新案制度の詳細・運用・利用実態に関する調査結果は、各国の調査項目に沿って整理し取りまとめた上で、日本を含む各国の制度・運用等や特許制度との相違を一覧表で比較・整理を行う。

(b) 調査項目の設定

独国、中国の実用新案制度の詳細・運用、利用実態について、調査項目を以下のように定めて調査を行った。

【制度の詳細に関する調査項目】

- ① 保護対象（考案の定義）
- ② 保護期間
- ③ 実体審査
- ④ 評価書請求制度
- ⑤ 新規性・進歩性の判断基準
- ⑥ 差止請求権や損害賠償請求権
- ⑦ 過失の推定規定
- ⑧ 訂正の制限
- ⑨ 外国語書面出願
- ⑩ PCT 出願
- ⑪ 出願の変更
- ⑫ 料金

【運用・利用実態等に関する調査項目】

- ⑬ 出願件数
- ⑭ 登録件数
- ⑮ 登録率
- ⑯ 訴訟動向

【その他、有益な情報】

- ⑰ 国内実用新案法 29 条の 3

【豪州、韓国の有益な情報】

- ⑱ 豪州
イノベーション特許制度が廃止となった理由・経緯

- ⑲ 韓国
2020 年に立法予告のあった実用新案法の改正法案の内容、改正理由及び経緯

2. 国内ヒアリング調査

(1) 実用新案制度の利用実態の調査

実用新案登録出願を利用している企業 6 社及び実用新案登録出願を利用していない企業 3 社、有識者（弁護士等の法律家）1 者に対し国内ヒアリング調査を行った。ヒアリング内容は、実用新案の利用目的、利用していない理由、課題等である。

このヒアリングの目的は、現状、活用されておらず、瑕疵ある権利が登録されているとの声を聞くことの多い実用新案制度の課題やニーズを調査し、制度の検討を行うための基礎資料を作るためのものである。

(a) 調査先の選定

① 実用新案登録出願を利用している企業（6 社）

多様な企業の意見を聴取するため、業種も考慮し、大企業から 3 社、ベンチャー・スタートアップ・中小企業から 3 社を選定した。

② 実用新案登録出願を利用していない企業（3 社）

多様な企業の意見を聴取するため、業種も考慮し、大企業から 1 社、ベンチャー・スタートアップ・中小企業から 2 社を選定した。

なお、実用新案の利用状況についてはこのテーマに関係なく、他のテーマでヒアリングを行っている国内企業からもヒアリングを行った。

③ 有識者（弁護士等の法律家を想定）の選定基準（1 者）

実用新案権の活用実績、実用新案権の取得及び活用上の課題等について把握しており、法的論点についても知見を有する者を選定した。

(b) 調査先

企業 9 社及び有識者 1 者は、以下のとおりである。

調査先
実用新案登録出願の経験がある企業（大企業） A 社（プラ製品製造業）
実用新案登録出願の経験がある企業（大企業） B 社（化学）

実用新案登録出願の経験がある企業（大企業） C社（化学）
実用新案登録出願の経験がある企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） D社（生活用品）
実用新案登録出願の経験がある企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） E社（印刷・加工）
実用新案登録出願の経験がある企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） F社（機械）
特許出願はあるが、実用新案登録出願を利用していない企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） G社（医薬品）
特許出願はあるが、実用新案登録出願を利用していない企業（大企業） H社（機械）
無審査以降、実用新案登録出願を利用していない企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） I社（金属製品）
有識者 J有識者（弁護士）

（c）調査内容

実用新案の利用目的、利用していない理由、課題等について、国内ヒアリング調査を行った。調査内容は、①実用新案登録出願を利用している企業、②実用新案登録出願を利用していない企業、③有識者によりそれぞれ異なるため、以下に具体的な調査内容を整理した。有識者に対する調査内容は、公開情報調査で情報が得られなかった法的論点に重点を置いて実施した。

① 実用新案登録出願を利用している企業に対する調査内容

【調査内容】

- ・ 実用新案の利用実績
（出願、ライセンス件数等）
- ・ 実用新案の利用目的
（特許との使い分け、独占・利用）
特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ・ 実用新案登録出願の出願から登録までの課題、対応策
（保護対象、進歩性、外国語書面出願等）
- ・ 実用新案権の活用上の課題、対応策
（権利活用の実績、保護期間、評価書、訂正の機会、無効審判等）
実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか

- ・海外展開する際の実用新案の取扱い

② 実用新案登録出願を利用していない企業に対する調査内容

【調査内容】

- ・実用新案を利用しない理由
- ・特許権の利用目的（独占・利用）
- ・ゲームプログラマー、クリエイターの成果物の保護方法
- ・実用新案制度によるプログラム保護のニーズ

③ 有識者に対する調査内容

【調査内容】

- ・実用新案権の取得上の法的論点
（保護対象、進歩性、外国語書面出願等）
- ・実用新案権の利用上の法的論点
（保護期間、過失の推定、評価書、訂正の機会、無効審判等）
- ・訴訟の課題と対応策（原告・被告）
- ・ライセンサー側の課題と対応策
- ・ライセンシー側の課題と対応策

（２）国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの利用実態の調査

自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業３社及び大学１社、知財マッチングの取組の参加経験のある企業３社に対して、ライセンス活動における課題等についてヒアリングを行った。ライセンスの法的課題に知見を有する有識者（学術関係者、弁護士等の法律家）２者に対して、ライセンスに関する課題等についてヒアリングを行った。

このヒアリングの目的は、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料を作るためのものである。

（a）調査先の選定

① 自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業３社及び大学１社、知財マッチングの取組の参加経験のある企業３社（７社）

自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業３社及び大学１社に加え、知財マッチングの取組を実施している企業３社を含めて選定した。多様な企業の意見を聴取するため、大企業から３社、ベンチャー・スタートアップ・中小企業から３社を選定し、業種等についても偏りが生じないよう選定した。

なお、オープンイノベーションの利用実態についてはこのテーマに関係なく、他のテ

マでヒアリングを行っている国内企業からもヒアリングを行った。

② ライセンスの法的課題に知見を有する有識者（学術関係者、弁護士等の法律家）（2 者）

ライセンス活動の実態や課題、知財マッチング・特許開放等の取組について、ライセンサーやライセンシーの視点から多様な知見を有しており、ライセンスをテーマとした研究・講演等の活動実績や論文・論説等の執筆実績を有する者を選定した。

（b）調査先

企業 7 社及び有識者 2 者は、以下のとおりである。

調査先
特許開放（大企業）K 社（輸送用機器）
特許開放（大企業）L 社（電気機器）
ライセンス（大企業）M 大学
ライセンス（大企業）N 社（電気機器）
知財マッチング（中小企業）O 社（精密機器）
知財マッチング（中小企業）P 社（生活用品）
知財マッチング（ベンチャー）Q 社（電子機器）
有識者（弁護士）R 有識者（弁護士）
有識者（学術関係者）S 有識者（大学教授）

（c）調査内容

ライセンス活動の実態、ライセンス活動における課題、知財マッチング・特許開放等の取組に関する利用目的、課題等について、国内ヒアリング調査を行った。調査内容は、① 自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業 3 社及び大学 1 社、知財マッチングの取組の参加経験のある企業 3 社、③有識者 2 者によりそれぞれ異なるため、以下に具体的な調査内容を整理した。有識者に対する調査内容は、公開情報調査で情報が得られなかった法的論点に重点を置いて実施した。

① 自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業 3 社及び大学 1 社、知財マッチングの取組の参加経験のある企業 3 社に対する調査内容

【特許開放又はライセンス実施企業の調査内容】

- ・利用目的・戦略

(LOR の利用可能性、特許開放：技術の普及、市場・売上拡大、ライセンス：未利用特許の利用、収入)

今開放している権利は、もし仮に LOR 制度があれば LOR 宣言することは可能か。また、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。

- ・具体的な事例

- ・課題、対応策

(技術支援の必要性・負荷)

【知財マッチング実施企業の調査内容】

- ・知った経緯

知った経緯があるが、どのように公示手段を見たのか。また、どうすれば探しやすいか。

- ・利用目的

(ライセンサー側：未利用特許の利用、収入、ライセンシー側：新ビジネスへの参入・売上拡大)

- ・課題、対応策

(ライセンサー側：技術支援の負荷、ライセンシー側：資金、技術支援)

② 有識者（学術関係者、弁護士等の法律家を想定）に対する調査内容

【特許開放又はライセンス実施の観点における調査内容】

- ・制度の特徴

(ライセンシー側の申入れに対するライセンサーの対応（拒否可能）、実施料の決定、差止請求の制限等)

- ・制度の課題

(実施料率（分野）、実施料の決定、ライセンシー側の申入れに対するライセンサーの対応等)、対応策

- ・ライセンスに関する訴訟事例、留意点

【知財マッチングの観点における調査内容】

- ・制度の特徴

(ライセンシー側への特許ライセンス及び技術支援等)

- ・制度的な効果

(ライセンサー側、ライセンシー側)

- ・制度的な課題、対応策

(ライセンサー側、ライセンシー側)

- ・知財マッチングをより活性化するための手段

(技術支援の人材確保、スタートアップへの資金援助等)

3. 海外ヒアリング調査

(1) LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査

独国、シンガポール、中国に英国を加えた 4 か国について、LOR を利用する理由、LOR によるオープンイノベーションの実例や効果等の情報が得られるよう、LOR 制度を利用する企業 9 社、LOR 制度に知見を有する有識者（弁護士等の法律家）3 者に対しヒアリングを行った。

このヒアリングの目的は、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料を作るためのものである。

なお、もし日本に LOR 制度があった場合の利用可能性についてはこのテーマに関係なく、他のテーマでヒアリングを行っている国内企業からもヒアリングを行った。

(a) 調査先の選定

① LOR 制度を利用する企業（9 社）

・英国、独国、シンガポール

LOR の登録件数、業界を考慮し、LOR を積極的に登録している海外企業 3 社、日本企業 6 社を選定した。英国と独国は、制度利用上位企業が共通するため、選定した各調査先に両国の制度について聴取した。

・中国

LOR 制度が施行前であるため、他国でも LOR の利用が多い業界（電気）の代表的企業を選定した。（日本企業 1 社）

【中国企業の LOR 利用状況】独国では中国企業の LOR 登録件数は、2015～2020 年で 10 件しかなく、主要企業は見当たらない。KEIPER (3 件)、ADVENCHEN (6 件)、FOCUSLIGHT (1 件) シンガポールでは中国企業の LOR 申請は 1 件のみ。上海アクリビス (1 件)

② 有識者（弁護士等の法律家を想定）（3 者）

調査対象国に事務所を設立しており、多くの弁護士が所属している法律事務所ならば、現地の LOR 制度に精通した有識者を特定できる可能性が高く、また、過去の調査研究で回答実績のある法律事務所ならば、今般の調査研究でも信頼できる回答結果が期待できる。そこで、これらの要件を満たす法律事務所から有識者を選定した。

(b) 調査先

企業 9 社及び有識者 3 者は、以下のとおりである。

国	調査先
英国・独国	a 社（電気機器）（海外企業）
	b 社（輸送用機器）（国内企業）
	c 社（輸送用機器）（国内企業）
	d 社（電気機器）（海外企業）
	e 社（電気機器）（国内企業）
	f 有識者（英国・独国弁護士）
シンガポール	g 社（精密機器）（国内企業）
	h 社（検査機器）（海外企業）
	i 社（電気機器）（国内企業）
	j 有識者（シンガポール弁護士）
中国	k 社（電気機器）（国内企業）
	l 有識者（中国弁護士）

（c）調査内容

英国、独国、シンガポール、中国の LOR 制度に関する調査内容は以下のとおり。有識者に対する調査内容は、公開情報調査で情報が得られなかった法的論点に重点を置いて実施する。

① 企業に対する調査内容

【英国・独国の調査内容】

- ・利用実績（LOR 利用によるオープンイノベーションの実例、登録件数・分野、ライセンス件数等）

LOR を利用することでオープンイノベーションにつながった実例があるか

- ・利用目的・戦略（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）

年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

- ・申請の判断基準（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ・申請時期（出願時、登録時等）
- ・契約時の課題（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）
- ・契約後の課題（ライセンス契約違反の紛争処理等）、対応策

【シンガポールの調査内容】

- ・利用実績（LOR 利用によるオープンイノベーションの実例、登録件数・分野、ライセンス件数等）

LOR を利用することでオープンイノベーションにつながった事例があるか

- ・利用目的・戦略（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）

年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

- ・申請の判断基準（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ・契約時の課題（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）
- ・契約後の課題（ライセンシー契約違反の紛争処理等）、対応策

【中国の調査内容】

- ・利用予定
- ・期待内容（未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ・課題（実施料の決め方、許諾実施料の公開等）

② 有識者に対する調査内容

【英国・独国の調査内容】

- ・現在の利用状況に対する評価（国、企業の評価）
- ・ライセンス料率（分野別）
- ・制度の特徴、留意点、対応策
- ・ライセンスに関する訴訟事例、留意点

【シンガポールの調査内容】

- ・日本企業が多く利用する理由（日本企業に有利な点等）
- ・ライセンス料率（分野別）
- ・制度の特徴、留意点、対応策
- ・ライセンスに関する訴訟事例、留意点

【中国の調査内容】

- ・制度を導入した理由、経緯
- ・ライセンス料率（分野別）
- ・制度の特徴（実施料の決め方、許諾実施料の公開、LOR の取下げ、紛争処理方法等）、対応策
- ・ライセンスに関する訴訟事例、留意点

（２）実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査

独国の実用新案登録出願を利用している企業 3 社、中国の実用新案登録出願を利用している企業 3 社、有識者（弁護士等の法律家）2 者（独国 1 者、中国 1 者）に対し海外ヒアリング調査を行った。ヒアリング内容は、実用新案の利用目的、課題等である。

このヒアリングの目的は、現状、活用されておらず、瑕疵ある権利が登録されているとの声を聞くことの多い国内実用新案制度の検討を行うための基礎資料を作るためのもので

ある。

(a) 調査先の選定

① 実用新案制度を利用する企業（6 社）

独国はその国における実用新案登録出願の件数、業界を考慮し、実用新案登録出願を積極的に行っている企業 3 社（海外企業 1 社、日本企業 2 社）を選定した。同様に、中国も、その国における実用新案登録出願の件数、業界を考慮し、実用新案登録出願を積極的に行っている企業 3 社（日本企業 3 社）を選定した。

② 有識者（弁護士等の法律家を想定）（2 者）

独国、中国に事務所を設立しており、多くの弁護士が所属している法律事務所ならば、現地の実用新案制度に精通した有識者を特定できる可能性が高く、また、過去の調査研究で回答実績のある法律事務所ならば、今般の調査研究でも信頼できる回答結果に期待できる。そこで、これらの要件を満たす法律事務所から有識者を選定した。

(b) 調査先

企業 6 社及び有識者 2 者は、以下のとおりである。

国	調査先
独 国	m 社（医療機器）（海外企業）
	n 社（機械）（国内企業）
	o 社（輸送用機器）（国内企業）
	p 有識者（弁護士）
中 国	q 社（電気機器）（国内企業）
	r 社（輸送用機器）（国内企業）
	s 社（輸送用機器）（国内企業）
	t 有識者（中国弁護士）

(c) 調査内容

独国、中国の実用新案制度の利用目的、課題等について、国内ヒアリング調査を行った。調査内容は、独国の実用新案登録出願を利用している企業、中国の実用新案登録出願を利用している企業、③有識者によりそれぞれ異なるため、以下に具体的な調査内容を整理し

た。有識者に対する調査内容は、公開情報調査で情報が得られなかった法的論点に重点を置いて実施した。

① 企業に対する調査内容

【独国の調査内容】

- ・ 実用新案の利用実績
(出願、ライセンス件数等)
- ・ 実用新案の利用目的
(EP 特許や独特許との使い分け、独占・利用)
- ・ 実用新案登録出願の出願から登録までの課題、対応策
(保護対象、進歩性等)
- ・ 実用新案権の利用上の課題、対応策
(保護期間、評価書、訂正の機会、無効審判等)
- ・ 海外展開する際の実用新案の取り扱い

【中国の調査内容】

- ・ 実用新案の利用実績
(出願 (特許との同日出願含む)、ライセンス件数等)
- ・ 実用新案の利用目的
(特許との使い分け、独占・利用、法人税減額)
- ・ 実用新案登録出願の出願から登録までの課題、対応策
(保護対象、進歩性等)
- ・ 実用新案権の利用上の課題、対応策
(保護期間、評価書、訂正の機会、無効審判等)
- ・ 海外展開する際の実用新案の取り扱い

② 有識者に対する調査内容

【独国の調査内容】

- ・ 実用新案登録出願が多く利用される理由
(他者排除、ライセンス、EP 特許や独特許との使い分け等)
- ・ 実用新案権の取得上の法的論点
(保護対象、進歩性等)
- ・ 実用新案権の活用上の法的論点
(保護期間、過失の推定、評価書、訂正の機会、無効審判等)
- ・ 訴訟の課題と対応策 (原告、被告)
- ・ ライセンサー側、ライセンシー側の課題と対応策

【中国の調査内容】

- ・ 実用新案登録出願が年々増加している理由
(他者排除、ライセンス、特許との使い分け、法人税減額等)

- ・ 実用新案権の取得上の法的論点
(保護対象、進歩性等)
- ・ 実用新案権の活用上の法的論点
(保護期間、過失の推定、評価書、訂正の機会、無効審判等)
- ・ LOR に活用する際の課題 (評価書)、対応策
- ・ 訴訟の課題と対応策 (原告、被告)
(法廷損害賠償、懲罰的損害賠償)
- ・ ライセンサー側、ライセンシー側の課題と対応策

4. 有識者検討会による議論・検討

(1) 有識者検討会

(a) 有識者検討会の設置

① 学識経験者、弁護士等の法律家、業界団体又は企業等を含む有識者7名（うち1名は委員長）で有識者検討会を設置した。

(b) 有識者検討会の開催

① 庁担当者及び委員長と協議の上、論点整理と資料作成を行い、有識者検討会を開催した。

② 有識者検討会は1回2時間程度。

③ 開催形式は原則実地開催とするが、委員の要望等に応じてオンラインで実施。

有識者検討会は1回2時間程度とし、以下の日程、検討内容に沿って3回開催した。

【第1回】令和3年11月2日

- ・公開情報調査結果の中間結果報告

本テーマの趣旨説明の後、10月以降に集中実施した公開情報調査結果を、各テーマごとに整理して報告した。

- ・調査先や調査内容の意見交換

11月からの国内・海外ヒアリングの集中実施に備えて、ヒアリング先、ヒアリング内容について説明し、意見交換を行った。

【第2回】令和3年12月22日

- ・国内、海外ヒアリング調査結果の報告を行った。
- ・11～12月に集中実施した国内・海外ヒアリング調査結果を報告した。ヒアリング調査結果から課題等を抽出し、議論すべき事項を整理して議論を行った。

【第3回】令和4年2月9日

- ・海外ヒアリング結果及び成果ヒアリングの結果の報告、報告書案について報告して、議論を行った。

5. 成果ヒアリング

(1) 成果ヒアリングの実施

LOR 制度、企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング結果と、実用新案制度に関するヒアリング結果を報告し、ヒアリング結果について意見等を聴取するため、ヒアリングを行った。

① 実施時期

令和 4 年 1 月から 2 月の間で、第 2 回有識者検討会より後、第 3 回有識者検討会より前の時期に実施した。

② 実施方法

ヒアリングは、原則オンラインで実施した。

③ ヒアリングの対象者

国内実用新案制度に関するヒアリングに協力いただいた企業から 3 社（C 社（化学）、D 社（生活用品）、E 社（印刷・加工））を選定し、企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリングに協力いただいた企業から 2 社（L 社（電気機器）、O 社（精密機器））を選定した。

Ⅲ. 調査結果

1. 公開情報調査

(1) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションの実態調査

(a) 企業間連携・オープンイノベーションに関する過去の調査研究の代表事例 [7 件]

過去の調査研究の報告書で指摘された知的財産に関する課題や対応策等は、大企業、ベンチャー・スタートアップ、中小企業などにより異なるため、以下のように実施主体に応じた課題や対応策等を整理した（(b) 表のとおり 24 件抽出）。24 件抽出した中から、下記の表の通り、代表事例 7 件を抽出した。No は (a) 及び (b) の表とも、共通である。

例えば、No3 の山内勇、山口明日香、古田嶋勇介「特許権の開放による知識共有とイノベーション」特許懇 296 号 51-61 頁（2020 年 1 月）では、特許開放の形でのオープンイノベーションの促進において、政策面でのインセンティブ設計やサポートも必要と考えられ、重点分野における開放特許の維持料金を下げることや、価値評価のガイドラインの策定、開放特許データベースの利用促進等も検討に値すると提言している。また、分析対象となった開放特許は、主に大企業に活用されており、中小企業との格差が大きい。特許はコミュニティに参加し、事業における交渉力を高める手段として重要であり、コミュニティへの参加が行いやすくなるよう、中小企業への特許取得支援は引き続き重要な政策であると提言している。

また、No11 の平成 30 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書では、オープンイノベーション時代の担い手となる中小企業の新規ビジネスに対応した技術移転、ライセンスに関わる知財支援施策の創出に関する検討の必要性、および、スタートアップ企業の海外出願や知財金融、ライセンス等に関する支援拡充の必要性を提言している。

No	指摘された課題	対象となる企業	対応策・支援策
1	オープンイノベーションを阻害する問題として、企業連携契約に関する知財リスクを指摘。	大企業、中小企業、ベンチャー・スタートアップ、大学	秘密保持契約、PoC 契約、共同研究開発契約、ライセンス契約（利用契約）の計四つのモデル契約書及びタームシートを作成。
3	特許不行使誓約（特許開放）の形でのオープンイノベーションの促進。	大企業、中小企業	政策面でのインセンティブ設計やサポート。具体例として、重点分野における開放特許の年金引下げ、価値評価のガイドライン策定、開放特許データベースの利用促進等を提示。
10	知財の囲い込みに対するベンチャー企業側の警戒感等。	大企業（CVC）	Win-Win の協業スキーム、協業マネジメントの導入。
11	中小企業の新規ビジネスに対応した、技術移転、ライセンスに関する検討の必要	中小企業、ベンチャー・スター	知財支援施策の創出、支援拡充。

	性、スタートアップ企業の海外出願や知財金融、ライセンス等。	トアップ	
14、 15	共同研究・開発での知財の取扱い等の検討で、ベンチャー企業との間に不当な摩擦を生むことなく調整するための考え方や戦略の見直しが必要。	大企業・中堅企業	アクセラレーションプログラムを通じた M&A への移行や、ライセンス・イン方式導入等の工夫。
16	共同出願となる権利の取扱いとして、大学の不実施補償の問題や大企業との共同研究における職務発明規定の取扱いを指摘。	ベンチャー・スタートアップ	知財専門家等の支援体制の整備。

(b) 企業間連携・オープンイノベーションに関する過去の調査研究のリストアップ及び整理 [24 件]

調査対象区分 A:大企業 B: 中小企業 C:ベンチャー・スタートアップ D:大学等

No	タイトル (発行所、発行年)	区分	報告書の概要	知財の課題・対応策等
1	令和 2 年度産業財産権制度問題調査研究「オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドライン (AI 等) に関する調査研究」(株式会社野村総合研究所、2021 年 3 月)	A B C D	日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーションへの期待が高まり、多様な機関がオープンイノベーションに取り組んでいるが、未だ十分な成果を得られていない。潜在する知財リスクを解決するため、「研究開発型スタートアップと事業会社によるオープンイノベーション(新素材および AI の二分野を対象)」「大学と大学発ベンチャーによるオープンイノベーション」をメインターゲットとして、円滑なオープンイノベーションを可能とするモデル契約書とガイダンスを作成。	オープンイノベーションを阻害する問題として、企業連携契約に関する知財リスクがある。法務や知財に関する見識を欠いたスタートアップが事業会社と不適切な内容の契約を結ぶことで、イノベーションが阻害される事案が多数報告されている。研究開発型スタートアップと事業会社によるオープンイノベーションに関し、新素材分野および AI 分野について、それぞれ、秘密保持契約、PoC 契約、共同研究開発契約、ライセンス契約(利用契約)の計四つのモデル契約書およびタームシートを作成。「大学と大学発ベンチャーによるオープンイノベーション」については、ライセンス契約、共同研究開発契約のモデル契約書およびタームシートを作成。
2	令和 2 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「大企業等によるオープンイノベーションを促進する知財戦略に関する調査研究報告書」(PwC コンサルティング合同会社、2021 年 3 月)	A	大企業等によるオープンイノベーションを促進を目的に、事業戦略に沿った知的財産の構築に資するとともに特許庁の施策・体制の検討に資する基礎資料を作成するため、情報交換会、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、大企業等によるオープンイノベーションを促進する知財戦略の策定・実行状況の詳	「正解」や「理想形」を示すものではなく、読者が企業内で「悩み」や「課題」を共有し、方向性をオープンに議論するための一助となることを目的として、大企業等における構想段階、設計段階、具体化段階のそれぞれにおける課題や失敗事例を集約、整理。

			細を調査。結果をもとに国内企業・海外企業 12 者の事例を盛り込んだ事例集「新事業創造に資する知財戦略事例集～『共創の知財戦略』実践に向けた取り組みと課題～」を作成。	
3	山内勇、山口明日香、古田嶋勇介「特許権の開放による知識共有とイノベーション」特技懇 296 号 51-61 頁（2020 年 1 月）	A B	本研究では、近年注目を浴びている特許不行使誓約について、その背景を整理するとともに、開放される特許の特徴やその効果について実証的な分析を試みた。分析の結果、ソフトウェア分野では他社の注目度の高い特許が開放されており、開放後に引用される件数が伸びることが分かった。他方で、環境分野では自社にとって重要な特許が開放されているものの、引用の伸びに対する効果はほとんどないことが明らかとなった。また、いずれの分野の開放においても、引用した企業のその分野での特許出願が伸びており、特許の開放が研究開発活動の促進に寄与することを示唆する結果が得られた。	特許開放の形でのオープンイノベーションの促進においては、政策面でのインセンティブ設計やサポートも必要と考えられ、例えば、重点分野における開放特許の維持料金を下げることや、価値評価のガイドラインの策定、開放特許データベースの利用促進等も検討に値する。また、分析対象となった開放特許は主に大企業に活用されており、中小企業との格差が大きい。特許はコミュニティに参加し、事業における交渉力を高める手段として重要であり、コミュニティへの参加が行いやすくなるよう、中小企業への特許取得支援は引き続き重要な政策であると言える。
4	「知的財産推進計画 2020～新型コロナ後の『ニュー・ノーマル』に向けた知財戦略～」(知的財産戦略本部、2020 年 5 月 27 日)	A B C D	新型コロナ後のニュー・ノーマルの下で「脱平均」、「融合」、「共感」及び「デジタル革新」を進めるために必要な政策について、基本的な方針を示す「『ニュー・ノーマル』と知財戦略」(総論的部分)と、各分野において講ずべき施策を示す「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」、「CJ 戦略の実行」及び「コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築」とに整理し、「知的財産推進計画 2020」を取りまとめた。	「イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」の施策において、産学連携の推進／大学における知財戦略の強化、地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化、DX の加速化／AI・データ等の利活用の推進、オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進、価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進、知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備等が挙げられ、全てにおいてオープンイノベーションの活用が述べられている。
5	令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「オープンイノベーションを促進するための支援人材育成及び契約ガイドラインに関する調査研究報告書」(株式会社野村総合研究所、2020 年 2 月)	A B C D	オープンイノベーションが十分な成果を得られない原因の一つである、オープンイノベーションを側面支援する人材の不足について、金融機関行員やベンチャーキャピタリスト等を対象としたオープンイノベーション支援人材の育成のための研修の在り方を検討するとともに、企業	従来の契約のひな形は、争点となる権利帰属や対価設定が「相互協議」などとなっていて、知見が不足するベンチャー企業は交渉の勘所が把握できなかった。提案されたガイドラインは、研究開発型ベンチャー企業、ベンチャー支援者（VC 等）、事業会社（特に知財・法務部）を主な想

			連携契約に関する知財リスクを回避するための契約交渉の留意点を分析・整理。	定読者として作成。これに基づくひな形（モデル契約書）では、仮想のベンチャー企業を設定し、その企業が交わしたい契約書とすることで解像度を上げ、交渉上の留意点や公正な権利帰属、利益分配などを提案している。
6	「オープンイノベーション白書（第3版）日本におけるイノベーション創出の現状と未来への提言」（オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、2020年6月）	A B C D	日本企業のイノベーション実現に向けての方策の提示を目的に策定された。イノベーション歴史や類型、各国、各業界のイノベーション創出状況、国内外のイノベーション推進事例、イノベーション創出に向けた課題と方策等を網羅的にまとめている。	研究開発・知財の課題と方策について、社外の技術の情報収集や社内に有する技術のアセスメントが適切に実施できていないこと、研究成果に基づいた事業化やマネタイズに取り組むマインドがアカデミア及び企業の研究者に不足し、産学連携などのイノベーション創出の機会を逸している等の指摘がある。
7	「経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】」（特許庁、2020年6月）	A B C D	イノベーションの創出、事業競争力の強化、組織・基盤の強化等の経営課題の解決に資する知財戦略に取り組んできた国内外の企業をヒアリング調査し、各企業が経営戦略の中に知財戦略を浸透させたプロセス等を取りまとめた事例集。	掲載された23社の内、9社について、インバウンド型、アウトバウンド型、協業型のそれぞれのオープンイノベーション戦略を取り上げ、各社の取組の経緯や課題・対応策等について記載。
8	「経営における知財戦略事例集」（特許庁、2019年6月）	A B C D	経営戦略に資する優れた知財マネジメントの具体的手法を調査し、将来事業の構想、新事業の形成・拡大、パートナーシップ、経営・事業戦略等の立案、多様な成長戦略への対応、多様な競争相手への対応の観点で取りまとめた事例集。	企業の経営戦略に資する戦略の中で、新事業創出に資する知財戦略として、知財の大胆なオープン化、スタートアップとの共創、産学官パートナーとの連携、異業種パートナーとの連携の四つの切り口で、13事例を概説。
9	「新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告」（未来投資会議、2019年12月19日）	A C D	新たな成長戦略実行計画の策定に向けて、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）等、Society5.0のための個々のテーマにおける、未来投資会議やその傘下の構造改革徹底推進会合等での論点に関し、中間的な整理を実施。	新たな分野への投資促進における施策の中で、オープンイノベーション支援機能を有する法人への大学・研究開発法人からの出資を可能とするための対応が挙げられ、また、大企業と研究開発型スタートアップ企業のオープンイノベーションの成功確率を高めるため、研究開発等における技術保持を含む連携の考え方を整理したガイドラインと契約のひな形策定についても提起されている。
10	「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き（第3版）」（経済産業省 産業技術環	A	事業会社とベンチャー企業との連携の一つとして注目が集まるCVCについて、米国の活用状況を分析した上で、その課題と	共同開発で生まれる知財の囲い込みを強く主張したところ、ベンチャー企業側が引いてしまった等の事例を取上げ、Win-Winの

	境局 技術振興・大学連携推進課、2019 年 4 月)		解決策をまとめることにより、ベンチャーエコシステムの中核として定着することを目指したもの。	協業スキームや協業マネジメントの仕組み等での対応を提案。
11	平成 30 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、2019 年 3 月)	B C	特許庁において中小企業者に対する知財支援の強化に向けた検討を進めるため、中手御企業の知財活動について多角的な調査・分析を行い、現状及び課題を明確化することで、今後の施策検討に資する基礎資料を作成することを目的に調査を実施。	オープンイノベーション時代の担い手となる中小企業の新規ビジネスに対応した、技術移転、ライセンスに関わる知財支援施策の創出に関する検討の必要性、および、スタートアップ企業の海外出願や知財金融、ライセンス等に関する支援拡充の必要性を提言。
12	平成 30 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「オープンイノベーションを活性化するための体制や環境整備に関する調査研究報告書」(PwC コンサルティング合同会社、2019 年 3 月)	A D	価値デザイン社会に資する実質的なオープンイノベーションを実質化し、外部との共創による価値創出に向けて、既存企業が抱える課題を、①組織戦略、②オペレーション(人事・知財等の機能)、③風土・文化の側面から調査。先進的な企業および北欧諸国等を中心とした調査結果と比較して、課題を考察。	価値共創を通じた企業のビジョン・目的の達成に向け、外部との多様な共創を促進する知財戦略および知財機能(知財部門等)においては、インバウンド型/アウトバウンド型の両方向のオープンイノベーションや、スタートアップに対する多様な支援などを実施することが必要である
13	「企業におけるオープンイノベーションの現状と課題、方策について」未来投資会議構造改革徹底推進会合「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合(イノベーション)(第 4 回)配布資料 資料 2(経済産業省、2019 年 4 月 5 日)	A B C D	未来投資会議の会合において、我が国企業におけるオープンイノベーションの現状と課題を俯瞰し、今後の取組の方向性を討議。①企業自身の変革、②官民によるシーズ研究支援、③人材面の施策、④環境整備の観点から複数の検討項目を整理。	企業におけるオープンイノベーションの取組自体は増えつつあるが、海外に比べてまだ広がりには不十分であり、産学連携については、着実に進展しつつあるが、個別技術の橋渡しが中心で、大学の機能・リソースを十分に活用できているとは言えないとし、①企業自身の変革、②官民によるシーズ研究支援、③人材面の施策、④環境整備の観点から複数の検討課題を整理(人材、資金、指針、仕組み等の観点中心)。
14	オープンイノベーションのベストプラクティス"IP Open Innovation"(特許庁、2018 年)	A	大企業・中堅企業がベンチャー企業とオープンイノベーションを進めるための課題や対応策について、協業の目的を類型化し、各プロセスの進め方、知財部門の役割や協業で生まれた知財の取り扱い等のベストプラクティスを紹介するもの。(平成 29 年度産業財産権制度問題調査研究「中堅・大企業等におけるベンチャー企業等が創出した知的財産の活用スキームに関する調査研究」)	オープンイノベーションの成功には、権利帰属等の取扱い、知財部の関与の仕方、ベンチャー企業の発掘・評価への知財の活用等の課題解決が不可欠であるとし、権利帰属等の取扱いについて、特許開放やパテントコモンズ(特許共有資産)等によって効率的な合意に至った IBM の事例等を紹介。

15	平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題研究「中堅・大企業等におけるベンチャー企業等が創出した知的財産の活用スキームに関する調査研究報告書」(株式会社野村総合研究所、2018 年 3 月)	A	オープンイノベーションを志向する中堅・大企業とベンチャー企業等との連携を促進するために、買収を含むベンチャー企業等が創出した知的財産を活用するスキームについて、ベンチャー企業等との連携を見据えた中堅・大企業におけるオープンイノベーション型知財戦略の構築に資するとともに、特許庁の施策・体制の検討に資する基礎資料を作成することを目的とした調査実施。	オープンイノベーションは①パートナーシップ型、②コミット型、③共生型に分けられる。②③においては、共同研究・開発での知財の取り扱い等の検討が重要な位置づけをもつ。ベンチャー企業との間に不当な摩擦を生むことなく調整するための考え方や戦略の見直しが必要となる。日本が①から、②③に以降する際には海外企業が②③の知財交渉等で講じているアクセラレーションプログラムを通じた M&A への移行や、ライセンス・イン方式等の工夫を参考にすることが望ましい。
16	平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究報告書」(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、2018 年 3 月)	C	経済成長を牽引する担い手として、更に新たな雇用創出の担い手としてスタートアップへの期待が高まっており、我が国においてもスタートアップの起業から事業化までをシームレスに支援するためのスタートアップ・エコシステムの構築が必要とされている。スタートアップが直面している知的財産に関する課題やニーズを把握し、スタートアップに対する知的財産支援の在り方についての検討を実施。	事業分野別に共同研究・連携時における知的財産の課題をみると、各事業分野において「共願となる場合の権利の取り扱い」とする割合が最も高くなっている。医薬・バイオでは「大学の不実施補償の問題」、IT では「大手企業との共同研究における職務発明規定の取り扱い」とする割合が高い。医薬・バイオでは、大学発スタートアップや産学連携の進展、IT では、オープンイノベーションの進展による大手企業等との連携が加速する中、共同研究・連携時における知的財産の課題が顕在化していると考えられる。ウイーク・タイからストロング・タイに至る知財専門家等支援体制整備を提案。
17	「統合イノベーション戦略 2021」(内閣府、2021 年 6 月 18 日閣議決定)	A B C D	2021 年 3 月 26 日に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画(以下、「第 6 期基本計画」という。)の実行計画として位置付けられる最初の年次戦略。第 2 章「Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」の中で、「価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成」を挙げ、「都市や地域、社会のニーズを踏まえた大学・国立研究開発法人等の研究開発成果が、スタートアップや事業会社等とのオープンイノベーションを通して事業化され、	オープンイノベーションに関わる知財関連の施策として以下が挙げられている。 ①OSS の必要性・価値・リスクを示すためのプロモーション資料を、経営者・知財関係者等が集うイベント(特許庁が実施する巡回特許庁等)で配布。 ②知的財産・標準の国際的・戦略的な活用による社会課題の解決・国際市場の獲得等の推進。 ③データガバナンスルールなどの信頼性のあるデータ流通環境の構築。

			新たな付加価値を継続的に創出するサイクル（好循環）を形成する。」としている。また、産学官連携の強化においてもオープンイノベーション拠点整備等が挙げられている。	
18	「オープンイノベーション機構の効果的な支援に係る調査：調査報告書」①（科学技術振興機構イノベーション拠点推進部、2020年3月） ②（PwCコンサルティング合同会社公共事業部、2021年3月）	D	文部科学省では平成30年度より、研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めた各階層で大学との連携を行うニーズに対応する、高度なマネジメント機能を構築する「オープンイノベーション機構の整備事業」を開始した。文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室において各大学におけるオープンイノベーション機構に対する効果的な支援を行うことを目的とし、整備事業の進捗状況等の調査・分析や、オープンイノベーション機構における自立的経営に向けた取り組み等への対応に係る調査・分析を実施。	①では、各大学の調査や意見募集の中で、以下のような課題が挙げられ、支援強化の必要性が示されている。 1) 今まで接点のなかった企業・分野とのコネクションの形成 2) 知財・契約の戦略設計、価格交渉 3) 大学の中でも産学連携活動やオープンイノベーションへの意識や、自分の研究の価値の理解、知財や輸出等への理解にばらつきがある点、 4) 企業との交渉における大学とのスピード感の差がある点 ②では、共同研究に向けた「知的財産権」「法務」「共同研究コーディネート」を一元的に取り扱う体制を構築し、この結果、従来の共同研究契約で十分に対応できなかった「知的財産権」や研究成果の取り扱いに関する共同研究契約上のカスタマイズを迅速に纏めることが可能となり、イノベーションの機会を失わずに共同研究に取り組むことができるようになったという東京大学の例が紹介されている。
19	「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（公正取引委員会、2020年11月）	C	スタートアップはイノベーション推進による我が国経済の生産性向上に大きく貢献する可能性を持ち、大企業等とのオープンイノベーションも促進されている。創業から10年未満の事業者は新規雇用の創出といった面でも重要であることから、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することが経済の発展に向けて極めて重要との視点に立ち、アンケートとヒアリングを実施。	NDA、出資契約、ライセンス契約、共同研究契約、PoC契約それぞれについて、スタートアップが納得できない行為を受けた実態が、調査によって明らかにされた。独占禁止法上問題となるおそれのある行為の未然防止の観点から本報告書を広く周知し、また、ガイドラインの作成検討を開始する。
20	「令和3年版科学技術・イノベーション白書」（文部科学省、2021年6月）	A B C D	国内外の知的資源を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、企業、大学や公的研究機関の本格的連携と	第1節「オープンイノベーションを推進する仕組みの強化」において、1) 大学等の産学連携体制の整備、2) 産学間の共同研究

	第2部 科学技術・イノベーション創出の振興に関して講じた施策 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築		ベンチャー企業の創出強化等を通じて、人材、知、資金が、組織やセクター、さらには国境を越えて循環し、各々が持つ力を十分に引き出し、イノベーションが生み出されるシステムの構築を進め、我が国全体の国際競争力を強化し、経済成長を加速させることとしている。	開発の強化、3) 表彰制度、認定制度の活用、4) 産学協働の場の形成、5) オープンイノベーション拠点の形成等の施策を挙げている。また、第3節「国際的な知的財産・標準化の戦略的活用」において、知財マネジメントガイドラインの策定や、J-PlatPat等の整備、早期審査の実施や、国際標準化の加速及び支援体制の強化等を挙げている。
21	藤田哲雄「デジタル時代のオープンイノベーションの展開と日本の課題」JRIレビュー2巻53号5-31頁（日本総合研究所、2018年）	A B C D	オープンイノベーションの概念が提唱されて10年以上になるが、わが国における取り組みはあまり進んでいない。産学連携については、徐々に成果を挙げつつあるが、大企業の半数以上において、オープンイノベーションへの取り組みは10年前と変化していない。わが国の企業にオープンイノベーションが必要なのは、新しいデジタル技術の普及によって、従来のビジネスモデルが大きく変化しつつあること、また、商品・サービス別の業界構造から社会エコシステムへの構造転換に対応する必要があること等が理由である。	中長期的に育てる心構えが必要で、政府は、産学連携に資源を集中するのではなく、企業間のオープンイノベーションの促進政策を検討すべきである。オープンイノベーションは、産業や社会構造の変化と裏表の関係にあり、従来の規制体系をどのように新たなエコシステムに対応させていくかを検討すべきであろう。 従来のクローズドイノベーションにおける自社の知的財産の管理に加え、オープンイノベーションでは他社に知的財産権を使用させることで利益を得たり、他社の知的財産を購入することで自社のビジネスモデルを発展させることも考えるべきである。
22	「イノベーションエコシステムの研究～オープンイノベーションからいかに収益を上げるか～報告書」（21世紀政策研究所、2017年4月）	A B C D	日本企業がこれまで得意としてきた「モノ」中心モデルの優位性が失われている中で、先進国のモノづくりは、「モノ」単体から、顧客に対してより幅広い価値を提供する「ソリューション」モデルに移行することが必要である。ソリューションのパーツをすべて自前でそろえるのではなく、最適なものを外から探してくることである。また、持続的な競争優位を構築するためには、技術の進展や顧客ニーズの変化にあわせて、ソリューションを柔軟に変化させることが必要となる。その際に重要となるのは、ビジネスパートナーとの協力の下、継続的にイノベーションを進めていくエコシステムの考え方である。	事例研究の中で知財の取り扱いについて取り上げられており、パートナーの知財ポリシーを配慮した弾力的な運用が必要であるとしている。

23	「知的財産推進計画 2008－世界を睨んだ知財戦略の強化－」（知的財産戦略本部、2008 年 6 月 18 日）	A B C D	第 3 章「知的財産の活用」において、「オープンイノベーションに対応した知財戦略を促進する」が挙げられており、（１）様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する、（２）企業における知財戦略の高度化を促進する、（３）知的財産経営のための社内体制を整備する、（４）知的財産流通市場を活性化する、（５）知的財産の円滑・公正な活用を促進する等の計画が示されている。	（２）企業における知財戦略の高度化を促進するにおいては、①未利用の知的財産の活用を促進する、②共有特許の扱いについて調査・分析を行う、③オープンイノベーションに関する取組事例を公表する、④企業発ベンチャー設立やM&Aにおける知財上の課題を整理する、⑤知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る等の計画が示されている。
24	「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」（知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化専門調査会、2008 年 3 月 4 日）	A B C D	従来にも増したスピードで技術革新が起きる中で、市場ニーズの変化を的確に捉えてイノベーションを効率的に進めていかなければ競争には勝ち残れず、知財制度についても、これを支えるだけの適切な改革が求められる。効率的かつスピーディーなイノベーションを促進する観点から我が国におけるオープンイノベーションに向けた取組の状況や必要な環境整備の在り方などにつき検討することが必要と考え、審議を行った。	オープンイノベーションに対応した我が国知財戦略の在り方として、（１）企業におけるオープンイノベーションに即した知財戦略の活用、（２）オープンイノベーションを支える基盤の整備、（３）グローバルな知財戦略の促進が挙げられ、具体的な取組が示されている。

（２）国内の知財マッチングの取組の実態調査

（a）国内の知財マッチングのための取組の代表事例［3 件］

国内の知財マッチングのための取組の代表事例として、開放特許情報データベース、川崎モデル、公報掲載サービスを以下の表に示す。実施主体、特許権者、ライセンシーの観点を踏まえてメリット、デメリットについても記載した。

開放特許情報データベースは、未活用特許の中小企業、ベンチャー企業等への有効活用（ライセンス）を促進するために開放特許（第三者にライセンス契約、譲渡等する意思のある特許（登録前も可））を出願人（特許権者）がデータベースに登録（無料）し、誰でも検索可能（無料）とする INPIT が提供するサービスである。開放特許を利用するには、該当する特許を所有している登録者と契約をする必要がある。キーワードや技術内容（技術分野、機能）から、検索できる。しかしながら、技術の概要が請求項の抜粋のため、知財に慣れていない中小企業の方にはどのような技術か理解しにくいという声が多い。ライセンス交渉は、ライセンスを受けたい者が、データベースの登録者情報に連絡して行うことになるが、権利者側がライセンス先を選択できるので、競合他社に対してライセンスに応じない場合も想定される。

川崎モデルは大企業の開放特許を中小企業が活用して新商品開発できるよう、マッチン

グから事業化まで知財コーディネータがサポートする知的財産の交流事業である。マッチングには、参加者自由のオープン型、参加者限定のクローズド型、中小企業を大企業の技術者が訪問する個別マッチング型の三種類がある。マッチングの段階から知財コーディネータが関与し、事業化の可能性調査や、中立な第三者としてライセンス交渉を行う。そして、ライセンス契約後も知財コーディネータが関与し、試作開発、製品化、事業化へとつなげていく。川崎モデルでは、成約件数は 39 件、製品化までの件数は 27 件となっている（2021 年 3 月末現在）。当事者にとっては、知財コーディネータによりライセンス交渉が円滑に行われる。また、主なライセンシーである中小企業にとっては、事業化まで知財コーディネータのサポートが受けられる。実施主体としては、知財コーディネータを中心としたサービスのため、扱える件数が限られる。

	開放特許情報データベース	川崎モデル	公報掲載サービス
概要	・未活用の特許が有効活用されるよう、出願人により登録された情報を INPIT がデータベース化し提供するサービス。 ・キーワードや技術内容（技術分野、機能）のほか、ノウハウ提供可否、技術指導可否、販売ルート提供、技術パッケージなど、複数の観点から検索できる。 ・ライセンス交渉は、ライセンスを受けたい者が、データベースの登録者情報に連絡して行う。	・大企業の開放特許を活用し、中小企業の新商品開発等を支援する知的財産交流事業。 ・マッチングには、参加者自由のオープン型、参加者限定のクローズド型、中小企業を大企業の技術者が訪問する個別マッチング型の三種類がある。 ・マッチングの段階からコーディネータが関与し、事業化の可能性調査や、中立な第三者としてライセンス交渉を行う。 ・ライセンス契約後もコーディネータが関与し、試作開発、製品化、事業化へとつなげていく。	・出願人又は権利者の申出によって、権利譲渡又は実施許諾の用意がある旨を特許公報・登録実用新案公報・意匠公報に掲載するサービス。 ・特許庁に申出をすると、特許公報の場合、「特許権者において、権利譲渡の用意がある。」や「特許権者において、実施許諾の用意がある。」のように表示される。
メリット／デメリット	・1375 者が 24990 件を登録。利用件数は非公表（2021 年 8 月 11 日現在）。 ・実施主体としては、データベース提供のみのため、コスト負担が少なく、多くの件数を取扱い可能。 ・当事者にとっては、ライセンス交渉で折り合いがつかない等の課題が残る。	・成約件数は 39 件、製品化までの件数は 27 件（2021 年 3 月末現在）。 ・当事者にとっては、コーディネータによりライセンス交渉が円滑に行われる。また、主なライセンシーである中小企業にとっては、事業化までコーディネータのサポートが受けられる。 ・実施主体としては、コーディネータを中心としたサービスのため、コスト負担は大きく、扱える件数も限られる。	・開放特許情報データベースのように、キーワードや技術内容（技術分野、機能）等による検索ができない。

(b) 国内の知財マッチングのための取組の利用実態及び課題の調査 [24 件]

区分 A:データベース B:支援施策 C:個別企業 D:知財/技術仲介

No	取組の名称	区分	実施主体	取組内容	利用実態/課題
1	開放特許情報データベース	A	INPIT	未活用の特許の中小企業、ベンチャー企業等への有効活用（ライセンス）を促進するために開放特許（第三者にライセンス契約、譲渡等する意思のある特許（登録前も可））を出願人（特許権者）がデータベースに登録（無料）し、誰でも検索可能（無料）とするサービス。開放特許を利用するには、該当する特許を所有している登録者と契約をする必要あり。	1375 者が 24990 件を登録。利用件数は非公表（2021 年 8 月 11 日現在）。実施主体としては、データベース提供のみのため、コスト負担が少なく、多くの件数を取扱い可能。当事者にとっては、ライセンス交渉で折り合いがつかない等の課題が残る。
2	WIPO Green	D	WIPO（世界知的所有権機関）	環境関連技術におけるイノベーションとその普及を促進するための国際的なオンラインプラットフォーム。パートナーとして環境関連技術を提供する企業や組織と、解決策を求める企業や個人を結び付けることで、環境関連技術の普及と環境課題に対する世界的な取り組みを促進。他にも、世界各国・地域の政府機関を通じたマッチングイベントの開催や、環境保全技術と知的財産権関連の展示会、ワークショップ開催などの取り組みも行っている。ライセンス料など契約内容については交渉により決定する。	2013 年の設立以降、100 を超える企業や組織がパートナーとして参画しており、データベースには 3,000 件以上の環境技術とニーズが登録されている。
3	Open COVID Pledge	A	Open COVID Pledge 宣言者	COVID-19 パンデミックを収束させる目的のためにのみ用いる場合に、特許権や著作権などの知的財産権（商標及び営業秘密を除く。）について、非排他的・無償・全世界的なライセンスを供与する。	
4	川崎モデル	B	川崎市	大企業の開放特許を中小企業が活用して新商品開発できるよう、マッチングから事業化までコーディネータがサポートする事業。マッチングには、参加者自由のオープン型、参加者限定のクローズド型、中小企業を大企業の技術者が訪問する個別マッチング型の 3 種類がある。マッチングの段階からコーディネータが関与し、事業化の可能性調査や、中立な第三者	成約件数は 39 件、製品化までの件数は 27 件（2021 年 3 月末現在）。当事者にとっては、コーディネータによりライセンス交渉が円滑に行われる。実施主体としては、コーディネータを中心としたサービスのため、コスト負担は大きく、扱える件数も限られる。

				としてライセンス交渉を行う。ライセンス契約後もコーディネータが関与し、試作開発、製品化、事業化へとつなげていく。	
5	トヨタ	C	トヨタ	車両電動化技術に関する特許（FCV 関連特許、HV 関連特許）の無償開放（約 23740 件）。無償開放期間（電動化技術全般：2030 年末まで、燃料電池関係：当初の 2020 年末から 2030 年末まで延長、水素ステーションに関する約 70 件の特許については、早期普及を目的に無償提供の期限は設けない。）技術サポート（有償）	2015 年の段階で数十社から問合せあり。標準化戦略に対する他社の参入が課題。
6	知財仲介業者	D	株式会社プロファウンド	法務戦略および知的財産戦略の策定支援（経営陣向け業務レポートの作成支援を含む）、知的財産棚卸および知的財産評価の支援、発明発掘支援、特許活用支援、知的財産権網の構築支援、特許活用支援、特許調査支援、商標調査支援、パテントマップ作成支援、外国における権利活用状況等の情報収集、契約内容のチェック、担当者の教育支援など。	
7	特許プール	D	国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）	NIH（米国国立衛生研究所）が HIV 治療薬「ダルナビル」の特許権を国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）が設立した医薬品特許プール（MPP）に提供。製薬会社が自社の保有するエイズ治療薬の特許権を他社と共有し、その見返りとして特許の使用料を受け取る仕組み。製薬会社は特許プールに提供された特許を用いて、特許権が付与された薬をより安価に製造することが可能になる。製薬会社は特許の使用料による金銭的な見返りを得ることができ、患者はより安価な治療薬の恩恵を受けることができる。	
8	COVID-19 と戦う知財宣言	A	COVID 対策支援宣言者	「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」に賛同する企業が、原則として宣言の日から世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日までの間、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的とした行為について、特許権等（特許権、実用新案権、意匠権、著作権）の権利行	宣言者数：102、対象特許数：927,897（2021 年 2 月 15 日現在）。

				使を行わない。日産自動車が本宣言し、無償開放した知的財産を利用して株式会社ワキプリントピアが抗菌マスクケースを発売した事例が報じられている。	
9	medicines patent pool (MPP)	D	スイスのジュネーブに拠点を置く、2010年7月に設立された Unitaid が支援する国際組織	革新的なビジネスモデルを通じて、市民社会、政府、国際機関、業界、患者グループ、その他の利害関係者と提携し、必要な医薬品に優先順位を付けてライセンスを供与し、知的財産をプールして、ジェネリック製造と新しい製剤の開発を促進している。	現在までに、MPP は、13 の HIV 抗レトロウイルス薬、1 つの HIV 技術プラットフォーム、三つの C 型肝炎直接作用型抗ウイルス薬、および結核治療について 10 人の特許権者と協定を結んでいる。
10	COVID-19 response	D	WHO	WHO の主導的役割を確認しつつ、国際社会が一致団結して対応する重要性を確認。新型コロナウイルス感染症対策に必要なあらゆる医療資源が、平等に行き渡るよう努力。新型コロナウイルス感染症流行下における人、医療機器及び医薬品の移動に対する制限が一時的かつ限定的であることを保証。公衆衛生上必須なサービスを絶え間なく安全に供給する保健システムの維持。WHO や各国の新型コロナウイルス感染症対策における知見、データ等の適切な共有。国民への客観的・科学的根拠に基づく包括的なデータや情報の提供。医療従事者等の最前線で働く人々への支援。ワンヘルス・アプローチに基づき、国際獣疫事務局 (OIE)、国連食糧農業機関 (FAO) や各国と協力し、中間宿主の役割を含む人畜共通感染症ウイルスの感染源と人体への感染経路の特定。WHO を中心とした対応に関して、最も早い適切な時期に、公平で独立した包括的な検証を開始することを、WHO 事務局長に要請。	
11	東京工業大学 研究・産学連携	D	東京工業大学	研究・産学連携本部 知的財産部門を窓口として、実施を希望される企業と東工大が直接、実施許諾(ライセンス) 契約を行う。	
12	テスラ	C	テスラ	テスラが所有する電気自動車に関する特許を無償で開放。	他社も絡む特許については公開は難しい。例えば同社が高い競争力を持つ蓄電池はパナソニックがテスラ専用様々な加工を加え、特許も取得しているため、テスラ単独では特許を公開できない。

13	「パテントコモンズ」構想	C	IBM	「Global Innovation Outlook (GIO)」を開催し、医療や環境、安全、政府の役割、企業の未来といった現在の社会的な課題について議論。オープンソース・コミュニティに対する特許の公開、環境保護に貢献する特許の開放。	
14	エコ・パテントコモンズ	A	世界経済人会議 (World Business Council for Sustainable Development : WBCSD)	地球の環境、及び生態系を直接的にもしくは間接的に改善または保護する特許についてエコ・パテントコモンズに提供されたものを第三者に無償開放。但し、環境保護に有益となる形で特許が用いられることが条件。	
15	Open Invention Network (OIN)	D	OIN	特許を買収し、Linux、Linux に関連するシステムやアプリケーションに対しその特許を主張しないことに同意した企業、個人に同社が買収した特許をロイヤルティー・フリーでライセンスする。	2010 年 10 月 10 日に Microsoft がオープンソース特許団体の Open Invention Network (OIN) に参加し、特許 6 万件を含むライブラリーをグループメンバーに開放。
16	Azure IP Advantage	C	マイクロソフト	Microsoft Azure の顧客に対して、特許侵害訴訟などの知的財産 (IP) 関連リスクから保護する。Azure 上で稼働するサービスに対する訴訟リスクに対して、上限なしの補償、訴訟を起こされた場合の反論用に、Microsoft の特許 1 万件を利用可能など。	
17	テクノマート構想	D	日本テクノマート	技術情報、取引形態 (ライセンス・権利譲渡)、ロイヤルティなどをデータベース化し、希望があれば実施主体が仲介する賛助会員制 (賛助会員費は不明) サービス。	会員数 616 社、登録数 3581 件、成約数 668 件、検索数 28 万件。(2001 年 3 月末現在)。
18	特許流通アドバイザー派遣事業	D	INPIT (2000 年度まで日本テクノマート)	企業・大学等が保有する開放特許・技術シーズと中小企業のニーズを把握し、仲介や移転を特許流通アドバイザーが支援する事業。	成約数 14699 件 (2011 年 3 月末現在)。
19	公報掲載サービス	A	日本国特許庁	出願人又は権利者の申出によって、権利譲渡又は実施許諾の用意がある旨を特許公報・登録実用新案公報・意匠公報に掲載するサービス。申出をすると、特許公報の場合「特許権者において、権利譲渡の用意がある。」、「特許権者において、実施許諾の用意がある。」のように表示される。	開放特許情報データベースのように、キーワードや技術内容 (技術分野、機能) 等による検索ができない。

(3) LOR 制度の詳細・運用・利用実態の調査

【調査結果】

英国、独国、シンガポール、中国の LOR 制度の詳細・運用、利用実態について、以下の調査項目に従って調査を行った。なお、公開情報調査では十分な情報が取得できない場合は、海外ヒアリング調査の調査項目として調査した。

【制度の詳細に関する調査項目】

- ① 申請（主体、客体）
- ② 申請可能時期（登録後、出願後等）
- ③ LOR の取下（取下の要件）
- ④ 申請の効果・減免
- ⑤ 特許権の制限（差止請求）
- ⑥ 実施権の発生
- ⑦ 実施料の決定（当事者、知財庁長官）
- ⑧ 紛争処理の方法・事例
- ⑨ 公示の方法

【中国の有益な情報】

- ⑩ 制度の導入理由・経緯

【仏国の有益な情報】

- ⑪ 仏国の LOR 制度が廃止となった理由
- ⑫ 実施権者の訴権

【運用・利用実態等に関する調査項目】

- ⑬ 登録件数（主要企業）

(a-1) LOR 制度の詳細（英国）特許法第 46 条、47 条

英国の LOR 制度の詳細は下記のとおりである。

① 申請

特許権者は、当該特許について誰でもライセンスを受ける権利を取得可能である旨を登録簿に記入するよう、知的財産庁長官に対して LOR 申請を行うことができる。知的財産庁長官は、LOR 申請があると、その特許につき権利を有する全ての者に対して LOR 申請があったことを通知し、特許権者がその特許をライセンスすることが契約で禁止されていない場合（第 46 条（2））に、登録簿に LOR の申請があった旨を記入する。第三者（ライセンシー）は LOR について登録簿に記入されると、ライセンスを受ける権利を有する（第 46 条（1））。なお、LOR 宣言は権利毎に行うことができるが、請求項毎に行うことはできない。LOR 宣言された親出願が分割された場合、その分割出願は新たに LOR 宣言しなけれ

ばならない（英国有識者の回答）。

② 申請可能時期（第 46 条（1））

特許権登録後に LOR 申請を行うことができる。

③ LOR の取下（第 47 条（1）（2））

特許権者は、以下の 1）及び 2）の条件を満たせば、知的財産庁長官に LOR の取り下げを申請できる。

1）LOR 宣言された特許権のライセンシーがいない場合、又はライセンシーがいる場合は、当該ライセンシー全員の同意が必要。

2）特許維持年金：特許権者は、知的財産庁長官の指定する期間内に減額された特許維持年金の支払いが必要。

④ 申請の効果・減免（第 46 条（3）（d））

LOR について登録簿に記入されると、その特許について誰でも実施権を受けることができる。特許維持年金は、LOR について登録簿に記入されると、特許権者が本来納付すべき額の 50%減額される。

⑤ 特許権の制限（第 46 条（1））

LOR 申請後は差止請求については制限される。

⑥ 実施権の発生（第 46 条（3）（a））

当事者が実施許諾について合意した時点で、実施権が発生する。

⑦ 実施料の決定（第 46 条（3）（a））

原則、実施料は当事者間の合意により決定されるが、合意に至らない場合は、いずれか一方の当事者の申立てにより、知的財産庁長官が実施料を決定する。

⑧ 紛争処理の方法・事例（第 46 条（4）、英国有識者の回答）

実施権者に訴権を認めている。特許権が第三者に侵害された場合、実施権者は特許権者に訴訟の提起を依頼し、それに応じなかった場合に実施権者に訴権を認める。その際、特許権者を被告に含める。これは後日、特許権者が訴訟を提起した場合に抵触する判決がでるのを防ぐためである。但し、LOR に関する訴訟は発生していない。

⑨ 公示の方法（英国有識者の回答）

知財庁では二つの方法で公示される。特許登録簿があり、登録簿の特許が LOR の対象になっているか記載され確認できる。また、LOR の登録情報が表示される DB が用意され、その DB にアクセスして検索することにより、どのような特許が対象になっているか確認できる。

（a－2）制度の詳細（独国）特許法第 23 条

独国の LOR 制度の詳細は下記のとおりである。

① 申請

特許権者または出願人は、特許出願し出願の事実が登録簿に登載された段階で、特許商標庁に対して書面を提出することで LOR 宣言を行うことができる。その特許について、第三者（ライセンシー）はライセンスを受ける権利を有する（第 23 条（1））。但し、当該特許について排他的ライセンスが締結されている事実が特許登録簿に掲載されていないこと

が条件となる（第 23 条（2））。なお、LOR 宣言は、欧州特許庁に継続していない（欧州特許として登録された）ドイツを指定国とする欧州特許についても行うことができる（第 23 条に関する欧州特許条約 2 条（2））。なお、LOR 宣言は権利毎に行うことができるが、請求毎に行うことはできない。LOR 宣言された親出願が分割された場合、その分割出願は新たに LOR 宣言しなければならない（独国有識者の回答）。

② 申請可能時期（第 23 条（1））

特許出願後に LOR 申請を行うことができる。

③ LOR の取下（第 23 条（7））

LOR は、以下の 1）及び 2）の条件を満たせば、取り下げることができる。但し、ライセンシーからの実施許諾の申し出がある場合は LOR の取下げを行うことはできない。

1）ライセンシーがいない場合、又はライセンスの申入れがなされていない場合

2）出願維持費・特許維持年金：LOR の取下げから 1 か月以内に、減額された出願維持費、特許維持年金の支払いが必要。

④ 申請の効果・減免（第 23 条（1））

LOR について登録簿に記入されると、その特許について誰でも実施権を受けることができる。出願維持費、特許維持年金は、LOR について登録簿に記入されると、特許権者が本来納付すべき額の 50%減額される。

⑤ 特許権の制限（第 23 条（1））

LOR 申請後は差止請求については制限される。

⑥ 実施権の発生（第 23 条（3））

第三者が実施の意思を権利者に表明（実施の意思を権利者に通知）した時点で、実施権が発生する。

⑦ 実施料の決定（第 23 条（4））

原則、実施料は当事者間（特許権者とライセンシー）の合意により決定されるが、合意に至らない場合は、いずれか一方の当事者の申立てにより、特許商標庁が実施料を決定する。

⑧ 紛争処理の方法・事例（独国有識者の回答）

規定なし。但し、LOR に関する訴訟は発生していない。

⑨ 公示の方法（独国有識者の回答）

知財庁では特許登録簿があり、登録簿の特許が LOR の対象になっているか記載され確認できる。また、LOR の登録情報が表示される DB が用意され、その DB にアクセスして検索することにより、どのような特許が対象になっているか確認できる。誰が権利者で、どのような技術かを確認でき、企業名での検索も可能。特許の官報にも掲載される。

（a－3）制度の詳細（シンガポール）特許法第 53 条、54 条

シンガポールの LOR 制度の詳細は下記のとおりである。

① 申請

特許権者は、当該特許について誰でもライセンスを受ける権利を取得可能である旨を登録簿に記入するよう、知財庁（IPOS）に対して LOR 申請を行うことができる。登録官は、

LOR 申請があると、その特許につき権利を有する全ての者に対して LOR 申請があったことを通知し、特許権者がその特許をライセンスすることが契約で禁止されていない場合(第 53 条 (2))、登録簿に LOR の申請があった旨を記入する。第三者(ライセンシー)は LOR について登録簿に記入されると、ライセンスを受ける権利を有する(第 53 条 (1))。なお、LOR 宣言は権利毎に行うことができるが、請求項毎に行うことはできない。LOR 宣言された親出願が分割された場合、その分割出願は新たに LOR 宣言しなければならない(シンガポール有識者の回答)

② 申請可能時期(第 53 条 (1))

特許権登録後に LOR 申請を行うことができる。

③ LOR の取下(第 54 条 (1) (2))

特許権者は、以下の 1) 及び 2) の条件を満たせば、LOR の取り下げを登録官に申請できる。

1) ライセンシーがいない場合、又はライセンシーがいる場合は、当該ライセンシー全員の同意が必要。

2) 特許維持年金：登録官からの取消申請受領通知を受領後 2 か月以内に、減額された特許維持年金の支払いが必要。

④ 申請の効果・減免(第 53 条 (3) (d))

LOR について登録簿に記入されると、その特許について誰でも実施権を受けることができる。特許維持年金は、LOR について登録簿に記入されると、特許権者が本来納付すべき額の 50%減額される。

⑤ 特許権の制限(第 53 条 (1))

LOR 申請後は差止請求については制限される。

⑥ 実施権の発生(第 53 条 (3) (a))

当事者が実施許諾について合意した時点で、実施権が発生する。

⑦ 実施料の決定(第 53 条 (3) (b))

原則、実施料は当事者間の合意によるが、合意に至らない場合は、いずれか一方の当事者の申立てにより登録官が決定する。

⑧ 紛争処理の方法・事例(シンガポール有識者の回答)

規定なし。LOR に関する訴訟は発生していない。

⑨ 公示の方法(シンガポール有識者の回答)

知財庁では特許登録簿があり、登録簿の特許が LOR の対象になっているか記載され確認できる。また、LOR の登録情報が表示される DB が用意され、その DB にアクセスして検索することにより、どのような特許が対象になっているか確認できる。誰が権利者で、どのような技術かを確認でき、企業名での検索も可能。また、パテントイージャーナルにおいて、知財庁の検索画面に近いが、広告的な観点で掲載したものがある。

(a-4) 制度の詳細(中国) 専利法第 50 条～第 52 条

中国の LOR 制度の詳細は下記のとおりである。

① 申請

専利権者は、国務院専利行政部門に対して専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ許諾実施料の支払い方法と基準を明らかにしたとき、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放許諾を実施する。実用新案、意匠専利については申請するときは専利権評価報告書を提出しなければならない。第三者は、開放許諾にかかる専利を実施する意思を有するとき、書面により専利権者に通知し、公告された許諾実施料の支払い方法及び基準に基づいて許諾実施料を支払い、専利の実施許諾を受けることができる（第 50 条）。なお、LOR 宣言は権利毎に行うことができるが、請求項毎に行うことはできない。LOR 宣言された親出願が分割された場合、その分割出願は新たに LOR 宣言しなければならない（中国有識者の回答）。

② 申請可能時期（第 50 条）

専利権登録後に申請を行うことができる。

③ LOR の取下（第 50 条）

専利権者が開放許諾の声明を撤回するときは書面により国務院専利行政部門に提出しなければならない。国務院専利行政部門がこれを公告する。但し、開放許諾の撤回が公告されたとき、先に付与された開放許諾の効力には影響しない。

④ 申請の効果・減免（第 51 条）

開放許諾の実施期間中、その特許について誰でも実施権を受けることができる。開放許諾の実施期間中、専利権者が本来納付する専利年金が減免される。

⑤ 特許権の制限（第 50 条）

LOR 申請後は差止請求については制限される。

⑥ 実施権の発生（第 51 条）

第三者が公告された許諾実施料の支払い方法及び基準に基づいて許諾実施料を支払うことにより、実施権が発生する。なお、専利権者は開放許諾した後でも特定のライセンシーと許諾実施料について協議の上、異なる条件の通常実施許諾を付与できる。但し、その専利について独占的または排他的許諾を付与してはならない。

⑦ 実施料の決定（第 50 条）

専利権者が LOR を申請する際に決定する。

⑧ 紛争処理の方法・事例

当事者は、開放許諾の実施について紛争があった時は、当事者の協議により解決する。解決できない場合は、国務院専利行政部門に対して調停を申し立てるか、または人民法院に提訴できる（第 52 条）。中国では調停は初めての制度であるが、この調停後、さらに提訴できるかは現状、不明。通常のライセンスの紛争は、裁判所に提訴可能。但し、LOR に関する訴訟は発生していない（中国有識者の回答）。

⑨ 公示の方法（中国有識者の回答）

50 条をもとに専利権者は国務院に対し、専利の実施を許諾する声明を行い、許諾実施料等を提出すると、国務院は許諾実施料等を公告する。6 月 1 日に施行したばかりで、実施細則が発行されていない。現状、許諾を声明する場合、国務院に対し、許諾声明等を所定のフォームに記載し、身分証明等を提出する。国務院は審査して受理すると公告する。公告内容は声明した際に提出した許諾実施料等が公告される。

(b) LOR 制度の詳細（各国の比較）

各国の LOR 制度を把握し比較できるよう、一覧表に項目ごとに整理した。

調査項目	英国 (特許法 46、47 条)	独国 (特許法 23 条)	シンガポール (特許法 53、54 条)	中国 (専利法 50～52 条)
①申請	特許について誰でもライセンスを受ける権利を取得できる旨を登録簿に記入するよう、申請を行う。第三者はライセンスを受ける権利を有する（第 46 条（1））。	特許について誰でもライセンスを受ける権利を取得できる旨を登録簿に記入するよう、申請を行う。第三者はライセンスを受ける権利を有する（第 23 条（1））。	特許について誰でもライセンスを受ける権利を取得できる旨を登録簿に記入するよう、申請を行う。第三者はライセンスを受ける権利を有する（第 53 条（1））。	第三者への許諾の宣言と実施料の支払い方法を申請時に同時に行う。実用新案も対象で評価書提出要。第三者はライセンスを受ける権利を有する（第 50 条）。
②申請可能時期	特許権登録後（第 46 条（1））	特許出願後（第 23 条（1））	特許権登録後（第 53 条（1））	専利権登録後（第 50 条）
③LOR の取下	実施許諾のライセンシーがいらない又はいる場合は全員の同意が必要で、かつ減額された年金の支払いを行い、取下可能（第 46 条（1）（2））。	実施許諾のライセンシーがいらない、かつ LOR 取下げから 1 か月以内に、減額された出願維持費、特許年金の支払いを行うことで、取下可能（第 23 条（7））。	実施許諾のライセンシーがいらない又はいる場合は全員の同意が必要。更に申請受領後 2 か月以内に減額された年金支払いを行う（第 54 条（1）（2））。	LOR は書面で申請すれば取下げ可能。但し、先に付与された開放許諾の効力には影響しない（第 50 条）。
④申請の効果・減免	誰でも実施権を受けることができる。 特許年金は、本来納付すべき額の 50%減額（第 46 条（3）（d））。	誰でも実施権を受けることができる。 出願維持費、特許年金は、本来納付すべき額の 50%減額（第 23 条（1））	誰でも実施権を受けることができる。 特許年金は、本来納付すべき額の 50%減額（第 53 条（3）（d））。	誰でも実施権を受けることができる（第 50 条）。 本来納付する専利年金が減免される（第 51 条）。
⑤特許権の制限	LOR 申請後は差止請求については制限される（第 46 条（1））。	LOR 申請後は差止請求については制限される（第 23 条（1））。	LOR 申請後は差止請求については制限される（第 53 条（1））。	LOR 申請後は差止請求については制限される（第 50 条）。
⑥実施権の発生	当事者が実施許諾について合意した時点で、実施権が発生（第 46 条（3）（a））。	第三者が実施の意思を権利者に表明（実施の意思を権利者に通知）した時点で、実施権が発生（第 23 条（3））。	当事者が実施許諾について合意した時点で、実施権が発生（第 53 条（3）（a））	第三者が権利者に対し許諾実施料を支払った時点で、実施権が発生（第 51 条）
⑦実施料の決定	実施料は当事者間の合意により決定。但し、合意に至らない場合、当事者の申立てにより、知的財産庁長官が実施料を決定（第 46 条（3）（a））。	実施料は当事者間の合意により決定。但し、合意に至らない場合、当事者の申立てにより、特許商標庁が実施料を決定（第 23 条（4））。	実施料は当事者間の合意により決定。但し、合意に至らない場合、当事者の申立てにより登録官が決定（第 53 条（3）（b））。	専利権者が LOR を申請する際に決定（第 50 条）。開放許諾した後でも、特定のライセンシーと許諾実施料について協議可能（第 51 条）。

⑧紛争処理の方法	実施権者に訴権を認めている。特許権者に訴訟の提起を依頼し、それに応じなかった場合に実施権者に訴権を認める。その際、特許権者を被告に含める（第46条（4））。	規定なし	規定なし	当事者は、開放許諾の実施について紛争があった時、協議により解決。解決できない場合、調停申立てまたは提訴可能（第52条）。
----------	--	------	------	--

（c）LOR 制度の各国比較・分析

英国、独国、シンガポール、中国の LOR 制度について、各法的項目に関して、比較、分析を行う。英国、独国、シンガポールの LOR 制度はほぼ同じ制度であり、中国の LOR 制度が上記3国とは異なるので、上記3国と中国の制度比較も加味して検討する。

① 申請

英国、独国、シンガポールは、特許について権利者が第3者への許諾の宣言をして申請、登録されると、誰でも LOR を受ける権利を有する。これに対し、中国は許諾の宣言だけでなく、許諾実施料の支払い方法も申請時に提出し、公表されると、誰でも LOR を受ける権利を有する。中国では許諾実施料が公表されるので、第三者は許諾実施料を知ることができ、許諾を受けるかどうかの判断材料とすることができる。

英国とシンガポールは実用新案制度がないので、実用新案の LOR は存在しない。独国は実用新案制度が存在するが、実用新案には LOR が適用されていない。上記3国に対し、中国は実用新案にも LOR が適用されており、申請時に、許諾実施料の支払い方法を提示するだけでなく、評価書も提出しなければならない。評価書の内容によっては進歩性など否定されるケースが発生する。

② 申請可能時期

英国、シンガポール、中国は特許権登録後の登録案件に LOR が適用されるが、独国は登録後だけでなく、出願後の出願案件にも LOR が適用される。独国は出願日から3年以降に年金を支払う必要があるため、その維持費用を削減することが可能。但し、登録時にクレーム内容が変わる可能性がある。

③ LOR の取下

英国、独国、シンガポールは LOR 取下げ時に、許諾実施のライセンシーがいない又はいる場合は全員の LOR 取下げの同意が必要である。これに対し、中国は LOR を取下げても、先に付与された開放許諾の効力には影響せず、先に実施権の許諾を受けた者に不利益が及ばない。また、上記3国は LOR 取下げ時に、減額された年金を支払う必要があるが、中国にはその規定はない。更に、中国はライセンシーがいる場合でもその同意は不要。

④ 申請の効果

4 か国とも、誰でも実施権が許諾される権利が与えられる点では同一である。英国、独国、シンガポールでは特許維持費用が本来納付すべき額の半額に減額される。これに対し、中国では本来納付すべき専利年金が減免されると規定されているが、どの程度、減額されるのかは規定されていない。

⑤ 特許権の制限

LOR 申請後、第三者は誰でもライセンスを受ける権利を有するようになるので、差止請求については実質的に制限される。競合他社がライセンスを受けにきたときや侵害者がライセンスを申し入れてきたときも、ライセンスに応じなければならない。

⑥ 実施権の発生

英国、独国、シンガポールは当事者が実施許諾について合意し契約した時点で、実施権が発生する。これに対し、中国は公表された許諾実施料を第三者が見て、この許諾実施料を支払い、権利者と契約した時点で、実施権が発生する。

⑦ 実施料の決定

英国、独国、シンガポールは権利者と第三者の合意により実施料を決定する。但し、合意に至らない場合は、当事者のいずれかの申立てにより、知財庁長官が実施料を決定する。これに対し、中国は、専利権者が LOR を申請する際に予め実施料を決定する。この決定した実施料にて、実施料の支払い方法について申請手続きを行う。中国は開放許諾した後でも特定のライセンシーと許諾実施料について協議し、異なる条件の通常実施許諾を付与できる。なお、英国、独国、シンガポールはこの許諾後の協議による特定のライセンシーの実施料変更の規定はないが、変更は可能。

⑧ 紛争処理の方法

中国には開放許諾の実施について紛争があった時、当事者の協議により解決し、解決できない場合は、調停申立てまたは提訴可能。英国、独国、シンガポールにはこのような規定はない。中国では、例えば、開放許諾後、先に許諾した企業が、販売数量、販売期間など、LOR 申請時に事前に設定した基準に違反した場合に、当事者間で協議を行うことができる。但し、協議を行っても、解決できない場合、権利者は違反したライセンシーに対し、調停を行うことが可能。また、権利者は違反したライセンシーに対して提訴することも可能。

⑩ 中国の LOR 制度の導入理由・経緯（中国有識者の回答）

4 回目の専利法改正の時に導入された制度である。専利の出願が増加傾向であるのに対し、産業上の利用率（ライセンス）は極めて低い。これを改善するために政府は導入した。利用率が低いのは専利権者がライセンス先を見つけにくい、ライセンス先も技術に対するライセンス先がよくわからない、ライセンス先とライセンシーが適切にマッチングすることが難しい等の背景から、利用率を上げるために LOR が導入された。LOR を導入し、許諾実施料を公示することにより、ライセンシー側の利用を促進させることも目的である。

特許だけでなく実用新案も LOR に適用された。実用新案は無審査であるが、専利の一種であり、出願の数が多い。権利の安定性がよくないというデメリットはあるが、早く権利になるメリットがある。実用新案の LOR による活用も重要と考える。未利用専利の活用促進という目的に合致している。

⑪ 仏国の LOR 制度が廃止となった理由²

フランスの廃止理由は、以下のとおりである。LOR の目的である活用促進が進まず、手

² 平成 20 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」60-62、77 頁（財団法人知的財産研究所、2009 年 3 月）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/200700all.pdf>

[最終アクセス日：2022 年 1 月 26 日]

段としての維持年金の減免のために利用されていたこと、及び、そうであれば中小企業の減免措置があるためそちらで対応するのが筋ではないかということ、が廃止の理由であった。

フランスにおいても、LOR 制度が実施されていたが、2005 年 7 月 28 日に廃止され、代替となる新たな料金軽減制度として、自然人・小規模事業者・非営利の教育・研究機関についての料金減免制度が導入されている。廃止前の LOR 制度については、フランス知的財産法（2003 年 8 月 1 日法律第 2003-706 号改正）の L613 条 10 及びフランス知的財産規則（2002 年 2 月 18 日法律第 2002-215 号改正）R613 条 1～3 に規定されていた。

フランス知財庁は、LOR 制度廃止の第一の理由を、LOR の利益（維持年金の減額）を享受するものの、この制度によって第三者にライセンスされた特許はごく僅かであり、LOR 制度には、ほとんど効果の無いことが実証されたためと回答している。第二の理由として、より好ましい制度として、中小企業のための減免制度を導入したことを挙げている。廃止にあたって、特にユーザーからの反対意見等はなかった。フランス代理人へのアンケートにおいても、LOR 制度は、特許権者の利用の目的は経費削減のみであって、未利用特許の活用が促されている印象はないから、廃止にあたって問題はないという回答を得ている。また、英国やドイツで存続している LOR 制度については、出願人に情報として伝えるが制度の利用を勧めてはならず、メリットもデメリットも感じていないとのことであった。その一方で、新しく導入された自然人・中小企業・非営利の教育研究機関に対する減免制度については、利用しやすく積極的に出願人に利用を勧めている。

⑫ 仏国における実施権者の訴権

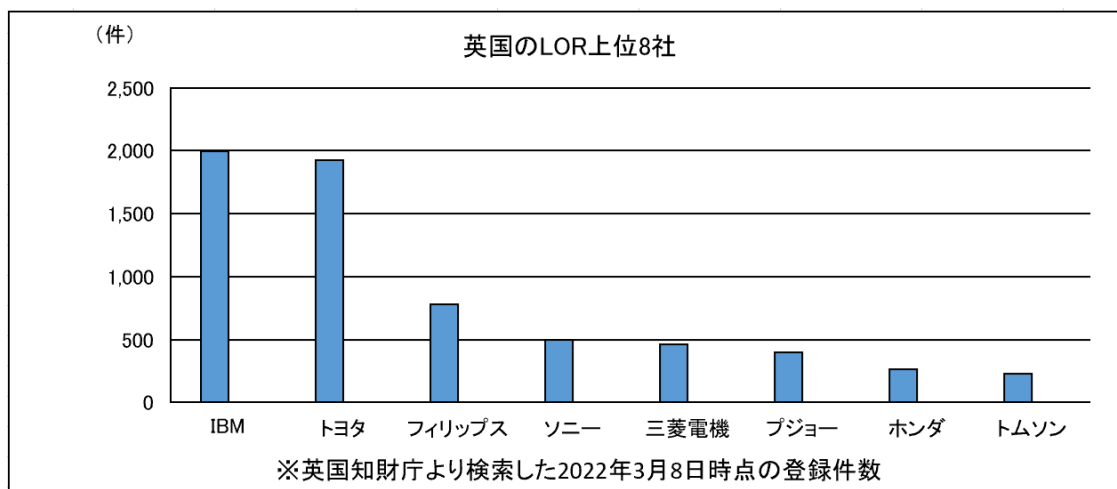
LOR を廃止する前のフランス法において 51 条 3 項で特許権者が訴訟を提起しない場合には実施権者が自ら提起できるとしている。また、51 条 4 項では特許権者が訴訟を提起した場合にその訴訟に参加し、自己の損害額を請求できる旨の規定がある。LOR を日本に導入した際、中小企業・スタートアップ企業は、高額な訴訟費用を考慮すると、訴訟の提起は現実には難しい。日本では実施権者に訴権は認められていない。第三者が侵害した場合に誰が対応するのかという課題が考えられる。

（d－1）英国の主要企業の利用状況

英国知的財産庁 HP の検索 DB より、LOR 特許全体（権利存続中のもの）を検索し、さらに LOR 特許登録件数の多い上位企業を検索してグラフ化したものである（2022 年 3 月 8 日）。海外では IBM が 1999 件と最も多く、次いで、フィリップス 780 件、プジョー 397 件、トムソン 228 件の順が多い。また、国内ではトヨタが 1927 件と最も多く、次いで、ソニー 495 件、三菱電機 458 件、ホンダ 266 件の順が多い。英国では日本企業、海外企業とも、LOR を多く利用している。なお、英国知的財産庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下の通りである。

検索リンク：[https:// www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-dl-licenceofright.htm](https://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-dl-licenceofright.htm)

調査対象：英国知的財産庁 HP に 2022 年 3 月 8 日時点で掲載されていた LOR 特許 9106 件を調査対象。



(d-2) 独国の主要企業の利用状況

独国特許商標庁 HP の検索 DB より検索した 2012 年～2018 年の LOR 全体特許から、LOR 特許登録件数の多い上位企業を抽出し、グラフ化したものである（2022 年 3 月 8 日）。海外ではミーレが 1875 件と最も多く、IBM451 件、ティッセンクルップ 276 件、ヘンケル 220 件の順が多い。国内では三菱電機が 2612 件と最も多く、トヨタ 1996 件、ホンダ 894 件、デンソー736 件の順が多い。独国では日本企業、海外企業とも、LOR を多く利用している。なお、独国特許商標庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下の通りである。

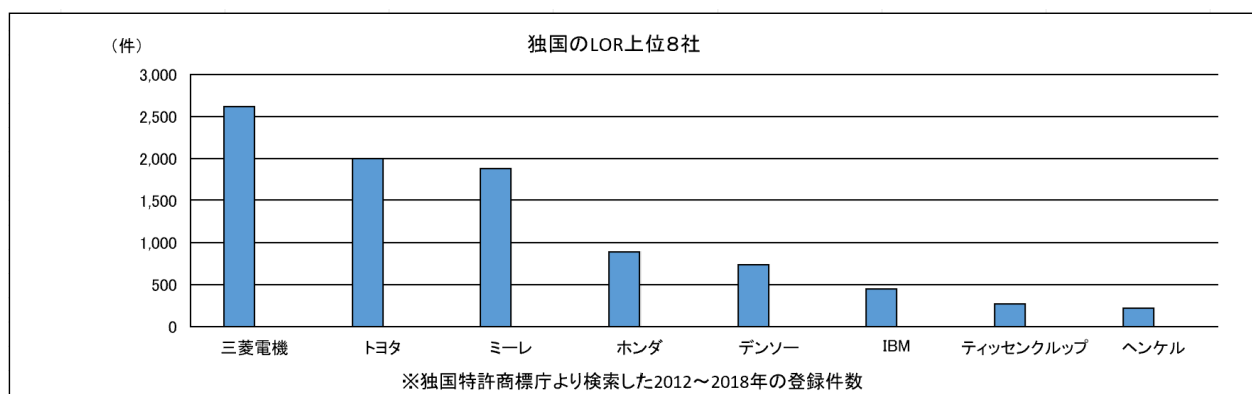
検索リンク：[https:// register.dpma.de/DPMAreister/pat/erweitert](https://register.dpma.de/DPMAreister/pat/erweitert)

Patents and utility models の Advanced search を使用。

Possible declaration on licences : Willing to grant licences declared

出願日：2012 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日

調査対象：独国特許商標庁 HP にて、2012 年～2018 年の間で掲載されていた LOR 特許 16925 件を調査対象。



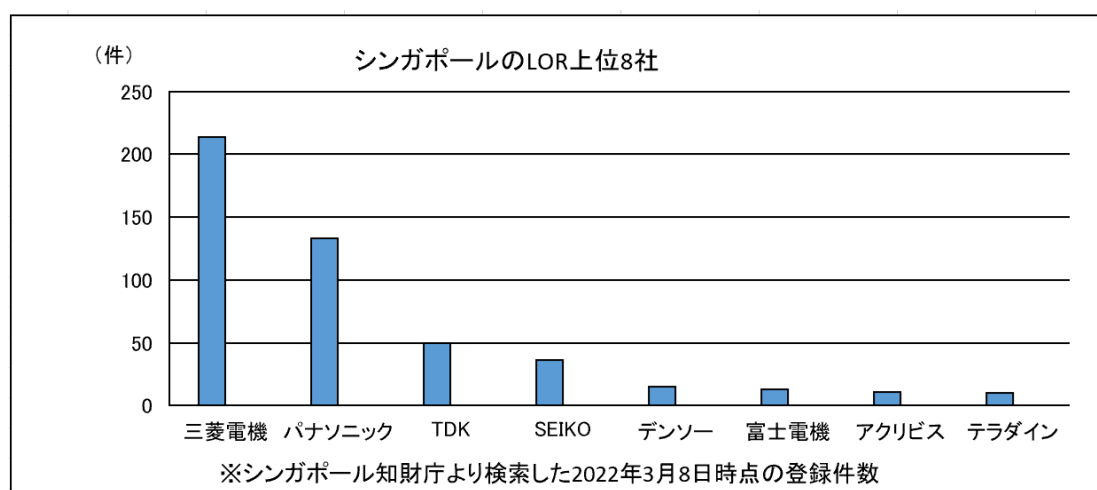
(d-3) シンガポールの主要企業の利用状況

シンガポール知財庁 (IPOS) の検索 DB より、LOR 特許全体を検索し、さらに LOR 特許登録件数の多い上位企業を抽出してグラフ化したものである。日本企業が多く、三菱電機 214 件、パナソニック 133 件、TDK50 件、SEIKO36 件、デンソー15 件、富士電機 13 件の順が多い。海外企業は少なく、10 件以上の企業は (シンガポール) アクリビス 11 件、(米) テラダイン 10 件であった。シンガポールでは日本企業の利用件数が多く、海外企業の利用件数が少ない。なお、シンガポール知産庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下の通りである。

検索リンク : https://ip2sg.ipos.gov.sg/_layouts/RPSWP/WP/CM/SearchAdvanceP.aspx

Search Category : Patents Search Field : Licences of Rights

調査対象 : シンガポール知財庁 HP に 2022 年 3 月 8 日時点で掲載されていた LOR 特許 646 件を調査対象。



(d-4) 中国の主要企業の利用状況

中国は専利法改正により 2021 年 6 月 1 日より LOR が導入されたが、実施細則が改正中のため、上記 3 国のように自国の利用実態について検索はできていない。そこで、中国の主要企業の独国、シンガポールにおける利用状況について、独国及びシンガポール知財庁より検索したところ、いずれも主要企業の利用はなかった。

独国では中国企業の LOR 登録件数は、2015～2018 年で 10 件しかなく、主要企業は見当たらない。検索された 10 件の内訳は、KEIPER (3 件)、ADVENCHEN (6 件)、FOCUSLIGHT (1 件) であった。シンガポールでは 2022 年 3 月 8 日時点で、中国企業の LOR 申請は 1 件 (上海アクリビス) のみしかなかった。

(4) 海外実用新案制度の詳細・運用・利用実態の調査

【調査結果】

独国、中国の実用新案制度の詳細・運用、利用実態について、以下の調査項目に従って

調査を行った。なお、公開情報調査では十分な情報が取得できない場合は、海外ヒアリング調査の調査項目として調査した。

【制度の詳細に関する調査項目】

- ① 保護対象（考案の定義）
- ② 保護期間
- ③ 実体審査
- ④ 評価書請求制度
- ⑤ 新規性・進歩性の判断基準
- ⑥ 差止請求権や損害賠償請求権
- ⑦ 過失の推定規定
- ⑧ 訂正の制限
- ⑨ 外国語書面出願
- ⑩ PCT 出願
- ⑪ 出願の変更
- ⑫ 料金

※ ①～⑫を調査した上で、特許制度との相違点、一致点について分析する。

【運用・利用実態等に関する調査項目】

- ⑬ 出願件数
- ⑭ 登録件数
- ⑮ 登録率
- ⑯ 訴訟動向

【その他、有益な情報】

- ⑰ 国内実用新案法 29 条の 3

【豪州、韓国の有益な情報】

- ⑱ 豪州

イノベーション特許制度が廃止となった理由・経緯

- ⑲ 韓国

2020 年に立法予告のあった実用新案法の改正法案の内容、改正理由及び経緯

（a－1）制度の詳細（独国）実用新案法

独国の実用新案法制度の詳細は下記のとおりである。

- ① 保護対象

新規、進歩性を具え、かつ産業上利用できる考案（第 1 条（1））ただし、プログラム、生物学的発明等は除外している（第 1 条（2））。

- ② 保護期間

出願日に開始し、出願日が含まれる月の満了後 10 年で終了する。保護の維持は出願日から起算して 4 年目から更新により 3 年延長でき、更に更新により 2 年ずつ 2 回延長でき、維持手数料の納付により行われる。(第 23 条 (1) (2))。

③ 実体審査

実体審査はなく、方式審査、登録可能性自体についてのみ審査される。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について、審査は行われない (第 8 条 (1))。

④ 評価書請求制度

技術評価書の権利行使時の提示は義務化されておらず、技術評価書は出願の対象の保護適格性を判断するに当たって考慮すべき引例のリストによるサーチレポートからなる (第 7 条 (1))。

⑤ 新規性・進歩性の判断基準

新規性は技術水準に属していないことが要件となっている (第 3 条 (1))。進歩性は要件であるが、進歩性の定義はない (第 1 条 (1))。

⑥ 差止請求権や損害賠償請求権

差止請求 (第 24a 条 (1))、損害賠償請求権あり (第 24 条 (1))。

⑦ 過失の推定規定

過失の推定規定はない。

⑧ 訂正の制限

取消理由が登録実用新案の一部のみの時、登録クレームの補正を行うことができる (第 15 条 (3))

⑨ 外国語書面出願

出願言語はドイツ語だが、3 か月以内にドイツ語の翻訳文を提出することを条件に他の言語で出願することができる (第 4b 条)。

⑩ PCT 出願

PCT 出願可 (PCT 条約 2 条 (i)、8 条 (1))

⑪ 出願の変更

出願変更制度はないが、優先権制度を利用して実用新案に変更することができる (第 6 条 (1))。

⑫ 料金

出願料 30EUR (電子出願)。審査請求料はなし。

(参考)

・ 審査請求制度

審査請求制度はないが、特許庁に実用新案登録出願又は登録実用新案対象の保護適格のために考慮されるべき公知文献の調査を求めることができる (第 7 条 (1))。早期審査制度もない。

・ 出願公開制度

出願公開制度はないが、方式要件を満たせば登録され、登録の事実が公報により公告され、公衆の閲覧に供される (第 8 条 (3))。

・ 異議申立制度・無効審判制度

異議申立制度はないが、無効審判制度はあり、何人も実用新案の無効を特許庁に請求

できる（第 15 条（1））。

- ・実施義務

実施義務はあり、権利保有者が権利を実施していないときは強制実施権設定の対象となる（実案法第 20 条で準用する特許法第 24 条（1））。

- ・分岐（Branch off）

EP 特許出願やドイツ国内特許出願から Branch off して実用新案登録出願でき、EP 特許やドイツ国内特許とのダブルパテントはないため、特許と同一クレームの実用新案権を取得できる（第 5 条（1））。独国では特にデュッセルドルフ裁判所で差止めの仮処分申請が行われている。実用新案法第 5 条（1）により、特許出願から Branch off して実用新案登録出願し、特許出願を継続させながら、取得した実用新案権で差止めの仮処分申請を行う。EP 特許出願の場合は EP サーチレポートの有効性を確認しながら、特許出願から Branch off して実用新案登録出願すれば、有効性を確認しながら早期に権利行使できる。

（a－2）制度の詳細（中国）専利法

中国の実用新案法制度の詳細は下記のとおりである。

① 保護対象

製品の形状、構造又はその組合せに関する新たな技術方案（第 2 条）

② 保護期間

出願日または優先日から 10 年（第 42 条）

③ 実体審査

実体審査がないが、方式審査において新規性を有するか否かを審査が行われる。明らかに新規性を有する場合は登録される（第 40 条）。

④ 評価書請求制度

実用新案権者は、権利行使時に侵害者に対し技術評価書を提示する義務はない。但し、実用新案権者は、侵害訴訟中に裁判官から技術評価書が求められた場合、CNIPA に技術評価書の作成を請求して、裁判官に提示しなければならない。

なお、侵害者も、自発的に技術評価書を提出できる（第 66 条）。

⑤ 新規性・進歩性の判断基準

新規性は既存技術に属さないことが要件となっている（第 22 条）。進歩性は実質的特徴及び進歩があることが要件となっている（第 22 条）。

⑥ 差止請求権や損害賠償請求権

差止請求（第 65 条）、損害賠償請求権あり（第 71 条）

⑦ 過失の推定規定

過失の推定規定はない。

⑧ 訂正の制限

無効宣告請求中に請求範囲の減縮が可能（規則 69 条）

⑨ 外国語書面出願

規定なし。

⑩ PCT 出願

PCT 出願可（PCT 条約 2 条（i）、8 条（1））

⑪ 出願の変更

出願変更制度はないが、優先権制度を利用して実用新案に変更することができる（29 条）。

⑫ 料金

出願料 500CNY（電子出願）。審査請求料はなし。

（参考）

・特実同日出願制度

出願人には同一の発明について特許と実用新案の同日出願が認められている。短期間で実用新案の権利化を図り、その後に特許化された場合は実用新案権を放棄して特許権を保有することができる。特許化されない場合はそのまま実用新案権を維持することができる。

両方の権利を保有することは不可（第 9 条）

・出願公開制度・審査請求制度

両制度ともない。出願が登録された後に、出願内容が公表される（第 40 条）。

・異議申立制度・無効審判制度

異議申立制度はないが、無効審判請求は何人でも匿名で請求することができる（第 45 条）。

・実施義務

実施義務はあり、実用新案権付与日から 3 年、かつ出願日から 4 年以内において、その権利が不実施または実施が不十分なときは、強制実施権設定の対象となる（第 53 条）。

・懲罰的損害賠償制度・法廷損害賠償制度

故意に権利を侵害した者に対し、裁判所は最大 5 倍の懲罰的損害賠償を命じることができる（第 71 条）。法廷損害賠償額も、最大 5 倍に引き上げられた（第 71 条）。

（b）各国制度の分析（特許制度との相違点・一致点）

各国の実用新案制度と特許制度の相違点・一致点が把握できるよう、以下の一覧表に項目ごとに整理した。

調査項目	独国（実用新案法、特許法）	中国（専利法）
①保護対象	実案：新規、進歩性を具え、かつ産業上利用できる考案（第1条（1）） 特許：新規、進歩性を具え、かつ産業上利用できる発明（第1条（1））	実案：製品の形状、構造又はその組合せに関する新たな技術方案（第2条） 特許：製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案（第2条）
②保護期間	実案：出願日が含まれる月の満了後10年（第23条（1）） 特許：出願日の翌日から20年（第16条）	実案：出願日から10年（第42条） 特許：出願日から20年（第42条）
③実体審査	実案：実体審査はない（第8条（1））	実案：実体審査はない（第40条）

	特許：実体審査あり（第7条（1））	特許：実体審査あり（第36条）
④評価書請求制度	実案：評価書制度（第7条（1））。権利行使時の提示義務はない。 特許：実体審査があるので、評価書制度はない。	実案：権利者は、訴訟中に裁判官から求められたとき提示要。侵害者も請求可（第66条） 特許：実体審査があるので、評価書制度はない。
⑤新規性・進歩性の判断基準	実案：新規性（技術水準に属していない）（第3条（1））進歩性（定義なし）（第1条（1）） 特許：新規性（技術水準に属していない）（第3条（1））、進歩性（熟練者にとって技術水準からみて自明でない）（第4条）	実案：新規性（既存技術に属さない）、進歩性（実質的特徴及び進歩）（第22条） 特許：新規性（既存技術に属さない）、進歩性（実質的特徴及び顕著な進歩）（第22条）
⑥差止・損害賠償請求権	実案：差止請求（第24a条（1））、損害賠償請求権（第24条（1）） 特許：差止請求（第140a条（1））、損害賠償請求権（第139条（2））	実案：差止請求（第65条）、損害賠償請求権（第71条） 特許：差止請求（第65条）、損害賠償請求権（第71条）
⑦過失の推定規定	実案：規定なし 特許：規定なし	実案：過失の推定規定あり 特許：過失の推定規定あり
⑧訂正の制限	実案：取消理由が登録実案の一部のみの時、登録クレームの補正可（第15条（3）） 特許：取消理由が登録特許の一部のみの時、登録クレームの補正可（第21条（2））	実案：無効宣告請求中に請求範囲の減縮が可能（施行規則69条） 特許：無効宣告請求中に請求範囲の減縮が可能（施行規則69条）
⑨外国語書面出願	実案：外国語書面出願（第4条b） 特許：外国語書面出願（第35a条（1））	実案：規定なし（中国語のみ：施行規則40条） 特許：規定なし（中国語のみ：施行規則40条）
⑩PCT 出願	実案：PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1）） 特許：PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1））	実案：PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1）） 特許：PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1））
⑪出願の変更	出願変更制度はないが、優先権制度を利用して特許、実案の間で変更可（実第6条（1）、特第40条（1））	出願変更制度はないが、優先権制度を利用して特許、実案の間で変更可（第29条）
⑫料金	実案：出願料30EUR 審査請求料なし 特許：出願料40EUR 審査請求料 350EUR	実案：出願料500CNY 審査請求料なし 特許：出願料900CNY 審査請求料2500CNY

（c）各国制度の分析（日本との比較）

各国の実用新案制度を把握し、日本の制度との比較ができるよう、以下の一覧表に項目ごとに整理した。

調査項目	日本（実用新案法）	独国（実用新案法）	中国（専利法）
①保護対象	物品の形状、構造又は組合せに係る考案（第1条）	新規、進歩性を具え、かつ産業上利用できる考案（第1条（1））	製品の形状、構造又はその組合せに関する新たな技術方案（第2条）
②保護期間	出願日から10年（第15条）	出願日が含まれる月の満了	出願日から10年（第42条）

		後10年（第23条（1））	
③実体審査	実体審査はない（第14条2項）	実体審査はない（第8条（1））	実体審査はない（第40条）
④評価書請求制度	評価書制度はあるが（第12条1項）、権利行使時の提示が義務化されている（第29条の2）	評価書制度（第7条（1））。権利行使時の提示義務はない。	権利者は訴訟中に裁判官から求められたとき提示要。侵害者も請求可（第66条）
⑤新規性・進歩性の判断基準	新規性：定義はない（第3条1項） 進歩性：きわめて容易に考案できたときは登録不可（第3条2項）	新規性：技術水準に属していない（第3条（1）） 進歩性：定義はない（第1条（1））	新規性：既存技術に属さない（第22条） 進歩性：実質的特徴及び進歩がある（第22条）
⑥差止・損害賠償請求権	差止請求（第27条1項）、損害賠償請求権（第29条1項～3項）	差止請求（第24a条（1））、損害賠償請求権（第24条（1））	差止請求（第65条）、損害賠償請求権（第71条）
⑦過失の推定規定	規定なし	規定なし	過失の推定規定あり
⑧訂正の制限	請求範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明（第14条の2・1項、2項）	取消理由が登録実案の一部のみの時、登録クレームの補正可（第15条（3））	無効宣告請求中に請求範囲の減縮が可能（規則69条）
⑨外国語書面出願	規定なし	外国語書面出願あり（第4条b）	規定なし（中国語のみ：施行規則40条）
⑩PCT 出願	PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1））	PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1））	PCT出願可（PCT条約2条（i）、8条（1））
⑪出願の変更	特許から実案に変更可（第10条1項）	出願変更制度はないが、特許を優先権制度を利用して実案に変更可（第6条（1））	出願変更制度はないが、特許を優先権制度を利用して実案に変更可（第29条）
⑫料金	出願料14,000円 審査請求料なし	出願料30EUR 審査請求料なし	出願料500CNY 審査請求料なし

（d）各国の利用実態（出願・登録件数）

独国、中国における 2010 年から 2019 年までの特許・実用新案の利用実態は、以下の通りであった。

① 独国

特許出願件数は 2019 年、約 67,000 件（世界 5 位）と多く、実用新案出願件数も約 11,700 件と多い。実用新案出願件数は 2010 年以降、2019 年まで減少傾向にあり、2019 年の実用新案出願件数は 2010 年に比べ、約 5,300 件減少（約 31%）した。実用新案の登録率は 2019 年、約 88%であった。なお、検索条件は下記の通りである。

検索リンク：[https:// www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent](https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent)

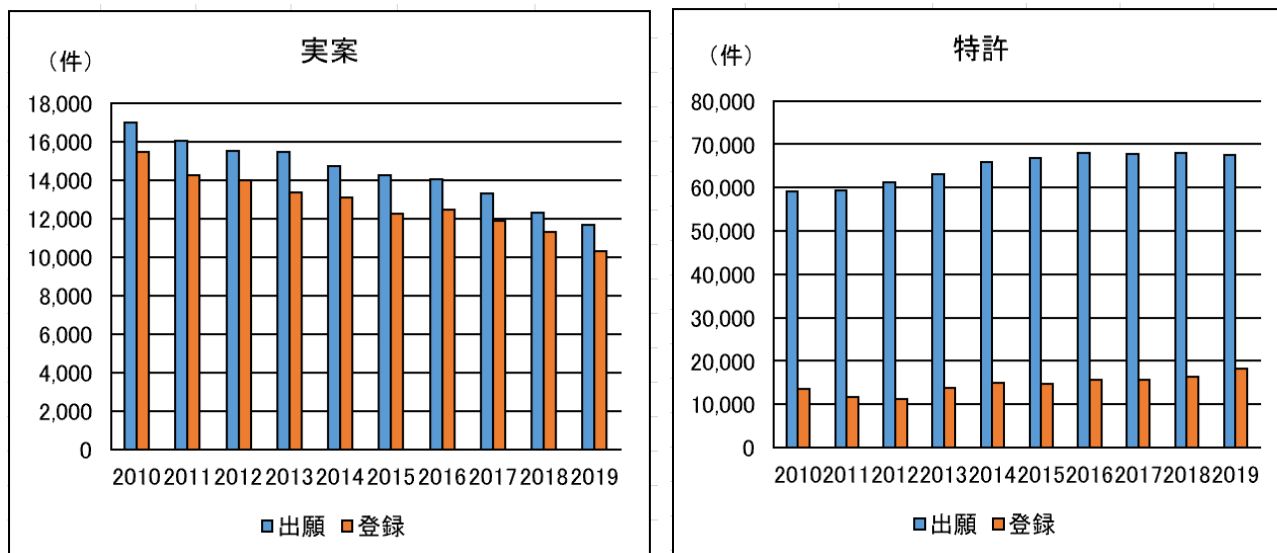
WIPO statistics database を使用。Patent/Utility model を選定。

Indicator(出願)：Total patent applications/ Total utility model applications

Indicator(登録) : Total patent grants/ Total utility model grants

Report type : total count by filing office Year range : 2010-2019

Office : Germany Type : total



※ WIPO IP Statistics Data Center より検索

② 中国

特許出願件数、実用新案登録出願件数とも世界 1 位。2019 年でみると、実用新案登録出願件数は特許出願件数を約 86.8 万件上回る。特許出願件数は 2018 年に比べ 2019 年に減少したが、実用新案は約 20 万件増加。実用新案は過去 10 年間で、約 5.5 倍増加。実用新案の登録率は 2019 年、約 70%であった。なお、検索条件は下記の通りである。

検索リンク : [https:// www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent](https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent)

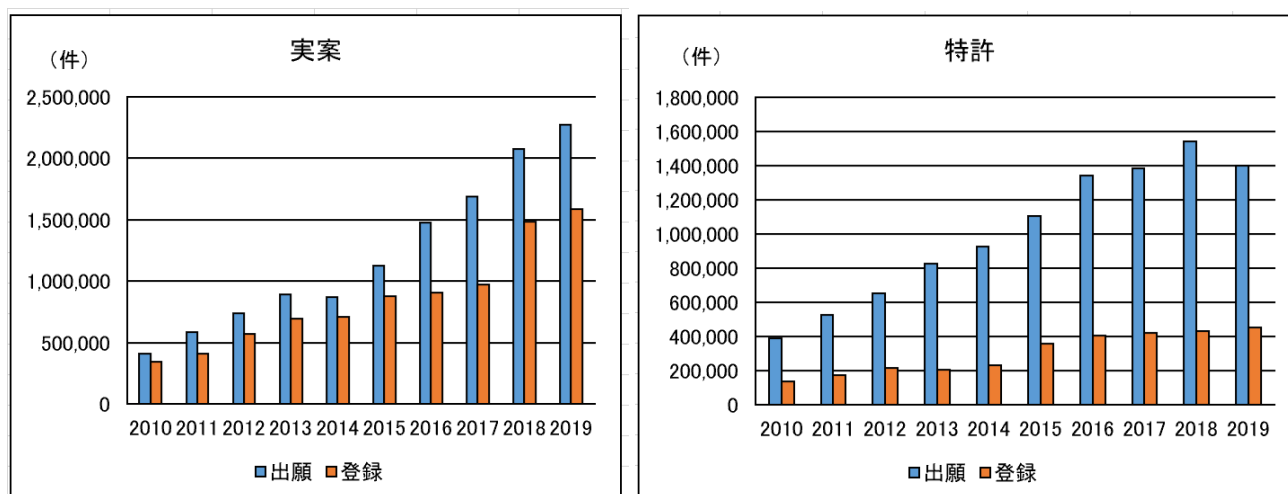
WIPO statistics database を使用。Patent/Utility model を選定。

Indicator(出願) : Total patent applications/ Total utility model applications

Indicator(登録) : Total patent grants/ Total utility model grants

Report type : total count by filing office Year range : 2010-2019

Office : China Type : total



(e-1) 独国の主要企業の利用状況

2020 年、実用新案件数の多い上位企業をグラフ化したものである。フォードが 71 件と最も多く、シーメンス 59 件、レーアウ AG56 件、マキタ 45 件、ジック AG41 件の順が多い。なお、独国特許商標庁 HP の検索 DB からの実用新案登録出願の調査対象結果は以下の通りである。

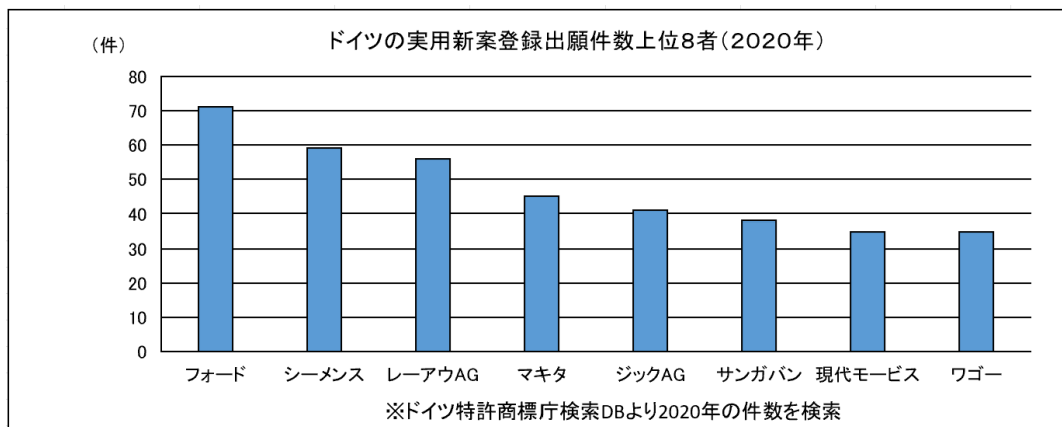
検索リンク：[https:// register.dpma.de/DPMAreger/pat/basis](https://register.dpma.de/DPMAreger/pat/basis)

Patents and utility models の Basic search を使用。

Type of Ip right：utility model

Date of publication：J-2020

調査対象：独国特許商標庁 HP にて、2020 年に掲載されていた実用新案登録出願 12230 件を調査対象。



(e-2) 中国の主要企業の利用状況

2015 年～2020 年までの実用新案件数の多い主要企業をグラフ化したものである。業種では自動車、電機関連の企業の件数が多い。中国ではハイアールが 9,732 件と最も多く、次いで、北京汽車 7,690 件、第 1 汽車 6,726 件、ハイセンス 5,264 件の順が多い。その他の国ではサムスンが 2,653 件と最も多く、次いで、デンソー 2,334 件、ボッシュ 1,966 件、パナソニック 1,800 件の順が多い。なお、中国知財庁 HP の検索 DB からの実用新案登録出願の調査対象結果は以下の通りである。

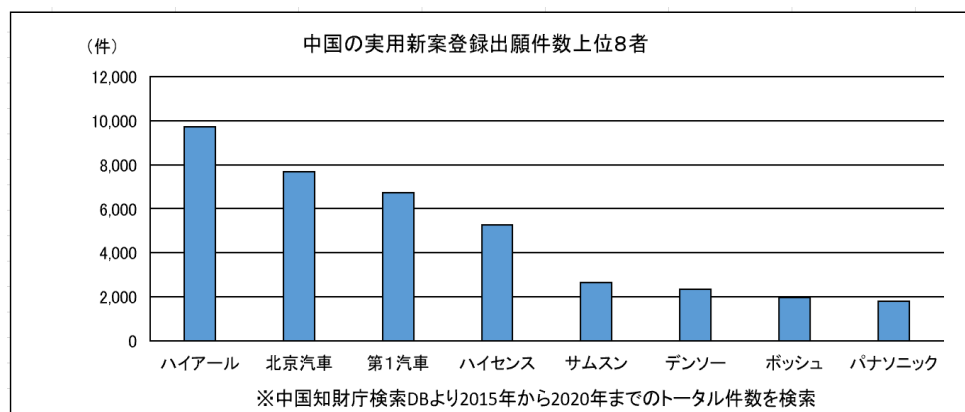
検索リンク：[https:// advanced_queries \(cnipa.gov.cn\)](https://advanced_queries(cnipa.gov.cn))

advanced queries を使用。

type of patent：utility model

出願日：2015 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日

調査対象：中国知財庁 HP にて、2015 年～2020 年の間で掲載されていた実用新案登録出願 10047190 件を調査対象。



(f-1) 独国の訴訟動向 (独国有識者の回答)

- **branch-off** の活用が最近、増加している。特許出願の権利化に長時間を要するので、特許出願を **branch-off** して実用新案で出願し、6-8 週間で権利化できる。特許の権利化を待っている間に、実用新案権で侵害者に対し差止請求を行うことが可能である。2020 年に **branch-off** による実用新案登録出願の件数は 1205 件であった。いくつかのケースにおいて、**branch-off** で実用新案登録出願し権利化され、この権利を活用して、侵害訴訟において勝訴した。また、EP 特許出願を **branch-off** で実用新案登録出願し権利化されたものも、侵害者に対し、よく権利活用されている。さらに、特許も権利化されれば、それも権利活用されるので、侵害者にとっては、その対応に追われることになる。
- 2020 年には、12,323 件の実用新案登録出願があり、75,000 件の特許出願があった。実用新案に関する侵害事件は、特許と比較して少ない。例えば、2019 年には、デュッセルドルフ地方裁判所 (ドイツで最も多くの特許侵害訴訟を処理) において、361 件の特許侵害訴訟と 21 件の実用新案侵害訴訟があった。

(f-2) 中国の訴訟動向 (中国有識者の回答)

専利全体 (特許、実用新案、意匠) の訴訟件数は増えているので、実用新案の訴訟件数も増加。特許、実用新案、意匠を区別した全面的な統計はないが、判決データベースで公開の判決状況からみれば、意匠の事件が一番多く、実用新案件数の 2 倍であり、実用新案の件数は特許の件数の 2 倍である。シュナイダー事件以降も賠償金額の大きい事件は続いており、近年では 2019 年の広東省の 10 大判例において、空調関連の訴訟事件がある。4000 万元という賠償金額が認定された。2018 年の全国の 10 大判例において、950 万という賠償金額が認定されたものがある。

なお、最高裁判所の公表データによると、2020 年の実用新案の侵害訴訟件数は 750 件程度、特許侵害訴訟は 430 件程度であった。実用新案の侵害訴訟件数は特許より 300 件以上多かった。

（g－1）その他、有益な情報（国内実用新案法 29 条の 3）

実用新案法 29 条の 3 において、権利者が権利行使して該当権利が無効になったときに損害賠償責任を負うことになるが、但し書きの「又は」以下の「その他相当の注意をもって…」に関しては、権利者にとって負担になっているという意見もある。加えて、平成 16 年の特許法改正で導入された 104 条の 3 の「無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、その権利を行使することができない」という規定が実用新案法 30 条で準用されている。なお、実用新案法の逐条解説（第 21 版）には、「評価書における評価（登録性も否定する旨の評価を除く。）に基づき権利を行使した後に評価書の調査の範囲内において新たな証拠が示され、権利が無効とされたような場合、当該証拠が示される以前の行為については、原則として過失は問われないものと考えることが妥当である。また、評価書の調査の対象外の文献、公知、公用の技術等によりその権利が無効とされた場合は、権利者が相当の注意を尽くしたか否かは、当該文献、公知、公用技術等について必要と認められる範囲の調査、これに関連する当事者双方の鑑定の利用の有無等も含めて具体的に判断されることが妥当である」と記載されている。

（g－2）有益な情報（豪州）特許法

イノベーション特許の概要、制度導入から廃止に至った経緯及び理由、法改正について以下、説明する。

① イノベーション特許

豪州では標準特許とイノベーション特許（実用新案に相当）の 2 種類の特許が利用できる。イノベーション特許は、標準特許を取得するために満たす必要があるよりも低い発明的閾値（進歩性が低い）を満たすアイデアに対して、より短い存続期間（完全明細書提出日から 8 年（68 条））を提供する。標準特許の存続期間は完全明細書提出日から 20 年（67 条）である。豪州には仮出願制度があり、仮出願日との差別化から、完全明細書提出日という表現が使われている。

② イノベーション特許の導入から廃止に至った理由及び経緯

小特許制度は取得が迅速かつ容易で、比較的安価な特にライフサイクルの短い発明に権利期間を付与する保護を提供する目的で、1979 年の特許法改正で導入された。その後、小特許制度は小規模な改良発明を適切に保護できないとして制度改正が提言され、2000 年の法改正で小特許制度がイノベーション特許制度へと改正された。その後、2011 年から 2016 年にかけて行われた制度見直しの結果として廃止が勧告されるに至り、制度の廃止規定を含む改正法案が連邦議会に上程された。廃止理由としては法的不安定性、革新性基準の低さ、分割出願の乱用について検討され、最終的に経済分析がなされ、具体的には経済指標との相関分析、出願人の規模別動向分析、費用対効果分析が行われた。この経済分析の結果、制度廃止が望ましいと、結論付けられた。

③ 法改正

2020 年 2 月 26 日、イノベーション特許の段階的な取り消しを含む法律が制定された。これにより、2021 年 8 月 26 日以降に新規のイノベーション特許を出願することはできなくなる。但し、2021 年 8 月 25 日以前に出願されたイノベーション特許には法改正の影響

はなく、8年の存続期間満了まで従来どおりの保護を受けることができる。

法改正による暫定措置及びその存続期間の満了時期（完全終了時期）

2029年8月25日までの間であれば、出願日（優先日）が2021年8月25日以前の標準特許出願に基づいて、分割出願として新たなイノベーション特許出願をすること（79条B）、及び出願日（優先日）が2021年8月25日以前の標準特許出願に基づいて、イノベーション特許出願への変更を行うことができる（104条）。いずれの場合においても、取得されたイノベーション特許の存続期間は、原標準特許の出願日（優先日）から8年で満了する。その結果、2029年8月25日には、全てのイノベーション特許の存続期間が満了し、イノベーション特許制度が完全に終了することになる。

※豪州特許庁 HP の IP レポート「イノベーション特許の段階的な廃止（2021年4月7日）」、特許庁特技懇「豪州イノベーション特許制度の廃止は我が国実用新案制度に何を示唆するのか（2018年5月31日）」を参照。

（g－3）有益な情報（韓国）2020年実用新案法改正案

韓国では、2020年に実用新案法について立法予告があり、改正理由や改正案の内容が公示されている。

① 改正理由

特許と法文上、異なる規定をしているが、特許との実務上の差別化が小さくなっている。特許と同様、進歩性のハードルは高い。

技術的アイディアの悪意的な模倣により、実用新案を活用するスタートアップ企業の脅威となっている。

実用新案の出願件数は減少傾向にある。

② 改正案の内容

法律名を「小発明保護法」へ改める。

用語の変更（1条等）：「考案」を「小発明」と変更。ただし、保護対象は「物品の形状、構造又はこれらの結合に関する小発明」で変更なし。

登録要件の整備（4条2項）：特許の進歩性との実務上の曖昧さから進歩性の要件を緩和し、公開された小発明から極めて容易に発明できない限り、進歩性を認める。

実施有無の審査（12条の2）：登録要件の緩和からNPE等による出願乱発を抑制するため、審査請求時に実施しているか実施の準備中である証明書類の提出が必要。

存続期間の短縮（22条）：登録要件の緩和から、私益と公益の適切な均衡を図り、事業化初期から製品が市場に定着するまでの短い間に排他的な権利で保護するため、保護期間を10年から5年に短縮する。

差止請求権の一部制限（28条の2）：登録要件の緩和からもたされる不必要な紛争の発生を抑制するため、権利者が小発明を業として実施する場合にのみ差止請求権（禁止権）を行使できる。

審査請求期間の短縮（12条）：存続期間の短縮、出願人への実施準備期間の付与、請求範囲提出の猶予制度、外国語出願制度等を考慮して、3年から1年2か月に短縮する。

出願公開の拡大（14条の2）：不良な権利の防止のための公衆審査の強化及び実施中の技術情報の迅速な活用のために、最初の優先日から1年6か月以内であっても審査請求があ

った場合、直ちに公開。

③ 立法予告に至る経緯

2019 年 11 月、韓国知識財産研究院（KIIP）が「中小企業の小発明・アイデア保護のための知的財産制度改善方案研究に関する報告書」を特許庁へ提出。

2019 年 11 月 18 日「小発明・アイデア保護のための公開フォーラム」で、韓国特許庁が「事業化発明保護制度（案）」を提起。

2020 年 9 月 25 日、実用新案法の一部改正法律（案）の立法予告。

（参考情報）国内実用新案制度の利用実態調査

本調査では、国内の実用新案制度の利用実態や課題については、海外の実用新案制度に関する調査のような、網羅的で詳細な調査は含まれていないが、実用新案制度の検討の基礎資料とするという本調査の目的に資するための参考情報として、以下のような調査も併せて行った。

実用新案は無審査で登録され、進歩性などの点で瑕疵あるものも製品に登録表示され、販売されていると考える。このような事例（優良誤認）の調査を行った。また、これに関した文献調査も行った。ただし、これに限らず、実用新案についての課題を指摘する文献についても部分的にはなるが、調査を行った。

（１）EC モール上で販売されている商品においては、実用新案登録が表示されているものが多数見受けられ、登録はされているものの、瑕疵ある権利も多く含まれていると考える。この中で、技術評価書の評価がなされているものを調べると、新規性、進歩性がないと評価されているものを下記表のとおり、抽出できた。これらのものは、消費者が実用新案登録について優良誤認している恐れがあると考えられる。

（２）実用新案の課題（優良誤認など）について文献調査を行い、以下の文献を抽出した。

実用新案法 51 条との関係性から、優良誤認についてまで言及した文献自体は見当たらないが、実用新案の課題については部分的ではあるが、以下の文献を抽出した。

法改正などについて論じた①伊原友己「実用新案制度再考」。②小橋馨「実用新案法改正の影響」とこれに近い論調として、③高野誠司「実用新案法は時代遅れ？～小発明保護政策の数奇な歴史～」。

景品表示法上の優良誤認について、注意点を指摘したものとして、④原山康彦ほか「優良誤認表示（１）」。

また、品質誤認惹起表示（不正競争防止法 2 条 1 項 20 号）との関連を論じたものとして、⑤石井美緒「品質誤認惹起表示の判断要素と規制目的に関する序論的考察」がある。

無審査による実用新案の問題点として、「権利者の権利行使に不必要な萎縮効果が働く」を指摘している⑥清水将博ほか「実用新案制度の活用に関する一考察」、⑦土肥一史「無審査に基づく権利の行使と注意義務」、⑧熊谷健一「実用新案法の改正と今後の課題に関する一考察」、⑨小池豊「権利行使後に権利が無効となった場合の権利者の責任」がある。

保護対象としての考案と発明の現状と課題（特許との進歩性について違いがない）を論じた、⑩申尚勲「実用新案制度の新たな枠組みの検討－特許権との差別化に関する考察」がある。

（３）無審査以降（平成 5 年改正（施行日：平成 6 年 1 月 1 日）以降）の実用新案権に関する訴訟事件 23 件を（a）の表に抽出した。その訴訟の中で、実用新案権が無効と判断されている事件は 8 件（評価書：進歩性あり 5 件、進歩性なし 3 件）であった。無効と判断された 8 件のうち 2 件は、評価書に記載された文献により無効と判断され、それ以外の 6 件は、評価書に記載された文献以外の理由（公然実施品、出願前販売製品、海外文献、実

用新案公報）により無効と判断された。また、実用新案権に関する訴訟事件として権利者側が勝訴したものは6件、敗訴したものは17件あった。なお、実体審査時代（平成5年改正前）に実用新案登録が無効と判断された裁判例29件（平成12年6月～平成20年7月までの判決結果より）を参考までに以下の（b）の表に例示した。

（1）EC モール上で実用新案登録表示を行って販売されている商品850件において、技術評価書が作成されているものは10件、そのうち8件の技術評価書の評価が以下の通り、新規性、進歩性がないと評価されているものであった。

No	製品・実用新案情報・表示方法	技術評価書の評価
1	製品：お財布 表示方法：実用新案登録証を表示。	請求項1～3は引用文献の記載から見て新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。 請求項4、5は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
2	製品：作業灯 表示方法：商品仕様に実用新案登録番号を記載。	請求項1は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3	製品：キルト綿 表示方法：商品仕様に実用新案登録番号を記載。	請求項1、2は引用文献の記載から見て新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。 請求項1～3は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
4	製品：ストロー 表示方法：商品仕様に実用新案登録番号を記載。	請求項1、2は引用文献の記載から見て新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。 請求項3～9は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
5	製品：バッグ 表示方法：商品説明中に実用新案登録番号を記載。	請求項1～3は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
6	製品：ブラウス 表示方法：商品説明中に実用新案登録番号を記載。	請求項1、2は引用文献の記載から見て進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
7	製品：傘 表示方法：商品仕様中に実用新案登録番号を記載。	請求項1は引用文献の記載から見て新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
8	製品：傘 表示方法：商品説明中に実用新案登録番号を記載。	請求項1は引用文献の記載から見て新規性、進歩性がない（実用新案法第3条第1項第3号、第3条第2項）。

（2）実用新案の課題が記載された文献の抽出

（関連条文）

第五十一条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録実用新案に係る旨の表示（以下「実用新案登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

No	文献・判例情報	実用新案の課題（参考・関連情報含む）
1	伊原友己※「実用新案制度再考」 牧野利秋先生傘寿記念『知的財産権—法理と提言』（青林書院、2013 年） ※弁護士・弁理士 三木・伊原法律特許事務所	（平成 5 年改正前）昭和 62 年に 20 万件を超えていた出願件数が平成 4 年に 10 万件を割り込む。 （平成 5 年改正後） 実体要件の審査が廃止され、新規性欠如や進歩性欠如の実用新案権が多く登録されるようになった。出願件数は平成 6 年に 16,620 件となり、その後も減少を続け、平成 16 年には 7,983 件まで減少。 （損害賠償責任） 瑕疵ある権利を権利者が権利行使した後、その権利が無効審判で無効とされたときには、権利者は権利行使した相手方に対して損害賠償責任を負う。 （技術評価書） 権利の有効性（新規性・進歩性等の充足）の立証資料を提供するため、特許庁長官がその権利の技術評価を行い、技術評価書によってその権利の有効性についての鑑定的意見を表明する。権利者は侵害者に対し侵害警告書を送付する際、技術評価書を侵害者に対し提示しなければならない。 （平成 16 年改正） 存続期間を 6 年から 10 年に延長。特許出願への変更可能。請求項の削除訂正だけでなく時期、回数を制限して減縮訂正が可能。 （平成 16 年改正後） 平成 17 年の出願件数は 11386 件といったん盛り返すが、その後は減り続け、平成 23 年では 7984 件と平成 16 年時点の水準まで減少。 （権利行使の状況） 評価書の請求件数は平成 23 年で 500 件を割り込む。侵害訴訟は裁判所の平成 22 年度統計資料によると、新受件数が 9 件、既済が 4 件。侵害者側の対抗手段の無効審判請求は、平成 21 年で 8 件（うち 4 件が全部あるいは一部無効）、平成 23 年で 10 件（うち 4 件で無効成立）という利用状況。平成 20 年以降数件、侵害訴訟があるが、権利者勝訴判決はほとんどない。 （権利者意識） 多少費用が節約でき、また、早期に権利設定がなされるからといっても、模倣品に対して権利行使ができるかどうか定かでないものを取得する事業上の意味がどれほどあるのかという疑問に対して的確にこたえられないと、経費削減ギリギリのところでは事業活動を展開していることが多いユーザーは利用しない。 （弁理士の立場） 下手に権利行使すれば逆に模倣者から損害賠償請求される可能性について、出願前にクライアントに的確に説明して理解を得ておかなければ、登録後、侵害事案が生じたときに技術評価書で有効性評価

		を受けられなかったクライアントとの関係が微妙になる恐れがある。 (進歩性の程度) 特許法 29 条 2 項が公知発明に基づいて「容易に発明することができたときは」となっているのを、実用新案法 3 条 2 項では「極めて容易に考案をすることができたときは」と、明らかにレベル差を設けている。しかし、実務では、上記レベル差はあまり意識されていないのが実情で、実用新案権といえども、特許権と同程度の進歩性のレベルでとらえている。権利が有効の場合、法的効力は特許権と同等であり、差止請求権、損害賠償請求権が認められている。 (存在意義は何か) 模倣品排除のため、早期権利保護が必要な技術がある場合は、特許の早期審査が活用される。権利保護の対象の広さ、権利保護期間の長短、権利の安定性など、いずれも特許制度が勝る。権利になっても、権利行使ができない場合が多く、また、権利行使しても、模倣者から損害賠償責任を追及される可能性がある。 (制度存続の基本的視座) 中小企業の技術系知財保護の切り札として、権利範囲は開示された実施例に基づく狭いもので構わないので、技術的工夫レベルのものを多く拾い上げ、ある程度安定した権利として付与することが検討される時期に来ているのではないか。 (進歩性レベルの法改正示唆) 「きわめて容易」という実用新案法 3 条 2 項の条文に忠実に、公知技術と同一あるいは実質的に同一のものに対して権利を付与することはないが、ある程度、公知技術と請求範囲の記載及び実施例、図面によっては開示される出願考案との間で、構成上の差異が認められるものについては権利設定する形で実体審査を行って登録すべきである。 (審査期間等法改正示唆) 製品のライフサイクルの短縮化に対応するため、出願から 6 か月をめどにファーストアクションを出すようにして審査スピードを売り物にする。実体審査を行う際、出願人側でクレームの減縮補正を認め、拒絶理由回避をできるようにする。 (技術評価書制度の廃止) 実体審査を行って登録するのであれば、技術評価制度は不要なので、廃止にする。 (権利者の損害賠償責任の廃止) 権利者が費用を払って国家から与えられた権利を行使したことで模倣者から損害賠償請求を受ける制度を廃止する。無効理由が存在することが明白で、それを知りながら権利者が権利行使した場合に限って、権利者が敗訴した場合に損害賠償責任を負うことにすれば足
--	--	--

		りる。 (中国参考情報) 実用新案は無審査主義だが権利が維持された割合が 2007 年時点で 30%で、無効にするのは困難。審査基準上で、特許に比べ進歩性のレベルは低い。権利行使に際して技術評価書の提示は要求されておらず、特許と同様、過失の推定規定があり、無効審判で無効にされても、権利者側に損害賠償責任を課する規定もない。 (権利範囲) 特許権と同様、クレームの記載に基づいて確定される技術的範囲で独占権が付与される。この文献では権利範囲を実施例と実質的に同一とすべき。保護対象は現状が妥当で、広範囲の技術の保護を求める場合は特許制度利用すべき。
2	小橋馨「実用新案法改正の影響」日本工業所有権法学会年報 16 号 152-153 頁 1992 年	無審査主義の採用によって、実用新案権はきわめて不安定な権利である。無審査主義を採用した場合には、審査主義のもとでは成立しないはずの実用新案権が多数成立し、実用新案権の信頼性がいちじるしく低下することになる。また、このような状況のもとで実用新案権が無秩序に行使されることになれば、混乱が生じることは明らかである。無審査主義を採用する場合には、同時に権利の信頼性を高め、また、濫用を防止する措置を考えることが不可欠である。
3	高野誠司※「実用新案法は時代遅れ？～小発明保護政策の数奇な歴史～（日本の「知財」の行方 第 20 回」日経 BizPlus、2006 年 3 月 29 日 ※NRI サイバーパテント社長・弁理士	無審査登録制度は、出願内容を迅速に権利化できるメリットもあるが、知財素人にとっては危険な制度でもある。まず、権利者には、権利行使に際して高度な注意義務が課される。登録されたからといって、すぐに侵害者に対して権利行使できるわけではない。権利行使の際には、技術評価書（特許庁に別途申請）を侵害者に提示する必要がある。そして、権利行使を受けた側も、評価書の意味が分からなければ対抗手段を誤ることになる。そもそも、技術評価書には権利が有効か無効か確定的なことは書かれていない。新規性などの要件について否定的な内容が記載されていることがあるが、その否定的な技術評価書（無効である蓋然性の高い権利）を提示し、平気で権利行使をする者もいる。加えて、平成 16 年の改正では、特許出願へのバージョンアップ手続きなど制度が複雑化している。知財部など専門家を抱える企業にとっては、高度な法テクニックとして活用の余地が出てきたが、知財素人にとっては一層利用しづらい危険な制度になった。実用新案法は、その低い保護レベルからしても、利用者に対して高度な知財知識レベルを要求すべきではないと考える。しかも、平成 13 年以前は、弁理士の二次試験（論文）で、実用新案法の特許法・意匠法・商標法と同等に 1 科目として扱ってきたが、現在では特許法とセットで 1 科目となってしまった。その結果、特許法・実用新案法の出題は特許法中心となり、合格して間もない弁理士のなかには、実用新案法の改正経緯どころか新制度の理解も

		おぼつかない者さえいる。
4	原山康彦ほか「優良誤認表示 (1) (連載講座 事例からみる景品表示法)」公正取引 791号 59 頁 2016 年 9 月	実際に表示通りの特許を取得しているのであれば、「特許取得済み」との表示を行うことが直ちに景品表示法上問題となるものではない。もっとも、「取得した特許に係る発明が商品の品質や内容に直接影響を与えるものではないにもかかわらず、あたかも当該特許に係る発明が、当該商品の品質や内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に認識される表示は、優良誤認表示に該当する。」本件において、例えば、特段の注意書きもなく、当該商品の製造方法を記載した箇所に近接したところに「特許取得済み」との表示をする場合、特許を取得できるほどの新規性のある製造方法によって当該商品が製造されていると一般消費者に認識されるものと考えられる。しかし、実際には当該商品の包装袋に関する特許を取得したにすぎないため、表示から受ける一般消費者の認識と実際との間には希離が生じているものと考えられる。また、一般消費者は、一般的に、特許を取得していない一般的な製造方法によって製造されたものよりも、特許として認められた製造方法によって製造された商品の方が優れているものと認識して商品選択をすると考えられるので、当該表示は優良誤認表示に該当するおそれがある。
5	石井美緒「品質誤認惹起表示の判断要素と規制目的に関する序論的考察」商学集志 89 巻 2 号 13、24-25 頁 2019 年	「知的財産権を保有しているかのような表示についても、品質等との関連性を検討する必要がある。」 同判決が併せて述べているように、存在しない特許権、実用新案権、意匠権を表示する行為は不正競争行為に該当する場合が多いと解されるのは、「当該商品がこれらの登録を「認められたような優れた技術、デザインを有するという商品の品質、内容を誤認させるものである場合が多いからであると解される」。また、各知的財産法において特許に係る以外の物等に特許表示等の虚偽表示をすることが禁止されており（特許法 188 条、罰則は 198 条等）、その趣旨としては「特許表示を付した商品は従来品と異なる有益な物」との理解を抱く公衆を誤認させる不正競争行為であるということが挙げられている（吉藤幸朔・熊谷健一『特許法概説【第 13 版】』（有斐閣、1998）667 頁）。しかし、例えばこれらの商品は知的財産権登録時こそ新規性、進歩性等が特許庁に認められた技術やデザインであるが、当該権利の存続期間の長さを考えると時間の経過とともにその優位性は低下していくと考えられる。視点を変えてみると、期間が経過していても保護期間内である以上、それらの知的財産が化体した商品を製造販売できるのは当該権利者に限られるため、同商品が真正品であるということを示すものである点に、特許等表示の意義があるとも考えられる（その場合、相対的な排他的権利にとどまるが著作権にもこのことはあてはまる）。このような捉え方によると、当該表示は直接的ではないが品質との関連性が生じうるが、いずれに

		せよ、当該関連性は直接的ではないだろう。また、消費者がそのような思考経路で当該表示を捉えるかという問題も生じる。一般消費者は特許要件や保護期間といった特許制度に関する知識が必ずしも豊富ではないため、同制度の内容に立ち入ることなく、特許として認められた製造方法によって製造された商品の方がそれ以外の商品よりも一般的に優れていると認識して商品選択をすると考えられるのだろう（原山康彦ほか「優良誤認表示（1）連載講座 事例からみる景品表示法」公正取引 791 号 59 頁 2016 年 9 月）。
6	清水将博ほか「実用新案制度の活用に関する一考察」特技懇 268 号 85-86 頁 2013 年	実用新案制度の利用を阻害する問題としては、現行法 29 条の 3 が挙げられる。現行法 29 条の 3 は、実用新案権について無効審決が確定した場合には、その実用新案権に基づき権利行使を行った者は、「実用新案技術評価書の実用新案技術評価に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもってその権利を行使し、又はその警告をしたとき」を除き、権利行使の相手方が被った損害を賠償しなければならないとしている。すなわち、本条は行使した権利が無効であった場合には、立証責任の転換を図り、権利者が相当の注意をもって権利を行使したことを立証しない限り、権利者が注意義務に違反したとして、損害賠償責任を負う旨を規定したものである。そして、「権利者が相当の注意をもって権利を行使した」ことを立証するためには、評価書の請求、自己調査、鑑定等により自ら権利の有効性を確保する必要がある、例えば、権利者が無効原因となった公知文献を以前から知っていた等の特段の事情がある場合には、たとえ評価書の評価が登録性を否定するものでなくても、「権利者が相当の注意をもって権利を行使した」ことにはならず、権利者は免責されないとされている。このような結論が導かれる要因には、評価書の位置づけが関係している。すなわち、実用新案技術評価制度（法 12 条、29 条の 2）は、特許庁のなす判定（特許法 71 条、71 条の 2、現行法 26 条等参照）同様、本来の審査に代わるものではなく、技術的・専門的見地から公的機関が一定の見解を表明するに過ぎない。また、その対象も文献等公知（新規性、現行法 3 条 1 項 3 号）、公知文献から見た進歩性（現行法 3 条 2 項）、拡大先願（現行法 3 条の 2）、先願（法 7 条）という 4 つの要件のみが対象となっていることから、評価書を取得したとしても、それだけで相当の注意をもった対応をしているとは評価することができないのである。このように、現行法 29 条の 3 の趣旨及び評価書の位置づけにかんがみ、権利者は、評価書を取得したとしても、一概に損害賠償責任を免れることはできないことになってしまい、権利者による権利行使に対し、不必要に萎縮効果が働き、実用新案制度の利用を阻害する要因の一つとなっている。29 条の 3 の問題は、現行法がいわゆる無審査制度を採用したことにも起因する。すなわ

		ち、現行法は無審査制度を採用し、実体的要件についての審査を行うことなく権利が付与されることから、権利者が瑕疵ある権利を濫用することのないよう、権利者に対し、より慎重な判断のもとに権利を行使させるために、過失の立証責任を転換し、かつ、免責の範囲を限定することとなったのである。そのため、現行法の抱える問題を解決するためには、無審査制度からの抜本的な解決を図る必要がある。そこで、早期登録制度を維持しつつ、権利行使前に必要な「実用新案技術評価制度」（現行法 29 条の 2）に代え、審査制度を導入することにより、現行法の抱える問題点を解消しつつ、多様で柔軟に技術の保護を可能とする制度を設計することが望ましい。
7	土肥一史「無審査に基づく権利の行使と注意義務」半田正夫教授還暦記念『民法と著作権法の諸問題』765-766 頁（法学書院、1993 年）	行使した権利が無効であった場合、権利者に過失があるものと推定し、挙証責任が転換されている。審査を経た権利の侵害については、相手方が無過失を立証して損害賠償責任を免れることができたが（特許法 103 条等）、無審査の権利では、権利者が無過失を立証できないと責任を免れることができない。いずれの場合にも、抵触関係は独自の注意義務を尽くして判断する必要があるが、前者の場合、特許庁の審査を経た権利が存在することは公報をみればわかる。後者の場合、権利の有効性についての公的な確認方法はない。侵害警告を含む理由のない権利行使がなされても、相手方が警告に応じなければ損害は発生しない。損害が発生したということは、警告者のみならず相手方も誤った判断をしたことになるが、何故危険を負担するのは権利者なのか。しかも、それによる権利者の負担する損害額は、権利侵害が成立する場合に比して、問題にならないほど大きくなる可能性がある。行使した権利が無効であった場合に権利者に過失があるものと推定するのであれば、こうした点について明確にされる必要がある。
8	熊谷健一「実用新案法の改正と今後の課題に関する一考察」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』330 頁（弘文堂、2005 年）	平成 5 年改正が行われた以降も、あまり利用されていなかった実用新案制度であるが、平成 16 年改正は、従来の実用新案制度が利用されなかった問題についても分析し、特許制度との関係についても検討をしたものであり、実用新案制度の利用が促進されることが期待される。ただし、従来の実用新案制度においては、無審査登録制度を採用することに伴う権利濫用の懸念の観点から、権利行使後に権利が無効になった場合の権利者の賠償責任についても、原則的に無過失賠償責任とする等、正当な権利行使を行おうとする権利者が権利行使に躊躇せざるを得ないことも指摘されており、実用新案制度のあり方については、今後とも種々の観点から検討が行われることが期待される。
9	小池豊「権利行使後に権利が無効となった場合の権利者の責任」『裁判実務体系第 27	無審査制度を導入した平成 5 年改正法において、権利行使後に権利が無効となったときは、相手方に与えた損害を賠償することを原則とする規定が置かれた。無審査によって登録され、後に無効になっ

	巻 知的財産関係訴訟法』 539 頁（青林書院、1997 年）	た場合、無過失で損害賠償の責任を課すというだけでは、事実上実用新案制度は機能しなくなる。なぜなら、後に無効による損害賠償が控えていては、権利行使を蟻曙せざるを得ないからである。実用新案の場合は、個人や中小の事業者が出願するケースが多い。これらの者は考案をしたとしてもそれが実体的な要件を具備しているか否かの調査能力に乏しく、将来無効審判により無効にされる可能性に対して無防備だから、権利行使に踏み切るのは容易でないことが予想される。
10	申尚勲「実用新案制度の新たな枠組みの検討－特許権との差別化に関する考察」パテント 73 巻 5 号 80 頁 2020 年	実用新案は物品の形状、構造又は組合せに係る考案を対象とする規定があり、これは実用新案の登録要件となる。高度性は発明者の主観によって決まるが、進歩性に関する判断は公知技術との関係で客観的に決定される。そのため、実質的な高度性の判断は、進歩性を通じて評価される。即ち、発明は容易な場合であれば拒絶され、考案は極めて容易であれば拒絶される。特許・実用新案審査基準においては、「発明」の定義中の「高度のもの」は、主として実用新案法における考案と区別するためのものである」と記載されているだけで、「進歩性の判断において、実用新案と特許は特に違いはないと考えられる。その結果、特許と実用新案との進歩性の差は該当技術分野を審査する審査官又は審査課によって左右される。」これは実用新案の進歩性を特許に準じて判断することが一つの理由ではないかと考えられる。一方で、審査（又は技術評価）の際、請求項内の構成成分の数が多いほど進歩性が否定されにくくなり、概ね特許は実用新案に比べて構成成分数が多いので、認められる進歩性のレベルは特許の方が実用新案より高いと考えられる。以上から進歩性について、実用新案は特許と同じ又はより低く判断されると言える。実用新案の目的（又は意義）を「小発明」の保護として述べたが、今日の進歩性の判断からすると必ずしもそうではない。言い換えれば、特許と実用新案の進歩性の判断基準において特別な違いがないこと、特許と実用新案との出願の変更を認めること及び特許と実用新案の間に先願主義を適用して先に出願されたもののみを認めることを考慮すれば、現在の実用新案は必ずしも小発明を保護する制度とは考えにくい。

(a) 実用新案登録に関する裁判例³ (平成5年改正以降の無審査対象案件)

No	文献・判例情報	判決要旨
1	知財高判令和3年2月17日 令和2年（ネ）10038号 実用新案権侵害差止等請求控訴事件 裁判結果：棄却 文献番号：2021WLJPCA02179002 第一審：東京地判令和2年2月5日 平成29年（ワ）22010号 出願日：平成27年5月11日 登録日：平成27年7月1日 登録番号：3198778号 考案の名称：ハーネス型安全帯の着用可能な空調服 ●原告勝訴	（第一審の要旨）考案の名称を「ハーネス型安全帯の着用可能な空調服」とする本件実用新案権を有する原告会社が、別紙2物件目録記載1、2、4及び5の各製品（被告製品）は本件実用新案登録に係る実用新案登録請求の範囲請求項2記載の考案（本件考案）の技術的範囲に属するものであり、被告会社及び訴外S社においてその製造等を共同で行った行為は本件実用新案権を侵害し、また、別紙2物件目録記載3及び6の各製品は、本件登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物であり、その製造等を共同で行った行為は本件実用新案権を侵害するものとみなされる旨主張して、被告会社に対し、被告各製品の製造等の差止め及び廃棄を求めるとともに、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金等の支払を求めた事案において、被告製品は、文言上、本件考案の技術的範囲に属し、被告製品3及び6の譲渡及び譲渡の申出は本件実用新案権の間接侵害を構成すると認められるなどとして、原告の請求は、被告各製品の譲渡及び譲渡の申出の差止め並びに廃棄を求め、かつ、1537万5027円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとし、請求を一部認容した事例 出典：裁判所ウェブサイト
2	東京地判平成29年12月25日 平成28年（ワ）13003号 実用新案権侵害差止等請求事件 裁判結果：一部認容 文献番号：2017WLJPCA12259010 出願日：平成22年2月23日 登録日：平成22年4月14日 登録番号：3159269号 考案の名称：プレハブ式階段 ●原告勝訴	考案の名称を「プレハブ式階段」とする本件実用新案登録に係る本件実用新案権を有する原告が、被告に対し、被告製品は、本件考案の技術的範囲に属するから、被告が業として被告製品を譲渡等することは、本件実用新案権の侵害を構成すると主張して、被告製品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めるとともに、不当利得金及び損害賠償金等の支払を求めた事案において、被告製品が本件考案の構成要件を全て充足することに争いがなく、本件実用新案登録について被告が主張する無効理由は認められないなどとして、原告の請求は、被告製品の譲渡等の差止め及び廃棄、不当利得金額及び損害賠償金額の合計165万9952円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとし、同請求を一部認容した事例

³ 本表記載の各文献番号及び判決要旨は Westlaw Japan による。

3	大阪地判平成28年3月17日 平成26年（ワ）4916号 実用新案権侵害差止等請求事件 裁判結果：一部認容 文献番号：2016WLJPCA03179004 出願日：平成23年6月22日 登録日：平成23年8月10日 登録番号：3170112号 考案の名称：足先支持パッド ●原告勝訴	考案の名称を「足先支持パッド」とする実用新案権を有する原告P1が、被告会社の製造販売する商品（被告商品）は同実用新案権に係る考案の技術的範囲に属すると主張して、被告会社に対し、実用新案権に基づき被告商品の製造、譲渡等の差止め及び同商品の廃棄を求め、本件商標権を有し、原告P1から実用新案権の独占的通常実施権の設定を受けている原告会社が、被告会社が被告商品を販売したことにより自己の商標権及び実用新案権の独占的通常実施権が侵害されたと主張して、被告会社に対し、被告標章を付した同商品の譲渡等の差止め及び同商品の廃棄を求めるとともに、損害賠償を求めた事案において、被告による、原告P1の本件実用新案権を侵害する行為及び原告会社が有する本件実用新案権の独占的通常実施権を侵害する行為を認める一方、被告による商標権侵害は否定して、原告P1の請求を認容するとともに、原告会社の請求については、1億6290万6617円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求する限度で認容した事例 出典：裁判所ウェブサイト 特許ニュース14388号1頁（下）特許ニュース14387号1頁（上）
4	大阪地判平成27年3月26日 平成26年（ワ）5064号 実用新案権侵害差止請求権不存在確認等請求事件 裁判結果：一部認容 上訴等 控訴 文献番号：2015WLJPCA03269007 出願日：平成21年12月25日 登録日：平成22年3月3日 登録番号：3158266号 考案の名称：安定高座椅子 ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性なし。無効理由（公然実施品））	名称を「安定高座椅子」とする考案に係る実用新案権を有する被告が、高座椅子の製造、販売等を行う原告及びその取引先等に対し、原告の商品は被告の実用新案権に抵触するものと認識していることなどを通知したことから、原告が、本件実用新案権の無効を主張し、被告の差止請求権等の不存在確認を求めると共に、前記取引先等への通知が、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為にあたるとして、被告に対し、同法3条1項による差止め及び同法4条による損害賠償を求めた事案において、本件考案は進歩性を欠き、被告は、原告に対して本件実用新案権に基づく権利行使をすることができないから、本件実用新案権に基づく差止請求権等の不存在確認請求は理由があり、被告が本件通知先に本件通知を送付した行為は競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するといわざるを得ないなどとして、請求を一部認容した事例 出典：裁判所ウェブサイト、判時2271号113頁 評釈：鈴木信也・日本大学法学部知財ジャーナル10号79頁、笈圭・発明112巻7号58頁、IP研究会・特許ニュース14134号3頁、IP研究会・特許ニュース14146号10頁、中川浄宗・発明113巻8号54頁

5	東京地判平成25年4月19日 平成24年（ワ）8221号 実用新案権・意匠権侵害差止等請求事件 裁判結果：一部認容 文献番号：2013WLJPCA04199003 出願日：平成21年12月1日 登録日：平成22年2月3日 登録番号：3157614号 考案の名称：履物装着用ヒールローラー ●原告勝訴	履物装着用ヒールローラーに関する実用新案権及び意匠権を有する原告が、被告による被告製品の製造販売が本件実用新案権及び本件意匠権を侵害すると主張して、被告製品の製造販売等の差止め及び廃棄と、450万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案において、被告製品は、本件考案1のAないしF、本件考案2の構成要件AないしC、G、Fを充足し、また、本件意匠と類似することから、被告による被告製品の販売は、本件実用新案権及び本件意匠権を侵害するものと認められるなどとして、差止め及び廃棄請求を認容するとともに、損害賠償請求につき20万3700円の支払を求める限度で認容した事例 出典：裁判所ウェブサイトウエストロー・ジャパン 評釈：IP研究会・特許ニュース13660号1頁
6	東京地判平成25年3月27日 平成24年（ワ）27881号 特許料請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2013WLJPCA03279005 出願日：平成17年9月27日 登録日：平成18年10月4日 登録番号：3126350号 考案の名称：電気炊飯器 ●原告敗訴	電気炊飯器に関する登録実用新案権を有する原告が、被告は同登録実用新案権に係る考案を無断で利用し、原告の上記権利を侵害したと主張して、被告に対し、損害賠償として1億円の支払を求めた事案において、原告は、本件各電気釜が本件考案の技術的範囲に属すること、すなわち、本件各電気釜が「可変スイッチ」を有することについて何ら具体的な主張立証をしておらず、本件全証拠を精査しても、本件各電気釜が本件考案の技術的範囲に属するか否か不明であるというほかないなどとして、請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト、ウエストロー・ジャパン 評釈：IP研究会・特許ニュース13660号1頁
7	大阪地判平成25年1月10日 平成23年（ワ）7674号 実用新案権侵害差止等請求事件〔電動マスカラ事件〕 裁判結果：請求棄却 上訴等 確定 文献番号：2013WLJPCA01109004 出願日：平成21年10月27日 登録日：平成22年1月6日 登録番号：3156963号 考案の名称：化粧品容器用漏れ止め構造 ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性あり。無効理由（評価書に記載されていない海外文献））	考案の名称を「化粧品容器用漏れ止め構造」とする実用新案権を有する原告が、被告による被告製品の製造販売等が本件実用新案権を侵害すると主張して、被告に対し、被告製品の製造販売等の差止め及び廃棄等を求めると共に、損害賠償金1億3200万円及び遅延損害金の支払を求めた事案において、本件実用新案は、実用新案法3条1項3号及び同条2項に違反し、実用新案登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとして、原告の請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト、判タ1400号340頁 評釈：IP研究会・特許ニュース13659号1頁

8	知財高判平成24年3月14日 平成23年（ネ）10035号 実用新案権侵害差止等請求控訴事件 第一審：大阪地判平成23年4月28日平成22年（ワ）8024号 実用新案権侵害差止等請求事件 裁判結果：控訴棄却 上訴等 確定 文献番号：2012WLJPCA03149002 出願日：平成19年8月24日 登録日：平成19年10月10日 登録番号：3136656号 考案の名称：靴収納庫用棚板及び靴収納庫 ●原告敗訴	考案の名称を「靴収納庫用棚板及び靴収納庫」とする実用新案登録に係る実用新案権を有する控訴人（一審原告）が、被控訴人（一審被告）が被控訴人各商品を製造、販売した行為は本件実用新案権を侵害すると主張して、被控訴人に対し、被控訴人各商品の製造、販売等の差止め並びに被控訴人各商品及び同各商品製造のための金型の廃棄を求めるとともに、損害賠償の支払を求めたところ、原審が請求を棄却したため、控訴人が控訴した事案において、被控訴人各商品は、構成要件①を充足するものではないから、本件考案の技術的範囲に属するものと認めることはできず、また、本件考案における「掛合部」の形状を、被控訴人各商品のように横棧部材を貫通させる穴の形状に置き換えると、横棧部材を取り外さない限り、棚板を着脱することができないことから、被控訴人各商品は、均等侵害に係る第二要件を充足しないとして、控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト、判タ1406号181頁、判時2150号118頁 評釈：高瀬彌平・パテント65巻10号53頁
9	知財高判平成24年2月29日 平成23年（ネ）10072号 第一審：東京地判平成23年10月28日平成23年（ワ）22310号 特許料請求事件 特許料請求控訴事件裁判結果：控訴棄却 文献番号：2012WLJPCA02299008 出願日：平成17年9月27日 登録日：平成18年10月4日 登録番号：3126350号 考案の名称：電気炊飯器 ●原告敗訴	名称を「電気炊飯器」とする本件考案の実用新案権者である控訴人が、被控訴人に対し、同人が製造、販売する電気炊飯器が本件考案の技術的範囲に属するとして、被控訴人製品の製造、販売の差止めを求めるとともに損害賠償を求めたところ、請求が棄却されたことから、原審が損害賠償請求を棄却した部分について控訴した事案において、被控訴人製品に備えられているスイッチは、本件考案における「可変スイッチ」に該当するものではないから、同製品は本件考案の技術的範囲に属するということとはできないとして、控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト

10	大阪地判平成23年2月24日 平成22年（ワ）2544号 実用新案権侵害差止等請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2011WLJPCA02249006 出願日：平成20年8月21日 登録日：平成20年10月8日 登録番号：3146031号 考案の名称：パンツ類のウエストサイズ調整補助具 ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性あり。無効理由（出願前販売製品））	考案の名称を「パンツ類のウエストサイズ調整補助具」とする本件実用新案権を有する原告が、商品名を「RELAX ADJUSTER リラックスアジャスター」とするパンツ類のウエストサイズ調整補助具を輸入・販売等する被告の行為が本件実用新案権を侵害するとして、被告に対し、被告製品の輸入・販売等の差止めと、被告製品及びその半製品の廃棄をそれぞれ求めるとともに、損害賠償として112万9440円及び遅延損害金の支払いを求めた事案において、本件実用新案登録は、実用新案法3条2項に違反してなされたものであり、実用新案登録無効審判により無効とされるべきものであるから、実用新案法30条によって準用される特許法104条の3第1項により、原告は、本件実用新案権に基づく権利行使をすることはできないとして、請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト 評釈：知的財産研究センター研修チーム・知的財産権判決速報 433号12頁
11	大阪地判平成19年11月19日 平成18年（ワ）6536号 実用新案権侵害差止等請求、損害賠償請求事件〔爪切り事件〕 裁判結果：一部認容 文献番号：2007WLJPCA11199001 出願日：平成15年3月31日 登録日：平成15年7月16日 登録番号：3096809号 考案の名称：爪切り ●原告勝訴	名称を「爪切り」とする考案についての実用新案権を有する原告P1が、被告が輸入・販売等する爪切り（イ号物件とこれを改造したロ号物件）は同実用新案権に係る考案の技術的範囲に属すると主張して、実用新案権に基づき輸入販売等の差止め、在庫品・半製品・製造金型の廃棄を請求すると共に、不法行為又は廃棄義務の債務不履行に基づき損害賠償を請求し（甲事件）、原告P1から独占的通常実施権の設定を受けたとする原告会社が、被告の輸入・販売等により独占的通常実施権を侵害されたとして不法行為に基づく損害賠償を請求した（乙事件）事案において、被告によるイ号物件の販売等は本件実用新案権を侵害するが、ロ号物件の販売等は本件実用新案権を侵害しないと判断した上で、原告P1については、在庫品等の廃棄請求を斥け、輸入販売等の差止め及び損害賠償についてのみ請求を認容し、原告会社については、その損害賠償請求を認容したが、原告P1は原告会社に対し無償の独占的通常実施権を設定しており、両請求権が単純に並立すると解することは均衡を失する等として、それぞれの損害賠償請求権は重複する限度で連帯債権の関係に立つとして、請求を一部認容した事例 出典：裁判所ウェブサイト 評釈：千葉大学IP研究会・特許ニュース12204号1頁

12	東京地判平成19年10月26日 平成19年（ワ）18983号 損害賠償請求事件〔多機能水缶「ドムカン」事件〕 裁判結果：請求棄却 文献番号：2007WLJPCA10269002 出願日：平成9年2月4日 登録日：平成10年4月22日 登録番号：3050314号 考案の名称：移動式足踏シャワー ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性なし。無効理由（評価書に記載された文献））	名称を「移動式足踏シャワー」とする考案について実用新案登録を得た原告が、多機能水缶「ドムカン」を販売する被告に対し、原告の本件実用新案権を侵害するとして、損害賠償を請求した事案において、本件実用新案権の請求項1ないし4に係る実用新案登録につき既に進歩性欠如を理由とする無効審決が確定し、本件実用新案権は初めから存在しなかったものとみなされるから、同実用新案権を侵害するということはありません、また、本件審決に重大かつ明白な違法があることの主張立証はないから、原告の請求はいずれも理由がないとして、請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト 評釈：千葉大学IP研究会・特許ニュース12204号1頁
13	大阪高判平成18年5月31日 平成18年（ネ）184号 実用新案権侵害差止等請求控訴事件〔化粧用パフ事件・控訴審〕 裁判結果：控訴棄却 文献番号：2006WLJPCA05319011 第一審：大阪地判平成17年12月15日 平成16年（ワ）6262号 出願日：平成15年3月31日 登録日：平成15年11月5日 登録番号：3099270号 考案の名称：クレンジングパッド ●原告（権利者側）実用新案権の訴訟は放棄（敗訴） ●無効判断（評価書は進歩性あり。無効理由（評価書に記載されていない実用新案公報）） 審判請求日：平成16年6月23日（無効第2004-40005号） 審決日：平成17年1月18日 審決の結論：「登録第3099270号の実用新案登録を無効とする。」 審決謄本送達日：平成17年1月28日（原告に対し）	名称を「化粧用パフ」とする物品の意匠権を有する被控訴人（一審原告）が、控訴人（一審被告）の製造販売する洗顔ブラシの本体部分の意匠が本件意匠権に係る登録意匠と類似し、その製造販売が本件意匠権を侵害するとして、控訴人に対し、同物件の製造販売の差止め及び不法行為に基づく損害賠償等の支払を求めたところ、原審が認容したため、控訴人が控訴した事案において、意匠権に係る物品の類否の判断は、一般需要者を基準に、願書の記載以外の他の資料を参酌することも許されると解されるから、控訴人の主張する物品の類否の判断基準は妥当ではなく、また、本件登録意匠に係る物品「化粧用パフ」が化粧料を塗布するものに限られるとの控訴人の主張につき、「化粧用パフ」が化粧料を塗布するものに限られるかの判断主体は一般需要者であって、専門辞書や辞典に記載された意義に限定することは相当でなく、インターネット広告等の用法等を参酌しても「化粧用パフ」に化粧料を塗布する以外の用途がないということはできないとして控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト 評釈：知的財産研究センター研修チーム・知的財産権判決速報 417号19頁IP研究会・特許ニュース 12936号6頁
14	大阪高判平成18年2月10日 平成17年（ネ）1514号	キックスケーター（控訴人商品）を輸入、販売する控訴人（一審原告）が、同種商品（被控訴人商品）を輸入、販売する被控訴人（一審被告）に対し、被控訴人商品の輸入、販売は周

	実用新案権侵害差止等請求控訴事件 〔キックスケーター事件・控訴審〕 裁判結果：控訴棄却 文献番号：2006WLJPCA02109002 第一審：大阪地判平成17年3月31日 平成15年（ワ）13028号 出願日：平成12年3月14日 登録日：平成12年6月28日 登録番号：3071713号 考案の名称：二輪車の取り外し可能 ハンドル ●原告敗訴	知商品等表示に対する不正競争防止法二条一項一号所定の混同行為に該当すると主張して、輸入、販売等の差止め等を求めたところ、控訴人商品の特徴が控訴人の商品等表示になったとはいえないとされ請求を棄却されたため、控訴した事案において、控訴人商品を製造する会社の商品ないし控訴人商品の形態が、自他識別機能ないし出所表示機能を備え、商品等表示性を有していたとはいえないとし、同法二条一項一号所定の混同行為に該当しないとして控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト 評釈：知的財産研究センター研修チーム・知的財産権判決速報417号19頁、毎田賢司・特許ニュース11947号6頁、田中麻耶・特許ニュース11959号7頁
15	名古屋地判平成15年7月30日 平成15年（ワ）1117号 実用新案権侵害による損害賠償請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2003WLJPCA07309002 出願日：平成6年12月20日 登録日：平成7年4月12日 登録番号：3012727号 考案の名称：自動車用変速機構 ●原告敗訴	自動車用変速機構についての実用新案権を有していた原告が、被告に対し、変速装置を搭載した後輪駆動車を製造販売する行為が侵害に当たると主張して、損害金の一部の支払を求めた事案において、被告装置は請求項1の構成要件Cを充足しないところ、本件各考案は、いずれも請求項1を前提として、その構成要件を内包しているから、被告装置が本件各考案の技術的範囲に属しないことも明らかであるとして、請求を棄却した事例出典裁判所ウェブサイト
16	東京地判平成14年11月28日 平成13年（ワ）6797号 実用新案権侵害差止請求事件〔配電盤防護装置事件〕 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA11280009 出願日：平成9年7月2日 登録日：平成9年10月29日 登録番号：3045023号 考案の名称：配電盤防護装置 ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性あり。無効理由（出願前販売製品））	被告第一、二物件は、本件考案（配電盤防護装置）の技術的範囲に属するとして、被告の製造・販売に係る配電盤防御装置等の差止めを求めた事案において、本件考案に係る各実用新案登録には明らかな無効理由が存在するとして、原告の本件請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト、新日本法規
17	東京高判平成14年8月27日 平成14年（ネ）2648号	被告（被控訴人）装置は、原告（控訴人）の有する本件考案（下肢骨格矯正装置）の実用新案登録請求の範囲にいう「臀

	実用新案権侵害差止等請求控訴事件 〔下肢骨格矯正装置事件・控訴審〕 裁判結果：控訴棄却 文献番号：2002WLJPCA08270009 第一審：東京地判平成14年3月19日平成12年（ワ）22042号 出願日：平成7年2月8日 登録日：平成7年5月31日 登録番号：3014470号 考案の名称：下肢骨格矯正装置 ●原告敗訴	部から足先まで各足の外側部に密着できる長さ」を充足していないとして、原告（控訴人）の請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト、新日本法規
18	福岡高判平成14年7月4日 平成13年（ネ）284号 損害賠償等請求控訴事件裁判結果：控訴棄却 文献番号：2002WLJPCA07049001 出願日：平成8年4月30日 登録日：平成8年8月14日 登録番号：3030711号 考案の名称：ぬいぐるみ式携帯電話機用ケース ●原告敗訴	被控訴人が、その取締役であるAが有する実用新案権（考案の名称「携帯電話用ぬいぐるみカバー」）に基づいて第三者との間で商品の販売契約をしていたところ、先行登録されていた実用新案権（考案の名称「ぬいぐるみ式携帯電話機用ケース」）を有する控訴人による、弁護士を通じて前記の第三者に本件内容証明郵便を送付した行為が、不法行為を構成するとともに当時の不正競争防止法2条1項11号に該当するとして、控訴人に対し、損害賠償を求めたところ、原判決が被控訴人の請求を認容したので、控訴人が、控訴した事案において、本件内容証明郵便の送付は、不正競争防止法2条1項11号の「虚偽の事実」の告知に該当し、かつ、不法行為を構成すると認めるのが相当であるなどとして、被控訴人の控訴人に対する請求を認容した原判決を相当とし、控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト
19	東京地判平成13年10月31日 平成13年（ワ）6269号 実用新案権侵害による損害賠償請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA10319011 出願日：平成6年12月20日 登録日：平成7年4月12日 登録番号：3012727号 考案の名称：自動車用変速機構 ●原告敗訴	◆考案の名称を「自動車用変速機構」とする実用新案権を有する原告が、被告に対し、変速装置を搭載した四輪駆動自動車を製造、販売する被告の行為が、原告の有する上記実用新案権を侵害するとして、損害賠償金の支払を求めた事案において、被告装置において「オートマチックトランスミッション部分」と「副変速機」のいずれか一方を「エンジンと前輪駆動用連動機構との間」に介在させた場合に、他方を「エンジンと後輪駆動用連動機構との間」に介在させるという構造が採られていないことは明らかであるから、被告装置は構成要件Bを充足せず、かつ、たとえ副変速機がマニュアルトランスミッションに当たると仮定したとしても、被告装置において、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッションの何れか一方を切り替え的に接続しているとい

		うことはできないから、被告装置は構成要件Cも充足しないとして、原告の請求を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト
20	東京地判平成12年4月25日 平成11年（ワ）24434号 損害賠償請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2000WLJPCA04259003 控訴審：東京高判平成12年11月29日 平成12年（ネ）2606号 出願日：平成6年9月7日 登録日：平成11年6月16日 登録番号：3060941号 考案の名称：おかずを挟んだごはん ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性なし。無効理由（評価書に記載された文献））	考案の名称を「おかずを挟んだごはん」とする実用新案権を有し、このような商品のアイデアを商品化しようとしている原告が、被告らによる「サンドおむすび牛焼肉」（本件商品）の製造販売が、原告の実用新案権を侵害するとともに、不正競争行為に当たると主張して、被告らに対し、損害賠償を求めた事案において、原告商品アイデアは、原告の商品として商品化されて製造販売されたことはないのであるから、右アイデアが不正競争防止法2条1項1号にいう原告の「商品等表示」に当たるとはなく、また、原告商品アイデアは、原告が資金労力を投下して商品化されて製造販売されたことはないのであるから、右アイデアが同項3号にいう原告の「商品」に当たるともなしとして、原告の不正競争防止法に基づく請求を認めず、実用新案権侵害に基づく請求についても、原告が、被告らに対して本件実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告を行っていないことを理由に同請求も認めなかった事例 出典：裁判所ウェブサイト
21	大阪高判平成12年2月23日 平成11年（ネ）2199号 実用新案権に基づく販売差止等請求 控訴事件 裁判結果：控訴棄却 文献番号：2000WLJPCA02239004 第一審：大阪地判平成11年6月1日 平成9年（ワ）7811号 出願日：平成6年4月20日 登録日：平成6年8月10日 登録番号：3003385号 考案の名称：ベッド ●原告敗訴	本件実用新案権（考案の名称「ベッド」）を有し、その実施品である折り畳みベッドを輸入、販売する控訴人が、ベッドを輸入、販売する被控訴人に対し、被控訴人の右商品は控訴人商品の形態を模倣したものであるとして不正競争防止法に基づいて損害賠償を請求するとともに、被控訴人の商品は控訴人の有する右実用新案権を侵害するとして、輸入、販売の差止め及び損害賠償を求めたところ、原判決が上記各請求をいずれも棄却したことから、控訴した事案において、原判決を引用するなどして控訴を棄却した事例 出典：裁判所ウェブサイト
22	大阪地判平成10年6月4日 平成8年（ワ）2412号 損害賠償等請求事件、実用新案権侵害差止等請求事件 裁判結果：一部認容、一部棄却 文献番号：1998WLJPCA06046002 出願日：平成6年2月28日	「ブリスター包装容器」の本件考案は、従来の容器に代えて、容器本体を「蒲鉾形」としたものであるから、断面形状が「板付蒲鉾のように中高で、断面が半月形をなすもの」であれば足り、その端面が平面であることを要しないというべきであり、原告容器は横断面が略半月形の収納凹部を備えているから、本件考案の構成要件Aの「蒲鉾形の外形」を備えているということができ、原告各容器の構成Cは、本件考案の構成

登録日：平成6年6月22日 登録番号：3001540号 考案の名称：ブリスター包装容器 ●原告勝訴	要件Cの「容器本件に収納された内容物の上下端部が臨む容器本体の上下端部外面側に「凹ビードを設けたこと」を充足するというべきで、原告各容器の構成c i、c iiは、それぞれ本件考案の構成要件C I、C IIを充足するというべきであり、原告各容器の構成 c iiiにおける溝部の形状は本件考案の構成要件CⅢの凹ビードの形状と同一であるから、原告各容器の構成は、本件考案の構成要件をすべて充足し、原告各容器は、本件考案の技術的範囲に属する。◆本件考案が登録出願前に国内において頒布された刊行物に記載されたというためには、単に本件考案の実施品を撮影した写真が刊行物に掲載されているというだけでは足りず、その写真及び刊行物中のその他の記載により本件考案の構成要件すべてが一体として示されており、これを読者が認識、把握できることが必要というべきところ、各写真は、いずれもサイズの異なる六又は九種類の商品を右に傾けて横一列に並べて正面上から撮影したもので、商品の1つ1つの写真は小さく、容器本体が透明であるため、本件考案にいう「凹ビード」の構成を認識、把握することはできず、他に容器の構成に関する記載もないから、本件考案が右刊行物に記載されているということとはできない。◆「ブリスター包装容器」の考案の実施に対し通常受けるべき金銭の額は、売上高の5パーセントと認めるのが相当である。◆「包装用容器」の本件意匠は、長手方向全長にわたって収納凹部の外形を中高やや横長の蒲鉾形とし、収納凹部は、長手方向中央に沿って筒状の内容物を収納した際に、長手方向全長にわたって収納凹部の側部内面と内容物との間に空間が形成されとの点、及び収納凹部の上下端部の外面は、中央の端面と両外側の端面との間に、筒状の内容物の上下端部を保持する輪郭を有して台板に向かって垂直方向に延びる大略U字状の凹溝が形成されているとの点が、形態上の際だった特徴として看者の注意を強く惹くものというべきで、本件意匠の要部は右の点にあるということができ、原告容器の意匠との相違点（1）、（2）、（3）、（4）は、看者の注意をほとんど惹かず、要部において一致することによりもたらされる共通の美威を覆すに至らないというべきであるから、原告容器の意匠と本件意匠は、要部において一致することにより、相違点のもたらす印象の差異を凌駕して、全体として共通の美威を起こさせ、原告容器の意匠は本件登録意匠に類似するものというべきである。 出典：判例工業所有権法
---	---

23	大阪地判平成10年1月29日 平成8年（ワ）1517号 実用新案権侵害差止等請求事件、損害賠償請求事件 裁判結果：棄却 文献番号：1998WLJPCA01296012 出願日：平成6年3月8日 登録日：平成6年7月20日 登録番号：3002508号 考案の名称：偏差値出力回路 ●原告敗訴 ●無効判断（評価書は進歩性あり。無効理由（出願前販売製品））	考案の実施品が販売されれば、特別の事情のない限り、通常、当業者を含む不特定多数の者がこれ入手し、分解してその形状、構造又は組合せを把握することは容易なことであり、原則として公然実施をされたものというべきところ、原告会社は本件考案の実用新案登録出願前に、わが国有数の電子機器・電子部品製造メーカーに原告製品を販売していたことが認められ、これらの業者のもとで部外秘として扱われているとか等の特別の事情があるとは認められないから、原告製品は本件考案の出願前から、不特定多数の者が入手しうる状態で販売されていたものというべきで、他方イ号製品のカタログについても、被告会社は不特定多数の者が入手しうる状態でこれを販売していたことが明らかであり、原告製品及びイ号製品の販売並びにそのカタログの頒布により、本件考案は登録出願前に、少なくとも公然実施をされたというべきであるから、本件実用新案登録には無効事由があり、さらに権利者自らが本件考案の出願前にその実施品を販売したことにより無効事由を作出したもので、しかもイ号製品を被告会社も出願前に販売していることを知悉しながら登録出願をして設定登録を受けたものであるから、本件実用新案権に基づく差止請求権を行使することは、権利の濫用に該当し、許されないというべきである。 出典：判例工業所有権法
----	---	--

（b）実用新案登録が無効と判断された裁判例⁴（平成5年改正前の実体審査対象）

No	文献・判例情報	判決要旨
1	大阪地判平成20年7月22日 平成19年（ワ）6485号 実用新案権侵害差止等請求事件〔商品展示用ケース事件〕 裁判結果：請求棄却 文献番号：2008WLJPCA07229001 出願日：平成5年7月20日 登録日：平成10年4月10日 登録番号：2575582号	名称を「商品展示用ケース」とする考案の実用新案権者である原告が、被告製品は上記考案の技術的範囲に属し、同製品を販売する被告の行為は原告の上記実用新案権を侵害する旨主張して、被告に対し、被告製品の販売等の差止め及びその廃棄並びに損害賠償を請求した事案において、本件考案は、旧実用新案法3条2項の規定に違反して登録されたものであり、同法37条1項1号の無効理由を有し、よって、本件実用新案登録は実用新案登録無効審判により無効とされるべきものであるから、原告は、被告に対し本件実用新案権に基づく権利を行使することができないとして、請求を棄却した事例
2	知財高判平成18年11月30日 平成18年（行ケ）10141号	原告は名称を「車椅子」とする考案の実用新案権者であるところ、訂正審判請求が認められた（第一次訂正）後、被告が

⁴ 本表記載の各文献番号及び判決要旨は Westlaw Japan による。

	審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2006WLJPCA11309008 出願日：平成2年6月28日 登録日：平成5年12月22日 登録番号：19983866号	無効審判請求（本件審判請求）をしたが請求不成立の審決（第一次審決）を受けたので取消訴訟を提起し認められ（第一次判決）、原告の訂正請求が認められた（第二次訂正）が、ほぼ同様の経緯で第二次審決、第二次判決がされ、第二次判決確定を受けて特許庁が審理を再開したが審理中に請求された原告の訂正（第三次訂正）を認めた上で本件審判請求不成立の審決（第三次審決）をしたのに対し、裁判所が第三次審決を取り消す判決（第三次判決）が確定したので審理を再開したところ、「本件考案は当業者が容易に考案できたとして無効とする審決（本件審決）をした」ので本件審決の取消しを求めた事案で、原告主張の取消事由1及び2は確定した第3次判決による拘束力が及ぶ事項である相違点イ及びエの判断について蒸し返そうとするものであってそもそも本訴における本件審決の取消事由とならないものであるとして原告の請求を棄却した事例
3	知財高判平成18年10月25日 平成18年（行ケ）10060号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 上訴等 上告受理申立て（不受理） 文献番号：2006WLJPCA10259004 出願日：昭和63年9月24日 登録日：平成10年12月11日 登録番号：2150363号	原告は名称を「表面筋状薄肉こんにやく」とする考案につき実用新案登録出願し設定登録を受けたところ、被告は無効審判請求をしたが請求不成立との審決（前審決）を受けたため取消訴訟を提起したところ審決取消判決（第1次判決）が確定したので、「特許庁は本件実用新案について再び審理した上で本件考案は本件実用新案登録出願前に日本国内において公然実施された考案であるとして無効審決」をしたため、本件審決の取消しを求めた事案において、本件審決は第1次判決の拘束力の下で、カネマタ食品が本件実用新案登録出願前に実施していた考案は本件考案と同一であると認定しており、また発見品がその日付印の日に製造されたものであるとの認定に基づき、本件考案と同一の考案を昭和58年11月ごろまでには公然実施していたとする判断は第1次判決の認定に抵触する認定をすることはできないから、原告の取消事由には理由がないなどとして請求を棄却した事例
4	知財高判平成18年1月25日 平成17年（行ケ）10699号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2006WLJPCA01259007 出願日：平成2年11月8日 登録日：平成9年5月23日 登録番号：2547410号	名称を「医療検査用カセット」とする考案に関する原告保有の実用新案権について、原告が訂正審判を請求したところ、請求を却下する審決がなされたことから、これを不服として原告が提起した審決取消訴訟において、「実用新案登録を無効とする審決の確定」により、本件実用新案権ははじめからなかったものとみなされるから、原告が本件実用新案登録無効の審判により無効とされる前に本件訂正審判の請求をしても、同請求は不適法になるとして、原告の請求を棄却した事例
5	東京高判平成17年3月23日	考案の名称を「自動壁紙糊付機」とする本件考案につき、被

	平成16年（行ケ）271号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2005WLJPCA03239002 出願番号：実願平4-38553号	告から本件実用新案登録無効審判が申し立てられたことから、本件実用新案権者である原告が訂正請求をし、特許庁が、訂正を認めた上で無効審判請求不成立の審決をしたところ、被告が、同審決の取消しを求めて提訴し、請求が認められて確定したため、その判決を受けて「本件実用新案無効審判がさらに審理された結果、登録無効審決がなされた」ため、原告が、同審決の取消しを求めた事案において、訂正後考案と引用考案（β-MAX2）とに、客観的な構成、機能及び作用効果の同一性がある以上、原告主張の「技術内容（要件）」の相違は、訂正後考案の新規性を裏付けるものとはいえないなど、相違点1に関する新規性の判断に誤りはなく、また、ロールの軸受部を糊桶の側壁に設けるという引用考案の構成から、当業者が、糊桶から独立したフレーム側板に設けるという訂正後考案の構成に想到することが困難であるということとはできないから、進歩性の判断にも誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
6	東京高判平成16年12月27日 平成16年（行ケ）282号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2004WLJPCA12279007 出願日：平成3年8月2日 登録日：平成9年11月28日 登録番号：第2564570号	考案の名称を「溶接用エンドタブ」とし、原告代表者Aを考案者とする実用新案の実用新案権者である原告が、被告請求による「本件実用新案登録の無効審判において、本件実用新案登録の請求項1ないし5に係る考案についての実用新案登録を無効とする審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由1（本件考案の考案者の認定の誤り）については、本件考案はAが考案をしたものとは認められず、また、原告及びAが甲3図面記載の考案について、その考案者から実用新案登録を受ける権利を承継したことの主張立証もないから、本件考案1ないし5についての実用新案登録は、考案者でない者であってその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたものであるとした審決の認定判断に誤りはないなどとして、原告の請求を棄却した事例
7	東京高判平成16年11月29日 平成15年（行ケ）476号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2004WLJPCA11299002 出願日：昭和61年4月15日 登録日：平成5年3月24日 登録番号：1957711号	名称を「施肥播種機の位置調節装置」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、特許庁は原告が請求した訂正を認めた上で本件実用新案登録を無効とする旨の審決をした」ため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由（相違点Cに関する判断の誤り）については、引用発明において、周知技術Bを採用して、本件考案と同様に「取付け手段として締め付けブラケットを枢支軸により回転可能に支持した構成」とし、かつ、周知慣用技術Cに基づいて、「取付位置が判別できるように取付ビームの周辺に目盛を付する」構成とすることは、当業者がきわめ

		て容易に想到し得ることというべきであり、その際、取付ビーム上に目盛を直接に表記することは、当業者が適宜に採用し得る設計的事項にすぎないことなどから、理由がないとして、原告の請求を棄却した事例
8	東京高判平成16年7月28日 平成15年（行ケ）403号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2004WLJPCA07289003 （昭和60年12月27日にした特許出願（特願昭60-298268号）を平成元年3月24日に実用新案登録出願に変更） 登録日：平成7年1月23日 登録番号：2048015号	考案の名称を「木質防振床材」とする実用新案の実用新案権者の共有者3名の一人である原告が、審決取消判決確定後に再開された本件実用新案についての原告外2名を被請求人とする「無効審判において、本件実用新案登録を無効とする審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、審決取消事由1（審判手続の法令違背）について、特許庁は、再度の審判手続において、原告に本件考案の訂正の機会を与える義務はないところ、原告に当該機会を与えなかったとしても、再度の審判手続に瑕疵があるとあったということとはできないなどとして、原告の請求を棄却した事例
9	東京高判平成15年7月18日 平成13年（行ケ）354号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2003WLJPCA07189006 出願日：昭和63年11月16日 登録日：平成7年3月6日 登録番号：2053947号	名称を「蛇行防止コンベアベルトのガイド体」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、本件実用新案登録を無効とする旨の審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由1（実質同一の認定判断の誤り）については、相違点（c）～相違点（g）及び作用効果の相違について検討した結果、本件考案と先願考案の技術的思想は同一であると認めて妨げはなく、したがって、両者が実質同一であるとした審決の認定判断に誤りがあるということとはできないとし、また、取消事由2（実用新案法7条1項の適用の誤り）についても、原告主張の誤りはないとして、請求を棄却した事例
10	東京高判平成15年4月25日 平成13年（行ケ）222号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2003WLJPCA04259001 出願日：平成5年11月14日 登録日：平成10年11月20日 登録番号：2589651号	名称を「継式中通し釣竿」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、本件実用新案登録を無効とする旨の審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由1（本件考案と先願発明の一致点の認定の誤り）については、先願発明の実施例の「伸縮竿材3」等、別実施例の「中子2」等が、それぞれ、本件考案の「小径竿管」等に相当するから、本件考案と先願発明が相違点（c）に係る「釣糸導入部の位置」及び相違点（d）に係る「保持」の点で一致することを総合すると、両者の一致点に係る審決の認定に誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
11	東京高判平成15年4月24日 平成14年（行ケ）89号 審決取消請求事件	名称を「扉錠」とする考案に係る実用新案権者である原告が、本件実用新案登録についての「無効審判において、本件実用新案登録を無効とする旨の審決がなされた」ため、同審決の

	裁判結果：審決取消 文献番号：2003WLJPCA04249001 出願日：昭和58年11月9日 出願番号：実願昭58-173884号 登録日：平成4年9月9日 登録番号：1928926号	取消しを求めた事案において、本件においては、本訴提起後の訂正審判において、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認める審決がなされ、これが確定しているところ、本件考案の要旨が訂正されたことにより、審決は、結果的に本件考案の要旨の認定を誤ったことになるとして、原告の請求を認容し、審決を取り消した事例
12	東京高判平成15年3月25日 平成13年（行ケ）86号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2003WLJPCA03259003 出願日：平成4年11月9日 出願番号：実願平4-77074	名称を「消火設備の側壁型泡ヘッド」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、特許庁が本件実用新案登録を無効とする審決をした」ため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由1（一致点の認定の誤り）については、デフレクターの上面に衝突するものとして、HFH-75明細書においては「泡」と記載され、本件明細書においては「消火液」と記載されているところ、いずれも泡と泡水溶液の混合状態であるものを、異なる表現を採ったにすぎないというべきであり、表現形態の相違が構成の相違に該当しないことは明らかであるから、審決におけるHFH-75に係る考案の認定及び本件考案とHFH-75に係る考案との一致点の認定には原告主張の誤りはないなどとして、原告の請求を棄却した事例
13	東京高判平成15年3月17日 平成14年（行ケ）128号 審決取消請求事件〔配線用フロアパネル事件〕 裁判結果：棄却 上訴等 確定 文献番号：2003WLJPCA03170001 出願日：平成3年12月2日 登録日：平成9年2月13日 登録番号：2534671号	本件考案（配線用フロアパネル）は、引用例に記載された考案に基づいて当業者が容易に考案をすることができたものであるとした審決には、誤った認定・判断をしたとの違法もなく、また、一事不再理の原則に反する違法もないとされた事例
14	東京高判平成14年12月12日 平成13年（行ケ）449号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA12129003 出願日：平成2年8月7日 登録番号：2552677号	名称を「両軸受リール」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、本件実用新案登録の請求項1に係る考案についての実用新案登録を無効とする旨の審決がなされた」ことから、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由A-1（相違点1についての認定判断の誤り）については、引用考案1のバー16がサムレストではない旨の原告の主張は採用できないから、審決の認定に誤りはないとし、また、取消事由A-2（相違点2についての認定判断の誤り）についても、引用考案1のものに周知慣用技術を適用することが引用考案1の目的及び構成と矛盾すると

		か、これを阻害する要因があるとかとの原告の主張は採用できないことなどから、審決の判断に誤りはないなどとして、原告の請求を棄却した事例
15	東京高判平成14年10月10日 平成14年（行ケ）54号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA10109001 出願日：平成5年6月19日 出願番号：実願平5-38208号 登録日：平成10年2月13日 登録番号：2570549号	本件補正を経て設定登録された、名称を「中通し釣竿」とする本件考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による「無効審判において、本件実用新案登録の請求項1乃至3に係る考案についての実用新案登録を無効とする旨の審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、本件補正により、考案の構成に係る技術的事項が当初明細書に記載された事項の範囲内でないものとなったから、本件補正は当初明細書の要旨を変更するものであるとした審決の判断に誤りはなく、したがって、審決のした出願日の認定は正当であり、また、審決が甲第3号証は本件考案の出願日前に頒布された刊行物であるとしたことにも誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
16	東京高判平成14年9月26日 平成13年（行ケ）163号 実用新案登録取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA09269003 出願日：平成2年10月24日 出願番号：実願平9-7317号 登録日：平成10年10月30日 登録番号：2588468号	名称を「生体を損なわない血糖濃度測定装置」とする考案に係る実用新案権者である原告らが、「実用新案登録異議申立てを受けた特許庁により、本件実用新案の請求項1ないし5に係る実用新案登録を取り消すとの決定がなされた」ことから、同決定の取消しを求めた事案において、「刊行物1記載の考案のレーザーを、接合部を備えると共に前記電源からの電流により異なる出力波長の光を発生させるレーザダイオードとすることは、当業者がきわめて容易になし得ることにすぎない。」との決定の判断に誤りはなく、また、本件考案1に、刊行物1に記載されているか、刊行物1に記載されたことを実現する上で自明な選択肢である構成を付加した本件考案2に、進歩性がないことは明らかであるなどとして、原告らの請求を棄却した事例
17	東京高判平成14年5月21日 平成11年（行ケ）434号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA05219001 出願日：昭和63年10月28日 登録日：平成8年5月30日 登録番号：2507407号	名称を「角型多管式貫流ボイラー」とする考案に係る実用新案権者である原告が、請求不成立審決を取り消した第1次判決の確定により再度審理された「無効審判において、本件実用新案の登録を無効とする旨の本件審決がなされた」ため、同審決の取消しを求めた事案において、本件審決は、第1次判決の拘束力に従って判断したものであるが、その適用法条について、実用新案法5条違反とすべきものを、同法3条の2違反であると誤って法令を適用したものと認められるところ、本件考案の実用新案登録を無効であるとすべき理由として説示する事実認定及び法律判断自体は、上記の適用法条の点を措いて、何ら誤りがなくことは明らかであって、本件考案の実用新案登録を無効とすべき結論においても誤りはないも

		のと認められるとして、原告の請求を棄却した事例
18	平成14年2月27日 平成13年（行ケ）109号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA02279004 出願日：平成5年1月27日 出願番号：実願平5-5793号	名称を「スクリーリング釘」とする考案につき実用新案登録出願をした原告が、拒絶査定を受けたので、これに対する不服審判請求をしたところ、請求不成立との審決がなされたため、同審決の取消しを求めた事案において、取消事由（本願考案と引用考案1との相違点についての判断の誤り）について、①本願考案の技術課題を当業者はきわめて容易に想到できない旨の原告の主張、②スクリーリング釘の胴部を先端に向けて縮小するテーパ状にすることは当業者がきわめて容易に想到できない旨の原告の主張及び、③審決が顕著な効果を看過している旨の原告の主張は、いずれも採用できないから、取消事由は理由がないとして、原告の請求を棄却した事例
19	東京高判平成14年2月7日 平成12年（行ケ）288号 実用新案取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2002WLJPCA02079001 出願日：平成5年6月16日 登録日：平成10年2月6日 登録番号：2569914号	名称を「木造家屋の外壁下地構造」とする考案に係る実用新案権者である原告が、「異議申立てを受けた特許庁により、原告による訂正を認めないとした上で本件実用新案登録を取り消すとの決定がなされた」ことから、同決定の取消しを求めた事案において、取消事由1（相違点1についての判断の誤り）、同2（相違点2についての判断の誤り）、同3（相違点3についての判断の誤り）、同4（訂正考案の顕著な作用効果の看過）及び同5（本件考案と引用考案1との相違点についての認定判断の誤り及び本件考案の顕著な作用効果の看過）はいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却した事例
20	東京高判平成13年11月27日 平成11年（行ケ）276号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA11279004 出願番号：特願昭60-116248号	特許出願（発明の名称「レシート上への累計ポイント表示システム」）を変更出願して本件実用新案（考案の名称「販売管理装置」）の登録出願をした原告が、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求した後で本件補正を行ったところ、原査定を取り消す旨の審決がなされて、本件実用新案の登録がされたが、被告請求による無効審判において、本件実用新案登録を無効とする旨の審決がなされたことから、原告が、同審決の取消しを求めた事案において、手続補正書によって補正された明細書の実用新案登録請求の範囲に記載された「クレジットカードとしても使用可能な規格に準拠しており、顧客を特定するカード番号が記憶された磁気ストライプに、少なくとも累計ポイントを含む情報を書込み記録することができる顧客磁気カード」が原特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載されていたものとするとはできないから、本件補正は要旨を変更するものであるとした審決に誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
21	東京高判平成13年11月26日	名称を「延長コード」とする考案に係る実用新案権者である

	平成12年（行ケ）448号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA11269003 出願日：昭和60年10月14日	原告が、被告請求による無効審判において、本件実用新案の明細書の請求項に記載された考案についての登録を無効とする旨の審決がなされたことから、同審決の取消しを求めた事案において、周知技術を考慮すれば、本件考案1は、引用例1～6に記載された考案に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたものというべきであるから、実用新案法3条2項の規定に違反するとした審決の判断に誤りはなく、また、本件考案2は、本件考案1と同様、引用例1～6に記載された各考案及び審決の相違点判断Bに係る周知技術に基づき、当業者がきわめて容易に考案することができたものと認められるから、その旨の審決の判断にも誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
22	東京高判平成13年7月26日 平成12年（行ケ）200号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA07269002 出願日：昭和60年10月14日 登録日：平成3年8月7日 登録番号：1862032号	名称を「投てき用マーキング物品」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による無効審判において、原告が請求した本件訂正は認められないとした上で本件登録実用新案の登録を無効とする旨の審決がなされたことから、同審決の取消しを求めた事案において、訂正考案におけるアイゾット衝撃強度の数値限定の技術的意味については、「投てき用マーキング物品」が当然に有するべき機能に基づく性質を得るための限定にすぎないものであると認定した上で、取消事由1（引用考案2の認定の誤り）及び取消事由2（進歩性についての判断の誤り）はいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却した事例
23	東京高判平成13年5月24日 平成11年（行ケ）87号 実用新案取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA05249001 出願日：平成1年4月11日 登録番号：2553940号	名称を「液晶表示装置」とする考案に係る実用新案権者である原告が、実用新案登録異議の申立てを受けた特許庁により、原告が請求した訂正は認められないとした上で本件実用新案登録を取り消す旨の決定がなされたことから、同決定の取消しを求めた事案において、訂正考案の、シール材に対する導電粒の割合を1から5重量%及びシール材に対する非導電性物質の割合を5から30重量%とする構成に臨界的意義があるといえないことなどから、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がないとして、請求を棄却した事例
24	東京高判平成13年4月26日 平成10年（行ケ）313号 実用新案取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA04269005 出願日：平成2年10月16日 登録日：平成8年9月3日 登録番号：2517890号	名称を「樹脂管と金属管との変換継手」とする考案に係る実用新案権者である原告が、登録異議の申立てを受けた特許庁により、原告が請求した訂正を認めないとした上で本件実用新案登録の請求項1ないし2に係る実用新案登録を取り消すとの決定がなされたことから、同決定の取消しを求めた事案において、引用考案1と同2に接した当業者にとって、これらを組み合わせて、相違点に係る訂正考案1の構成（「喰込みエッジ間に具備された凹溝にシールリングを嵌め込む」という点を除く。）とすることは、きわめて容易であり、訂正考案

		1について論じてきたことは、すべて訂正考案2に該当するから、訂正考案2も、引用考案1及び同2及び本件周知技術に基づいて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであることは明らかであるとして、原告の請求を棄却した事例
25	東京高判平成13年4月19日 平成11年（行ケ）178号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA04199001 出願日：昭和61年1月14日 登録日：平成5年9月24日 登録番号：1984515号	考案の名称を「ホースリール」とする本件実用新案についての無効審判請求は成り立たないとの前審決を取り消す旨の判決確定を受けた本件無効審判事件と別件審判事件とが併合して審理された結果、実用新案権者である原告が別件審判手続において請求した訂正は認められないとした上で本件実用新案の登録を無効とする旨の本件審決と別件審決の二つの審決がなされたことから、原告が、本件審決の取消しを求めた事案において、取消事由1（訂正考案の進歩性についての検討における訂正考案及び引用考案の認定の誤り）については、本件審決には、訂正考案の認定にも引用考案の認定にも誤りがあるものの、その誤りは、同審決の結論に影響を及ぼすものではないから、理由がないなどとして、原告の請求を棄却した事例
26	東京高判平成13年4月12日 平成12年（行ケ）333号 実用新案取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA04129003 出願番号：実願平4-43243号	分割出願を経て設定登録された本件登録実用新案（考案の名称「パイロット形電磁弁」）の実用新案権者である原告が、登録異議の申立てを受けた特許庁により、本件実用新案登録を取り消すとの決定がなされたことから、同決定の取消しを求めた事案において、原出願における出願当初（本件補正前）の当初明細書及び当初図面の記載及びこれらから自明な事項の認定を誤った結果、本件考案の出願日を誤認したものである旨の原告の主張については、当初明細書等に、本件考案のピストンの径差の構成が記載されていると認めることができないことなどから、審決における本件考案の出願日の認定に誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
27	東京高判平成13年3月21日 平成12年（行ケ）114号 審決取消請求事件 裁判結果：審決取消 文献番号：2001WLJPCA03219005 出願番号：実願昭58-76278号	原告が、実用新案権者である被告を被請求人として、本件実用新案登録（考案の名称「元竿」）につき無効審判請求をしたところ、請求不成立との審決がなされたことから、同審決の取消しを求めた事案において、本件実用新案登録請求の範囲に記載された「径の変化率の小さいテーパ一角で先細状に傾斜する中空竿本体」との記載、「前記竿本体の基端部とほぼ同一肉厚で連続し、…テーパ一部」との記載及び「該テーパ一部の先端とほぼ同じ肉厚で連続し、・・・握り部」との記載は、いずれも本件考案の目的を達成するために必要不可欠な技術的手段が記載されているということはできず、また、本件実用新案登録請求の範囲の「竿本体の径の変化率よ

		りやや大きい緩傾斜状で拡張」する「長さの長いテーパ部」との記載において、「やや大きい緩傾斜状」及び「長さの長い」の程度は不明りょうであるから、これらと異なる審決の認定判断は誤りであるとして、原告の請求を認容した事例
28	東京高判平成13年2月1日 平成12年（行ケ）115号 実用新案取消決定取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2001WLJPCA02019002 出願日：平成4年5月29日 登録日：平成10年10月9日 登録番号：2587166号	名称を「弾性複合体」とする考案に係る実用新案登録権者である原告が、実用新案登録異議の申立てを受けた特許庁により、原告が請求した訂正を認めた上で本件実用新案登録を取り消すとの決定がなされたことから、同決定の取消しを求めた事案において、引用例によれば、記載事項bは、引用例おむつに適用すべき技術であるから、引用例には、使い捨ておむつの本体とは別体のものとしての特定3層構造からなる腰バンドが記載されているというべきであって、引用例には引用考案が記載されているというべきであるから、これを前提とする決定の認定判断に、原告主張の誤りはないとして、原告の請求を棄却した事例
29	東京高判平成12年6月12日 平成11年（行ケ）103号 審決取消請求事件 裁判結果：請求棄却 文献番号：2000WLJPCA06129002 出願日：平成1年7月26日 登録日：平成7年5月23日 登録番号：2061672号	名称を「大型掘削機械用のトレーラ台車」とする考案に係る実用新案権者である原告が、被告請求による無効審判において、本件実用新案の登録を無効とするとの審決がなされたことから、同審決の取消しを求めた事案において、20HTのヒンジアームのピンの長さが検証物セミトレーラの凹溝の幅である420mmを超えていたか否かは不明であり、同ヒンジアームのうち、略台形状部材の部分が420mm幅の凹溝に陥入することは十分可能であったと認められる上、このことはバケットのピンの長さいかんによって左右されるものではなく、20HTは「大型掘削機械」に該当すると認められることからすると、審決が、大型掘削機械を搭載した検証物セミトレーラについて、「高床部の中央部分に前後方向に通ずる凹溝…の部分にバケット背部のヒンジアームが陥入可能である」との認定を行ったことは正当というべきであるなどとして、原告の請求を棄却した事例

2. 国内ヒアリング調査

(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

実用新案登録出願を利用している企業6社（大企業3社、ベンチャー・スタートアップ・中小企業3社）及び実用新案登録出願を利用していない企業3社（大企業1社、ベンチャー・スタートアップ・中小企業2社）、有識者（弁護士）1者に対し国内ヒアリング調査を行った。ヒアリング内容は、実用新案の利用目的、利用していない理由、課題等である。

このヒアリングの目的は、現状、活用されておらず、瑕疵ある権利が登録されているとの声を聞くことの多い実用新案制度の課題やニーズを調査し、制度の検討を行うための基礎資料を作るためのものである。

なお、実用新案の利用状況についてはこのテーマに関係なく、他のテーマでヒアリングを行っている国内企業からもヒアリングを行った。

(a) 調査結果

ヒアリングを行った各企業、有識者からの主な意見は下記のとおりである。

（実用新案を利用している理由）

実用新案を活用している企業から、実用新案を利用している理由についてヒアリングを行った。

その理由としては、自社製品の事業を守り他社の侵害を抑制するため、他社牽制で使われている企業が多かった。A社（プラ製品製造業）、B社（化学）、C社（化学）、D社（生活用品）、E社（印刷・加工）、F社（機械）、P社（生活用品）

利用している企業は、他社牽制の効果があると考えている。他社が自社実用新案権の技術評価書を入手しているケースがあり、また、他社の実用新案権により自社製品の設計変更等を行ったケースもあった。E社（印刷・加工）

その他の理由としては費用が安く、登録が早いことを理由に挙げられていた。無審査で登録が早いので、早く製品化されるケースには有効と考えられていた。A社（プラ製品製造業）、C社（化学）、D社（生活用品）、E社（印刷・加工）、F社（機械）

また、特許で権利化することが難しい構造品の形状の簡単な改良等の進歩性が低いものの保護に活用している企業（A社（プラ製品製造業）、C社（化学）、D社（生活用品））や特許で出願した後、審査請求時にこのまま審査して特許化が難しいと判断したものは実用新案に変更すると回答する企業（C社（化学））もあった。更には、特許で出願し、拒絶理由通知を受けた後、実用新案に変更している企業もあった。これは審査を継続しても特許化が難しいと判断して、実用新案に変更したものである。

（実用新案を利用しなくなりつつある理由）

実用新案を利用しなくなりつつある企業もあり、その理由としては、当初、特許で出せるものが分からなかったもので、評価書を多数請求して、評価書の内容を見て権利性のあるものは特許、そうでないものは実用新案であると区別し、実用新案と特許の使い分けを理

解したので、特許の出願が増えている企業があった。D社（生活用品）

また、先行技術調査能力等、知財の能力が低い時代は実用新案を多く出願していたが、今は先行技術の調査能力が上がっているので、特許と実用新案の使い分けができるようになり、特許の方が使い勝手が良いので、特許の割合が高くなっていると回答する企業もあった。A社（プラ製品製造業）このように、当初は実用新案で出願していたものの、知財に対する理解が進み、特許出願へ移行する企業も存在していた。

（権利行使経験）

実用新案権の権利行使経験についてもヒアリングを行ったところ、多くの企業は権利行使の経験がなかった。

権利行使の経験があった企業は1社のみで、特許と絡めて権利行使し、侵害訴訟を提起していた。29条の3に対しては、対象の権利が無効化されないよう十分に調査を行ったという説明があった。A社（プラ製品製造業）

以上のヒアリング結果より、実用新案を利用している企業は主に他社牽制のために出願しており、権利行使を目的としているわけではなかった。また、進歩性の低いものの保護のために利用している企業も存在した。また、知財に不慣れな企業の最初の入り口としての使われ方がされている。他方、特許にはなりそうもないために、実用新案に変更して権利化する事例もあった。

（実用新案を利用しない理由）

実用新案を利用しない企業から、利用しない理由についてヒアリングを行った。

特許と意匠を使い分けるだけで済むようになったと回答する企業（I社（金属製品））

や、労力やコストは特許とあまり変わらないため、使い勝手の良い特許の方を活用していると回答する企業（H社（機械）、O社（精密機器））があった。

また、強い権利を取得することを考えているので、無審査で弱い権利の実用新案より、特許を利用すると回答する企業もあった。Q社（電子機器）

また、海外でのライセンス、権利行使を考慮すると、日本での特許出願を活用して移行したほうが効率がよいと回答する企業もあった。o社（輸送用機器）

さらに、特許で長年、保護しており、特に問題も発生していないので、実用新案を使う必要がないと回答する企業もあった。K社（輸送用機器）、L社（電気機器）、N社（電気機器）、c社（輸送用機器）、g社（精密機器）、q社（電気機器）、r社（輸送用機器）

（実用新案の課題、課題を解決するには）

実用新案の課題についてもヒアリングを行った。

技術評価書は取得時に訂正の機会が1回認められているが、それだけで新規性、進歩性等の評価をよくするには厳し過ぎる。技術評価書に対する反論の機会がないので、技術評価書の反論の機会が欲しいと回答する企業があった。A社（プラ製品製造業）、D社（生活用品）

29条の3の「相当の注意」については、不要ではないかと意見する企業もあった。権利

行使する際、技術評価書の評価がよいだけでは不十分なうえ、どこまで先行技術文献を調査しなければいけないかよくわからないと意見する企業もあった。A社（プラ製品製造業）、C社（化学）、i社（電気機器）

また、製品によってはライフサイクルが10年より長いものがあり、保護期間が短いと回答する企業もあった。A社（プラ製品製造業）、D社（生活用品）

保護対象について、例えば物の製造方法がなく、限定されていると意見する企業もあった。C社（生活用品）仮に製造方法が保護対象にあれば、第三者に出願されてしまうと困るので、製造方法の出願を利用する可能性があるとは回答する企業もあった。G社（医薬品）一方、保護対象を広げても、無審査である以上、実用新案を使うようにはならないと意見する企業もあった。H社（機械）、L社（電気機器）

有識者からのヒアリングでは、実用新案の課題、課題解決について以下のような意見があった。

29条の3のその他相当の注意はとても解釈しにくい。評価書があれば済む話ではない。権利行使を検討されている企業が権利行使をやめる原因になる。依頼者から相談があった場合、29条の3の権利者側の負担を気にしなくてよいとは言えない。評価書を取得しても、特許より重い責任を負わせるのは厳しいと考える。評価書の対象外となった文献等を、権利者が知っていた場合については、米国のようなディスカバリー制度がないので、訴訟になった時、それを知っていたかを証明することは実務的に困難である。技術評価書の最初の評価で拒絶が確定してしまうような評価は、権利者には酷である。29条の3のその他相当の注意は外してもよいと考える。評価書の補正の機会は検討することも必要である。J有識者（弁護士）

（実用新案の活用に向けた意見）

実用新案の活用に向けた意見としては、もしも実用新案を全件審査とし、しかも新規性のみの審査であれば利用したいと意見する企業があった。O社（精密機器）

また、実用新案も全件、無審査前と同様、実体審査をした方がよいと意見する企業もあった。F社（機械）、g社（精密機器）

（b）ヒアリング結果から抽出した出願目的、課題、課題を解決するための制度等は以下のとおりである。

調査先	質問及び回答
実用新案登録出願の経験がある企業 （大企業） A社（プラ製品製造業）	【出願目的について】 ・他社牽制のために利用。 ・無審査で早く権利になるので、進歩性が低く、ライフサイクルの短い製品に利用。 【権利行使経験】 ・権利行使で1件ある。特許と絡めて権利行使し、侵害訴訟を実施。 【実用新案の課題】

	・保護対期間が短い。 ・技術評価書の評価に対して意見書等で反論の機会がないので、権利活用を考えると、使い勝手が悪い。 ・29条の3のその他相当の注意をもっては、技術評価書の提示以外にどこまでやらなければいけないか難しいので、実用新案で権利行使する場合はブレーキになる。上記権利行使した際は、無効化について、調査を十分行い無効化されないと判断してから（29条の3の権利者側の負担回避）、権利行使を行っている。 【実用新案の課題を解決するための制度】 ・保護期間は今より長い方がよい。例えば、13年、15年。 ・技術評価書の評価書の評価に対して、反論の機会があるとよい。 ・29条の3のその他相当の注意をもっての部分は、外して法整備されれば、権利活用の使い勝手がよくなり、実用新案の活性化につながると思う。 【もし仮に LOR があれば】 ・後発分野が多く、後追いしながら出願活動しているので、利用できる権利は現状ない。 ・LOR 宣言された権利に対して、ライセンスを申し入れる場合はあると考える。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・審査請求費用が安くなるとよい。
実用新案登録出願の経験がある企業 （大企業） B社（化学）	【出願目的について】 ・日本の実用新案をもとに中国に移行して出願し、中国企業（製品製造メーカー、その設備メーカー）に対する他社牽制のために利用。製品の外観に関する見た目で見分かる構造部分など他社牽制効果はあると考えている。 【権利行使経験】 ・実用新案による当社からの権利行使経験はない。個人からの売り込みは2件程度あった。 【実用新案の課題】 ・課題はない。海外企業からの実用新案権の水際対策もない。 【実用新案の課題を解決するための制度】 ・タイは登録後にクレーム訂正ができないため、下位のクレームに無効理由があると、権利行使ができないケースが発生している。海外の制度が変わると、日本の実用新案が活性化されるかもしれない。JPO から実用新案制度のある各国特許庁への働き掛けを期待したい。 【実用新案がもしなくなった場合はこまるか】 ・なくなってほしくない。もし日本がなくなったら、アセアン諸国が歩調を合わせるところがあるので、当社としては困る。

	【もし仮に LOR があれば】 ・環境関係の分野であれば、利用可能性はある。 ・大学、異業種間には活用されると思うが、同業者間では難しいと思う。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・実施権が設定されたときに全額補助になれば、社内の説得材料にはなると思う。
実用新案登録出願の経験がある企業 (大企業) C 社 (化学)	【出願目的について】 ・他社牽制のために利用。費用が安く、登録が早い点でも利用している。 ・もともと特許出願していたものを審査請求のタイミングで進歩性を考慮して実用新案に出願変更する場合もある。 【権利行使経験】 ・検討に至っていない。 【実用新案の課題】 ・保護対象 ・29 条の 3 は権利行使するうえではネックになっていると考える。 【実用新案の課題を解決するための制度】 ・保護対象が広がれば、活用が促進される可能性はある。例えば物の製造方法。 【もし仮に LOR があれば】 ・全ての権利に対して活用することはあり得ないが、限られた事業領域の中で活用できるものはある。 ・競合メーカーが使うことも考慮した上で LOR 宣言する。
実用新案登録出願の経験がある企業 (ベンチャー・スタートアップ・中小企業) D 社 (生活用品)	【出願目的について】 ・他社牽制のために利用。費用が安い。 ・当初、多数出願した時期に、評価書の内容を多く見ることで、実用新案で出すべきものと、特許で出すべきものの違いを理解するように調べた。 【権利行使経験】 ・権利行使、権利行使の検討はしたことがない。 【実用新案の課題】 ・公開が早い。短期間で公開されてしまうと、自身の実用新案を引例に持ってこられるケースがある。 ・評価書の内容が新規性、進歩性等評価が悪いと、それで確定というのはきつい。(誰でも最初は広い権利を取りたいために、請求範囲を広く書く傾向がある) ・保護期間はライセンス料に結び付けることを考えると、10 年では短い。 【実用新案の課題を解決するための制度】

	・ 実用新案の公開は、申請して遅らせる制度があるとよい。特許と同じくらい遅くできるとよい。 ・ 評価書の内容が新規性、進歩性等評価が悪い時、特許のように復活させる（評価をよくする）機会（反論の機会）があるとよい。 ・ 保護期間はライセンス料に結び付けることを考えると、15 年くらいあった方がよい。（意匠は長くなっている） 【もし仮に LOR があれば】 ・ 他社の方に自社権利を使っていただくことは重要だと思う。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 年毎の一定額の減額でなく、10 年以降は無料のようなものがよい。
実用新案登録出願の経験がある企業 （ベンチャー・スタートアップ・中小企業） E 社（印刷・加工）	【出願目的について】 ・ 他社牽制のために利用。自社の使用を確保。費用が安く、登録が早い。保護期間は 10 年あればよい。 ・ 2017 年から増加傾向。パッケージに持たせている機能的な構造の出願がよい。 【実用新案権の利用】 ・ 他社牽制。他社は自社権利の技術評価書を取得しているので、他社牽制効果はある。他社の実用新案権で困ったこともある（設計回避等発生）。 【パッケージ業界で出願が多いのはなぜか】 ・ パッケージ業界では特許の保護期間の 20 年は長い。 【権利行使経験】 ・ 権利行使、権利行使の検討はしたことがない。 【実用新案の課題】 ・ 技術評価書で評価が悪い時の救済（反論の機会）がない。 【実用新案の課題を解決するための制度】 ・ 技術評価書の反論の機会があるとよい。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 同業他社にまでライセンスすることは難しい。
実用新案登録出願の経験がある企業（ベンチャー・スタートアップ・中小企業） F 社（機械）	【出願目的について】 ・ 他社牽制のために利用。費用が安く、無審査で権利になるのが早い。 【ライセンス経験、訴訟経験】 ・ ライセンスは 1 社に対して 3 件。相手側にライセンスを申し入れた場合と、相手側からライセンスの申入れがあった場合の両方あり。技術評価書を入手したことはない。 【権利行使経験】 ・ 訴訟の経験はない。 【実用新案の課題】 ・ 無審査なので、実効的な支配力がない。ライセンスする際、特許

	と実用新案では相手側の警戒心が変わる。特許と実用新案では重みが違う。 【実用新案の課題を解決するための制度】 ・特許のように審査をした方がよい。 【実用新案がなくなったら困るか】 ・あった方がよい。早く権利になり、早く他社牽制が行える。 【もし仮に LOR があれば】 ・必要ないと判断する。相手に許諾する権利はない。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・(直接関係しないが) 調査の絞り込みができる専門家を送ってもらえるような窓口があるとよい。
特許出願はあるが、実用新案登録出願を利用していない企業ベンチャー・スタートアップ・中小企業 G 社（医薬品）	【実用新案を利用しない理由】 ・最終製品が液体物や粉物になり、実用新案では出願できない保護対象になっているため、利用していない。 ・構造物での特徴ある発明が出ない。 【権利行使経験】 ・権利行使、権利行使の検討はしたことがない。 【製造方法が保護対象として導入された場合、実用新案を利用する価値はあるか】 ・第三者に出願されてしまうと困るので、製造方法の出願を利用する可能性はある。 ・利用する場合は、他社牽制で利用することになる。 【保護期間】 ・出願してから製品化までに時間がかかることがあるので、10 年は短い。 【もし仮に LOR があれば】 ・出願している特許はほぼ全て自社実施しているものなので、難しい面がある。最終的に放棄する特許が出た時に、利用する可能性はあると思う。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・年金以外の審判請求料等が下がると、社内の交渉材料になる。
特許出願はあるが、実用新案登録出願を利用していない企業（大企業）H 社（機械）	【実用新案を利用しない理由】 ・権利活用する際、技術評価書を取得して評価が悪い（無効になるような理由）と、権利活用できない。 ・中国では、模造品対策として、他社牽制で活用している。 【プログラムが保護対象となった場合、実用新案の利用可能性はあるか】 ・権利活用の使い勝手が良くなならない限り、利用することはない。 【プログラマーの成果物】 ・プログラマーの成果物は特許で保護している。

	・海外は米国がメインで出願。欧州、中国はプログラムで権利を取得することが難しいので、プログラム関連の出願はほとんど行っていない。 【もし仮に LOR があれば】 ・現状、利用する予定はない。
無審査以降、実用新案登録出願を利用していない企業 (ベンチャー・スタートアップ・中小企業) I 社 (金属製品)	【利用しなくなった理由 (経緯)】 ・平成 5 年まで実用新案を活用後、その後は出願していない。特許と意匠を使い分けて出願を行っている。特に実用新案の課題が分かって利用しなくなったものではない。 【以前、実用新案を利用していた理由】 ・他社牽制効果があった。 【権利行使経験】 ・実体審査時代に、競合メーカーが自社の実用新案登録と似たような製品を販売。その競合メーカーに対して権利行使し訴訟を提起した後、和解。 【もし仮に LOR があれば】 ・競合メーカーがその権利を使いたいと言ってきたときには、活用する可能性はある。中小企業にとってライセンス収入を得る事は、知財活用の一つである、一方で、ライセンス後、価格を下げて販売されるなどの可能性もあり、慎重に対応すべき。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・LOR を宣言したことが世の中に伝わりやすくするとよい。例えば、分野ごとに簡単に検索できるとよい。
有識者 J 有識者 (弁護士)	【実用新案の出願から登録までの法的論点】 ・無審査で登録になる実用新案は、実体審査のある特許より活用されていない。 ・実用新案は権利活用を考えると、使いにくくなっている。 ・一方、実用新案は無審査で迅速な保護が得られ、他社牽制効果がある。 【上記課題を解決するための制度】 ・中国には特実同日出願制度があり、特許が登録されるまでは実用新案の権利で保護が得られる。実用新案でも権利になれば、他社牽制のような効果があるのであれば、日本にも特実同日出願制度があれば、実用新案の活用が促進され则认为。 【実用新案権の活用上の法的論点】 ・29 条の 3 のその他相当の注意はとても解釈しにくい。評価書があれば済む話ではない。権利行使を検討されている企業が権利行使をやめる原因になる。依頼者から相談があった場合、29 条の 3 の権利者側の負担を気にしなくてよいとは言えない。評価書を取得しても、特許より重い責任を負わせるのはおかしいのではないかと

	と考える。 ・ 評価書の対象外となった文献等を、権利者が知っていた場合について：米国のようなディスカバリー制度がないので、訴訟になった時、それを知っていたかを証明することは実務的に不可能。 ・ 技術評価書の最初の評価で拒絶が確定してしまうような評価は、権利者には酷。 【上記課題を解決するための制度】 ・ 29 条の 3 のその他相当の注意は外してもよいと考える。 ・ 評価書の補正の機会は検討することも必要。 【訴訟になった際の課題】 ・ 訴訟になった時、特許と比較し、原告側が困るのは 29 条の 3 の問題。被告側で困るのは特許と比較し、特にないと考える。
--	--

（２）国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査結果

自社の権利を積極的にライセンス又は開放している企業３社（大企業）及び大学１社、知財マッチングの取組の参加経験のある企業３社（ベンチャー・スタートアップ・中小企業）に対して、ライセンス活動における課題等についてヒアリングを行った。ライセンスの法的課題に知見を有する有識者（学術関係者、弁護士等の法律家）２者に対して、ライセンスに関する課題等についてヒアリングを行った。

このヒアリングの目的は、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料を作るためのものである。

（ａ）調査結果

ヒアリングを行った各企業、有識者からの主な意見は下記のとおりである。

（特許開放理由、成功事例について）

- ・車両電動化技術に関する特許実施権の無償提供を実施した。目的は、電動車の普及による地球温暖化抑制への貢献。申し入れがあり、契約に結び付いた事例がある。K社（輸送用機器）
- ・社外に向けた知的財産の開放に積極的に取り組んでいる。特許開放は、自社だけでは実現できないような社会課題の解決に向け、知財を開放して様々な企業に活用いただくために行っている。成功事例はある。L社（電気機器）
- ・主な活動は収益が見込めるパテントプール。イノベーションパートナーを探索する等の理由から特許開放を実施。CSRの観点からCOVID-19と戦う知財宣言にも参加。社外の方と連携するツールとして、オープンテクノロジーバンクを公表した。パテントプール参画による多数の成功例がある。LOR宣言によるライセンスは宣言によるものか把握できていない。N社（電気機器）
- ・休眠特許の利用。発明者のモチベーション向上、社会貢献、企業の宣伝等も目的。ライセンス収入は少額なので、主たる目的でない。川崎モデルでは特許のライセンス件数が３件で、相手企業は２社である。１社とはライセンス件数２件（特許計３件）、もう１社は特許４件でライセンスしている。O社（精密機器）

（特許開放の課題、その課題を解決するには）

- ・対象特許の抽出や更新、開放特許のライセンスをお申込頂いた企業等への対応の負荷が課題である。K社（輸送用機器）
- ・開放特許を企業、大学と結びつけるところが難しい。全国各地で行われている知財マッチングのイベントに参加し、全国にいる知財コーディネータを介して興味のある中小企業を照会いただいているが、ライセンスまで行くケースは少ない。これを解決するには、開放特許を提供する側と使う側のニーズを結び付ける仕組みがもっとあるとよい。川崎モデルのような自治体が増えれば、知財マッチングも活性化すると考える。L社（電気機器）

- ・特許開放は他社との事業競合の観点から社内の理解が得られにくい。技術支援に伴う人的確保が難しい。特許権は排他的独占権なので、特許開放といってもライセンシー側からすると、差止リスクが残り、慎重になる。それを考慮すると、LOR 制度はよい。特許開放時におけるライセンシー側の差止リスクがなくなるような制度があるとよい。N社（電気機器）
- ・お金にはならないと言われ、社内の理解を得るのが大変。技術支援は技術者の負担になるので、契約書の条項で制限を設けることは必要。社内の理解が得られにくいのはコスト（人件費）なので、ライセンスした後、特許庁に通常実施権、専用実施権が設定登録されると、以降の特許料（年金）が全額免除になれば、社内の理解が得られやすくなる。ライセンス活動の促進策につながると考える。O社（精密機器）
- ・川崎モデルの知財コーディネータは、川崎市内の中小企業の技術レベル、内容や欲しがっている技術を事前に調べていたため、すぐにライセンス先が見つかった。O社（精密機器）
- ・知財マッチングの効果を得るには特許ライセンスに加え、技術サポートが必要である。ライセンス側、ライセンシー側のニーズを把握し、マッチングさせていく知財アドバイザーは重要である。ライセンサー側で動ける人、双方をつなぐ知財アドバイザーに加え、適切な中小企業の受け皿がそろって成功につながる。特許の情報を調べることはできるが、中小企業側の情報は現地まで言ってヒアリングしないと、分からない。受け皿となる中小企業側の調査が重要である。R有識者（弁護士）
- ・開放特許は無料で一定期間使えるとされている場合、その後どうなるかよくわからない。特許開放期間経過後も、ライセンス先が有償でも使えるようになれば、より促進されるようになる。また、実施料を匿名で集計した統計的データがあれば、促進支援にはなる。S有識者（大学教授）

以上のヒアリング結果から、川崎モデルの知財マッチングにおけるライセンスの成功例が多く、その中でスキルレベルの高い知財コーディネータが、ライセンサー側、ライセンシー側双方のニーズ及び技術を把握し、重要な役目を担っていることが分かった。

（開放特許 DB の活用について）

- ・WIPO GREEN の DB には登録している。K社（輸送用機器）
- ・INPIT の開放特許 DB に特許を登録している。登録していた特許が、別の知財マッチングでライセンスされたものはある。DB に登録しているだけでは引き合いがない。自治体が運営する知財マッチングの場を介してのライセンスが多い。L社（電気機器）
- ・ライセンスがなく放棄していない特許に利用。JST の DB を活用。ライセンスの成功例はほとんどない。特許の羅列ではライセンスに結び付くことは難しい。特許の内容を説明して第三者に理解してもらうことが必要。M大学
- ・現在は活用していない。問い合わせはあったが、技術支援にこたえられなかった。オープンテクノロジーバンクでは技術支援ができる特許を掲載している。N社（電気機器）
- ・無料で公開できるので利用しているが、第三者からライセンスを受けたいというオファーはない。O社（精密機器）

以上は、特許開放を行っている企業のヒアリング結果であるが、開放特許情報 DB を利用して、ライセンスに結び付いた成功例がほとんどないという結果であった。その理由としては、DB に登録しているだけでは他から連絡が来ることがほとんどない、特許の羅列ではライセンスに結びつくことは難しい等の回答結果であった。

(知財マッチングのライセンシー側の課題、その課題を解決するには)

- ・製品化までに時間がかかり、人工がとられる。ライセンス側は製品化までフォローしてくれるが、販売のほうのフォローがないので、フォローがあるとよい。開発品が売れるのか、売る側を含めた支援する仕組みがあるとよい。バイヤーが入り込んで揉む場があるとよい。P 社（生活用品）

(ベンチャーにとってライセンスの課題、その課題を解決するには)

- ・90 年代の TLO は基礎的な研究のライセンス料が高く、小さい会社ではハードルが高かった。大学との連携がスムーズにできたのは、大学のライセンスを管理する団体を作り、様々な企業が入り込み連携できた経緯がある。ベンチャーなので、1 社では製品化が難しく、複数社の協力が必要。今は量産化設備の費用が掛かるので、資金面が大変。Q 社（電子機器）
- ・実用化に向けては、関連する企業が集まり議論していく場は必要。製品化、サービス等の得意な関連する企業でスクラムを組んで、その技術を世の中に出せるかについて議論するステージがあるとよい。また、大学の技術をベンチャー等に橋渡しする仕組みを作るとよい。Q 社（電子機器）

(b) ヒアリング結果から抽出した出願目的、課題、課題を解決するための制度等は以下のとおりである。

調査先	質問及び回答
特許開放（大企業） K 社（輸送用機器）	【特許開放理由、成功事例はあるか】 ・車両電動化技術に関する特許実施権の無償提供を実施した。目的は、電動車の普及による地球温暖化抑制への貢献。申し入れがあり、契約に結び付いた事例がある。 【特許開放の課題】 ・対象特許の抽出・更新、お申込頂いた企業等への対応の負荷。 【上記課題を解決するための制度】 ・制度面での課題はない。 【開放特許 DB の活用】 ・WIPO GREEN の DB に登録。 【オープンイノベーションの実例】 ・一例として、アウトフローであるが、世のため人のためプロジェクトを行っている。

	知財活動を通じた社会の持続的発展に寄与が目的で、いくつかの成功例がある。 【実用新案の活用】 ・日本の実用新案は活用していない。 開発成果は特許で保護しているが、現状の特許出願数でビジネスに影響がなく、実用新案を使うニーズがない。
特許開放 (大企業) L社(電気機器)	【特許開放理由、成功事例はあるか】 ・社外に向けた知的財産の開放に積極的に取り組んでいる。自社だけでは実現できないような社会課題の解決に向け、知財を開放して様々な企業に活用いただくため。成功事例はある。 【特許開放の課題】 ・開放特許を企業、大学と結びつけるところが難しい。全国各地で行われている知財マッチングのイベントに参加し、全国にいる知財コーディネータを介して興味のある中小企業を照会いただいているが、ライセンスまで行くケースは少ない。 【上記課題を解決するための制度】 ・開放特許を提供する側と使う側のニーズを結び付ける仕組みがもっとあるとよい。川崎モデルのような自治体が増えれば、知財マッチングも活性化すると考える。 【開放特許 DB の活用】 ・INPIT の開放特許 DB に特許を登録している。登録していた特許が、別の知財マッチングでライセンスされたものはある。DB に登録しているだけでは引き合いがない。自治体が運営する知財マッチングの場を介してのライセンスが多い。 【もし仮に LOR があれば】 ・利用していない休眠特許でも、ライセンス先を選べないと、LOR は利用できない。コンペティターが他と組んで実施する懸念がある。仮にライセンス先を選べるようになるになれば、利用可能性はある。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・DB で掲載するだけでなく、オンライン、対面での知財マッチングの場を設けるとよい。 【実用新案の活用】 ・実用新案の活用はない。事業がソリューション事業にシフトしているが、プログラムが保護対象になっても、無審査なので、特許と比較して使いたい理由にならない。
ライセンス (大企業) M大学	【ライセンスを検討する権利、検討しない権利はどの程度か】 ・ライセンスを検討する権利は 100%。 ・自己実施する企業との共有権利は、他の企業に実施許諾を積極的に行うことはない。

【実際にライセンスに結び付いたものはどの程度か】

- ・出願から考えると、10～15%。
- ・出願した時点から売り込みを行っており、発明者（教員）が関係している企業（共同研究先等）に対して売り込みを行っている。発明者からの売り込みが8割程度で、その他は展示会、JSTの新技术説明会等を利用。
- ・ライセンス先は、権利数として、大手企業が6割、ベンチャーが4割。

【保有権利のマッチングに関する課題】

- ・実施企業との共有でない案件では、以下のように分野によって異なる。
- ・電機・電子分野は将来技術が多く、共同研究しても実施されるのが10年先ということもある。
- ・機械系分野には、「発明者の『こんなことが出来ると良いと考えている人が居るに違いない』との思い」からの発明があり、実際の社会でのニーズを探せないことも多いが、展示会等でライセンス先が見つかる時もある。
- ・ソフトウェア系、医療応用を目指すバイオ系では、世の中のニーズに基づく発明があり、企業に使ってもらえるケースが多い。

【上記課題を解決するための制度】

- ・例えば、5Gの規格が決まらなると発明が活きるか否かわからないもの（活きる時は世界中で使われる）などは、日本だけでなく、欧米中での特許の保有が必要になる。一大学ではとても費用を持てないので、次世代技術のくくりでもっと大きな規模で、国による費用支援が欲しい。

【ライセンスの形態】

- ・企業とライセンスを行う際は、ほぼ独占的通常実施権を利用。相手が専用実施権を希望する場合は利用することもある。ライセンス先がほかに実施権を与えたい場合は、再実施許諾も了解している。特許内容によっては、非独占的通常実施権を複数社に与えるケースもある。

【開放特許DBの活用】

- ・ライセンスがなく放棄していない特許に利用。JSTのDBを活用。ライセンスの成功例はほとんどない。特許の羅列ではライセンスに結び付くことは難しい。特許の内容を説明して第三者に理解してもらうことが必要。

【もし仮にLORがあれば】

- ・3年でライセンスに結び付かない権利の中で活用したいが、現状のライセンスは第三者に独占的通常実施権を結ぶパターンになっているので、ライセンス後、LORを取り下げてもよいのであれ

	ば、利用することは可能。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・LOR 宣言の表示が J-PlatPat にあるとよい。展示会、イベントを設けるとよい。審査請求、PCT 出願費用の削減。
ライセンス (大企業) N社（電気機器）	【特許開放理由、成功事例はあるか】 ・主な活動は収益が見込めるパテントプール。イノベーションパートナーを探索する等の理由から特許開放を実施。CSR の観点から COVID-19 と戦う知財宣言にも参加。社外の方と連携するツールとして、オープンテクノロジーバンクを公表。パテントプール参画による多数の成功例がある。LOR 宣言によるライセンスは宣言によるものか把握できていない。 【特許開放の課題】 ・特許開放は他社との事業競合の観点から社内の理解が得られにくい。技術支援に伴う人的確保が難しい。特許権は排他的独占権なので、特許開放といってもライセンシー側からすると、差止リスクが残り、慎重になる。それを考慮すると、LOR 制度はよい。 【上記課題を解決するための制度】 ・特許開放時におけるライセンシー側の差止リスクがなくなるような制度があるとよい。 【開放特許 DB の活用】 ・現在は活用していない。問い合わせはあったが、技術支援にこたえられなかった。オープンテクノロジーバンクでは技術支援ができる特許を掲載している。 【実用新案の活用】 ・実用新案の活用はない。技術評価書を得ないと権利行使ができない点等、不透明性が高い。社内では技術者が特許で出願していく流れが浸透している。
知財マッチング (中小企業) O社（精密機器）	【知財マッチングを知った経緯】 ・全国にいる知財コーディネータから川崎市の取組の話（川崎市産業振興財団）があり、知った。川崎モデルの知財コーディネータは、川崎市内の中小企業の技術レベル、内容や欲しがっている技術を事前に調べていたため、すぐにライセンス先が見つかった。 【知財マッチングの利用目的】 ・休眠特許の利用。現在は技術的に優れた特許も利用。 ・発明者のモチベーション向上、社会貢献、自社の宣伝等も目的。ライセンス収入は少額なので、主たる目的ではない。 【知財マッチングのライセンサー側の課題】 ・お金にはならないと言われ、社内の理解を得るのが大変。 ・技術支援は技術者の負担になるので、契約書の条項で制限を設けることは必要。

	【上記課題を解決するための制度】 ・ 社内の理解が得られにくいのはコスト（人件費）。ライセンス後、特許庁に通常実施権、専用実施権の設定登録がされると、以降の特許料（年金）が全額免除になると、社内の理解が得られやすくなる。ライセンス活動の促進策につながると考える。 【開放特許 DB の活用】 ・ 無料で公開できるので利用。但し、第三者からライセンスを受けたいというオファーはない。一方、川崎モデルでは特許のライセンス件数が3件で、相手企業は2社。1社とはライセンス件数2件（特許計3件）、もう1社は特許4件でライセンス。 【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】 ・ ほとんど活用していない。理由は、狙った権利が取得できているか不明。労力やコストは特許とあまり変わらない。 ・ 全件審査とし、新規性のみ審査であれば、利用したい。保護期間が延びれば、利用可能性はある。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 未利用特許を含め、競合他社にはライセンスしたくない。 ・ ライセンス先を選べるのであれば、利用可能性はある。制度化が難しいのであれば、特許庁へ実施権の設定登録されたときに、特許料減額のほうがよい。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 特許料の減額より、実施権設定登録以降に特許料が全額免除になるほうがよい。
知財マッチング （中小企業） P社（生活用品）	【知財マッチングを知った経緯】 ・ 堺市（産業振興センターの堺市職員）から知財マッチングの説明があった。富士通特許の光触媒「チタンアパタイト」、神戸製鋼特許の koberuko という抗菌技術の照会。 【知財マッチングの利用目的】 ・ 新しい技術を包丁に利用すること。TV 取材、新聞掲載等、話題性があり、販売活動にはよい。 【知財マッチングのライセンシー側の課題】 ・ 製品化までに時間がかかる。社内の機材を使える範囲でできたので、資金はかかっていない。富士通の技術支援は無償で、ライセンス料は安価。神戸製鋼も同様。 【上記課題を解決するための制度】 ・ 開発時間がかかるので、人工がとられる。ライセンス側は製品化までフォローしてくれるが、販売のほうのフォローがないので、フォローがあるとよい。開発品が売れるのか、売る側を含めた支援する仕組みがあるとよい。バイヤーが入り込んで揉む場があるとよい。

	【開放特許 DB の活用】 ・ 開放特許 DB は知らない。 【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】 ・ 実用新案を活用しており、他社牽制が目的。特許出願は行っていない。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 競合他社にはライセンスしたくない。逆に実施の許諾が欲しい側になる。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 特許庁の費用は気にしていないが、弁理士費用が高い。
知財マッチング (ベンチャー) Q 社 (電子機器)	【ベンチャーにとってライセンスの課題】 ・ 90 年代の TLO は基礎的な研究のライセンス料が高く、小さい会社ではハードルが高かった。今回の大学との連携がスムーズにできたのは、大学のライセンスを管理する団体を作り、様々な企業が入り込み連携できた経緯がある。ベンチャーなので、1 社では製品化が難しく、複数社の協力が必要。今は量産化設備の費用が掛かるので、資金面が大変。 【上記課題を解決するための制度】 ・ 実用化に向けては、関連する企業が集まり議論していく場は必要。製品化、サービス等の得意な関連する企業でスクラムを組んで、その技術を世の中に出せるかについて議論するステージがあるとよい。 ・ 大学の技術をベンチャー等に橋渡しする仕組みを作っていただけるとよい。 【開放特許 DB の活用】 ・ 開放特許 DB は知らなかった。 【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】 ・ 活用していない。理由は、自社が関係している技術を J-PlatPat で検索すると、特許しか検索されず、実用新案でどのようなものがあるかわかっていない。強い権利を取得することを考えていたので、特許を利用。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 競合他社にはライセンスしたくない。未利用特許は、今はなく、持てるようになれば、利用可能性はある。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 特許庁費用が高いという認識はなく、それよりも、弁理士費用が高いので、下げられるとよい。
有識者 (弁護士) R 有識者 (弁護士)	【特許開放、ライセンスの特徴】 ・ テスラ、トヨタが行っている特許開放は、第三者が権利主張してきた場合、自らの開放特許を攻撃に用いることが可能。「開放」は

	特許権を放棄するものではない。競合企業に関しては、実質クロスライセンスを要求することとなる。 ・通常のライセンスではライセンス先を選択できるが、特許開放の場合は相手を選ばない。 【特許開放、ライセンスの課題】 ・中小企業が大企業からライセンス料を取ることはハードルが高い。中小企業が自己の特許を実施している大企業に対してライセンスしようとする、クロスライセンスの交渉になり、逆に大企業からカウンタを受け、実施料の支払いを要求されることがあるためである。 ・期限付きの特許開放は一定期間無償であるが、期限後どうなるかわからない。期限後に多くのライセンス料を支払うことになるリスクが存在する。 【特許開放、ライセンスの促進】 ・LOR制度のようなものを導入することで特許利用は広がるかもしれないが、企業側からすると必要な社内認許を取ることは大変であろう。 【知財マッチングの特徴】 ・大企業の特許により、中小企業の課題解決に利用できる側面がある。知財マッチングの効果を得的には特許ライセンスに加え、技術サポートが必要。ライセンス側、ライセンシー側のニーズを把握し、マッチングさせていく知財アドバイザーは重要。ライセンサー側で動ける人、双方をつなぐ知財アドバイザーに加え、適切な中小企業の受け皿がそろって成功につながる。 【知財マッチングの課題】 ・ライセンサー側で動ける人、双方をつなぐ知財アドバイザーに加え、適切な中小企業の受け皿がそろって成功につながるが、これが欠けると、なかなか成功につながらない。 【知財マッチングの活性化手段】 ・特許の情報を調べることはできるが、中小企業側の情報は現地まで言ってヒアリングしないと、分からない。受け皿となる中小企業側の調査が重要。
有識者 (学術関係者) S有識者(大学教授)	【特許開放、ライセンスの特徴】 ・幾つかのパターンがある。例えば、トヨタがハイブリッド特許を一定期間無償開放した例は市場拡大の狙いがあると考えられる。他方、富士通が川崎モデル等に参加した例は未利用特許の活用例だろう。さらに、公益の観点から COVID-19 対策のために無償ライセンスを供与したり、権利不行使を宣言したりする例もある。ライセンスの方が企業の決裁レベルは高いため、権利不行使が利用される側面もあるようだが、ライセンスとは権利を行使しない

	という不作為請求権であると一般的に解されており、その限りで権利不行使とライセンスは変わらない。 【特許開放の課題】 ・ 開放特許は無料で一定期間使えるとされている場合、その後どうなるかよくわからない。 【特許開放、ライセンスの促進】 ・ 実施料を匿名で集計した統計的データがあれば、促進支援にはなる。 ・ 特許開放期間経過後も、ライセンス先が有償でも使えるようになれば、より促進されるようになる。 【知財マッチングの特徴】 ・ 知財マッチングに関する仲介プロジェクトは特許庁ではずっと行われていた。仲介するアドバイザーの派遣等。 【知財マッチングの課題】 ・ 開放特許を利用する側と提供する権利者側のミスマッチが一定の割合で出るとは、避けられない。例えば、価値のない未利用特許が LOR 登録される可能性があり、利用側からすると、そのような特許は望んでいないというミスマッチが起きる。他方、利用側が希望する特許発明が権利者にとっても重要であればライセンスされないおそれが高い。 【知財マッチングの活性化手段】 ・ これまでの特許庁事業等から知財マッチングの成功例（効果が高いもの）を検証して、ベストプラクティクスのようなものを作ることは一案。
--	---

3. 海外ヒアリング調査

(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

独国、英国、シンガポール、中国の4か国について、LOR を利用する理由、LOR によるオープンイノベーションの実例や効果等の情報が得られるよう、LOR 制度を利用する企業9社、LOR 制度に知見を有する有識者（弁護士等の法律家）3者に対しヒアリングを行った。

このヒアリングの目的は、企業間連携・オープンイノベーションを促すための特許制度及び実用新案制度を検討するための基礎資料を作るためのものである。

なお、もし日本に LOR 制度があった場合の利用可能性についてはこのテーマに関係なく、他のテーマでヒアリングを行っている国内企業からもヒアリングを行った。

(a) 調査結果

ヒアリングを行った各企業、有識者からの主な意見は下記のとおりである。

(LOR の利用目的について)

- ・英国、独国、シンガポールにおいて、国内企業、海外企業とも年金の減額が目的であった。a 社（電気機器）、b 社（輸送用機器）、c 社（輸送用機器）、d 社（電気機器）、e 社（電気機器）、h 社（検査機器）、i 社（電気機器）
- ・英国、独国において、特許権者が LOR を活用しているのは、特許料を減額するために行っているのではないかと思う。f 有識者（英国・独国弁護士）

以上のように、現状、LOR は特許料の減額のためにのみ使用されていた。

(LOR がオープンイノベーションや未利用特許の活用促進につながったか)

- ・英国、独国において、積極的にライセンスを供与しているが、全ての特許はライセンス供与していない。LOR によるライセンスされている件数は分からない。LOR におけるライセンスの申し出であるのかは分からない。a 社（電気機器）
- ・英国、独国において、ほぼ全件 LOR を宣言しているため、宣言しているものと、していないものの違いがわからず、LOR 宣言でライセンスに結び付いたかどうかは判断が難しい。b 社（輸送用機器）
- ・ライセンス収入、技術普及を狙っているが、LOR 制度が起点となったライセンス実績はない。c 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、5 件程度、契約に至っている。契約した特許分野は、家電製品（海外企業）。d 社（電気機器）
- ・英国、独国において、LOR に関するライセンス実績はなく、LOR によるライセンス件数は0件である。e 社（電気機器）
- ・独国において、大企業の活用が多く、中小企業の活用は少ない。基本・重要特許には LOR が活用されず、クロスライセンス予定の特許のみを対象にしている傾向がある。f 有識

者（独国弁護士）

- ・シンガポールにおいて、特に事例はない。ライセンス件数は 0 件である。g 社（精密機器）、h 社（検査機器）、i 社（電気機器）
- ・シンガポールにおいて、クライアントから LOR の問い合わせがほとんどない。権利のライセンスを促進することが目的だが、活用につながっているかという点、つながっていないと思う。シンガポール企業の活用は非常に少ない。日本企業は活用しているが、欧米企業も活用していない。j 有識者（シンガポール弁護士）

以上のように、現状、LOR はオープンイノベーションや未利用特許の活用促進効果は小さいと思われる。

- ・中国において、情報の不透明性（許諾実施料等）は解決できると思う。専利権者はライセンスしたい専利、その許諾実施料等を明らかにし、その専利を探している企業があれば、その企業は直接専利権者に連絡してライセンスできる。l 有識者（中国弁護士）

（利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について）

- ・英国、独国において、全体の約 85%の特許を、LOR 宣言している。a 社（電気機器）
- ・英国、独国において、分野にかかわらずほぼ全件 LOR を宣言しており、分野毎での差はない。但し、個別な事情、例えば他社に独占的通常実施権を与える場合や共願先の事情等で、宣言しないものはある（件数としては相対的に極めて少ない）。b 社（輸送用機器）
- ・共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。c 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、多く利用している分野は家電製品。権利の登録件数に対する割合は 85-90%。LOR を利用していない特許は、自社製品のみを使い、他社には使ってほしくない特許になり、10%程度ある。自社の製品によく使われ、コア的重要な特許になる。d 社（電気機器）
- ・LOR 宣言の多い分野は、標準化関連の分野になる。標準化関連は一般的に第三者へのライセンスを容認する特許もあり LOR に馴染みやすいと考えており、分野を決めて LOR 宣言しているわけではないが、結果的に件数が多くなっている。e 社（電気機器）
- ・シンガポールにおいて、分野は置き時計や掛け時計、カメラシャッターの製造装置等。登録件数に対する割合は不明。g 社（精密機器）
- ・シンガポールにおいて、分野は特定していない。LOR の割合は全体の 3.5%である。h 社（検査機器）
- ・シンガポールにおいて、現地拠点に関わる分野（家電など）。2005 年頃までは LOR を活用していたが、現在は出願件数が少なく、LOR を利用していない。減免利用判断は責任者。当時は維持年金低減のため、100%申請していたと思われる。i 社（電気機器）

（申請の判断基準について）

- ・英国、独国において、技術分野や、特許が係争（訴訟）に関与しているかどうかによっ

ても LOR を活用していないケースがある。また、他の企業と既に契約を結んで共同所有している場合は、LOR を活用していない。a 社（電気機器）

- ・英国、独国において、共願先の事情、既に契約済等を除いて、全件 LOR を申請している。b 社（輸送用機器）
- ・共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。ただし、一部ではあるが独占排他権として保有したい特許は LOR 宣言していない。例えば、模倣品対策になるような特許がそれにあたる。技術分野単位での判断基準はない。c 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、自社製品によく使われ、コア的重要な特許は LOR 申請しない。それ以外の特許を LOR 申請している。LOR 申請した特許を 1 件取り下げたケースがある。そのケースは競合会社が LOR の許諾を求めずに侵害を起こしていたので、侵害訴訟を起こす前に LOR を取り下げた（海外企業）。d 社（電気機器）
- ・権利毎に LOR 宣言するかどうかを判断している。第三者に実施許諾してもよい特許等を LOR 宣言している。e 社（電気機器）
- ・シンガポールにおいて、コア技術になる特許は LOR 申請していない。コア技術になる特許は製品によく使われるが、改良特許は使われなくなる時があり、改良特許を LOR に活用している。改良特許は、それだけでは価値を生まないものがあり、複数の特許を組み合わせる価値を生み出すものがある。その辺を考慮して、LOR 宣言する特許を決める。h 社（検査機器）

（契約時、契約後の課題、紛争事例について）

- ・英国、独国において、契約時の課題はない。紛争もない。実施料を決定するために知的財産庁に申請したこともない。a 社（電気機器）
- ・英国、独国において、オープンポリシーで行っているため、契約時の課題はない。紛争もない。b 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、LOR 制度を起点とした契約交渉や、紛争の経験はないため、特段思い当たる契約時の課題はない。c 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、課題はない。紛争もない。但し、実施料に関して交渉し独国の知財庁に持ち込むことを考慮したことがあったが、交渉を続けた結果、最終的に知財庁に持ち込まないで決着したケースが 1 件あった。d 社（電気機器）
- ・英国、独国において、LOR に関するライセンス実績がないので、認識している契約時の課題はない。紛争もない。e 社（電気機器）
- ・シンガポールにおいて、権利者が契約時にライセンス先を選択できないのが課題である。LOR 宣言できる特許が限定されてしまう。特許料は特許保護期間の残存が短くなるほど、減額幅が大きくなるので、残存が短いほど、LOR 宣言されやすくなる可能性はある。紛争はない。g 社（精密機器）
- ・シンガポールにおいて、課題、紛争はない。h 社（検査機器）、i 社（電気機器）

（LOR の課題、課題を解決するには、訴訟事例）

- ・英国において、特許権者の都合によって LOR を取り消すことができる点が課題である。

例えば LOR 宣言した後、一定期間、取り下げられないようにすることも考えられるが、特許権者にとっては取り下げたい理由もいろいろある。LOR に関する訴訟はないが、裁判所の判決により、ライセンス料が決定された場合はある。f 有識者（英国弁護士）

- ・独国において、英国の取下げの課題に加え、通常のライセンスの場合、特許権者はライセンス先を選べるが、LOR 制度では、競合他社でも係争中の被告でもライセンスが必要である。従って、LOR 制度では、ライセンスを付与したくないサードパーティにもライセンスを付与する必要がある。差止請求、独占的なライセンシーは禁止されている。そこで、例えば、LOR を取り下げないと宣言した場合は減免幅を広げるとよい。LOR に関する訴訟はない。f 有識者（独国弁護士）
- ・シンガポールにおいて、2 社間の交渉はできるが、ライセンス料がまとまらないうと、知財庁がライセンス料を決定してしまい、権利者側でライセンス料をコントロールができない。知財庁がもっと宣伝すること。上記の通り権利者へのデメリットも大きいので、権利者にもっとインセンティブを与える制度設計にすること。例えば、一定期間活用されていない権利を、LOR 登録リストに掲載してしまうとか、考えられる。LOR に関する訴訟は公表されているものはない。

（実用新案に LOR があったら使用するか）

- ・英国、独国において、評価してふさわしいものであれば、使うかもしれない。a 社（電気機器）
- ・英国、独国において、減額目的のため、効果次第で活用する。b 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、知的財産全般に対してオープンな姿勢を取っているため、実用新案であれば、利用する。c 社（輸送用機器）
- ・英国、独国において、特許と同様、活用すると思う。利用目的は年金の減額である。d 社（電気機器）
- ・英国、独国において、年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。e 社（電気機器）
- ・シンガポールにおいて、実用新案を活用していないので、利用可能性はない。g 社（精密機器）
- ・シンガポールにおいて、実用新案は保護期間が短く、コスト削減効果が小さいので、利用しないかもしれない。h 社（検査機器）
- ・シンガポールにおいて、現在、特許出願でも LOR 申請を行っていないので、利用可能性はない。i 社（電気機器）

（もし仮に LOR（日本）があれば利用可能性はあるか）

- ・減額効果が見合うのであれば、第三者に実施を許諾する義務を負っても、利用する可能性はある。b 社（輸送用機器）
- ・知的財産全般に対してオープンな姿勢を取っているため、利用する可能性はある。利用可否は制度設計次第ではあるが、手続き面が煩雑にならないものがよい。c 社（輸送用機器）
- ・年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。e 社（電気機器）

- ・利用する可能性はある。例えば、事業撤退したところの特許は対象になる。g 社（精密機器）
- ・第三者に実施を許諾する義務を負ってもよいという判断があれば、LOR を申請することになる。i 社（電気機器）
- ・欧州と同じであれば、利用可能性はある。事業上の理由で、LOR 宣言を取り下げたい場合はある。取下げ可能な制度がよい。k 社（電気機器）

以上は、海外の LOR を利用している企業のヒアリング結果であるが、他の 3 テーマの中小企業を含む国内企業にも、同様な質問を行ったところ、多くの企業から競合メーカーを含む誰にでもライセンスすることは難しい等、否定的な回答が多かった。A 社（プラ製品製造業）、B 社（化学）、E 社（印刷・加工）、F 社（機械）、G 社（医薬品）、H 社（機械）、L 社（電気機器）、O 社（精密機器）、P 社（生活用品）、Q 社（電子機器）、n 社（機械）、o 社（輸送用機器）

（中国の LOR の利用予定について）

- ・今のところニーズがない。k 社（電気機器）

（中国の LOR に期待されることはないか）

- ・維持年金の削減を期待している。欧州、シンガポールは活用しており、件数が多いので、出願部門の費用削減である。減額規模が大きくなないと、魅力はない。k 社（電気機器）

（中国の LOR を利用する場合の課題）

- ・LOR 宣言する際、許諾実施料等を決めて公開することは困難である。今後の状況を見て、活用をどうするか考えたい。特許売却の際に、購入者は権利行使を前提に購入することがあり、その場合は LOR を取り下げる必要があると考える。k 社（電気機器）

（中国の LOR の課題、解決するには）

- ・LOR 制度を周知させることや、知財の価値を認識させることは重要である。1 有識者（中国弁護士）
- ・国務院から専利、許諾実施料等が公示されるが、それだけでは不十分である。国内企業は非常に多いので、知らせるような紹介は必要である。紛争の解決として、国務院に調停を申し入れる、又は裁判所に提訴できると規定がある。国務院への調停はどのように進めるのか、その調停はさらに提訴できるのかは、実施細則に明確に規定する必要がある。1 有識者（中国弁護士）
- ・許諾実施料をどのように決めるのかは課題になる。参考になるものはない。専利の価値の判断になるので、当事者双方にとって難しい問題になる。政府はこの許諾実施料をどのようにすべきか、検討中である。企業はコア技術の専利を許諾しない。開放するものは重要でないものになる。コア技術のライセンス促進も検討すべきである。1 有識者（中国弁護士）

（中国の LOR の訴訟事例、紛争解決）

- ・ LOR に関する訴訟はない。国務院への調停申し入れか、又は裁判所への提訴の二つのルートを用意している。1 有識者（中国弁護士）

（実用新案の適用、評価書）

- ・ 実用新案は出願の数が多く、早く権利になるメリットがあり、LOR による活用も重要である。未利用専利の活用促進という目的に合致している。評価書の提出について規定がある。評価書の評価が進歩性等を否定するものを受け入れないという規定はないが、提出された評価書を審査するので、否定の評価であれば、受理しない可能性はある。1 有識者（中国弁護士）

（b）ヒアリング結果から抽出した出願目的、課題、課題を解決するための制度等は以下のとおりである。

（英国・独国の LOR について）

調査先	質問及び回答
a 社（電気機器） （海外企業）	【LOR の利用目的】 ・ 特許費用（年金）の削減。 【減額以外のメリット】 ・ 積極的にライセンスを供与しているが、全ての特許はライセンス供与していない。LOR によるライセンスされている件数は分からない。LOR 制度があるから LOR におけるライセンスの申し出であるのかは分からない。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・ 全体の約 85%の特許を、LOR 宣言している。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・ 権利単位のほうが、利便性がよい。 【申請の判断基準】 ・ 技術分野や、特許に係争（訴訟）に関与しているかどうかによっても LOR を活用していないケースがある。また、他の企業と既に契約を結んで共同所有している場合は、LOR を活用していない。 【申請時期】 ・ 英国、独国とも登録時。 【契約時の課題、紛争事例】 ・ 契約時の課題はない。紛争もない。実施料を決定するために知的財産庁に申請したこともない。 【実用新案に LOR があったら使用するか】 ・ 評価してふさわしいものであれば、使うかもしれない。

b 社（輸送用機器） （国内企業）	【LOR の利用目的】 ・ 年金の減額。 【減額以外のメリット】 ・ ほぼ全件 LOR を宣言しているため、宣言しているものと、していないものの違いがわからず、LOR 宣言でライセンスに結び付いたかどうかは判断が難しい。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・ 分野にかかわらずほぼ全件 LOR を宣言しており、分野毎での差はない。但し、個別な事情、例えば他社に独占的通常実施権を与える場合や共願先の事情等で、宣言しないものはある（件数としては相対的に極めて少ない）。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・ 管理を考えると、権利単位のほうがよい。 【申請の判断基準】 ・ 共願先の事情、既に契約済等を除いて、全件申請。 【申請時期】 ・ 英国、独国とも登録時。 【契約時の課題、紛争事例】 ・ オープンポリシーで行っているため、契約時の課題はない。紛争もない。 【実用新案に LOR があったら使用するか】 ・ 減額目的のため、効果次第。 【もし仮に LOR（日本）があれば】 ・ 減額効果が見合うのであれば、第三者に実施を許諾する義務を負っても、利用する可能性はある。
c 社（輸送用機器） （国内企業）	【LOR の利用目的】 ・ 主な目的は年金の減額。制度の目的であるライセンス収入、技術の普及も見込んでいる。 【LOR に伴うライセンス実績】 ・ ライセンス収入、技術普及を狙っているが、LOR 制度が起点となったライセンス実績はない。但し、結果的に LOR に宣言していた特許に対して、欧州企業からライセンスの申入れがあり、譲渡した事例や、欧州企業に対してライセンスオファーしている事例はある。これらの事例は通常のライセンス形態での事例と捉えている。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・ 共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・ 権利単位のほうが、利便性が高い。基本的に特許はオープンする考えなので、請求項ごとに精査していない。

	【申請の判断基準】 ・ 共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。ただし、一部ではあるが独占排他権として保有したい特許は LOR 宣言していない。例えば、模倣品対策になるような特許がそれにあたる。技術分野単位での判断基準はない。 【申請時期】 ・ 独国は出願時、英国は登録時。 【契約時の課題、紛争事例】 ・ LOR 制度を起点とした契約交渉や、紛争の経験はないため、特段思い当たる契約時の課題はない。 【実用新案に LOR があったら使用するか】 ・ 知的財産全般に対してオープン姿勢を取っているため、実用新案にあれば、利用する。 【もし仮に LOR（日本）があれば】 ・ 知的財産全般に対してオープン姿勢を取っているため、利用する可能性はある。利用可否は制度設計次第ではあるが、手続き面が煩雑にならないものがよい。 【日本の実用新案は活用しているか】 ・ 活用していない。
d 社（電気機器） （海外企業）	【LOR の利用目的】 ・ 年金の減額。 【減額以外のメリット】 ・ 5 件程度、契約に至っている。契約した特許分野は、家電製品。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・ 多く利用している分野は家電製品。権利の登録件数に対する割合は 85-90%。LOR を利用していない特許は、自社製品のみを使い、他社には使ってほしくない特許になり、10%程度ある。自社製品によく使われ、コア的重要な特許になる。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・ 全体の 90%程度の特許について LOR を活用しているため、請求ごとになると、膨大なリストになり、管理が面倒。権利単位のほうが利便性がよい。 【申請の判断基準】 ・ 自社製品によく使われ、コア的重要な特許は、LOR 申請しない。それ以外の特許を LOR 申請。LOR 申請した特許を 1 件取り下げたケースがある。そのケースは競合会社が LOR の許諾を求めずに侵害を起こしていたので、侵害訴訟を起こす前に LOR を取り下げた。 【申請時期】 ・ 独国では最初の年金の支払いの時に申請を決める。出願から 3 年

	目。その後は2年ごとの年金支払い時にも申請を判断する。EPCの場合は移行する国(独国)を選択するときに判断している。LORを申請しないと判断した特許は、毎年、LORの申請について判断している。この場合、自社製品で実施しなくなった特許を、LOR宣言している。LORを利用するのは、年金の減額が目的。 【契約時、契約後の課題、紛争事例】 ・課題はない。紛争もない。但し、実施料に関して交渉し独国の知財庁に持ち込むことを考慮したことがあったが、交渉を続けた結果、最終的に知財庁に持ち込まないで決着したケースが1件あった。 【実用新案にLORがあったら使用するか】 ・実用新案も、特許と同様、LORを活用すると思う。利用目的は年金の減額。
e社(電気機器) (国内企業)	【LORの利用目的】 ・主目的は年金の減額。 【減額以外のメリット】 ・LORに関するライセンス実績はなく、LORによるライセンス件数は0件。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・LOR宣言の多い分野は、標準化関連の分野になる。標準化関連は一般的に第三者へのライセンスを容認する特許もありLORに馴染みやすいと考えており、分野を決めてLOR宣言しているわけではないが、結果的に件数が多くなっている。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・権利単位のほうが利便性がよい。請求毎だと、判断が複雑化し、LORの申請手続きも煩雑化するので、権利単位のほうが望ましい。 【申請の判断基準】 ・権利毎にLOR宣言するかどうかを判断している。第三者に実施許諾してもよい特許等をLOR宣言している。 【申請時期】 ・特許の棚卸時期にLORの対象とする案件を判断し、申請を行っている。 【契約時の課題、紛争事例】 ・LORに関するライセンス実績がないので、認識している契約時の課題はない。紛争もない。 【実用新案にLORがあったら使用するか】 ・年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。 【もし仮にLOR(日本)があれば】 ・年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。

	【年金の減額以外のインセンティブは】 ・ライセンスした特許をもとに、ライセンシー側で改良発明がなされることが考えられ、その場合、ライセンシーがその改良特許をもとに、LOR 宣言した特許権者に対して権利行使が可能になるので、LOR を利用する権利者の意欲が低下する恐れがある。そこで、（合理的な実施料で）改良特許にまでライセンスを付与させることを義務化すれば、LOR をより活用しやすくなると考える。
f 有識者（英国・独 国弁護士）	（英国の LOR について） 【現在の利用状況に対する評価】 ・未利用特許を第三者に提供することが目的。1977 年特許法第 46 条が導入された以降、変更が行われていない。その点から、成功していると言えるが、政府が LOR 制度についてどの程度効果があったかを報告していない。 【LOR の公示の方法】 ・知財庁では二つの方法で公示。特許登録簿とジャーナルがあり、登録簿内の特許が LOR の対象としてリスト化されており、ジャーナルで公表されている。LOR の登録情報が表示される DB が用意されており、DB にアクセスすることで LOR の対象特許を検索可能。 【ライセンス料率は決まっているか】 ・特許権者とライセンシーの当事者間でライセンス料を交渉して決めるが、公表されない。当事者が合意に達することができない場合は、知財庁がライセンス料を決定する。これは裁判所の決定により公表される場合がある。 【LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながっているか】 ・自動車業界の多くの企業は LOR を使用しており、（おそらく）クロスライセンスを行っている。彼らは未使用の特許を持っており、それらを第三者にライセンス供与している可能性がある。特許権者は LOR を使って特許料を削減していると思う。 【LOR の課題、課題を解決するには】 ・特許権者の都合によって LOR を取り消すことができる点が課題。例えば LOR 宣言した後、一定期間、取り下げられないようにすることも考えられるが、特許権者にとっては取り下げたい理由もいろいろある。 【LOR に関する訴訟事例】 ・訴訟はないが、裁判所の判決により、ライセンス料が決定された場合がある。 【実施料に関する紛争解決は】 ・当事者間で実施料が決まらない場合、知財庁が決める。事例は非

常に少ない。実施料の決め方は、例えば既に当事者がライセンスを行って採用されている実施料を参考にしたり、その技術を使ってどの程度利益を上げられるかを評価したうえで、実施料を判断したりする。

(独国の LOR について)

【現在の利用状況に対する評価】

- ・多く活用している企業は自動車業界の企業。自動車メーカはクロスライセンスが一般化され、しかも特許料を半減できるとともに、ライセンス料を得られることから、活用していると考える。さらに、自動車業界では、多くの場合、独占禁止法上の理由から、スเปアパーツのアフターマーケットへのアクセスを保証する必要がある。この観点から、LOR 制度は理にかなっている。

【LOR の公示の方法】

- ・知財庁では三つの方法で公示。特許登録簿があり、また、LOR の登録情報が表示される DB があり、どのような特許が対象になっているか検索できる。権利者、どのような技術かを確認でき、企業名での検索も可能。特許の官報にも掲載される。

【ライセンス料率は決まっているか】

- ・ライセンス料は当事者間で決定され公表されないが、合意に至らなかった場合、知財庁は、いずれかの当事者の要求に応じてライセンス料を決める。この決定したライセンス料が公表されることはある。当事者がこの決定に不服の場合、地裁で争い訴訟で決める。判決内容が公表されることもある。

【LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながっているか】

- ・大企業の活用が多く、中小企業の活用は少ない。基本・重要特許には LOR が活用されず、クロスライセンス予定の特許のみを対象にしている傾向がある。LOR 宣言後の特許の価値を見て、ライセンスが取得されない限り、LOR の取下げが可能。LOR は現在の特許制度に高い付加価値をもたらすと考える。

【LOR の課題、課題を解決するには】

- ・英国の取下げの課題に加え、通常の特許の場合、特許権者はライセンス先を選べるが、LOR 制度では、競合他社でも係争中の被告でもライセンスが必要である。従って、LOR 制度では、ライセンスを付与したくないサードパーティにもライセンスを付与する必要がある。差止請求、独占的なライセンシーは禁止されている。そこで、例えば、LOR を取り下げないと宣言した場合は減免幅を広げる。

【LOR に関する訴訟事例】

	・訴訟はない。 【実用新案に LOR があったら活用するか、独国に LOR がない理由】 ・保護期間が短く減額効果が小さいので、中小企業が活用すると思う。減額効果が小さいので、導入されていない。 【実施料に関する紛争解決は】 ・当事者間で実施料が決まらない場合、当事者間の申し出により知財庁が実施料を決め公示されるが、営業秘密や会計上の詳細情報から、公示されないケースもある。実施料を訴訟で決める際はいろいろなものが考慮されて決められる。例えば、その特許はどの程度の価値があるのか、売上、利益等の様々な数値を考慮したうえで、実施料が決まる。
--	--

(シンガポールの LOR について)

調査先	質問及び回答
g 社（精密機器） （国内企業）	【LOR の利用目的】 ・20 年以上前の案件で当時を知る担当者もいなく、履歴もなく詳細は不明だが、権利活用で利用したのではないかと推測。 【減額以外のメリット】 ・契約の履歴はなし。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・分野は多岐に渡り、置き時計や掛け時計、カメラシャッターの製造装置等。登録件数に対する割合は不明。 【申請判断基準、申請時期】 ・不明。 【契約時の課題、紛争】 ・権利者がライセンス先を選択できないのが課題。LOR 宣言できる特許が限定されてしまう。特許料は特許保護期間の残存が短くなるほど、減額幅が大きくなるので、残存が短いほど、LOR 宣言されやすくなる可能性はある。紛争はない。 【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】 ・実用新案を活用していないので、利用可能性はない。 【もし仮に LOR（日本）があれば】 ・活用する可能性はある。例えば、事業撤退したところの特許は対象になる。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・保護期間の登録年が若いところは減額幅を大きくしたりするか、無償ライセンスの場合は特許料を全額免除にするとか、オプションがあるとよい。

	【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・どちらでもよい。両方あった方がよい。但し、権利単位のほうが契約はしやすい。仮に請求項ごとに LOR 宣言できるようにした場合、特許料の減額率を請求項ごと（独立項、従属項）にどのようにするのかは気になる。 【日本の実用新案は活用しているか、どうなれば活用するか】 ・活用していない。権利が不安定で、権利活用時の手続きが煩雑。権利行使時に、評価書を取得して警告するとか、訴訟時に無効になった際の権利者の損害賠償責任があるので、リスクとなる。ライフサイクルの短い製品があるので、安定した権利になり、コストが安い実用新案制度があれば、活用可能性はある。実体審査により権利が安定するようになるとよい。
h 社（検査機器） （海外企業）	【LOR の利用目的】 ・年金の減額が一番の目的。未利用特許を活用し、自社権利が先行していることを示して防衛目的でも利用。収益性の低い特許を活用しているので、コストは安い方がよく、LOR を利用。 【減額以外のメリット】 ・特になし。ライセンス件数は 0 件。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・分野は特定していない。LOR の割合は全体の 3.5%。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・権利単位のほうが利便性がよい。自社の自動試験装置業界は成熟した分野で、競争相手も多く市場が成熟しているため、特許のクレームをより具体的に作成している。このため、権利単位のほうが利便性がよい。一方、市場が未成熟な企業は、請求項ごとのほうが利便性がよいかもしれない。 【申請判断基準、申請時期】 ・防衛といっても、コア技術になる LOR は申請していない。コア技術になる特許は製品によく使われるが、改良特許は使われなくなる時があり、改良特許を LOR に活用。改良特許は、それだけでは価値を生まないものがあり、複数の特許を組み合わせる価値を生み出すものがある。その辺を考慮して、LOR 特許を決める。 ・登録等の更新時期。 【契約時の課題、紛争】 課題はない。紛争はない。 【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】 ・実用新案は保護期間が短く、コスト削減効果が小さいので、利用しないかもしれない。 【年金減額のほかのインセンティブ】

	・LOR 宣言した特許は、保護期間を長くすれば、企業にとってはメリットが大きい。また、登録件数のうち、最低何%以上、LOR 宣言すれば、年金等、手数料をさらに減額する。また、最初から LOR 宣言するものについては出願時の手数料も減額すれば、企業にとってメリットがある。
i 社（電気機器） （国内企業）	【LOR の利用目的】 ・年金の減額。 【減額以外のメリット】 ・特になし。ライセンス件数は 0 件。 【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】 ・現地拠点に関わる分野（家電など）。2005 年頃までは活用していたが、現在は出願件数が少なく、利用していない。減免利用判断は責任者。当時は維持年金低減のため、100%申請していたと思われる。 【申請判断基準、申請時期】 ・判断当時を知る者がいなく、正確なところは不明。申請は登録時。 【契約時の課題、紛争】 ・課題は不明。紛争はない。 【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】 ・現在、特許出願でも行っていないので、利用可能性はない。 【もし仮に LOR（日本）があれば】 ・第三者に実施を許諾する義務を負ってもよいという判断があれば、LOR を申請することになる。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・LOR の公示は特許番号の羅列だけでなく、PF（技術）単位の説明があり、そこから個々の権利にたどりつくような、利用者が検索しやすいものがよい。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・請求項単位でのライセンスはない。 【日本の実用新案は活用しているか、どうなれば活用するか】 ・活用していない。技術評価制度はワンチャンスで反論の機会がない。また、29 条の 3 の但書の又は以下の相当の注意は、権利者の負う負担が大きく、制度利用を抑止する方向に強く働いている。
j 有識者（シンガポール弁護士）	【日本企業が LOR を多く利用している理由は何か】 ・日本企業は特許件数が多く、他の国でも LOR 制度を活用しているので、企業グループ方針としてシンガポールでも活用されているのではないかと。LOR は 53 条、54 条に規定されており、特許料維持年金が半額というメリットはある。一方、デメリットとして、ライセンスの申入れに対して必ずライセンスしないといけない

	ため、相手方を選ぶことができず、知財戦略にそぐわない相手方である場合等コントロールができない。そうしたデメリットもあり、LOR はシンガポールであまり使われていない。当事務所はシンガポールでも最大規模・ライセンス関係でも専門部を擁しシンガポールでは明るい事務所であるものの、それでも LOR について相談を受け扱うことがほとんどない。 【現在の利用状況に対する評価】 ・当事務所ではクライアントから LOR の問い合わせがほとんどなく、利用状況は低いと思われる。そのため、権利のライセンスを促進することが目的だが、活用につながっているかという、つながっていないと思う。シンガポール企業の活用は非常に少ない。日本企業は活用しているが、欧米企業も活用していない。ライセンス先を選べず、ライセンス先とライセンス料の交渉はできるが、合意できないとき、知財庁がライセンス料を決めてしまい、権利者がコントロールできない。 【ライセンス料率】 ・ライセンス料率は2社間の交渉に決められ、公表されない。交渉で決まらない場合、2社間のいずれかの申入れにより、知財庁が決定する。 【LOR の課題・訴訟事例】 ・2社間の交渉はできるが、ライセンス料がまとまらないうと、知財庁がライセンス料を決定してしまい、ライセンス側でコントロールができない。このため、人気がない。LOR に関する訴訟事例は公表されているものはない。 【課題を解決するには】 ・知財庁がもっと宣伝すること。上記の通り権利者へのデメリットも大きいので、権利者にもっとインセンティブを与える制度設計にすること。例えば、一定期間活用されていない権利を、LOR 登録リストに掲載してしまうとか、考えられる。 【実施料に関する紛争解決・事例】 ・2社間の交渉でライセンス料が合意できないときは、知財庁がライセンス料を決定する。これに関する公表（ライセンス料等）はされていない。
--	--

（中国の LOR について）

調査先	質問及び回答
k 社（電気機器） （国内企業）	【LOR の利用予定】 ・今のところニーズがない。 【期待されることはないか】 ・維持年金の削減を期待している。欧州、シンガポールは活用して

	おり、件数が多いので、出願部門の費用削減。減額規模が大きくなないと、魅力はない。 【利用する場合の課題】 ・ 許諾実施料等を決めて公開することは困難。実際の今後の状況を見て、活用をどうするか考えたい。特許売却の際に、購入者は権利行使を前提に購入することがあり、取り下げる必要があると考える。 【もし仮に LOR（日本）があれば】 ・ 欧州と同じであれば、利用可能性はある。事業上の理由で、LOR 宣言を取り下げたい場合はある。取下げ可能な制度がよい。 【権利単位、請求項ごとの利便性】 ・ 権利単位のほうが利便性はよい。 【年金減額以外のインセンティブ】 ・ 権利の制限がかかる分、そのバランスを取る意味で、権利の存続期間を延長することで対応するとよい。LOR 宣言するものはスーパー早期審査のような迅速な審査を行う制度があるとよい。
1 有識者（中国弁護士）	【LOR の導入理由】 ・ 専利の出願が増加傾向に対し、産業上の利用率（ライセンス）は極めて低いのを改善するために導入。 【LOR の公示方法・ライセンス料率】 ・ 専利権者は国務院に対し、専利の実施を許諾する声明を行い、許諾実施料等を提出すると、国務院は許諾実施料等を公告する。公告内容は声明した際に提出した許諾実施料等が公告。許諾実施料は政府から決められていない。 【未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながるか】 ・ 情報の不透明性（許諾実施料等）は解決できると思う。専利権者はライセンスしたい専利、その許諾実施料等を明らかにし、その専利を探している企業があれば、その企業は直接専利権者に連絡してライセンスできる。 【LOR の課題、解決するには】 ・ LOR 制度を周知させること、知財の価値を認識させることは重要。 ・ 国務院から専利、許諾実施料等が公示されるが、それだけでは不十分である。国内企業は非常に多いので、知らしめるような紹介は必要。紛争の解決として、国務院に調停に申し入れる、又は裁判所に提訴できると規定がある。国務院への調停はどのように進めるのか、その調停はさらに提訴できるのかは、実施細則に明確に規定する必要がある。 ・ 許諾実施料をどのように決めるのかは課題になる。参考になるものはない。専利の価値の判断になるので、当事者双方にとって難

	しい問題になる。政府はこの許諾実施料をどのようにすべきか、検討中。企業はコア技術の専利を許諾しない。開放するものは重要でないものになる。コア技術のライセンス促進も検討すべき。 【LOR の訴訟事例、紛争解決】 ・訴訟事例または紛争解決事例はまだない。国務院への調停申し入れか、又は裁判所への提訴の二つのルートを用意。 【実用新案の適用、評価書】 ・実用新案は出願の数が多く、早く権利になるメリットがあり、LOR による活用も重要。未利用専利の活用促進という目的に合致。評価書の提出は規定あり。評価書の評価が進歩性等を否定するものを受け入れないという規定はないが、提出された評価書を審査するので、否定の評価であれば、受理しない可能性はある。
--	--

（２）海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

独国の実用新案登録出願を利用している企業３社、中国の実用新案登録出願を利用している企業３社、有識者（弁護士等の法律家）２者（独国１者、中国１者）に対し海外ヒアリング調査を行った。ヒアリング内容は、実用新案の利用目的、課題等である。

このヒアリングの目的は、現状、活用されておらず、瑕疵ある権利が登録されているとの声を聞くことの多い国内実用新案制度の検討を行うための基礎資料を作るためのものである。

（ａ）調査結果

ヒアリングを行った各企業、有識者からの主な意見は下記のとおりである。

１．独国の実用新案

（出願目的、活用理由について）

- ・ 自社技術を保護するために活用している。少しの改良発明は特許で保護することは難しいので、実用新案で保護している。また、費用が安く、早く権利化できる点でも活用している。先行技術と比較して改善の比較的小さい発明の場合、中国でも保護したいとき、独国で実用新案も出願している。独国で実用新案を出願したものは全て、中国に移行して実用新案で出願している。m社（医療機器）
- ・ 競合他社への牽制で利用しており、他社牽制には登録が早い方がよい。無審査なので、登録も早く安いので、利用している。重要なコア技術、汎用性の高い技術ではない構造のところで活用している。日本に特許出願し、１年以内にその価値を評価し、優先権主張して、独国に実用新案に変更して出願している。n社（機械）

（ライセンス件数、実用新案権の利用について）

- ・ 知財権全体に関し有効活用する方針なので、実用新案権も有効活用することを考えている。特許権と同じスタンスで活用しており、他社牽制目的で使うこともあるし、ライセンスに活用することも行っている。m社（医療機器）
- ・ 他社牽制で利用している。n社（機械）

以上のヒアリング結果より、独国の実用新案を利用している企業は主に他社牽制のために出願しており、権利行使を目的としているわけではなかった。また、進歩性の低いものの保護のために利用していた。

（出願が多い分野について）

- ・ 患者用の診断装置や回転用ベアリング等、機械系の分野が多い。m社（医療機器）

（Branch offを活用しているか、権利行使について）

- ・ Branch offを活用しているが、実用新案権で権利行使（訴訟）を起こしていない。m社（医

療機器)

- EP 特許出願、独国内の特許出願から **Branch off** して実用新案登録出願したことがある。特許出願とのダブルパテントの問題がない。権利行使はない。実用新案権で差止の仮処分申請を行ったことはない。n 社 (機械)
- 近年、**Branch off** での実用新案登録出願しか行っていない。取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績はない。o 社 (輸送用機器)

(実用新案の課題)

- 特にない。m 社 (医療機器)、n 社 (機械)
- 製品によっては保護期間が短いので、もう少し長い方がよい。o 社 (輸送用機器)

(他国での出願、日本の実用新案を活用しているか)

- 中国、独国の出願が多い。日本でも少ないが出願している。m 社 (医療機器)
- 日本の実用新案は活用していない。事業は海外がメイン。日本に特許出願してから海外に移行している。技術評価書の義務等、使い勝手が悪い。評価書の内容次第となるため、出願しただけでは他社牽制効果がない。n 社 (機械)
- 日本の実用新案は活用していない。海外でのライセンス、権利行使を考慮すると、日本での特許出願を活用して移行したほうが効率がよい。o 社 (輸送用機器)

(実用新案の増加理由)

- 先行調査を行い、権利の有効性の確認ができ、短期間で安い費用で権利化できる。侵害者に対し、特許から **branch off** し実用新案で権利を取得し、侵害者に対して差止請求が可能である。**branch off** の利点は、クレームを侵害品の実施形態に合わせ、侵害者に対して主張できる。特に建設、呼吸保護マスクの分野では、2020 年以降の出願件数が増加傾向である。p 有識者 (弁護士)

(実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには)

- 審査制度を導入すべきという意見も出ている一方で、今ある実用新案の良い面が損なわれてしまうとも言われている。競合他社が積極的に新しいものを市場に導入してくる中で、競合他社と対抗しなければならないのであれば、実用新案で早く権利にし、侵害者に対して権利主張でき効果的である。しかも、相手側から訴訟を起こされた場合も、いち早く対抗するには有効である。上記を考慮すると、現在の実用新案制度を維持する方がよい。p 有識者 (弁護士)

(実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには)

- 保護期間が 10 年と短く、保護範囲にはプロセスクレームが含まれない。侵害訴訟になった際、特許権に比べ、実用新案権の有効性を立証することが難しい。仮差止請求を行う場合も同様である。実用新案権で権利行使する場合、特許と手続き自体は同じ。クレームは、侵害手続き中に絞り込むことが可能である。権利の有効性が弱い場合は、侵害訴訟を起こしても敗訴する可能性が高くなる。特許と比較してデメリットもある実用新案との共存があることで、バランスが保たれている。特に権利の取得が早いため、特許が

付与されるまでの期間をカバーするのに有効である。p 有識者（弁護士）

（訴訟になった際の課題）

- ・侵害と判断した場合は、侵害品の証拠を入手しておく必要はある。例えば原告が米国在住で、被告が独国在住の場合は、訴訟の追加費用が掛かるので、欧州在住の独占的实施権者がいるのであれば、その人に原告になってもらう方が、欧州域内の訴訟になり、費用が安く済む。このように、原告を誰にすべきか、訴訟を起こす前に予め決めておくことは必要。p 有識者（弁護士）

（訴訟動向、訴訟の代表事例）

- ・branch-off の活用が最近、増加している。特許出願の権利化に長時間を要するので、特許出願を branch-off して実用新案で出願し、権利化。特許の権利化を待っている間に、実用新案権で侵害者に対し差止請求を行うことができる。2020 年に branch-off による実用新案登録出願の件数は 1205 件。いくつかのケースにおいて、branch-off で実用新案登録出願し権利化され、この権利を活用して、侵害訴訟において勝訴した。また、EP 特許出願を branch-off で実用新案登録出願し権利化されたものも、侵害者に対し、よく権利活用されている。さらに、特許も権利化されれば、それも権利活用されるので、侵害者にとっては、その対応に追われることになる。2020 年には、12,323 件の実用新案登録出願があり、75,000 件の特許出願があった。実用新案に関する侵害事件は、特許と比較して少ない。たとえば、2019 年には、デュッセルドルフ地方裁判所（独国で最も多くの特許侵害訴訟を処理）において、361 件の特許侵害訴訟と 21 件の実用新案侵害訴訟があった。

2. 中国の実用新案

（出願目的について）

- ・進歩性が厳しく特許化が難しいものを、実用新案で出願している。q 社（電気機器）
- ・他社牽制で利用している。構造系の改良が多いが、他社に権利取得されると困るものを出願している。日本に特許出願し、優先権主張して、中国に実用新案に変更して出願している。現地の直接出願もある。s 社（輸送用機器）

（権利行使経験について）

- ・実用新案権ではないが、模倣品対策において、中国で模倣者に対して訴訟を起こしたことがあり、商標権、意匠権による訴訟であった。r 社（輸送用機器）
- ・権利行使はなく、権利行使の検討もない。s 社（輸送用機器）

（実用新案を使っている理由について）

- ・発明奨励を行っており、進歩性がないものも拾い上げて実用新案で出願する発明奨励を行っている。また、部品サプライヤーが、自社製品と同等内容について出願する可能性があるため、それを抑制（他社牽制）するうえで、実用新案を出願している。q 社（電気機器）
- ・特許より費用が安い。無審査で早期に権利になるので、他社牽制で使える。実用新案権

を無効化するとした時に、特許の進歩性より基準が低いので、無効化され難い。実際に相手の権利を無効化するのに苦労した。評価書の提示義務もない。s 社（輸送用機器）

以上のヒアリング結果より、中国の実用新案を利用している企業は主に他社牽制のために出願しており、権利行使を目的としているわけではなかった。また、進歩性の低いものの保護のために利用していた。

（EC サイト上の模倣品対策について）

- ・実用新案に限らず、EC サイトに模倣品が掲載されるが、例えば、機器の交換部品に対して、意匠がメインで特許、商標を含めて知財ミックスで模倣品対策を行っている。q 社（電気機器）
- ・実用新案ではないが、商標では行っており、警告を出すことがある。s 社（輸送用機器）

（実用新案の課題、課題を解決するには）

- ・保護対象は構造、形状と規定されているが、実際の実務では電気回路や、制御方法のようなもの（コンピュータプログラムに近いもの）が権利化されている。中国代理人も、実用新案で上記のようなものが権利化できると述べている。条文と実務とが乖離しているので、そこは改善すべきと考える。また、ライフサイクルが、実用新案の保護期間である 10 年より長い製品もある。保護期間は長い方がよい。q 社（電気機器）
- ・実用新案権による訴訟が多いことは分かっているが、無審査の権利をどう扱うかは課題と考える。保護期間の 10 年は短いので、長い方がよい。r 社（輸送用機器）
- ・保護期間が 10 年と短いので、長い方がよい。中国は他国の実用新案と異なる点が多いので、他国とハーモナイズ化されるとよい。s 社（輸送用機器）

（日本の実用新案を活用しているか）

- ・グローバル企業としてふさわしい知財を考えており、グローバル企業としてふさわしい企業となると、特許になり、PCT 出願を活用する企業がグローバル企業として評価されているので、実用新案は活用しない。q 社（電気機器）
- ・活用していない。実用新案は無審査になり、権利の安定性等考えると、より活用できなくなった。仮に実体審査に戻しても、進歩性の基準が特許と同じであると、構造系に関し、保護期間が変わるのみで、特許で申請して、ライフサイクルが短いものを放棄すればいいように思う。r 社（輸送用機器）
- ・活用していない。保護対象としてソフトウェアがあるとよい。ライフサイクルが 5 年、10 年のサイクルで変わる。29 条の 3 は権利者にとって特許と比較して重荷である。s 社（輸送用機器）

（実用新案の増加理由について）

- ・技術サイクルが早い企業のニーズがある。ハイテク企業に認定されると、税金の減額優遇があり、実用新案登録件数が要件になっている。無効化が難しく、権利行使により高い補償が行われるケースがある。模倣防止手段としての効果もある。t 有識者（中国弁護士）

（実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには）

- ・無審査主義により、クレームの保護範囲を不安定にし、紛争を増加させ、審査と裁判のリソースの浪費をもたらしている。最高裁判所の公表データによると、2020 年の実用新案の侵害訴訟件数は 750 件程度、特許侵害訴訟は 430 件程度であり、実用新案の侵害訴訟件数は特許より 300 件以上多かった。簡単な進歩性の審査を導入し、出願を抑制し、質の低い出願を抑える必要がある。中国審査指南の素案（9 月パブコメ締切）では、実用新案の進歩性等の審査を導入する案が出ている。 t 有識者（中国弁護士）

（実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには）

- ・2 社間のライセンスの際に権利の価値の話が出る。評価書の評価は価値の判断の上で重要である。評価書の申請は、権利者のみ申請でき、侵害者は申請することはできなかったが、今回の 4 次改正で改正された。具体的にどのように進めるのかは、実施細則が出るのを待っている。評価報告書には法的な規範を持たせ、評価に重要性を持たせることは必要である。 t 有識者（中国弁護士）

（訴訟になった際の課題について）

- ・特許との違いは、提訴する際に、評価書の提出は必須条件ではないが、裁判所は提出を求めることができる。被告が答弁期間以内に無効審判を起こすと、裁判所は訴訟を中止する可能性は特許より高い。裁判時の課題は、評価報告と、訴訟の中止である。 t 有識者（中国弁護士）

（訴訟動向、訴訟の代表事例）

- ・専利全体（特許、実用新案、意匠）の訴訟件数は増えているので、実用新案の訴訟件数も増加している。特許、実用新案、意匠を区別した全面的な統計はないが、判決データベースで公開の判決状況からみれば、意匠の事件が一番多く、実用新案件数の 2 倍であり、実用新案の件数は特許の件数の 2 倍である。シュナイダー事件以降も賠償金額の大きい事件は続いており、近年では 2019 年の広東省の 10 大判例において、空調関連の訴訟事件がある。4000 万元という賠償金額が認定された。2018 年の全国の 10 大判例において、950 万という賠償金額が認定されたものがある。

（LOR に実用新案を活用する際の課題について）

- ・評価報告が重要である。評価書の評価の品質をどのように向上させていくのかは、今後の課題になる。 t 有識者（中国弁護士）

（b）ヒアリング結果から抽出した出願目的、課題、課題を解決するための制度等は以下のとおりである。

(独国の実用新案について)

調査先	質問及び回答
m 社（医療機器） （海外企業）	【出願実績】 ・実用新案は主に中国と独国に出願。10 年前に比べると増えているが、最近 3 年の出願の件数は安定している。 【ライセンス件数、実用新案権の利用】 ・ライセンス情報は秘密情報。知財権全体に関し有効活用する方針なので、実用新案権も有効活用することを考えている。 ・特許権と同じスタンスで活用。他社牽制目的で使うこともあるし、ライセンスに活用することも行っている。 【実用新案と特許の使い分け、実用新案の活用理由】 ・先行技術と比較して改善の比較的小さい発明の場合、中国でも保護したいとき、ドイツで実用新案も出願。ドイツで実用新案を出願したものは全て、中国に移行して実用新案で出願。 ・自社技術を保護するために活用。少しの改良発明は特許で保護することは特に中国（独国も同じ）で難しいので、実用新案で保護。また、費用が安く、早く権利化できる点でも活用。 【出願が多い分野】 ・患者用の診断装置や回転用ベアリング等、機械系の分野が多い。 【Branch off を活用しているか、権利行使】 ・活用しているが、実用新案権で権利行使（訴訟）を起こしていない。 【実用新案の課題】 ・特にない。 【他国での出願、日本の実用新案を活用しているか】 ・中国、ドイツの出願が多い。日本でも少ないが出願している。
n 社（機械）（国内企業）	【出願目的について】 ・競合他社への牽制で利用。他社牽制には登録が早い方がよい。無審査なので、登録も早く安いので、利用している。重要なコア技術、汎用性の高い技術ではない構造のところで活用。 ・日本に特許出願し、1 年以内にその価値を評価し、優先権主張して、ドイツに実用新案に変更して出願している。 【権利行使経験】 ・権利行使はない。検討したことはある。（中国に出願しており、実用新案で訴訟の経験あり） 【Branch off を活用しているか】 ・権利行使はない。EP 特許出願、ドイツ国内の特許出願から Branch off して実用新案登録出願したことがある。特許出願とのダブルパテントの問題がなく、実用新案は他社牽制で利用。実用新案権で

	差止の仮処分申請を行ったことはない。 【実用新案の課題】 ・ 特にない。技術評価書の入手はない。 【日本の実用新案を活用しているか】 ・ 活用していない。事業は海外がメイン。日本に特許出願してから海外に移行。技術評価書の義務等、使い勝手が悪い。評価書の内容次第となるため出願しただけでは他社牽制効果がない。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 現状、利用する可能性はない。未利用特許は存続放棄し、保有していない。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 実施権が設定されたときに特許取得までにかかった費用の全額補助があれば検討するかもしれない。
o 社（輸送用機器） （国内企業）	【Branch off を活用しているか】 ・ 近年、Branch off での実用新案登録出願しか行っていない。取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績はない。 【実用新案の課題、課題を解決するには】 ・ 製品によっては保護期間が短いので、もう少し長い方がよい。 【日本の実用新案を活用しているか】 ・ 活用していない。海外でのライセンス、権利行使を考慮すると、日本での特許出願を活用して移行したほうが効率がよい。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 基本、クローズ戦略なので、利用する可能性はない。
p 有識者（弁護士）	【実用新案の増加理由】 ・ 先行調査を行い、権利の有効性の確認ができ、短期間で安い費用で権利化できる。侵害者に対し、特許から branch off し実用新案で権利を取得し、侵害者に対して差止請求が可能。branch off の利点は、クレームを侵害の実施形態に合わせ、侵害者に対して主張できる。特に建設、呼吸保護マスクの分野では、2020 年以降の出願件数が増加傾向。 【実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには】 ・ 審査制度を導入すべきという意見も出ている一方で、今ある実用新案の良い面が損なわれてしまうとも言われている。競合他社が積極的に新しいものを市場に導入してくる中で、競合他社と対抗しなければならないのであれば、実用新案で早く権利にし、侵害者に対して権利主張でき効果的。しかも、相手側から訴訟を起こされた場合も、いち早く対抗するには有効。上記を考慮すると、現在の実用新案制度を維持する方がよい。 【実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには】 ・ 保護期間が 10 年と短く、保護範囲にはプロセスクレームが含ま

	れない。侵害訴訟になった際、特許権に比べ、実用新案権の有効性を立証することが難しい。仮差止請求を行う場合も同様。実用新案権で権利行使する場合、特許と手続き自体は同じ。クレームは、侵害手続き中に絞り込むことが可能。権利の有効性が弱い場合は、侵害訴訟を起こしても敗訴する可能性が高くなる。特許と比較してデメリットもある実用新案との共存があることで、バランスが保たれている。特に権利の取得が早いいため、特許が付与されるまでの期間をカバーするのに有効。 【訴訟になった際の課題】 ・侵害と判断した場合は、侵害品の証拠を入手しておく必要はある。例えば原告が米国在住で、被告が独国在住の場合は、訴訟の追加費用が掛かるので、欧州在住の独占的实施権者がいるのであれば、その人に原告になってもらう方が、欧州域内の訴訟になり、費用が安く済む。このように、原告を誰にすべきか、訴訟を起こす前に予め決めておくことは必要。 【訴訟動向、訴訟の代表事例】 ・branch-off の活用が最近、増加。特許出願の権利化に長時間を要するので、特許出願を branch-off して実用新案で出願し、6-8 週間で権利化。特許の権利化を待っている間に、実用新案権で侵害者に対し差止請求を行うことが可能。2020 年に branch-off による実用新案登録出願の件数は 1205 件。いくつかのケースにおいて、branch-off で実用新案登録出願し権利化され、この権利を活用して、侵害訴訟において勝訴した。また、EP 特許出願を branch-off で実用新案登録出願し権利化されたものも、侵害者に対し、よく権利活用されている。さらに、特許も権利化されれば、それも権利活用されるので、侵害者にとっては、その対応に追われることになる。 ・2020 年には、12,323 件の実用新案登録出願があり、75,000 件の特許出願があった。実用新案に関する侵害事件は、特許と比較して少ない。たとえば、2019 年には、デュッセルドルフ地方裁判所（ドイツで最も多くの特許侵害訴訟を処理）において、361 件の特許侵害訴訟と 21 件の実用新案侵害訴訟があった。
--	--

（中国の実用新案について）

調査先	質問及び回答
q 社（電気機器） （国内企業）	【出願目的について】 ・進歩性が厳しく特許化が難しいものを、実用新案で出願している。 【実用新案を使っている理由】 ・発明奨励を行っており、進歩性がないものも拾い上げて実用新案で出願する発明奨励を行っている。

	・部品サプライヤーが、自社製品と同等内容について出願する可能性があるため、それを抑制（他社牽制）するうえで、実用新案を出願している。 【EC サイト上の模倣品対策】 ・実用新案に限らず、EC サイトに模倣品が掲載されるが、例えば、機器の交換部品に対して、意匠がメインで特許、商標を含めて知財ミックスで模倣品対策を行っている。 【実用新案の課題、課題を解決するには】 ・保護対象は構造、形状と規定されているが、実際の実務では電気回路や、制御方法のようなもの（コンピュータプログラムに近いもの）が権利化されている。中国代理人も、実用新案で上記のようなものが権利化できると述べている。条文と実務とが乖離しているので、そこは改善すべきと考える。 ・ライフサイクルが、実用新案の保護期間である 10 年より長い製品もある。保護期間は長い方がよい。 【日本の実用新案を活用しているか】 ・グローバル企業としてふさわしい知財を考えており、グローバル企業としてふさわしい企業となると、特許になり、PCT 出願を活用する企業がグローバル企業として評価されているので、実用新案は活用しない。 【もし仮に LOR があれば】 ・実用新案ではなく、特許で LOR が導入され年金減額効果があれば、積極的に活用を検討したい。 ・仮に減額がない制度になったとしても、社会のために知財を活用していく方針を取っている分野もあり、このような知財はライセンスを前提に考えている。LOR の利用可能性はあるのではないかと。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・LOR 宣言した特許に対するインセンティブは幾つかのアイデアがあるのではないかとと思われる。(1) LOR 宣言したものは審査を早めてもらい早期権利化のインセンティブ付与する、(2) 環境等の社会課題解決のために積極的に LOR を活用している企業には、経産省等が表彰することにより、その会社の貢献を称えるようなものがあってもよいのではないかと、(3) LOR 申請件数に応じたポイントを付与し、所定ポイント溜まった企業には何かしらの特別のサービス（その企業向けの業界特許調査など）を受領する、等のアイデアもあると思われる。
r 社（輸送用機器） （国内企業）	【出願目的について】 ・現地関係会社の裁量で出願しているため、把握していない。 【権利行使実績】

	・ 実用新案権ではないが、模倣品対策において、中国で模倣者に対して訴訟を起こしたことがあり、商標権、意匠権による訴訟であった。 【実用新案の課題、課題を解決するには】 ・ 実用新案権による訴訟が多いことは分かっているが、無審査の権利をどう扱うかは課題と考える。保護期間の 10 年は短いと思う。長い方がよい。 【日本の実用新案を活用しているか】 ・ 実用新案は活用していない。実用新案は無審査になり、権利の安定性等考えると、より活用できなくなったと考える。仮に実体審査に戻しても、進歩性の基準が特許と同じであると、構造系に関し、保護期間が変わるのみで、特許で申請して、ライフサイクルが短いものを放棄すればいいように思う。 【もし仮に LOR があれば】 ・ 過去、海外において、LOR を宣言して活用していた。年金減額によるコストメリットが目的。第三者への実施許諾義務を負ってまで活用することがネックとなり、現在は利用していない。技術分野によっては利用の可能性はある。例えば SDGs のような環境対策があるので、環境分野では第三者への実施許諾義務を負っても、利用する可能性はある。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・ 例えば、SDGs 対策として LOR 宣言していることを企業として宣伝することができる。
s 社（輸送用機器） （国内企業）	【出願目的について】 ・ 他社牽制で利用。構造系の改良が多いが、他社に権利取得されると困るものを出願。 ・ 日本に特許出願し、優先権主張して、中国に実用新案に変更して出願している。現地の直接出願もある。 【権利行使経験】 ・ 権利行使、検討はない。技術評価書の取得はない。 【実用新案を使っている理由】 ・ 特許より費用が安い。権利になるので、他社牽制になる。実用新案権を無効化するとした時に、特許の進歩性より基準が低いので、無効化され難い。実際に相手の権利を無効化するのに苦労した。評価書の提示義務もない。 【EC サイト上の模倣品対策】 ・ 実用新案ではないが、商標では行っており、警告を出すことがある。 【実用新案の課題】 ・ 保護期間が短い。中国は他国とハーモナイズ化されるとよい。（ド

	イツでは Branch-off を活用し権利を増やすことを行ったことはある) 【日本の実用新案を活用しているか】 ・活用していない。保護対象としてソフトウェアがあるとよい。ライフサイクルが 5 年、10 年のサイクルで変わる。29 条の 3 は権利者にとって特許と比較して重荷。 【もし仮に LOR があれば】 ・利用する可能性は大いにある。差止が難しい分野は積極的に活用する。費用削減が目的。ドイツではライセンスの実績はある。 【年金減額のほかのインセンティブ】 ・権利者から見ると、ライセンスしていない実施者に対しライセンスするよう言っても応じないとき、差止できることを検討したほうがよい。
t 有識者（中国弁護士）	【実用新案の増加理由】 ・技術サイクルが早い企業に対してニーズがある。ハイテク企業に認定されると、税金の減額優遇があり、実用新案登録件数が要件になっている。無効化が難しく、権利行使により高い補償が行われるケースがある。模倣防止手段としての効果もある。 【実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには】 ・無審査主義により、クレームの保護範囲を不安定にし、紛争を増加させ、審査と裁判のリソースの浪費をもたらしている。最高裁判所の公表データによると、2020 年の実用新案の侵害訴訟件数は 750 件程度、特許侵害訴訟は 430 件程度。実用新案の侵害訴訟件数は特許より 300 件以上多かった。簡単な進歩性の審査を導入し、出願を抑制し、質の低い出願を抑える必要がある。中国審査指南の素案（9 月パブコメ締切）では、実用新案の進歩性等の審査を導入する案が出ている。 【実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには】 ・2 社間のライセンスの際に権利の価値の話が出る。評価書の評価は価値の判断の上で重要。評価書の申請は、権利者のみ申請でき、侵害者は申請することはできなかったが、今回の 4 次改正で改正された。具体的にどのように進めるのかは、実施細則が出るのを待っている。評価報告書には法的な規範を持たせ、評価に重要性を持たせることは必要。 【訴訟になった際の課題】 ・特許との違いは、提訴する際に、評価書の提出は必須条件ではないが、裁判所は提出を求めることができる。被告が答弁期間以内に無効審判を起こすと、裁判所は訴訟を中止する可能性は特許より高い。裁判時の課題は、評価報告と、訴訟の中止。 【訴訟動向、訴訟の代表事例】

	・ 専利全体（特許、実用新案、意匠）の訴訟件数は増えているので、実用新案の訴訟件数も増加。特許、実用新案、意匠を区別した全面的な統計はないが、判決データベースで公開の判決状況からみれば、意匠の事件が一番多く、実用新案件数の 2 倍であり、実用新案の件数は特許の件数の 2 倍である。シュナイダー事件以降も賠償金額の大きい事件は続いており、近年では 2019 年の広東省の 10 大判例において、空調関連の訴訟事件がある。4000 万元という賠償金額が認定された。2018 年の全国の 10 大判例において、950 万という賠償金額が認定されたものがある。 【LOR に実用新案を活用する際の課題】 ・ 評価報告が重要。評価書の評価の品質をどのように向上させていくのかは、今後の課題になる。
--	--

4. 有識者検討会による議論・検討

(1) 有識者検討会

有識者検討会は1回2時間程度とし、以下の日程、検討内容に沿って3回開催した。

【第1回】令和3年11月2日

公開情報調査結果の中間結果報告

本テーマの趣旨説明の後、10月以降に実施した公開情報調査結果を、各テーマごとに整理して報告した。

また、11月からの国内・海外ヒアリングの実施に備えて、ヒアリング先、ヒアリング内容について説明し、意見交換を行った。

委員からの主な指摘事項は下記の通り。以下の指摘事項は全て報告書に反映した。

- ・国内実用新案の中小企業のヒアリング先を増やすこと。
- ・フランスのLOR制度が廃止された理由を追加すること。
- ・実用新案法29条の3における権利者側の負担になる内容を追加すること。
- ・英国のLORでは実施権者に訴権を認めているので、それを追加すること。
- ・国内実用新案における無審査以降の侵害訴訟件数、原告の勝訴の状況を追加すること。
- ・LORではどの分野が多いかヒアリングに追加すること。
- ・LORは特許登録件数からどのくらいの割合で宣言されているかヒアリングに追加すること。
- ・独国のBranch offの活用についてヒアリングに追加すること。
- ・特許と実用新案をどのように使い分けて活用しているかヒアリングに追加すること。
- ・実用新案はどのようになればよいか、ヒアリングに追加すること

【第2回】令和3年12月22日

国内、海外ヒアリング調査結果の報告及び議論すべき事項についての議論

11～12月に実施した国内・海外ヒアリング調査結果を報告した。ヒアリング調査結果から課題等を抽出し、議論すべき事項を整理して議論を行った。

委員からは、以下のような意見が出された。

(LOR制度、企業間連携・オープンイノベーションについて)

- ・LORの利用企業は、維持年金の削減目的に活用していることが分かった。中には、競合他社にライセンスしたくないという意見も多くあったが、それではLOR制度は使えない。未利用特許の活用促進を行うには、LOR制度でなく、別の施策を検討する方がよい。三菱電機が10月に立ち上げた「オープンテクノロジーバンク」は、入口が技術単位なので、分かりやすい。また、シンガポールのIPI (Innovation Partner for Impact) は、技術単位で見ることができ、利用者から見て検索しやすいUIがよい。実用までのレベルを1～9で見ることができる等の工夫もある。

- データベースの見せ方は商品としての特許の紹介の手段となるが、これを実際に流通させようとするには、流通させる人たちがビジネスとして成り立ってきたときに、はじめて本当に流通する。
- 自社で実施していない関連していない分野の場合にはいいが、関連した分野の権利者側に対してライセンスを申し入れようとした時、侵害していると言われるのではないかとということがネックになっている。このようなリスクを懸念した相談が多い。現実的に権利者側と第三者を効率よく結び付けようとするには、仲介会社が、中立的な立場から実施していそうな第三者を探して結び付けてビジネスにしていく方法は考えられる。
- ある技術が欲しい側の情報を集積させ、うまくまとめられるような仕組みを作っているとよい。権利者側の情報と、ライセンスを受けたい側の情報を集積して、両者の情報について探しやすい仕組みを作るとよい。
- データベースの検索において、欲しい技術になかなかたどり着けないという課題はある。特に、中小企業は自分が求めている技術が何かもわかっていないこともある。求めている技術が分かっても、それをどうやって調べればよいか分からないことがある。権利者側とライセンスを受けたい側を結び付ける知財コーディネータが重要であると考えられる。
- 他の企業から技術を導入して事業を立ち上げて商品化しようとする、第三者の権利を侵害していないか、FTO（侵害防止調査）が必要になる。中小企業にとってはその辺もカバーしないといけない。知財マッチングの仕組みにはリスク管理も含めて検討することが必要。
- LOR については、ライセンス先が競合企業の時にも拒否できないのであれば、例えばそれが必須特許である場合、逆にライセンス先に安く販売されてしまい市場を奪われてしまう可能性もある。慎重に対応すべきかと思う。三菱電機やシンガポール IPI の開放特許の見せ方は非常にわかりやすい。INPIT の開放特許データベースも見せ方を工夫する余地があるのではないかと思う。

（国内実用新案制度について）

- 実用新案は他社牽制で使われている企業が圧倒的に多いことが分かり、その事実が重要である。ライセンスするのではなく、排他権として実用新案権を取得するという意識のほうが強い。今後の制度設計を行う上で、この点は崩すべきでない。
- 課題として、技術評価書の反論の機会がないという点が挙げられている。特許と同じように実用新案でもクレームを作っていると想像されるので、訂正の機会が1回しかなく、反論の機会がないというのは、厳しすぎるように思う。

- ・ 29 条の 3 但書の「又は」以下の「相当の注意」に関わる部分は外してもよいと考える。平成 5 年法改正以降の具体的な侵害事件を整理して、本当に無効となるような実用新案権の濫用があったのかを含めて、事実を抑えて、総括することが必要であるように考える。
- ・ 保護対象について、プログラム特許出願の多い企業が、プログラムが対象になっても使わないと回答しているが、これは理解できる。
- ・ 権利だから他者牽制はできるものの、ここでいう他社牽制に強い意味はなく、登録が早く、費用が安いから使っているように見えた。実用新案についていろいろな問題点が指摘されているが、問題点をすべて手直しすると、特許制度が出来上がる。どこに制度の意義を見出し、積極的に制度、運用を変えるべきか、検討すべきと考える。
- ・ 29 条の 3 は、全てを削除することと、その他、相当の注意を削除することとは意味合いが変わる。
- ・ 他社牽制については独占権から正しい使い方と考える。今回のヒアリング結果にはなかったが、営業目的で権利を取得することもある。自社の製品を売り込んでいくときに、実用新案権を持っていることが営業的にメリットになっている。権利行使段階の課題は、無審査だから出てくる課題で、実体審査導入すべきとなれば、この課題は変わる。評価書に対する反論の機会は、権利化された後に評価書の請求をして取得した時、訂正の制限があり、減縮目的の訂正が 1 回のみしかできない。回数制限がないのであれば、反論の機会はなくてもよいかもしれない。
- ・ 他社に対して権利行使すると、負けた上に無効になった時の怖さもある。進歩性が低いものを理解したうえで利用されており、元々強い権利ではない、もろい権利であることを知ったうえで、上手に利用されている方々がいることが分かったことは、よい調査であったと思う。今後の方向性として、実用新案を今より強くしていく方向と、そうではない方向の両方がある。無効の判断を本当に制約しようと思うと、条文の手当をしないといけないという高いハードルがあるので、今の弱い権利のまま、活かしていく方向を追及していく方が实际的ではないかと感じた。29 条の 3 はない方がよいと思うが、これがあることによって、権利行使しない形で使われている。このような現状を分かったうえで利用されている方々が多くいることを、一般に周知して、実用新案の利用を広めることも一つの方策ではないかと思う。
- ・ 実用新案を利用されている方々がいることは理解しているが、実用新案は特許と別に存在させることに意味があるのか、政策的にプラスに働いているのか、思うところである。他方で、実用新案は既に存在し、多くの方が他社牽制で利用されている中で、何か悪い方向で副作用があるかというとなないので、直ちに廃止をすべきとまでもいいきれないと考える。利用されている方々から、いろいろと変えてほしい事項が出ているが、直しだすと、特許に近づいていく。評価書の反論の機会はあってもよいと思う。そのほかの点

は変えることで、産業政策において、よいことがもたらされるかは難しいように思う。
29条の3は権利行使のリスクがあるが、全て削除すると、権利濫用の点で課題は感じる。

- ・大企業でも実用新案を活用しており、権利行使まで考えない牽制目的で活用していることが分かった。中小企業としては、権利行使には、時間、費用等かかるので、牽制効果があれば十分と考える。当初、特許と実用新案の使い方が分からなかったのも、実用新案を出していたが、理解が進むにつれて特許のほうに移行されている企業があった。これはまさに、中小企業と同じ。知財の知識が少ない場合は、実用新案のほうが入りやすいと言える。費用が安く、最初の活用には入りやすいので、もっと中小企業にPRされてもよいと思う。

【第3回】令和4年2月9日

海外ヒアリング結果及び成果ヒアリングの結果の報告、報告書案について報告し、報告書案のまとめについて議論を行った。まとめ方については、各委員より概ね賛同をいただけた。

委員からは、以下のような意見が出された。

(LOR制度、企業間連携・オープンイノベーションに関するまとめについて)

- ・ヒアリング対象として中小企業を増やしたが、権利を他社牽制に使っており、同業他社に使わせないというのが、ヒアリング結果だったと思う。LORでは中小企業発の技術の活用にはつながらないと思った。むしろ、知財マッチングの方が手段としてはより有用ではないかという印象を受けた。知財マッチングでは、単に特許をデータベースに登録してアクセスする人を待つものよりは、知財コーディネータがいる仕組みの方が成果を上げている。川崎モデルのように、知財コーディネータがポイントになるが、人材確保の難しさや人材の面から成約件数が限定的である課題もあげられている。人材をどう融通するか、信用金庫のような金融面の方々の関与の仕方など、どう機動的に組み合わせて行くかが重要だと感じた。
- ・ネットワーク型ビジネスには、未利用特許の活用促進という意味合いよりも、パートナー探索という意味合いがより重要になる。事業共創のために知財マッチング制度を活用する点も併せて含めると、企業の課題にも合致すると考える。
- ・開放特許、休眠特許等といった表現には、使われない特許というネガティブなニュアンスがあり、實際上そのような特許には利用価値の低い技術も多いのではないと思う。また、オープンイノベーションというと技術と技術の組合せというニュアンスも強い。それよりも、スタートアップが資金的に使いたくても使えない優れた技術を、資金力のある大企業とのマッチングによってグローバルに活用するなど、技術と資金とを組み合わせるマッチングがビジネスとして展開できるようになれば、民間企業にもっと魅力を感じさせることができると思う。

- ・知財コーディネータがいる／いないだけでも、差は大きい。例えば、INPIT の開放特許データベースと、シンガポールの IPI とに登録したが、IPI からは早々に連絡があり、興味を持って頂いた先方にプレゼンする機会を 3 月に設定してもらっている。実務的には知財コーディネータの質の話もあるのかもしれないが、知財コーディネータがいる／いないだけでも、雲泥の差がある。INPIT の開放特許データベースはコーディネータがおらず、登録するだけになるが、シンガポールの IPI には、コーディネータがおり対応が早い。

(実用新案制度に関するまとめについて)

- ・保護対象については、使い勝手が悪い制度のままでは保護対象を広げても使わないヒアリング結果があった。また、プログラムについては、使わないというヒアリング結果が複数あったと思う。製造方法については、広げれば使うという意見があったが、使わないのでないかと思った。
- ・実用新案を大企業も活用しており、無審査で費用も安く他社牽制効果があることが分かった。中小企業の方の参考になると思う。
- ・中小企業の現状の活用については理解できるが、実用新案制度がより多く活用されて、本当に制度趣旨に沿った状態になるかは疑問に思う。例えば、実用新案でも権利になると、大手企業でも無効化できず困ることもある。今は侵害訴訟が少ないので平和であるが、実用新案が増えすぎてしまったとき、社会的コストが増えないのか等、検討課題が発生すると思う。
- ・特許訴訟が米国、中国のように増えるような状況になれば、実用新案も特許に絡めて活用され、増えていくと思うが、このテーマではなく、別のところでの議論になると考える。現状の制度で実用新案がどのように活用されていることが分かったことはよかった。
- ・実用新案が思った以上に活用されていた。但し、実用新案をより活用していくべきか、ということについては、疑問に思う。実用新案制度を積極的に変えていくことについても、変えるべきでないと考える。評価書の反論の機会についてはあってもよいと考える。
- ・企業間連携・オープンイノベーションを促進させるために、権利者側、ライセンスを受けたい側の両者の情報について探しやすくする仕組みや両者を結びつけるコーディネータが重要であることは各委員、同じ認識であった。一方、実用新案はヒアリング結果から、利用者側の利用状況については、把握されたものの、制度として今後、目指すべき方向性については、そもそも制度が必要か、現状で十分か、さらに改善すべきか、改善するとどこまで踏み込むべきか等、様々な意見があった。総括は今のまとめ方の流れでよいと思う。

5. 成果ヒアリング

(1) 成果ヒアリングの実施

LOR 制度、企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング結果と、実用新案制度に関するヒアリング結果を報告し、ヒアリング結果について意見等を聴取するため、ヒアリングを行った。

① 実施時期

令和4年1月から2月の間で、第2回有識者検討会より後、第3回有識者検討会より前の時期に実施した。

② 実施方法

ヒアリングは、原則オンラインで実施した。

③ ヒアリングの対象者

国内実用新案制度に関するヒアリングに協力いただいた企業から3社（C社（化学）、D社（生活用品）、E社（印刷・加工））を選定し、企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリングに協力いただいた企業から2社（L社（電気機器）、O社（精密機器））を選定した。

④ ヒアリング結果

(国内実用新案について)

- ・特許は実体審査があるので、審査官の進歩性等の判断により権利化できないことがある。一方、実用新案は無審査で登録になり、他社牽制効果があるという利点がある。審査官の判断がない、審査がない今の実用新案はあってもよいのではないか。形状関係の（軽微な）改良で権利を取得しようと思うと、特許では難しい時があり、実用新案での権利取得も必要である。形状関係の改良製品でも、人にとって役に立っているものはあるので、このようなものに、権利を与える実用新案は意義があるのではないかと考える。（D社（生活用品））

(知財マッチングについて)

- ・知財マッチングには知財アドバイザーが重要な位置づけになっているが、知財アドバイザーの活用として、民間の企業から補っていくことも検討すべきである。今は自治体のほうが主に動かれているが、将来的には民間の力を活用しながら、広がっていくことが重要であると考え。（L社（電気機器））
- ・川崎市の産業振興財団の知財コーディネータにより、知財マッチングがスムーズに進んだ。ここの知財コーディネータは各種技術をよく知っており、ライセンス先の中小企業において、どのような技術をもってどういった製品を作っているか詳しく調査されている。当初は川崎市役所と産業振興財団の知財に詳しい方が連携して、ライセンス先の中

小企業の状況をローラー作戦で調査を行っていた。例えば、大企業の開放特許を中小企業に斡旋して、ライセンス活動が進んでいった。川崎市の産業振興財団が川崎モデルを作り上げている。川崎モデルは他の地方自治体からも注目されており、地方自治体から人が送り込まれ研修を行い、研修を終えた後、同じようなライセンス活動を地方自治体で行っている。

ライセンスされるとそれを事業化するために費用が必要になるので、川崎市の信用金庫の方も関与している。信用金庫の方が川崎市の産業振興財団に出向され、各中小企業にまわって、情報を入手している。(O社(精密機器))

IV. まとめ

1. ライセンス・オブ・ライト制度、企業間連携・オープンイノベーションに関する総括

企業間連携・オープンイノベーションを促すための仕組みの例としては、まず、ライセンス・オブ・ライト制度（LOR）が挙げられる。

この制度は、他者へのライセンスにインセンティブを与える制度として、英国、独国、シンガポールなどにおいて導入されているが、今回の調査において、実際に LOR を活用している企業や LOR の実態をよく知る現地の有識者にヒアリングを行ったところ、LOR の利用の中心は大企業であること、LOR の主な利用目的は特許料の減額であること、実際に各企業で LOR によりライセンスされている事例は数えるほどしかないことが明らかになった。

また、LOR がオープンイノベーションや未利用特許の活用促進につながったかという質問に対しては、現地の実態をよく知る有識者からも、活用促進につながっていないと思われるという回答であった。

こうしたことから、現状では、英・独等と同様の LOR をそのままの形で日本に導入したとしても、特許料の減額のために使用されるだけであり、実際に企業間連携・オープンイノベーションを促進する効果は小さいと思われる。また、仮に日本に英・独等と同様の LOR があったとして、第三者に対する実施許諾義務を負うことについてどう思うか、という質問に対しても、競合メーカーを含め誰にでもライセンスすることは難しいと回答する企業が多かったことにも留意する必要があると考えられる。

LOR 以外で企業間連携・オープンイノベーションを促す仕組みに関しては、有識者検討会において、民間企業が独自に特許開放を行い、第三者からのライセンスの申入れも多い事例の紹介があり、①ホームページで公開しているデータベースにおいて入り口を技術単位にするなど対象となる権利の見せ方を工夫して利便性を高める重要性や、②開放特許の製品化には併せて技術支援が不可欠という指摘もなされた。

これに関連して、開放特許の知財マッチングには、例えば開放特許情報データベースが知られているが、対象となる特許を羅列するだけでは現実にライセンスにまで結び付くことは難しいという意見や、データベースに登録しているだけでは、他から連絡が来ることがほとんどなく、自治体が運営する知財マッチングの場を介してのライセンスが多いという指摘もあった。

また、開放特許の製品化に係る支援については、知財コーディネータの存在が重要との指摘もあった。川崎モデルの知財コーディネータは、川崎市内の中小企業の技術レベル、内容や欲しがっている技術を事前に調べていたため、すぐにライセンス先が見つかる事例もあった。このように知財コーディネータには、高いスキルレベルが求められると考えられる。

このように、企業間連携・オープンイノベーションを促進させるためには、権利者側の情報とライセンスなどを受けたい側の情報を集積して、相互に両者の情報について探しや

すくする仕組みや両者を結びつけるコーディネータを置くこと、あるいはこれらについての利便性の向上や効果的な周知など、運用面での方策や工夫を行うことも選択肢としてあり得ると考えられる。

2. 国内・海外実用新案制度に関する総括

実用新案を活用している企業からのヒアリングによれば、実用新案を利用している理由としては、①自社製品の事業を守り他社の侵害を抑制するため、他社牽制で使っている企業が多かった。これらの企業は、他社牽制については効果があると考えており、他社が自社実用新案の技術評価書を入手しているケースや、他社の実用新案権により自社製品の設計変更等を行ったケースがある等の回答もあった。その他の理由としては②費用が安く、登録が早いことが理由に挙げられていた。無審査で登録が早いので、早く製品化されるケースには有効と考えられていた。また、③構造品の形状の簡単な改良等の進歩性が低いものの保護に活用している企業もあった。さらに、④特許で出願した後、審査請求時にこのまま審査して特許化が難しいと判断したものは実用新案に変更すると回答した企業もあった。加えて特許で出願し、拒絶理由通知を受けた後、実用新案に変更出願する事例も存在した。

他方、国内実用新案を利用しなくなりつつある企業もあり、その理由としては、①当初、評価書をよく請求しており、評価書の内容を見て、特許性の判断ができるようになり実用新案と特許の使い分けを理解したので、特許の出願が増えていると回答する企業があった。また、②先行技術調査能力等、知財の能力が低い時代は実用新案を多く出願していたが、今は進歩性等の特許における先行技術の調査能力が上がっているため、特許と実用新案の使い分けができるようになり、実体審査のある特許の方が使い勝手が良いので、特許の割合が高くなっていると回答する企業もあった。このように、当初は実用新案で出願していたものの、知財に対する理解が進み、特許出願へ移行する企業も存在している。

また、国内実用新案を利用しない企業からは、利用しない理由もヒアリングしたところ、①特許と意匠を使い分けるだけで済むようになったことや、②労力やコストは特許とあまり変わらないため、使い勝手の良い特許の方を活用していると回答されていた。また、③強い権利を取得することを考えているので、無審査で不安定な実用新案より、特許を利用すると回答する企業もあった。④特許で長年、保護しており、特に問題も発生していないので、実用新案を使う必要がないと回答する企業もあった。

さらに、実用新案権の権利行使経験については、多くの企業は権利行使の経験がなかった。権利行使の経験があった企業は1社のみで、特許と絡めて権利行使し、侵害訴訟を提起していた（29条の3に対しては、無効理由の有無について十分に調査を行ったようであった）。

以上から、実用新案を利用している企業は主に他社牽制のために出願しており、権利行使を目的としているわけではないと思われる。また、進歩性の低いものの保護のために利

用している企業も存在した。さらに知財に不慣れな企業の最初の入り口としての使われ方がされている例もある。他方、特許にはなりそうもないために、実用新案に変更して権利化する事例もあった。

国内実用新案の課題については、ヒアリングにおいて以下のような意見が出された。

実用新案権は訂正の機会が取得時に1回しか認めておらず、また、権利取得後は技術評価書の反論の機会がないので、技術評価書に対する反論の機会が欲しいと回答する企業があった。

29条の3の「相当の注意」については、不要ではないかという意見もあった。権利行使する際、技術評価書の評価がよいだけでは不十分なうえ、どこまで先行技術文献を調査しなければいけないかよくわからないという理由である。

また、製品によってはライフサイクルが10年より長いものがあり、保護期間が短いと回答する企業もあった。

保護対象について、例えば物の製造方法がなく、限定されていることを問題とする企業もあったが、仮に製造方法が保護対象にあれば、製造方法の出願を利用する可能性があるという回答する企業もあった。他方で、保護対象を広げても、無審査である以上、実用新案を使うようにはならないと意見する企業もあった。

実用新案の活用に向けた意見としては、もしも実用新案を全件審査とし、しかも新規性のみ審査であれば利用したいとする企業や、実用新案も審査をした方が良いとする企業があった。

こうした実用新案制度のヒアリング結果などを踏まえて、第2回有識者検討会においては、各委員より、以下のように、現状の他社牽制を超えて権利行使まで考えた場合の課題を指摘する意見やそのような問題点の全面的な手直しには慎重な意見、あるいは、そもそもの存在意義に疑問を呈する意見や現状を肯定する意見など、さまざまな意見が出された。

例えば、実用新案については、他社牽制として、一定程度機能しており、このように排他権として使われていることを踏まえ、さらに権利行使まで考えると、①技術評価書に反論の機会がない、②訂正の制限がある（減縮目的で1回のみ）、③29条の3但書の「相当の注意」により権利行使が抑制される点が、今後の課題として挙げられるのではないかとこの指摘があった。

こうした意見に対しては、他社牽制効果を過大視するのは適当でなく、登録が早く、費用が安いから使われているのではないかと、もし、問題点をすべて手直しすると結局、特許制度になってしまいかねないので、どこに制度の意義を見出し、積極的に制度、運用を変えるべきかを検討すべきという意見が出された。

また、権利行使の段階での課題は、無審査だから出てくる課題で、実体審査が導入されれば課題は変わるという意見や、そもそも特許と別に実用新案を存在させることに政策的な意味があるのか疑問を呈する意見も出された。

他方で、現在でも、もろい権利だと知ったうえで上手に利用されているのではないかと、あるいは、権利行使には時間がかかるので、中小企業には牽制効果があれば十分といった、

現状を肯定する意見もあった。

このように、実用新案については、制度が十分に活用されているとは言い難い状況となっている中で、ヒアリング等を通じて、その利用実態や利用者側のニーズについては、ある程度把握されたものの、それらを踏まえ、制度として今後、目指すべき方向性については、実に様々な意見（そもそも制度が必要か、現状で十分か、さらに改善すべきか、改善するとどこまで踏み込むべきかなど）があることが、あらためて明らかとなった。

このような状況を踏まえ、まずは、目指すべき方向性について検討を行っていくことが必要であると考えられる。

資料編

資料 I

国内ヒアリング調査の質問票

(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票

1. A社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑨ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑩ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29条の3があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑪ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑫ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑬ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑭ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑮ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑯ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか

2. B社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑨ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑩ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29条の3があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑪ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか

- ⑫ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑬ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑭ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑮ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑯ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか

3. C 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑨ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑩ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29 条の 3 があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑪ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑫ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑬ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑭ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑮ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑯ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか

4. D 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）

- ⑨ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑩ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29条の3があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑪ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑫ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑬ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑭ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑮ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑯ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか

5. E 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特にパッケージ業界で出願が多いのはなぜか
- ⑦ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用权確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑧ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29条の3があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑮ もし仮に LOR（ライセンス・オブ・ライト）制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度
- ⑯ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑰ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他の企業と連携して、新しいビジネスモデルにつながった製品開発、サービスを実施した実例）

6. F 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑨ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑩ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい（29 条の 3 があるため、過失の推定規定がないため等）、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑪ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑫ 海外での実用新案の出願はあるか
- ⑬ 実用新案がもしなくなった場合は困るか、その理由は
- ⑭ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑮ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑯ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他の企業と連携して、新しいビジネスモデルにつながる製品開発、サービスを実施した実例）

7. G 社

- ① 実用新案を利用しない理由は何か、またどのようになれば実用新案を活用するか
- ② 実用新案にプログラム、製造方法が保護対象として導入された場合、あるいは保護期間が延長された場合、実用新案を利用する価値はあるか
- ③ 物品の形状、構造又は組合せに特徴のある発明は創出されているか。もし、創出された場合は、実用新案を検討することはなかったか。
- ④ もし仮にライセンス・オブ・ライト（LOR）制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑤ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑥ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他社と連携して、新しいビジネスモデルになるような製品開発、サービスを実施した実例）

8. H社

- ① 実用新案を利用しない理由は何か、またどのようになれば実用新案を活用するか
- ② 実用新案にプログラムが保護対象として導入された場合、実用新案を利用する価値はあるか
- ③ プログラマー、クリエイターの成果物の保護をどのように図っているか
- ④ もし仮にライセンス・オブ・ライト (LOR) 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑤ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑥ OI (オープンイノベーション) の実例はあるか (他社と連携して、新しいビジネスモデルにつながる製品開発、サービスを実施した実例)

9. I 社

- ① 実用新案を利用しなくなった理由は何か、またどのようになれば実用新案を活用するか
- ② 以前、実用新案を利用していた理由はなにか
- ③ 以前、特許ではなく実用新案を使っていた具体的な理由は何か (他者牽制、先使用権確保、費用が安い、登録が早い、無審査だから等)
- ④ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑤ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か (保護対象が限られている、無審査主義を採用している等)
- ⑥ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑦ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か (権利行使しにくい (29 条の 3 があるため、過失の推定規定がないため等)、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判 (進歩性の基準も含む)、ライセンスのしにくさ等)
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ 実用新案にプログラムが保護対象として導入された場合、実用新案を利用する価値はあるか
- ⑩ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑪ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑫ OI (オープンイノベーション) の実例はあるか

10. J 有識者

- ① 実用新案の出願から登録までの法的論点は具体的に何か (保護対象が限られている、無審査主義を採用している等)
- ② 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ③ 実用新案権の活用上の法的論点は具体的に何か (権利行使しにくい (29 条の 3 があるため、過失の推定規定がないため等)、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判 (進歩性の基準も含む)、ライセンスのしにくさ等)
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑤ 訴訟になった際の課題は具体的に何か (原告側／被告側、ライセンサー側の課題、ライセンシー側の

課題)

- ⑥ 訴訟動向（実体審査から無審査に代わり減少）、訴訟の代表事例

（２）国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査の質問票

１．K社

- ① 特許開放した理由、特許開放している目的は具体的に何か（技術の普及、市場・売上拡大、未利用特許の活用、オープンクローズ戦略、COVID-19 と戦う知財宣言への参加理由及び効果等）
- ② 特許開放して成功した事例はあるか（代表例）
- ③ 特許開放における課題は具体的に何か（技術支援の必要性・負荷等）
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑤ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑥ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか
- ⑦ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

２．L社

- ① 特許開放した理由、特許開放している目的は具体的に何か（技術の普及、市場・売上拡大、未利用特許の活用、オープンクローズ戦略、COVID-19 と戦う知財宣言への参加理由及び効果等）
- ② 特許開放して成功した事例はあるか（代表例）
- ③ 特許開放における課題は具体的に何か（技術支援の必要性・負荷等）
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑤ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑥ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑦ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑧ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑨ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

３．M社

- ① 保有する権利のうち、ライセンスを検討する権利、ライセンスを検討しない権利はそれぞれどの程度か
- ② 他者へのライセンスを検討した権利のうち、実際にライセンスに結びついたものはどの程度か
- ③ ライセンスで成功した事例はあるか（代表例）
- ④ 大学が持っている権利のマッチングに関する課題は何か（ライセンス先が見つからない等）
- ⑤ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑥ ライセンスを検討する際、独占的通常実施権や専用実施権を選択するのはどのような場合か
- ⑦ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑧ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような

場合か

- ⑨ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑩ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑪ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

4. N 社

- ① 特許開放した理由、特許開放している目的は具体的に何か（技術の普及、市場・売上拡大、未利用特許の活用、オープンクローズ戦略、COVID-19 と戦う知財宣言への参加理由及び効果等）
- ② 特許開放して成功した事例はあるか（代表例）
- ③ 特許開放における課題は具体的に何か（技術支援の必要性・負荷等）
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑤ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑥ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか

5. O 社

- ① 知財マッチングを知った経緯は何か。知財マッチングの公示手段は何か。また、どうすれば知財マッチング等の取組の存在を探しやすいか。
- ② 知財マッチングの利用目的は何か（ライセンサー側：未利用特許の利用、収入）
- ③ 知財マッチングのライセンサー側としての課題は何か（技術支援の負荷、ライセンス契約作成のコスト等）
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑤ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑥ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑦ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑧ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

6. P 社

- ① 知財マッチングを知った経緯は。知財マッチングの公示手段は何か。どのように所望の権利を見つけたか。また、どうすれば知財マッチング等の取組の存在を探しやすいか。
- ② 知財マッチングの利用目的は何か（ライセンシー側：新ビジネスへの参入・売上拡大）
- ③ 知財マッチングのライセンシー側としての課題は何か（資金、技術支援、ライセンス契約作成のコスト等）
- ④ 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ⑤ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ⑥ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

- ⑦ もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
 ※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑧ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

7. Q社

- ① 大学発ベンチャーにとってライセンスにおける課題は何か（ライセンス契約作成のコスト等）
- ② 上記課題を解決するためにどのような制度等が必要と考えるか
- ③ 開放特許データベースを活用したことがあるか。ある場合又はない場合の理由は。
- ④ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑤ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
 ※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑥ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

8. R有識者

【特許開放又はライセンス実施の観点における調査内容】

- ① 特許開放又はライセンスにおける特徴は（ライセンシー側の申入れに対するライセンサーの対応（拒否可能）、実施料の決定、差止請求の制限等）
- ② 特許開放又はライセンスにおける課題は具体的に何か（実施料率（分野）、実施料の決定、ライセンシー側の申入れに対するライセンサーの対応等、対応策）
- ③ ライセンスに関する訴訟事例はあるか
- ④ 大企業・大学等の権利を中小企業等にライセンスするパターンが多いのか、中小企業等の権利を大企業・大学等にライセンスするパターンが多いのか。また、それはなぜか。
- ⑤ 特許開放又はライセンスをより促進させるための手段は何か

【知財マッチングの観点における調査内容】

- ⑥ 知財マッチングにおける特徴は（ライセンシー側の特許ライセンス及び技術支援等）
- ⑦ 知財マッチングにおける効果は（ライセンサー側、ライセンシー側）
- ⑧ 知財マッチングにおける課題は具体的に何か（ライセンサー側、ライセンシー側）
- ⑨ 知財マッチングをより活性化するための手段は何か（技術支援の人材確保、スタートアップへの資金援助等）

9. S有識者

【特許開放又はライセンス実施の観点における調査内容】

- ① 特許開放又はライセンスにおける特徴は（ライセンシー側の申入れに対するライセンサーの対応（拒否可能）、実施料の決定、差止請求の制限等）
- ② 特許開放又はライセンスにおける課題は具体的に何か（実施料率（分野）、実施料の決定、ライセン

シー側の申入れに対するライセンサーの対応等、対応策)

- ③ ライセンスに関する訴訟事例はあるか
- ④ 大企業・大学等の権利を中小企業等にライセンスするパターンが多いのか、中小企業等の権利を大企業・大学等にライセンスするパターンが多いのか。また、それはなぜか。
- ⑤ 特許開放又はライセンスをより促進させるための手段は何か

【知財マッチングの観点における調査内容】

- ⑥ 知財マッチングにおける特徴は（ライセンシーへの特許ライセンス及び技術支援等）
- ⑦ 知財マッチングにおける効果は（ライセンサー側、ライセンシー側）
- ⑧ 知財マッチングにおける課題は具体的に何か（ライセンサー側、ライセンシー側）
- ⑨ 知財マッチングをより活性化するための手段は何か（技術支援の人材確保、スタートアップへの資金援助等）

資料Ⅱ

国内ヒアリング調査結果

(1) 国内実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

1. A社（プラ製品製造業）

【出願目的について】

他社牽制のために利用。無審査で早く権利になるので、ライフサイクルの短い製品に利用している。

【権利行使経験について】

権利行使で1件ある。特許と絡めて権利行使し、侵害訴訟を実施した。

【実用新案の課題について】

保護対期間が短い。技術評価書の評価に対して意見書等で反論の機会がないので、権利活用を考えると、使い勝手が悪い。29条の3のその他相当の注意をもっては、技術評価書の提示以外にどこまでやらなければいけないか難しいので、実用新案で権利行使する場合はブレーキになる。上記権利行使した際は、無効化について、調査を十分行い無効化されないと判断してから（29条の3の権利者側の負担回避）、権利行使を行っている。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

保護期間は今より長い方がよい。例えば、13年、15年あるとよい。技術評価書の評価書の評価に対して、反論の機会があるとよい。29条の3のその他相当の注意をもっての部分、外して法整備されれば、権利活用の使い勝手がよくなり、実用新案の活性化につながると思う。

【もし仮にLORがあれば】

後発分野が多く、後追いしながら出願活動しているので、利用できる権利は現状ない。

LOR宣言された権利に対して、ライセンスを申し入れる場合はあると考える。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

審査請求費用が安くなるとよい。

2. B社（化学）

【出願目的について】

日本の実用新案をもとに中国に移行して出願し、中国企業（製品製造メーカー、その設備メーカー）に対する他社牽制のために利用している。製品の外観に関する見た目で見える構造部分など他社牽制効果はあると考えている。

【権利行使経験について】

実用新案による当社からの権利行使経験はない。個人からの売り込みは2件程度あった。

【実用新案の課題について】

課題はない。海外企業からの実用新案権の水際対策もない。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

タイは登録後にクレーム訂正ができないため、下位のクレームに無効理由があると、権利行使ができないケースが発生している。海外の制度が変わると、日本の実用新案が活性化されるかもしれない。JPOから実用新案制度のある各国特許庁への働き掛けを期待したい。

【実用新案がもしなくなった場合はこまるか】

なくなってほしくない。もし日本がなくなったら、アセアン諸国が歩調を合わせるところがあるので、当社としては困る。

【もし仮にLORがあれば】

環境関係の分野であれば、利用可能性はある。大学、異業種間には活用されると思うが、同業者間では難しいと思う。

【年金減額のほかのインセンティブ】

実施権が設定されたときに全額補助になれば、社内の説得材料にはなると思う。

3. C社（化学）

【出願目的について】

他社牽制のために利用している。費用が安く、登録が早い点でも利用している。もともと特許出願していたものを審査請求のタイミングで実用新案に出願変更する場合もある。

【権利行使経験について】

権利行使は検討するに至っていない。

【実用新案の課題について】

保護対象。29条の3は権利行使するうえではネックになっていると考える。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

保護対象が広がれば、活用が促進される可能性はある。例えば物の製造方法がある。

【もし仮にLORがあれば】

全ての権利に対して活用することはあり得ないが、限られた事業領域の中で活用できるものはある。競合メーカが使うことも考慮した上でLOR宣言する。

4. D社（生活用品）

【出願目的について】

他社牽制のために利用している。当初、多数出願した時期に、評価書の内容を多く見ることで、実用新案で出すべきものと、特許で出すべきものの違いを理解するように調べた。

【権利行使経験について】

権利行使、権利行使の検討はしたことがない。

【実用新案の課題について】

公開されるのが早い。短期間で公開されてしまうと、自身の実用新案を引例に持ってこられるケースがある。評価書の内容が新規性、進歩性等評価が悪いと、それで確定というのはきつい。（誰でも最初は広い権利を取りたいために、請求範囲を広く書く傾向がある）保護期間はライセンス料に結び付けることを考えると、10年では短い。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

実用新案の公開は、申請して遅らせる制度があるとよい。特許と同じくらい遅くできるとよい。評価書の内容が新規性、進歩性等評価が悪い時、特許のように復活させる（評価をよくする）機会（反論の機会）があるとよい。保護期間はライセンス料に結び付けることを考えると、15年くらいあった方がよい。（意匠は長くなっている）

【もし仮にLORがあれば】

他社の方に自社権利を使っていただくことは重要だと思う。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

年毎の一定額の減額でなく、10年以降は無料のようなものがよい。

5. E社（印刷・加工）

【出願目的について】

他社牽制のために利用。自社の使用を確保。費用が安く、登録が早い。保護期間は10年あればよい。2017年から増加傾向。パッケージに持たせている機能的な構造の出願がよい。

【実用新案権の利用について】

他社牽制。他社は自社権利の技術評価書を取得しているので、他社牽制効果はある。他社の実用新案権で困ったこともある（設計回避等が発生した）。

【パッケージ業界で出願が多いのはなぜか】

パッケージ業界では特許の保護期間の20年は長い。

【権利行使経験について】

権利行使、権利行使の検討はしたことがない。

【実用新案の課題について】

技術評価書で評価が悪い時の救済（反論の機会）がない。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

技術評価書の反論の機会があるとよい。

【もし仮にLORがあれば】

同業他社にまでライセンスすることは難しい。

6. F社（機械）

【出願目的について】

他社牽制のために利用。費用が安く、無審査で権利になるのが早い。

【ライセンス経験、訴訟経験について】

ライセンスは1社に対して3件ある。相手側にライセンスを申し入れた場合と、相手側からライセンスの申入れがあった場合の両方ある。技術評価書を入手したことはない。

【権利行使経験について】

訴訟の経験はない。

【実用新案の課題について】

無審査なので、実効的な支配力がない。ライセンスする際、特許と実用新案では相手側の警戒心が変わる。特許と実用新案では重みが違う。

【実用新案の課題を解決するための制度について】

特許のように審査をした方がよい。

【実用新案がなくなったら困るか】

実用新案はあった方がよい。早く権利になり、早く他社牽制が行える。

【もし仮にLORがあれば】

必要ないと判断する。相手に許諾する権利はない。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

（直接関係しないが）調査の絞り込みができる専門家を送ってもらえるような窓口があるとよい。

7. G社（医薬品）

【実用新案を利用しない理由について】

最終製品が液体物や粉物になり、実用新案では出願できない保護対象になっているため、利用していない。構造物での特徴ある発明が出ない。

【権利行使経験について】

権利行使、権利行使の検討はしたことがない。

【製造方法が保護対象として導入された場合、実用新案を利用する価値はあるか】

第三者に出願されてしまうと困るので、製造方法の出願を利用する可能性はある。利用する場合は、他社牽制で利用することになる。

【保護期間】

出願してから製品化までに時間がかかることがあるので、10年は短い。

【もし仮に LOR があれば】

出願している特許はほぼ全て自社実施しているものなので、難しい面がある。最終的に放棄する特許が出た時に、利用する可能性はあると思う。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

年金以外の審判請求料等が下がると、社内の交渉材料になる。

8. H社（機械）

【実用新案を利用しない理由について】

権利活用する際、技術評価書を取得して評価が悪い（無効になるような理由）と、権利活用できない。

中国では、模造品対策として、他社牽制で活用している。

【プログラムが保護対象となった場合、実用新案の利用可能性はあるか】

権利活用の使い勝手が良くなりえない限り、利用することはない。

【プログラマーの成果物について】

プログラマーの成果物は特許で保護している。海外は米国がメインで出願。欧州、中国はプログラムで権利を取得することが難しいので、プログラム関連の出願はほとんど行っていない。

【もし仮に LOR があれば】

現状、利用する予定はない。

9. I社（金属製品）

【利用しなくなった理由（経緯）】

平成5年まで実用新案を活用後、その後は出願していない。特許と意匠を使い分けて出願を行っている。特に実用新案の課題が分かって利用しなくなったものではない。

【以前、実用新案を利用していた理由について】

他社牽制効果があったから。

【権利行使経験】

実体審査時代に、競合メーカーが自社の実用新案登録と似たような製品を販売していた。その競合メーカーに対して権利行使し訴訟を提起した後、和解した。

【もし仮に LOR があれば】

競合メーカーがその権利を使いたいと言ってきたときには、活用する可能性はある。中小企業にとってライセンス収入を得る事は、知財活用の一つである、一方で、ライセンス後、価格を下げて販売されるなどの可能性もあり、慎重に対応すべきである。

【年金減額のほかのインセンティブ】

LOR を宣言したことが世の中に伝わりやすくするとよい。例えば、分野ごとに簡単に検索できるとよい。

10. J 有識者（弁護士）

【実用新案の出願から登録までの法的論点について】

無審査で登録になる実用新案は、実体審査のある特許より活用されていない。実用新案は権利活用を考えると、使いにくくなっている。一方、実用新案は無審査で迅速な保護が得られ、他社牽制効果がある。

【上記課題を解決するための制度について】

中国には特実同日出願制度があり、特許が登録されるまでは実用新案の権利で保護が得られる。実用新案でも権利になれば、他社牽制のような効果があるのであれば、日本にも特実同日出願制度があれば、実用新案の活用が促進されると考える。

【実用新案権の活用上の法的論点について】

29 条の 3 のその他相当の注意はとても解釈しにくい。評価書があれば済む話ではない。権利行使を検討されている企業が権利行使をやめる原因になる。依頼者から相談があった場合、29 条の 3 の権利者側の負担を気にしなくてよいとは言えない。評価書を取得しても、特許より重い責任を負わせるのはおかしいのではないかと考える。評価書の対象外となった文献等を、権利者が知っていた場合について：米国のようなディスカバリー制度がないので、訴訟になった時、それを知っていたかを証明することは実務的に不可能。

技術評価書の最初の評価で拒絶が確定してしまうような評価は、権利者には酷である。

【上記課題を解決するための制度について】

29 条の 3 のその他相当の注意は外してもよいと考える。評価書の補正の機会は検討することも必要である。

【訴訟になった際の課題について】

訴訟になった時、特許と比較し、原告側が困るのは 29 条の 3 の問題である。被告側で困るのは特許と比較し、特にないと考える。

(2) 国内企業の企業間連携・オープンイノベーションに関するヒアリング調査結果

1. K社（輸送用機器）

【特許開放理由、成功事例はあるか】

車両電動化技術に関する特許実施権の無償提供を実施した。目的は、電動車の普及による地球温暖化抑制への貢献である。開放特許の契約の申し入れがあり、契約に結び付いた事例がある。

【特許開放の課題について】

対象特許の抽出や更新、お申込頂いた企業等への対応の負荷が課題である。

【上記課題を解決するための制度について】

制度面での課題はない。

【開放特許 DB の活用について】

WIPO GREEN の DB に登録している。

【OI（オープンイノベーション）の実例について】

一例として、アウトフローであるが、世のため人のためプロジェクトを行っている。知財活動を通じた社会の持続的発展に寄与が目的で、いくつかの成功例がある。

【実用新案の活用について】

日本の実用新案は活用していない。開発成果は特許で保護しているが、現状の特許出願数でビジネスに影響がなく、実用新案を使うニーズがない。

2. L社（電気機器）

【特許開放理由、成功事例はあるか】

社外に向けた知的財産の開放に積極的に取り組んでいる。自社だけでは実現できないような社会課題の解決に向け、知財を開放して様々な企業に活用いただくためである。成功事例はある。

【特許開放の課題について】

開放特許を企業、大学と結びつけるところが難しい。全国各地で行われている知財マッチングのイベントに参加し、全国にいる知財コーディネータを介して興味のある中小企業を照会いただいているが、ライセンスまで行くケースは少ない。

【上記課題を解決するための制度について】

開放特許を提供する側と使う側のニーズを結び付ける仕組みがもっとあるとよい。川崎モデルのような自治体が増えれば、知財マッチングも活性化すると考える。

【開放特許 DB の活用について】

INPIT の開放特許 DB に特許を登録している。登録していた特許が、別の知財マッチングでライセンスされたものはある。DB に登録しているだけでは引き合いがない。自治体が運営する知財マッチングの場を介してのライセンスが多い。

【もし仮に LOR があれば】

利用していない休眠特許でも、ライセンス先を選べないと、LOR は利用できない。コンペティターが他と組んで実施する懸念がある。仮にライセンス先を選べることであれば、利用可能性はある。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

DB で掲載するだけでなく、オンライン、対面での知財マッチングの場を設けるとよい。

【実用新案の活用について】

実用新案の活用はない。事業がソリューション事業にシフトしているが、プログラムが保護対象になっても、無審査なので、特許と比較して使いたい理由にならない。

3. M大学

【ライセンスを検討する権利、検討しない権利はどの程度か】

ライセンスを検討する権利は 100%である。自己実施する企業との共有権利は、他の企業に実施許諾を積極的に行うことはない。

【実際にライセンスに結び付いたものはどの程度か】

出願から考えると、10～15%である。出願した時点から売り込みを行っており、発明者（教員）が関係している企業（共同研究先等）に対して売り込みを行っている。発明者からの売り込みが 8 割程度で、その他は展示会、JST の新技術説明会等を利用している。ライセンス先は、権利数として、大手企業が 6 割で、ベンチャーが 4 割である。

【保有権利のマッチングに関する課題について】

実施企業との共有でない案件では、以下のように分野によって異なる。電機・電子分野は将来技術が多く、共同研究しても実施されるのが 10 年先ということもある。機械系分野には、「発明者の『こんなことが出来ると良いと考えている人が居るに違いない』との思い」からの発明があり、実際の社会でのニーズを探せないことも多いが、展示会等でライセンス先が見つかる時もある。ソフトウェア系、医療応用を目指すバイオ系では、世の中のニーズに基づく発明があり、企業に使ってもらえるケースが多い。

【上記課題を解決するための制度について】

例えば、5G の規格が決まらなると発明が活きるか否かわからないもの（活きる時は世界中で使われる）などは、日本だけでなく、欧米中での特許の保有が必要になる。一大学ではとても費用を持ってないので、次世代技術のくくりでもっと大きな規模で、国による費用支援が欲しい。

【ライセンスの形態について】

企業とライセンスを行う際は、ほぼ独占的通常実施権を利用している。相手が専用実施権を希望する場合は利用することもある。ライセンス先がほかに実施権を与えたい場合は、再実施許諾も了解している。特許内容によっては、非独占的通常実施権を複数社に与えるケースもある。

【開放特許 DB の活用について】

ライセンスがなく放棄していない特許に利用している。JST の DB を活用している。但し、ライセンスの成功例はほとんどない。特許の羅列ではライセンスに結び付くことは難しい。特許の内容を説明して第三者に理解してもらうことが必要である。

【もし仮に LOR があれば】

3 年でライセンスに結び付かない権利の中で活用したいが、現状のライセンスは第三者に独占的通常実施権を結ぶパターンになっているので、ライセンスした後、LOR を取り下げてもよいのであれば、利用することは可能である。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

LOR 宣言の表示が J-PlatPat にあるとよい。展示会、イベントを設けるとよい。審査請求、PCT 出願費用の削減があるとよい。

4. N社（電気機器）

【特許開放理由、成功事例はあるか】

主な活動は収益が見込めるパテントプールを活用している。イノベーションパートナーを探索する等の理由から特許開放を実施している。CSR の観点から COVID-19 と戦う知財宣言にも参加。社外の方と連携するツールとして、オープンテクノロジーバンクを公表した。パテントプール参画による多数の成功例がある。LOR 宣言によるライセンスは宣言によるものか把握できていない。

【特許開放の課題について】

特許開放は他社との事業競合の観点から社内の理解が得られにくい。技術支援に伴う人的確保が難しい。特許権は排他的独占権なので、特許開放といってもライセンシー側からすると、差止リスクが残り、慎重になる。それを考慮すると、LOR 制度はよい。

【上記課題を解決するための制度について】

特許開放時におけるライセンシー側の差止リスクがなくなるような制度があるとよい。

【開放特許 DB の活用について】

現在は活用していない。問い合わせはあったが、技術支援にこたえられなかった。オープンテクノロジーバンクでは技術支援ができる特許を掲載している。

【実用新案の活用について】

実用新案の活用はない。技術評価書を得ないと権利行使ができない点等、不透明性が高い。社内では技術者が特許で出願していく流れが浸透している。

5. O社（精密機器）

【知財マッチングを知った経緯について】

全国にいる知財コーディネータから川崎市の取組の話（川崎市産業振興財団）があり、知った。川崎モデルの知財コーディネータは、川崎市内の中小企業の技術レベル、内容や欲しがっている技術を事前に調べていたため、すぐにライセンス先が見つかった。

【知財マッチングの利用目的について】

休眠特許の利用している。現在は技術的に優れた特許も利用している。発明者のモチベーションの向上や社会貢献、自社の宣伝等も目的にしている。ライセンス収入は少額なので、主たる目的ではない。

【知財マッチングのライセンサー側の課題について】

お金にはならないと言われ、社内の理解を得るのが大変である。技術支援は技術者の負担になるので、契約書の条項で制限を設けることは必要である。

【上記課題を解決するための制度について】

社内の理解が得られにくいのはコスト（人件費）である。ライセンスした後、特許庁に通常実施権、専用実施権の設定登録がされると、以降の特許料（年金）が全額免除になるようになれば、社内の理解が得られやすくなる。そうなれば、ライセンス活動の促進策につながると考える。

【開放特許 DB の活用について】

無料で公開できるので利用している。但し、第三者からライセンスを受けたいというオファーはない。一方、川崎モデルでは特許のライセンス件数が3件で、ライセンス先の相手企業は2社である。1社とはライセンス件数2件（特許計3件）、もう1社は特許4件でライセンスしている。

【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】

ほとんど活用していない。理由は、狙った権利が取得できているか不明だから。全件審査とし、新規性のみ審査であれば、利用したい。保護期間が延びれば、利用可能性はある。

【もし仮に LOR があれば】

未利用特許を含め、競合他社にはライセンスしたくない。ライセンス先を選べるのであれば、利用可能性はある。制度化が難しいのであれば、特許庁へ実施権の設定登録されたときに、特許料減額があるほうがよい。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

特許料の減額より、実施権設定登録以降に特許料が全額免除になる方がよい。

6. P社（生活用品）

【知財マッチングを知った経緯について】

堺市（産業振興センターの堺市職員）から知財マッチングの説明があった。富士通特許の光触媒「チタンアパタイト」、神戸製鋼特許の koberuko という抗菌技術の照会を受けた。

【知財マッチングの利用目的について】

新しい技術を包丁に利用すること。TV 取材や新聞掲載等、話題性があり、販売活動にはよい。

【知財マッチングのライセンシー側の課題について】

製品化までに時間がかかる。社内の機材を使える範囲でできたので、資金はかかっていない。富士通の技術支援は無償で、ライセンス料は安価であった。神戸製鋼も同様。

【上記課題を解決するための制度について】

開発時間がかかるので、人工がとられる。ライセンス側は製品化までフォローしてくれるが、販売のほうのフォローがないので、フォローがあるとよい。開発品が売れるのか、売る側を含めた支援する仕組みがあるとよい。バイヤーが入り込んで揉む場があるとよい。

【開放特許 DB の活用について】

開放特許 DB は知らない。

【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】

実用新案を活用しており、他社牽制が目的である。特許出願は行っていない。

【もし仮に LOR があれば】

競合他社にはライセンスしたくない。逆に実施の許諾が欲しい側になる。

【年金減額のほかのインセンティブ】

特許庁の費用は気にしていないが、弁理士費用が高い。

7. Q社（電子機器）

【ベンチャーにとってのライセンスの課題について】

90 年代の TLO は基礎的な研究のライセンス料が高く、小さい会社ではハードルが高かった。今回の大学との連携がスムーズにできたのは、大学のライセンスを管理する団体を作り、様々な企業が入り込み連携できた経緯がある。ベンチャーなので、1 社では製品化が難しく、複数社の協力が必要である。今は量産化設備の費用が掛かるので、資金面が大変である。

【上記課題を解決するための制度について】

実用化に向けては、関連する企業が集まり議論していく場は必要である。製品化、サービス等の得意な関連する企業でスクラムを組んで、その技術を世の中に出せるかについて議論するステージがあるとよい。大学の技術をベンチャー等に橋渡しする仕組みを作っていただけるとよい。

【開放特許 DB の活用について】

開放特許 DB は知らなかった。

【実用新案の活用、どのようになれば利用するか】

実用新案は活用していない。理由は、自社が関係している技術を J-PlatPat で検索すると、特許しか検索されず、実用新案でどのようなものがあるかわかっていない。

【もし仮に LOR があれば】

競合他社にはライセンスしたくない。未利用特許は、今はなく、持てるようになれば、利用可能性はある。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

特許庁費用が高いという認識はなく、それよりも、弁理士費用が高いので、下げられるとよい。

8. R 有識者（弁護士）

【特許開放、ライセンスの特徴について】

テスラ、トヨタが行っている特許開放は、第三者が権利主張してきた場合、自らの開放特許を攻撃に用いることが可能である。「開放」は特許権を放棄するものではない。競合企業に関しては、実質クロスライセンスを要求することとなる。通常のライセンスではライセンス先を選択できるが、特許開放の場合は相手を選ばない。

【特許開放、ライセンスの課題について】

中小企業が大企業からライセンス料を取ることはハードルが高い。中小企業が自己の特許を実施している大企業に対してライセンスしようとする、クロスライセンスの交渉になり、逆に大企業からカウンタを受け、実施料の支払いを要求されることがあるためである。

期限付きの特許開放は一定期間無償であるが、期限後どうなるかわからない。期限後に多くのライセンス料を支払うことになるリスクが存在する。

【特許開放、ライセンスの促進について】

LOR 制度のようなものを導入することで特許利用は広がるかもしれないが、企業側からすると必要な社内認許を取ることは大変であろう。

【知財マッチングの特徴について】

大企業の特許により、中小企業の課題解決に利用できる側面がある。知財マッチングの効果を得るには特許ライセンスに加え、技術サポートが必要である。ライセンス側、ライセンシー側のニーズを把握し、マッチングさせていく知財アドバイザーは重要である。ライセンサー側で動ける人、双方をつなぐ知財アドバイザーに加え、適切な中小企業の受け皿がそろって成功につながる。

【知財マッチングの課題について】

ライセンサー側で動ける人、双方をつなぐ知財アドバイザーに加え、適切な中小企業の受け皿がそろって成功につながるが、これが欠けると、なかなか成功につながらない。

【知財マッチングの活性化手段について】

特許の情報を調べることはできるが、中小企業側の情報は現地まで行ってヒアリングしないと、分からない。受け皿となる中小企業側の調査が重要である。

9. S 有識者（大学教授）

【特許開放、ライセンスの特徴について】

幾つかのパターンがある。例えば、トヨタがハイブリッド特許を一定期間無償開放した例は市場拡大の狙いがあると考えられる。他方、富士通が川崎モデル等に参加した例は未利用特許の活用例だろう。

さらに、公益の観点から COVID-19 対策のために無償ライセンスを供与したり、権利不行使を宣言したりする例もある。ライセンスの方が企業の決裁レベルは高いため、権利不行使が利用される側面もあるようだが、ライセンスとは権利を行使しないという不作為請求権であると一般的に解されており、その限りで権利不行使とライセンスは変わらない。

【特許開放の課題について】

開放特許は無料で一定期間使えるとされている場合、その後どうなるかよくわからない。

【特許開放、ライセンスの促進について】

実施料を匿名で集計した統計的データがあれば、促進支援にはなる。特許開放期間経過後も、ライセンス先が有償でも使えるようになれば、より促進されるようになる。

【知財マッチングの特徴について】

知財マッチングに関する仲介プロジェクトは特許庁ではずっと行われていた。仲介するアドバイザーの派遣等である。

【知財マッチングの課題について】

開放特許を利用する側と提供する権利者側のミスマッチが一定の割合で出るとは、避けられない。例えば、価値のない未利用特許が LOR 登録される可能性があり、利用側からすると、そのような特許は望んでいないというミスマッチが起きる。他方、利用側が希望する特許発明が権利者にとっても重要であればライセンスされないおそれが高い。

【知財マッチングの活性化手段】

これまでの特許庁事業等から知財マッチングの成功例（効果が高いもの）を検証して、ベストプラクティクスのようなものを作ることは一案である。

資料Ⅲ

海外ヒアリング調査の質問票

(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票

(英国・独国)

1. a 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は何件か
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は
- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は何か（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑥ 申請時期はいつか（出願時、登録時等）
- ⑦ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンス契約違反の紛争処理等）
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ 年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用するか(より利用するか)

2. b 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は
- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑥ 申請時期は（出願時、登録時等）
- ⑦ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンス契約違反の紛争処理等）
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑫ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

3. c 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売

上拡大等)

- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は
- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑥ 申請時期は（出願時、登録時等）
- ⑦ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンシー契約違反の紛争処理等）
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑫ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑬ 日本の実用新案は利用しているか。その理由。どのようになればよいか。

4. d 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は何件か
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は
- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は何か（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑥ 申請時期はいつか（出願時、登録時等）
- ⑦ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンシー契約違反の紛争処理等）
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ ⑩において、年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用するか（より利用するか）

5. e 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は

- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑥ 申請時期は（出願時、登録時等）
- ⑦ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンス契約違反の紛争処理等）
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑫ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑬ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

6. f 有識者

- ① 現在の利用状況に対する評価は（制度の導入理由（いつ導入されたのか、どのような課題を解決するために導入したのか）と、当該課題が制度導入により解決できたか否かの国、企業の評価）
- ② LOR の公示の方法はどのように行われているか
- ③ ライセンス料率は決まっているか（分野別）
- ④ LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながると考えるか
- ⑤ LOR の課題は具体的に何か
- ⑥ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑦ ライセンスに関する訴訟事例はあるか
- ⑧ （イギリスに実用新案制度はないが）実用新案に LOR があったら使用するか。その理由はなにか。
- ⑨ なぜドイツでは実用新案に LOR を導入しなかったのか。
- ⑩ 実施料に関する紛争解決はどのようになされるのか、実例はあるか

（シンガポール）

7. g 社

- ① LOR の利用目的は何か（年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等）
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか（オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等）、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野（製品）で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合（%）は
- ④ 申請の判断基準は（権利単位、分野、差止請求の考慮）
- ⑤ 申請時期は（登録時等）
- ⑥ 契約時の課題はあるか（実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等）、契約後の課題はあるか（ライセンス契約違反の紛争処理等）
- ⑦ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか

- ⑧ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑨ (シンガポールに実用新案制度はないが) 実用新案に LOR があったら使用するか
- ⑩ もし仮に LOR 制度(日本)があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑪ 年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑫ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑬ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑭ OI(オープンイノベーション)の実例はあるか(他の企業と連携して新しいビジネスモデルにつながった製品開発、サービス等)

8. h 社

- ① LOR の利用目的は何か(年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等)
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか(オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等)、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野(製品)で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合(%)は
- ④ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑤ 申請の判断基準は(権利単位、分野、差止請求の考慮)
- ⑥ 申請時期は(登録時等)
- ⑦ 契約時の課題はあるか(実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等)、契約後の課題はあるか(ライセンス契約違反の紛争処理等)
- ⑧ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑨ LOR に関する紛争事例はあるか
- ⑩ (シンガポールに実用新案制度はないが) 実用新案に LOR があったら使用するか。
- ⑪ ⑩において、年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用するか(より利用するか)

9. i 社

- ① LOR の利用目的は何か(年金の減額、未利用特許の活用、ライセンス収入、技術の普及、市場・売上拡大等)
- ② LOR を利用することで減額以外のメリットがあったか(オープンイノベーションの促進や未利用特許の活用促進につながった実例があるか等)、また LOR によるライセンス件数は
- ③ LOR はどの分野(製品)で多く利用しているか、また権利の登録件数に対する割合(%)は
- ④ 申請の判断基準は(権利単位、分野、差止請求の考慮)
- ⑤ 申請時期は(登録時等)
- ⑥ 契約時の課題はあるか(実施料の交渉不成立、知財庁の実施料決定等)、契約後の課題はあるか(ライセンス契約違反の紛争処理等)
- ⑦ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑧ LOR に関する紛争事例はあるか

- ⑨ (シンガポールに実用新案制度はないが) 実用新案に LOR があったら使用するか
- ⑩ もし仮に LOR 制度(日本)があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑪ 年金の減額理由のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑫ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑬ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑭ OI(オープンイノベーション)の実例はあるか(他の企業と連携して新しいビジネスモデルにつなげた製品開発、サービス等)

10. j 有識者

- ① 日本企業が LOR を多く利用している理由は何か(日本企業に有利な点等)
- ② 現在の利用状況に対する評価は(制度の導入理由(いつ導入されたのか、どのような課題を解決するために導入したのか)と、課題が制度導入により解決できているか否かの国、企業の評価)
- ③ LOR の公示の方法はどのように行われているか
- ④ ライセンス料率は決まっているか(分野別)
- ⑤ LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながると考えるか
- ⑥ LOR の課題は具体的に何か
- ⑦ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑧ ライセンスに関する訴訟事例はあるか
- ⑨ 実施料に関する紛争解決はどのようになされるのか、実例はあるか

(中国)

11. k 社

- ① LOR を利用する予定はあるか、特許と実用新案のどちらで利用するか、どの分野(製品)で利用するか、その理由は
- ② LOR を利用する場合に期待されることは何か(専利維持年金の減額、未利用特許の活用、技術の普及、市場・売上拡大)
- ③ LOR を利用する場合の課題は何かあるか(許諾実施料の決め方、許諾実施料の公開)
- ④ 日本において、もし仮に LOR 制度があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑤ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑥ LOR 宣言は権利単位、請求項毎のいずれが利便性がよいか
- ⑦ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

12. l 有識者

- ① LOR を導入した理由、経緯は何か

- ② LOR の公示の方法はどのように行われるか
- ③ ライセンス料率は決まっているか（分野別）
- ④ LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながると考えるか
- ⑤ LOR の課題は具体的に何か
- ⑥ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑦ ライセンスに関する訴訟事例はあるか
- ⑧ 実施料に関する紛争解決はあるか
- ⑨ なぜ実用新案にも LOR を導入したのか
- ⑩ 実用新案において LOR を行う際の評価書の評価が進歩性等を否定するものでも LOR は可能なのか

（２）海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査の質問票

（独国）

１．m 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、Branch off 等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ Branch off を活用しているか（特許出願から Branch off して実用新案登録出願し、取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績等）、その理由は
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか

２．n 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか

- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、Branch off 等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ Branch off を活用しているか（特許出願から Branch off して実用新案登録出願し、取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績等）
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑮ ドイツで実用新案の出願をしたものは、日本では特許で出願するのか、実用新案で出願するのか、日本で出願しないのか。その理由は
- ⑯ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
 ※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑰ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑱ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他社の企業と連携して新しいビジネスにつながった製品開発、サービス等）

3. ○ 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、Branch off 等）
- ⑦ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑧ Branch off を活用しているか（特許出願から Branch off して実用新案登録出願し、取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績等）
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）

- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
 - ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
 - ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
 - ⑮ ドイツで実用新案の出願をしたものは、日本では特許で出願するのか、実用新案で出願するのか、日本で出願しないのか。その理由は
 - ⑯ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することとは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ※LOR 制度は、他者からのライセンスの申入れに対して実施を許諾する義務を負うことを条件に特許料を一定割合減額する制度。
- ⑰ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
 - ⑱ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他社の企業と連携して新しいビジネスにつながった製品開発、サービス等）

4. p 有識者

- ① なぜ独国は他の国と比較して実用新案登録出願が多いのか
- ② 実用新案権の取得上の法的論点は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ③ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ④ 実用新案権の利用上の法的論点は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑤ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑥ 訴訟になった際の課題は何かあるか（ライセンサー側の課題、ライセンシー側の課題）
- ⑦ 訴訟動向、訴訟の代表事例
- ⑧ 自国と比較した日本の実用新案制度の評価は

（中国）

5. q 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 中国における実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、模倣品対策、法人税減額等）
- ⑦ EC サイト上の模倣品対策として、実用新案出願をし技術評価を請求する活動を行っているか
- ⑧ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）

- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑮ 中国で実用新案の出願をしたものは、日本では特許で出願するのか、実用新案で出願するのか、日本で出願しないのか。その理由は
- ⑯ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑰ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑱ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他の企業と連携して新しいビジネスモデルにつなげた製品開発、サービス等）

6. r 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 中国における実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、模倣品対策、法人税減額等）
- ⑦ EC サイト上の模倣品対策として、実用新案出願をし技術評価を請求する活動を行っているか
- ⑧ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑮ 中国で実用新案の出願をしたものは、日本では特許で出願するのか、実用新案で出願するのか、日本で出願しないのか。その理由は
- ⑯ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑰ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか

⑮ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他の企業と連携して新しいビジネスモデルにつながった製品開発、サービス等）

7. s 社

- ① 実用新案の出願実績はどの程度か
- ② 実用新案権のライセンス件数はどの程度か
- ③ 実用新案と特許をどのように使い分けているか
- ④ 実用新案の出願が多いのはどの分野（製品）か
- ⑤ 中国における実用新案権をどのように利用しているか
- ⑥ 特許ではなく実用新案を使っている具体的な理由は何か（費用が安い、登録が早い、無審査だから、模倣品対策、法人税減額等）
- ⑦ EC サイト上の模倣品対策として、実用新案出願をし技術評価を請求する活動を行っているか
- ⑧ 実用新案を権利行使した経験又は権利行使を検討した経験があるか
- ⑨ 実用新案の出願から登録までの課題は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ⑩ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑪ 実用新案権の活用上の課題は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑫ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑬ 他国での実用新案の出願はあるか
- ⑭ 日本の実用新案を活用しているか。その理由は。あまり利用していない場合、その理由は何か。またどのようになれば実用新案を活用するか
- ⑮ 中国で実用新案の出願をしたものは、日本では特許で出願するのか、実用新案で出願するのか、日本で出願しないのか。その理由は
- ⑯ もし仮に LOR 制度（日本）があれば、第三者に実施を許諾する義務を負ってまで LOR 宣言することは可能か。その理由は。第三者への実施許諾義務を負うことに支障をきたし得るのはどのような場合か
- ⑰ 年金の減額のほかに、どのようなインセンティブがあれば LOR を使用したいか
- ⑱ OI（オープンイノベーション）の実例はあるか（他の企業と連携して新しいビジネスモデルにつながった製品開発、サービス等）

8. t 有識者

- ① 実用新案登録出願が年々増加している理由は何か（他者排除、ライセンス、特許との使い分け、法人税減額等）
- ② 実用新案権の取得上の法的論点は具体的に何か（保護対象が限られている、無審査主義を採用している等）
- ③ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ④ 実用新案権の利用上の法的論点は具体的に何か（権利行使しにくい、保護期間、評価書の法的位置づけ、訂正の機会、無効審判（進歩性の基準も含む）、ライセンスのしにくさ等）
- ⑤ 上記課題を解決するためにどのような制度が必要と考えるか
- ⑥ 訴訟になった際の課題は何かあるか（ライセンサー側の課題、ライセンシー側の課題、法廷損害賠

償、懲罰的損害賠償)

- ⑦ 訴訟動向、訴訟の代表事例
- ⑧ LOR に実用新案を活用する際の課題は何かあるか (評価書)
- ⑨ 自国と比較した日本の実用新案制度の評価はどうか

資料IV

海外ヒアリング調査結果

(1) LOR 制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

(英国・独国の LOR について)

1. a 社 (電気機器)

【LOR の利用目的について】

利用目的は特許費用 (年金) の削減である。

【減額以外のメリットについて】

積極的にライセンスを供与しているが、全ての特許はライセンス供与してない。LOR によってライセンスされている件数は分からない。LOR 制度があるから LOR におけるライセンスの申し出であるのかは分からない。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

全体の約 85% の特許を、LOR 宣言している。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

権利単位のほうが、利便性がよい。

【申請の判断基準について】

技術分野や、特許に係争 (訴訟) に関与しているかどうかによっても LOR を活用していないケースがある。また、他の企業と既に契約を結んで共同所有している場合は、LOR を活用していない。

【申請時期について】

申請時期は英国、独国とも登録時になる。

【契約時の課題、紛争事例について】

契約時の課題はない。紛争もない。実施料を決定するために知的財産庁に申請したこともない。

【実用新案に LOR があったら使用するか】

評価してふさわしいものであれば、使うかもしれない。

2. b 社 (輸送用機器)

【LOR の利用目的について】

利用目的は年金の減額である。

【減額以外のメリットについて】

ほぼ全件 LOR を宣言しているため、宣言しているものと、していないものの違いがわからず、LOR 宣言でライセンスに結び付いたかどうかは判断が難しい。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

分野にかかわらずほぼ全件 LOR を宣言しており、分野毎での差はない。但し、個別な事情、例えば他社に独占的通常実施権を与える場合や共願先の事情等で、LOR を宣言しないものはある (件数としては相対的に極めて少ない)。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

管理を考えると、権利単位のほうがよい。

【申請の判断基準について】

共願先の事情、既に契約済等を除いて、全件 LOR を申請している。

【申請時期について】

申請時期は英国、独国とも登録時になる。

【契約時の課題、紛争事例について】

オープンポリシーで行っているため、契約時の課題はない。紛争もない。

【実用新案に LOR があったら使用するか】

減額目的のため、効果次第である。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

減額効果が見合うのであれば、第三者に実施を許諾する義務を負っても、利用する可能性はある。

3. c 社（輸送用機器）

【LOR の利用目的について】

主な利用目的は年金の減額である。制度の目的であるライセンス収入、技術の普及も見込んでいる。

【LOR に伴うライセンス実績について】

ライセンス収入、技術の普及を狙っているが、LOR 制度が起点となったライセンス実績はない。但し、結果的に LOR に宣言していた特許に対して、欧州企業からライセンスの申入れがあり、譲渡した事例や、欧州企業に対してライセンスオファーしている事例はある。これらの事例は通常のライセン形態での事例と捉えている。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

権利単位のほうが、利便性が高い。基本的に特許はオープンする考えなので、請求項ごとに精査していない。

【申請の判断基準について】

共願でない自社単独案件は原則全件、LOR 宣言を行っている。ただし、一部ではあるが独占排他権として保有したい特許は LOR 宣言していない。例えば、模倣品対策になるような特許がそれに当たる。技術分野単位での判断基準はない。

【申請時期について】

申請は独国が出願時、英国が登録時になる。

【契約時の課題、紛争事例について】

LOR 制度を起点とした契約交渉や、紛争の経験はないため、特段思い当たる契約時の課題はない。

【実用新案に LOR があったら使用するか】

知的財産全般に対してオープンの姿勢を取っているので、実用新案にあれば、利用する。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

知的財産全般に対してオープンの姿勢を取っているので、利用する可能性はある。利用可否は制度設計次第ではあるが、手続き面が煩雑にならないものがよい。

4. d 社（電気機器）

【LOR の利用目的について】

利用目的は年金の減額である。

【減額以外のメリットについて】

5 件程度、契約に至っている。契約した特許分野は、家電製品である。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

多く利用している分野は家電製品。権利の登録件数に対する割合は 85-90%である。LOR を利用していない特許は、自社製品のみを使い、他社には使ってほしくない特許になり、10%程度ある。自社製品によく使われ、コア的重要な特許になる。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

全体の 90%程度の特許について LOR を活用しているので、請求ごとになると、膨大なリストになり、管理が面倒である。権利単位のほうが利便性がよい。

【申請の判断基準について】

自社製品によく使われ、コア的重要な特許は、LOR 申請しない。それ以外の特許を LOR 申請している。LOR 申請した特許を 1 件取り下げたケースがある。そのケースは競合会社が LOR の許諾を求めずに侵害を起こしていたので、侵害訴訟を起こす前に LOR を取り下げた。

【申請時期について】

独国では最初の年金の支払いの時に申請を決める。出願から 3 年目である。その後は 2 年ごとの年金支払い時にも申請を判断する。EPC の場合は移行する国（独国）を選択するときに判断している。LOR を申請しないと判断した特許は、毎年、LOR の申請について判断している。この場合、自社製品で実施しなくなった特許を、LOR 宣言している。LOR を利用するのは、年金の減額が目的である。

【契約時、契約後の課題、紛争事例について】

課題はない。紛争もない。但し、実施料に関して交渉し独国の知財庁に持ち込むことを考慮したことがあったが、交渉を続けた結果、最終的に知財庁に持ち込まないで決着したケースが 1 件あった。

【実用新案に LOR があったら使用するか】

実用新案も、特許と同様、LOR を活用すると思う。利用目的は年金の減額となる。

5. e 社（電気機器）

【LOR の利用目的について】

主な目的は年金の減額である。

【減額以外のメリットについて】

LOR に関するライセンス実績はなく、LOR によるライセンス件数は 0 件である。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

LOR 宣言の多い分野は、標準化関連の分野になる。標準化関連は一般的に第三者へのライセンスを容認する特許もあり LOR に馴染みやすいと考えており、分野を決めて LOR 宣言しているわけではないが、結果的に件数が多くなっている。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

権利単位のほうが利便性がよい。請求毎だと、判断が複雑化し、LOR の申請手続きも煩雑化するので、権利単位のほうが望ましい。

【申請の判断基準について】

権利毎に LOR 宣言するかどうかを判断している。第三者に実施許諾してもよい特許等を LOR 宣言している。

【申請時期について】

特許の棚卸時期に LOR の対象とする案件を判断し、申請を行っている。

【契約時の課題、紛争事例について】

LOR に関するライセンス実績がないので認識している契約時の課題はない。紛争もない。

【実用新案に LOR があったら使用するか】

年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

年金削減の効果が見込めるのであれば、利用する可能性はある。

【年金の減額以外のインセンティブは】

ライセンスした特許をもとに、ライセンシー側で改良発明がなされることが考えられ、その場合、ライセンシーがその改良特許をもとに、LOR 宣言した特許権者に対して権利行使が可能になるので、LOR を利用する権利者の意欲が低下する恐れがある。そこで、(合理的な実施料で) 改良特許にまでライセンスを付与させることを義務化すれば、LOR をより活用しやすくなると考える。

6. f 有識者（英国・独国弁護士）

英国 LOR について

【現在の利用状況に対する評価について】

未利用特許を第三者に提供することが目的である。1977 年特許法第 46 条が導入された以降、変更が行われていない。その点から、成功していると言えるが、政府が LOR 制度についてどの程度効果があったかを報告していない。

【LOR の公示の方法について】

知財庁では二つの方法で公示している。特許登録簿とジャーナルがあり、登録簿内の特許が LOR の対象としてリスト化されており、ジャーナルで公表されている。LOR の登録情報が表示される DB が用意されており、DB にアクセスすることで LOR の対象特許を検索できる。

【ライセンス料率は決まっているか】

特許権者とライセンシーの当事者間でライセンス料を交渉して決めるが、公表されない。当事者が合意に達することができない場合は、知財庁がライセンス料を決定する。これは裁判所の決定により公表される場合がある。

【LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながっているか】

自動車業界の多くの企業は LOR を使用しており、(おそらく) クロスライセンスを行っている。彼らは未使用の特許を持っており、それらを第三者にライセンス供与している可能性がある。特許権者は LOR を使って特許料を削減していると思う。

【LOR の課題、課題を解決するには】

特許権者の都合によって LOR を取り消すことができる点が課題である。例えば LOR 宣言した後、一定期間、取り下げられないようにすることも考えられるが、特許権者にとっては取り下げたい理由もいろいろある。

【LOR に関する訴訟事例について】

訴訟はないが、裁判所の判決により、ライセンス料が決定された場合がある。

【実施料に関する紛争解決は】

当事者間で実施料が決まらない場合、知財庁が決める。事例は非常に少ない。実施料の決め方は、例えば既に当事者がライセンスを行って採用されている実施料を参考にしたり、その技術を使ってどの程度利益を上げられるかを評価したうえで、実施料を判断したりする。

独国 LOR について

【現在の利用状況に対する評価について】

多く活用している企業は自動車業界の企業である。自動車メーカはクロスライセンスが一般化され、しかも特許料を半減できるとともに、ライセンス料を得られることから、活用していると考える。さらに、自動車業界では、多くの場合、独占禁止法上の理由から、スペアパーツのアフターマーケットへのアクセスを保証する必要がある。この観点から、LOR 制度は理にかなっている。

【LOR の公示の方法について】

知財庁では三つの方法で公示している。特許登録簿があり、また、LOR の登録情報が表示される DB があり、どのような特許が対象になっているか検索できる。権利者、どのような技術かを確認でき、企業名での検索も可能である。特許の官報にも掲載される。

【ライセンス料率は決まっているか】

ライセンス料は当事者間で決定され公表されないが、合意に至らなかった場合、知財庁は、いずれかの当事者の要求に応じてライセンス料を決める。この決定したライセンス料が公表されることはある。当事者がこの決定に不服の場合、地裁で争い訴訟で決める。判決内容が公表されることもある。

【LOR は未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながっているか】

大企業の活用が多く、中小企業の活用は少ない。基本・重要特許には LOR が活用されず、クロスライセンス予定の特許のみを対象にしている傾向がある。LOR 宣言後の特許の価値を見て、ライセンスが取得されない限り、LOR の取下げが可能。LOR は現在の特許制度に高い付加価値をもたらすと考えられる。

【LOR の課題、課題を解決するには】

英国の取下げの課題に加え、通常の特許の場合、特許権者はライセンス先を選べるが、LOR 制度では、競合他社でも係争中の被告でもライセンスが必要である。従って、LOR 制度では、ライセンスを付与したくないサードパーティにもライセンスを付与する必要がある。差止請求、独占的なライセンスは禁止されている。そこで、例えば、LOR を取り下げないと宣言した場合は減免幅を広げる。

【LOR に関する訴訟事例について】

訴訟はない。

【実用新案に LOR があったら活用するか、独国に LOR がない理由について】

保護期間が短く減額効果が小さいので、中小企業が活用すると思う。減額効果が小さいので、導入されていない。

【実施料に関する紛争解決は】

当事者間で実施料が決まらない場合、当事者間の申し出により知財庁が実施料を決め公示されるが、営業秘密や会計上の詳細情報から、公示されないケースもある。実施料を訴訟で決める際はいろいろなものが考慮されて決められる。例えば、その特許はどの程度の価値があるのか、売上、利益等の様々な数値を考慮したうえで、実施料が決まる。

(シンガポールの LOR について)

7. g 社（精密機器）

【LOR の利用目的について】

20 年以上前の案件で当時を知る担当者もいなく、履歴もなく詳細は不明だが、権利活用で利用したのではないかと推測する。

【減額以外のメリットについて】

契約の履歴はない。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

分野は多岐に渡り、置き時計や掛け時計、カメラシャッターの製造装置等である。登録件数に対する割合は不明である。

【申請判断基準、申請時期について】

いずれも不明である。

【契約時の課題、紛争について】

権利者がライセンス先を選択できないのが課題である。LOR 宣言できる特許が限定されてしまう。特許料は特許保護期間の残存が短くなるほど、減額幅が大きくなるので、残存が短いほど、LOR 宣言されやすくなる可能性はある。紛争はない。

【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】

実用新案を活用していないので、利用可能性はない。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

活用する可能性はある。例えば、事業撤退したところの特許は対象になる。

【年金減額のほかのインセンティブ】

保護期間の登録年が若いところは減額幅を大きくしたりするとか、無償ライセンスの場合は特許料を全額免除にするとか、オプションがあるとよい。

【権利単位、請求項ごとの利便性】

どちらでもよい。両方あった方がよい。但し、権利単位のほうが契約はしやすい。仮に請求項ごとに LOR 宣言できるようにした場合、特許料の減額率を請求項ごと（独立項、従属項）にどのようにするのかは気になる。

【日本の実用新案は活用しているか、どうなれば活用するか】

活用していない。権利が不安定で、権利活用時の手続きが煩雑である。権利行使時に、評価書を取得して警告するとか、訴訟時に無効になった際の権利者の損害賠償責任があるので、リスクとなる。ライフサイクルの短い製品があるので、安定した権利になり、コストが安い実用新案制度があれば、活用可能性はある。実体審査により権利が安定するようになるとよい。

8. h 社（検査機器）

【LOR の利用目的について】

年金の減額が一番の目的である。未利用特許を活用し、自社権利が先行していることを示して防衛目的でも利用している。収益性の低い特許を活用しているので、コストは安い方がよく、LOR を利用している。

【減額以外のメリットについて】

特にない。ライセンス件数は 0 件である。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合】

分野は特定していない。LOR の割合は全体の 3.5%である。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

権利単位のほうが利便性がよい。自社の自動試験装置業界は成熟した分野で、競争相手も多く市場が成熟しているため、特許のクレームをより具体的に作成している。このため、権利単位のほうが利便性がよい。一方、市場が未成熟な企業は、請求項ごとのほうが利便性がよいかもしれない。

【申請判断基準、申請時期について】

防衛といっても、コア技術になる LOR は申請していない。コア技術になる特許は製品によく使われるが、改良特許は使われなくなる時があり、改良特許を LOR に活用している。改良特許は、それだけでは価値を生まないものがあり、複数の特許を組み合わせる価値を生み出すものがある。その辺を考慮して、LOR 特許を決める。申請は、登録等の更新時期になる。

【契約時の課題、紛争について】

課題はない。紛争はない。

【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】

実用新案は保護期間が短く、コスト削減効果が小さいので、利用しないかもしれない。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

LOR 宣言した特許は、保護期間を長くすれば、企業にとってはメリットが大きい。また、登録件数のうち、最低何%以上、LOR 宣言すれば、年金等、手数料をさらに減額するとよい。また、最初から LOR 宣言するものについては出願時の手数料も減額すれば、企業にとってメリットがある。

9. i 社（電気機器）

【LOR の利用目的について】

利用目的は年金の減額である。

【減額以外のメリット】

特にない。ライセンス件数は 0 件である。

【利用の多い分野、権利の登録件数に対する割合について】

現地拠点に関わる分野（家電など）。2005 年頃まで LOR は活用していたが、現在は出願件数が少なく、利用していない。減免利用判断は責任者である。当時は維持年金低減のため、100%申請していたと思われる。

【申請判断基準、申請時期】

判断当時を知る者がいなく、正確なところは不明。申請は登録時になる。

【契約時の課題、紛争】

課題は不明。紛争はない。

【シンガポールに実用新案があり、実用新案に LOR があったら利用するか】

現在、特許出願でも LOR 宣言を行っていないので、実用新案の利用可能性はない。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

第三者に実施を許諾する義務を負ってもよいという判断があれば、LOR を申請することになる。

【年金減額のほかのインセンティブ】

LOR の公示は特許番号の羅列だけでなく、PF（技術）単位の説明があり、そこから個々の権利にたどりつくような、利用者が検索しやすいものがよい。

【権利単位、請求項ごとの利便性】

請求項単位でのライセンスはない。

【日本の実用新案は活用しているか、どうなれば活用するか】

活用していない。技術評価制度はワンチャンスで反論の機会がない。また、29条の3の但書の又は以下の相当の注意は、権利者の負う負担が大きく、制度利用を抑止する方向に強く働いている。

10. j 有識者（シンガポール弁護士）

【日本企業が LOR を多く利用している理由は何か】

日本企業は特許件数が多く、他の国でも LOR 制度を活用しているので、企業グループ方針としてシンガポールでも活用されているのではないかと。LOR は 53 条、54 条に規定されており、特許料維持年金が半額というメリットはある。一方、デメリットとして、ライセンスの申入れに対して必ずライセンスしないと行けないため、相手方を選ぶことができず、知財戦略にそぐわない相手方である場合等コントロールができない。そうしたデメリットもあり、LOR はシンガポールであまり使われていない。当事務所はシンガポールでも最大規模・ライセンス関係でも専門部を擁し、シンガポールでは明るい事務所であるものの、それでも LOR について相談を受け扱うことがほとんどない。

【現在の利用状況に対する評価について】

当事務所ではクライアントから LOR の問い合わせがほとんどなく、利用状況は低いと思われる。そのため、権利のライセンスを促進することが目的だが、活用につながっているかという点、つながっていないと思う。シンガポール企業の活用は非常に少ない。日本企業は活用しているが、欧米企業も活用していない。ライセンス先を選ばず、ライセンス先とライセンス料の交渉はできるが、合意できないとき、知財庁がライセンス料を決めてしまい、権利者がコントロールできない。

【ライセンス料率について】

ライセンス料率は 2 社間の交渉に決められ、公表されない。交渉で決まらない場合、2 社間のいずれかの申入れにより、知財庁が決定する。

【LOR の課題・訴訟事例について】

2 社間の交渉はできるが、ライセンス料がまとまらないうち、知財庁がライセンス料を決定してしまい、ライセンス側でコントロールができない。このため、人気がない。LOR に関する訴訟事例は公表されているものはない。

【課題を解決するには】

知財庁がもっと宣伝すること。上記の通り権利者へのデメリットも大きいので、権利者にもっとインセンティブを与える制度設計にすること。例えば、一定期間活用されていない権利を、LOR 登録リストに掲載してしまうとか、考えられる。

【実施料に関する紛争解決・事例について】

2 社間の交渉でライセンス料が合意できないときは、知財庁がライセンス料を決定する。これに関する公表（ライセンス料等）はされていない。

（中国の LOR について）

11. k 社（電気機器）

【LOR の利用予定について】

今のところニーズがない。

【期待されることはないか】

維持年金の削減を期待している。欧州、シンガポールは活用しており、件数が多いので、出願部門の費用削減。減額規模が大きくないと、魅力はない。

【利用する場合の課題について】

許諾実施料等を決めて公開することは困難である。実際の今後の状況を見て、活用をどうするか考えたい。特許売却の際に、購入者は権利行使を前提に購入することがあり、取り下げる必要があると考える。

【もし仮に LOR（日本）があれば】

欧州と同じであれば、利用可能性はある。事業上の理由で、LOR 宣言を取り下げたい場合はある。取下げ可能な制度がよい。

【権利単位、請求項ごとの利便性について】

権利単位のほうが利便性はよい。

【年金減額以外のインセンティブ】

権利の制限がかかる分、そのバランスを取る意味で、権利の存続期間を延長することで対応するとよい。LOR 宣言するものはスーパー早期審査のような迅速な審査を行う制度があるとよい。

12. 1 有識者（中国弁護士）

【LOR の導入理由について】

専利の出願が増加傾向に対し、産業上の利用率（ライセンス）は極めて低いのを改善するために導入された。

【LOR の公示方法・ライセンス料率について】

専利権者は国務院に対し、専利の実施を許諾する声明を行い、許諾実施料等を提出すると、国務院は許諾実施料等を公告する。公告内容は声明した際に提出した許諾実施料等である。許諾実施料は政府から決められていない。

【未利用特許の活用促進やオープンイノベーションの促進につながるか】

情報の不透明性（許諾実施料等）は解決できると思う。専利権者はライセンスしたい専利、その許諾実施料等を明らかにし、その専利を探している企業があれば、その企業は直接専利権者に連絡してライセンスできる。

【LOR の課題、解決するには】

LOR 制度を周知させること、知財の価値を認識させることは重要である。国務院から専利、許諾実施料等が公示されるが、それだけでは不十分である。国内企業は非常に多いので、知らしめるような紹介は必要である。紛争の解決として、国務院に調停に申し入れる、又は裁判所に提訴できると規定がある。国務院への調停はどのように進めるのか、その調停はさらに提訴できるのかは、実施細則に明確に規定する必要がある。許諾実施料をどのように決めるのかは課題になる。参考になるものはない。専利の価値の判断になるので、当事者双方にとって難しい問題になる。政府はこの許諾実施料をどのようにすべきか、検討中である。企業はコア技術の専利を許諾しない。開放するものは重要でないものになる。コア技術のライセンス促進も検討すべきである。

【LOR の訴訟事例、紛争解決】

訴訟事例または紛争解決事例はまだない。国務院への調停申し入れか、又は裁判所への提訴の二つのルートを用意している。

【実用新案の適用、評価書】

実用新案は出願の数が多く、早く権利になるメリットがあり、LOR による活用も重要である。未利用専利の活用促進という目的に合致している。評価書の提出という規定はある。評価書の評価が進歩性等を否定するものを受け入れないという規定はないが、提出された評価書を審査するので、否定の評価であれば、受理しない可能性はある。

(2) 海外実用新案制度の利用実態に関するヒアリング調査結果

(独国の実用新案について)

1. m社（医療機器）

【出願実績について】

実用新案は主に中国と独国に出願している。10年前に比べると増えているが、最近3年の出願の件数は安定している。

【ライセンス件数、実用新案権の利用について】

ライセンス情報は秘密情報である。知財権全体に関し有効活用する方針なので、実用新案権も有効活用することを考えている。特許権と同じスタンスで活用している。他社牽制目的で使うこともあるし、ライセンスに活用することも行っている。

【実用新案と特許の使い分け、実用新案の活用理由について】

先行技術と比較して改善の比較的小さい発明の場合、中国でも保護したいとき、ドイツで実用新案も出願している。ドイツで実用新案を出願したものは全て、中国に移行して実用新案で出願している。自社技術を保護するために活用しており、少しの改良発明は特許で保護することは特に中国（独国も同じ）で難しいので、実用新案で保護している。また、費用が安く、早く権利化できる点でも活用している。

【出願が多い分野について】

患者用の診断装置や回転用ベアリング等、機械系の分野が多い。

【Branch offを活用しているか、権利行使について】

活用しているが、実用新案権で権利行使（訴訟）を起こしていない。

【実用新案の課題について】

実用新案の課題は特にない。

【他国での出願、日本の実用新案を活用しているか】

中国、ドイツの出願が多い。日本でも少ないが出願している。

2. n社（機械）

【出願目的について】

競合他社への牽制で利用している。他社牽制には登録が早い方がよい。無審査なので、登録も早く安いので、利用している。重要なコア技術、汎用性の高い技術ではない構造のところで活用している。日本に特許出願し、1年以内にその価値を評価し、優先権主張して、ドイツに実用新案に変更して出願している。

【権利行使経験について】

権利行使はない。検討したことはある。（中国に出願しており、実用新案で訴訟の経験はある）

【Branch offを活用しているか】

活用している。EP特許出願、ドイツ国内の特許出願から Branch off して実用新案登録出願したことがある。特許出願とのダブルパテントの問題がなく、実用新案は他社牽制で利用。実用新案権で差止の仮処分申請を行ったことはない。

【実用新案の課題について】

特に課題はない。技術評価書の入手はない。

【日本の実用新案を活用しているか】

活用していない。事業は海外がメインである。日本に特許出願してから海外に移行している。技術評価書の義務等、使い勝手が悪い。評価書の内容次第となるため、出願しただけでは他社牽制効果がない。

【もし仮に LOR があれば】

現状、利用する可能性はない。未利用特許は存続放棄し、保有していない。

【年金減額のほかのインセンティブ】

実施権が設定されたときに特許取得までにかかった費用の全額補助があれば、LOR の利用を検討するかもしれない。

3. o 社（輸送用機器）

【Branch off を活用しているか】

近年、Branch off での実用新案登録出願しか行っていない。取得した実用新案権で差止の仮処分申請を行った実績はない。

【実用新案の課題、課題を解決するには】

製品によっては保護期間が短いので、もう少し長い方がよい。

【日本の実用新案を活用しているか】

活用していない。海外でのライセンス、権利行使を考慮すると、日本での特許出願を活用して移行したほうが効率がよい。

【もし仮に LOR があれば】

基本、クローズ戦略なので、利用する可能性はない。

4. p 有識者（独国弁護士）

【実用新案の増加理由について】

先行調査を行い、権利の有効性の確認ができ、短期間で安い費用で権利化できる。侵害者に対し、特許から branch off し実用新案で権利を取得し、侵害者に対して差止請求が可能である。branch off の利点は、クレームを侵害の実施形態に合わせ、侵害者に対して主張できる。特に建設、呼吸保護マスクの分野では、2020 年以降の出願件数が増加傾向である。

【実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには】

審査制度を導入すべきという意見も出ている一方で、今ある実用新案の良い面が損なわれてしまうとも言われている。競合他社が積極的に新しいものを市場に導入してくる中で、競合他社と対抗しなければならないのであれば、実用新案で早く権利にし、侵害者に対して権利主張でき効果的である。しかも、相手側から訴訟を起こされた場合も、いち早く対抗するには有効である。上記を考慮すると、現在の実用新案制度を維持する方がよい。

【実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには】

保護期間が10年と短く、保護範囲にはプロセスクレームが含まれない。侵害訴訟になった際、特許権に比べ、実用新案権の有効性を立証することが難しい。仮差止請求を行う場合も同様である。実用新案権で権利行使する場合、特許と手続き自体は同じ。クレームは、侵害手続き中に絞り込むことが可能である。権利の有効性が弱い場合は、侵害訴訟を起こしても敗訴する可能性が高くなる。特許と比較してデメリットもある実用新案との共存があることで、バランスが保たれている。特に権利の取得が早いいため、特許が付与されるまでの期間をカバーするのに有効である。

【訴訟になった際の課題について】

侵害と判断した場合は、侵害品の証拠を入手しておく必要はある。例えば、原告が米国在住で、被告が独国在住の場合は、訴訟の追加費用が掛かるので、欧州在住の独占的实施権者がいるのであれば、その人に原告になってもらう方が、欧州域内の訴訟になり、費用が安く済む。このように、原告を誰にすべきか、訴訟を起こす前に予め決めておくことは必要である。

【訴訟動向、訴訟の代表事例について】

branch-off の活用が最近、増加している。特許出願の権利化に長時間を要するので、特許出願を branch-off して実用新案で出願し、6-8 週間で権利化できる。特許の権利化を待っている間に、実用新案権で侵害者に対し差止請求を行うことが可能である。2020 年に branch-off による実用新案登録出願の件数は1205 件であった。いくつかのケースにおいて、branch-off で実用新案登録出願し権利化され、この権利を活用して、侵害訴訟において勝訴した。また、EP 特許出願を branch-off で実用新案登録出願し権利化されたものも、侵害者に対し、よく権利活用されている。さらに、特許も権利化されれば、それも権利活用されるので、侵害者にとっては、その対応に追われることになる。2020 年には、12,323 件の実用新案登録出願があり、75,000 件の特許出願があった。実用新案に関する侵害事件は、特許と比較して少ない。たとえば、2019 年には、デュッセルドルフ地方裁判所（ドイツで最も多くの特許侵害訴訟を処理）において、361 件の特許侵害訴訟と 21 件の実用新案侵害訴訟があった。

（中国の実用新案について）

5. q 社（電気機器）

【出願目的について】

進歩性が厳しく特許化が難しいものを、実用新案で出願している。

【実用新案を使っている理由について】

発明奨励を行っており、進歩性がないものも拾い上げて実用新案で出願する発明奨励を行っている。部品サプライヤーが、自社製品と同等内容について出願する可能性があるので、それを抑制（他社牽制）するうえで、実用新案を出願している。

【EC サイト上の模倣品対策について】

実用新案に限らず、EC サイトに模倣品が掲載されるが、例えば、機器の交換部品に対して、意匠がメインで特許、商標を含めて知財ミックスで模倣品対策を行っている。

【実用新案の課題、課題を解決結するには】

保護対象は構造、形状と規定されているが、実際の実務では電気回路や、制御方法のようなもの（コンピュータプログラムに近いもの）が権利化されている。中国代理人も、実用新案で上記のようなものが権利化できると述べている。条文と実務とが乖離しているので、そこは改善すべきと考える。ライフサイクルが、実用新案の保護期間である10年より長い製品もある。保護期間は長い方がよい。

【日本の実用新案を活用しているか】

グローバル企業としてふさわしい知財を考えており、グローバル企業としてふさわしい企業となると、特許になり、PCT 出願を活用する企業がグローバル企業として評価されているので、実用新案は活用しない。

【もし仮に LOR があれば】

実用新案ではなく、特許で LOR が導入され年金減額効果があれば、積極的に活用を検討したい。仮に減額がない制度になったとしても、社会のために知財を活用していく方針を取っている分野もあり、このような知財はライセンスを前提に考えている。LOR の利用可能性はあるのではないかな。

【年金減額のほかのインセンティブ】

LOR 宣言した特許に対するインセンティブは幾つかのアイデアがあるのではないかなと思われる。(1) LOR 宣言したものは審査を早めてもらい早期権利化のインセンティブを付与する、(2) 環境等の社会課題解決のために積極的に LOR を活用している企業には、経産省等が表彰することにより、その会社の貢献を称えるようなものがあったらよいのではないかな、(3) LOR 申請件数に応じたポイントを付与し、所定ポイントが溜まった企業には何かしらの特別のサービス（その企業向けの業界特許調査など）を受領する、等のアイデアもあると思われる。

6. r 社（輸送用機器）

【出願目的について】

現地関係会社の裁量で出願しているため、把握していない。

【権利行使実績について】

実用新案権ではないが、模倣品対策において、中国で模倣者に対して訴訟を起こしたことがあり、商標権、意匠権による訴訟であった。

【実用新案の課題、課題を解決するには】

実用新案権による訴訟が多いことは分かっているが、無審査の権利をどう扱うかは課題と考える。保護期間の 10 年は短いと思う。長い方がよい。

【日本の実用新案を活用しているか】

実用新案は活用していない。実用新案は無審査になり、権利の安定性等考えると、より活用できなくなったと考える。仮に実体審査に戻しても、進歩性の基準が特許と同じであると、構造系に関し、保護期間が変わるのみで、特許で申請して、ライフサイクルが短いものを放棄すればいいように思う。

【もし仮に LOR があれば】

過去、海外において、LOR を宣言して活用していた。年金減額によるコストメリットが目的であった。第三者への実施許諾義務を負ってまで活用することがネックとなり、現在は利用していない。技術分野によっては利用の可能性はある。例えば SDGs のような環境対策があるので、環境分野では第三者への実施許諾義務を負っても、利用する可能性はある。

【年金減額のほかのインセンティブについて】

例えば、SDGs 対策として LOR 宣言していることを企業として宣伝することができる。

7. s 社（輸送用機器）

【出願目的について】

他社牽制で利用している。構造系の改良が多いが、他社に権利取得されると困るものを出願している。日本に特許出願し、優先権主張して、中国に実用新案に変更して出願している。現地の直接出願もある。

【権利行使経験について】

権利行使、検討はない。技術評価書の取得はない。

【実用新案を使っている理由について】

特許より費用が安い。権利になるので、他社牽制になる。実用新案権を無効化となった時に、特許の進歩性より基準が低いので、無効化され難い。実際に相手の権利を無効化するのに苦労した。評価書の提示義務もない。

【EC サイト上の模倣品対策について】

実用新案ではないが、商標では行っており、警告を出すことがある。

【実用新案の課題について】

保護期間が短い。中国は他国とハーモナイズ化されるとよい。（ドイツでは Branch-off を活用し権利を増やすことを行ったことはある）

【日本の実用新案を活用しているか】

活用していない。保護対象としてソフトウェアがあるとよい。ライフサイクルが 5 年、10 年のサイクルで変わる。29 条の 3 は権利者にとって特許と比較して重荷である。

【もし仮に LOR があれば】

利用する可能性は大いにある。差止が難しい分野は積極的に活用する。費用削減が目的となる。ドイツではライセンスの実績はある。

【年金減額のほかのインセンティブ】

権利者から見ると、ライセンスしていない実施者に対しライセンスするよう言っても応じないとき、差止できることを検討したほうがよい。

8. t 有識者（中国弁護士）

【実用新案の増加理由について】

技術サイクルが早い企業に対してニーズがある。ハイテク企業に認定されると、税金の減額優遇があり、実用新案登録件数が要件になっている。無効化が難しく、権利行使により高い補償が行われるケースがある。模倣防止手段としての効果もある。

【実用新案権の取得上の課題、課題を解決するには】

無審査主義により、クレームの保護範囲を不安定にし、紛争を増加させ、審査と裁判のリソースの浪費をもたらしている。最高裁判所の公表データによると、2020 年の実用新案の侵害訴訟件数は 750 件程度、特許侵害訴訟は 430 件程度。実用新案の侵害訴訟件数は特許より 300 件以上多かった。簡単な進歩性の審査を導入し、出願を抑制し、質の低い出願を抑える必要がある。中国審査指南の素案（9 月パブコメ締切）では、実用新案の進歩性等の審査を導入する案が出ている。

【実用新案権の活用上の課題、課題を解決するには】

2 社間のライセンスの際に権利の価値の話が出る。評価書の評価は価値の判断の上で重要である。評価書の申請は、権利者のみ申請でき、侵害者は申請することはできなかったが、今回の 4 次改正で改正

された。具体的にどのように進めるのかは、実施細則が出るのを待っている。評価報告書には法的な規範を持たせ、評価に重要性を持たせることは必要である。

【訴訟になった際の課題について】

特許との違いは、提訴する際に、評価書の提出は必須条件ではないが、裁判所は提出を求めることができる。被告が答弁期間以内に無効審判を起こすと、裁判所は訴訟を中止する可能性は特許より高い。裁判時の課題は、評価報告と、訴訟の中止である。

【訴訟動向、訴訟の代表事例について】

専利全体（特許、実用新案、意匠）の訴訟件数は増えているので、実用新案の訴訟件数も増加している。特許、実用新案、意匠を区別した全面的な統計はないが、判決データベースで公開の判決状況からみれば、意匠の事件が一番多く、実用新案件数の2倍であり、実用新案の件数は特許の件数の2倍である。シュナイダー事件以降も賠償金額の大きい事件は続いており、近年では2019年の広東省の10大判例において、空調関連の訴訟事件がある。4000万元という賠償金額が認定された。2018年の全国の10大判例において、950万という賠償金額が認定されたものがある。

【LORに実用新案を活用する際の課題】

評価報告が重要である。評価書の評価の品質をどのように向上させていくのかは、今後の課題になる。

資料 V

図表・グラフ

(1) 英国における主要企業の LOR 利用状況

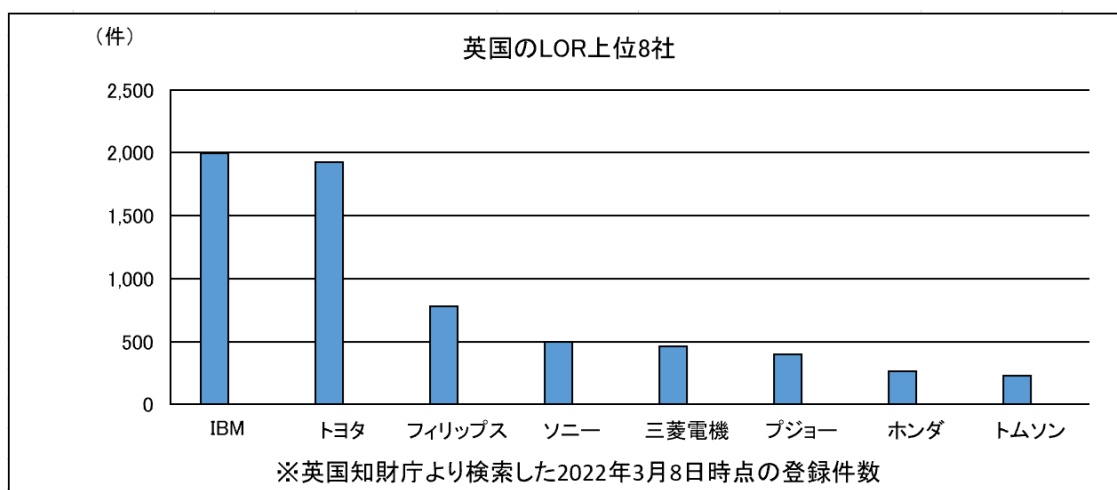
英国知的財産庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下のとおりである。

検索リンク：<https://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-dl-licenceofright.htm>

調査対象：英国知的財産庁 HP に 2022 年 3 月 8 日時点で掲載されていた LOR 特許 9,106 件を調査対象。

英国における上位 8 社の LOR 登録件数

IBM	トヨタ	フィリップス	ソニー	三菱電機	プジョー	ホンダ	トムソン
1,999	1,927	780	495	458	397	266	228



(2) 独国における主要企業の LOR 利用状況

独国特許商標庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下のとおりである。

検索リンク：<https://register.dpma.de/DPMAreger/pat/erweitert>

Patents and utility models の Advanced search を使用。

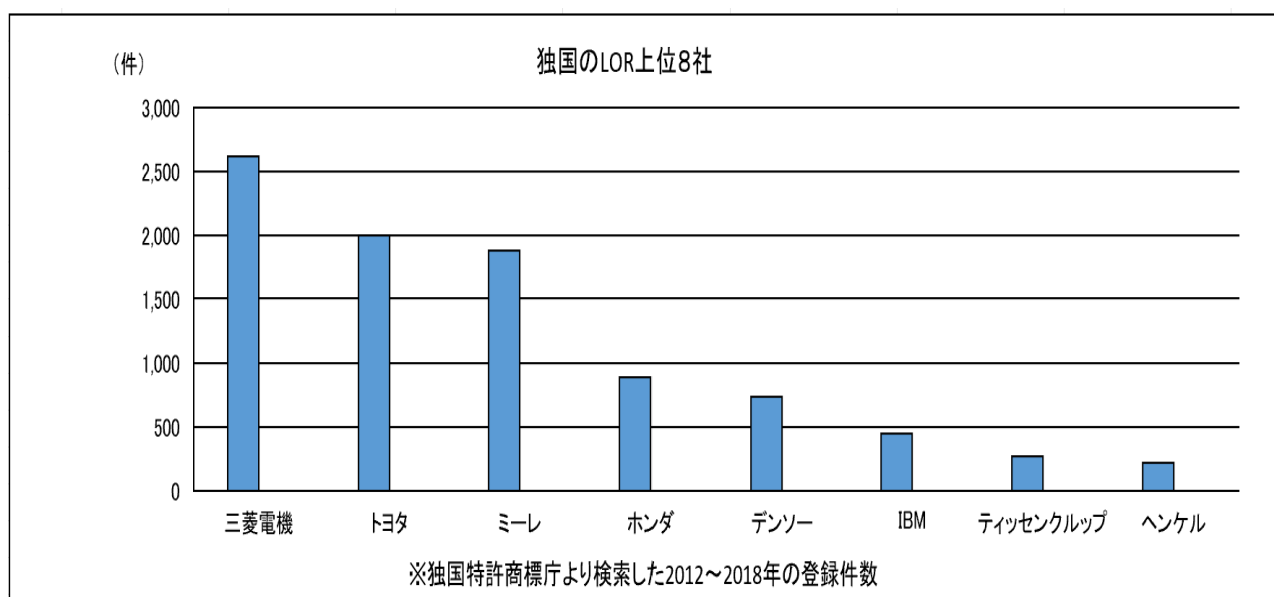
Possible declaration on licences：Willing to grant licences declared

出願日：2012 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日

調査対象：独国特許商標庁 HP にて、2012 年～2018 年の中で掲載されていた LOR 特許
16,925 件を調査対象。

独国における上位 8 社の LOR 登録件数

三菱電機	トヨタ	ミーレ	ホンダ	デンソー	IBM	ティッセンクルップ	ヘンケル
2,612	1,996	1,875	894	736	451	276	220



(3) シンガポールにおける主要企業の LOR 利用状況

シンガポール知産庁 HP の検索 DB からの LOR 特許の調査対象結果は以下のとおりである。

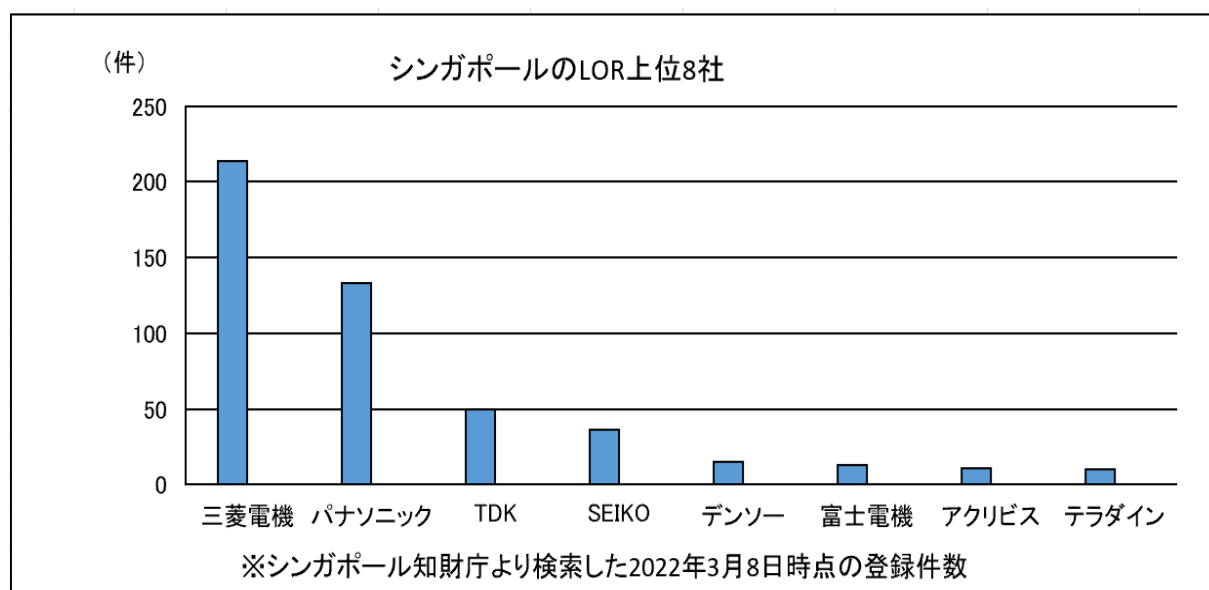
検索リンク：https://ip2sg.ipos.gov.sg/_layouts/RPSWP/WP/CM/SearchAdvanceP.aspx

Search Category：Patents Search Field：Licences of Rights

調査対象：シンガポール知財庁 HP に 2022 年 3 月 8 日時点で掲載されていた LOR 特許 646 件を調査対象。

シンガポールにおける上位 8 社の LOR 登録件数

三菱電機	パナソニック	TDK	SEIKO	デンソー	富士電機	アクリビス	テラダイン
214	133	50	36	15	13	11	10



(4) 独国における特許、実用新案の出願、登録状況

検索条件は下記のとおりである。

検索リンク：<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent>

WIPO statistics database を使用。Patent/Utility model を選定。

Indicator（出願）：Total patent applications/ Total utility model applications

Indicator（登録）：Total patent grants/ Total utility model grants

Report type：total count by filing office Year range：2010-2019

Office：Germany Type：total

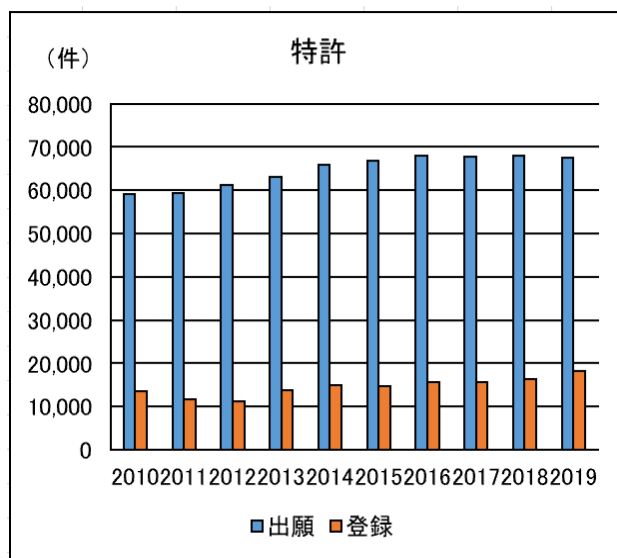
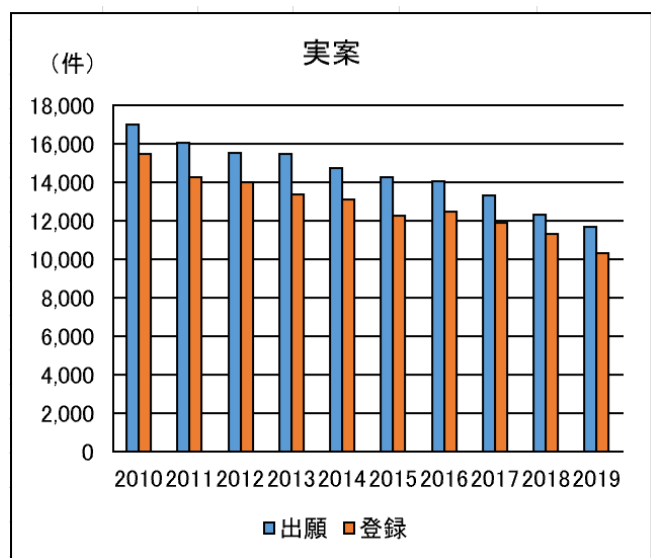
独国における特許、実用新案の出願、登録件数推移

独国の特許の出願、登録状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
出願	59,245	59,444	61,340	63,167	65,965	66,893	67,899	67,712	67,898	67,434
登録	13,678	11,719	11,332	13,858	15,030	14,795	15,652	15,653	16,367	18,255

独国の実用新案の出願、登録状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
出願	17,005	16,024	15,497	15,470	14,741	14,274	14,030	13,301	12,307	11,668
登録	15,476	14,230	13,978	13,341	13,082	12,254	12,441	11,882	11,295	10,295



(5) 中国における特許、実用新案の出願、登録状況

検索条件は下記のとおりである。

検索リンク：<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent>

WIPO statistics database を使用。Patent/Utility model を選定。

Indicator（出願）：Total patent applications/ Total utility model applications

Indicator（登録）：Total patent grants/ Total utility model grants

Report type：total count by filing office Year range：2010-2019

Office：China Type：total

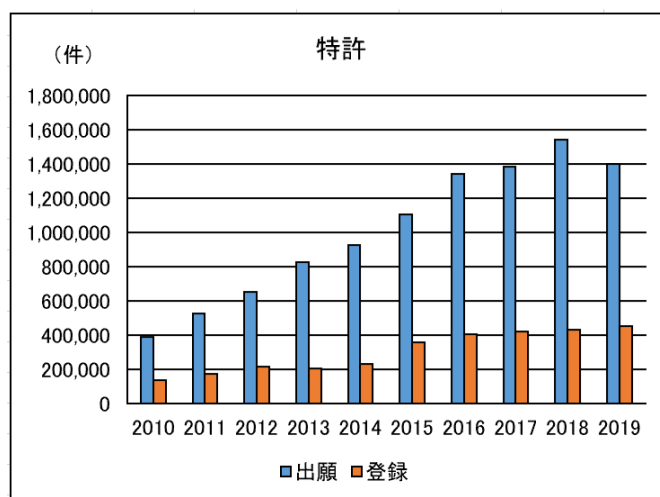
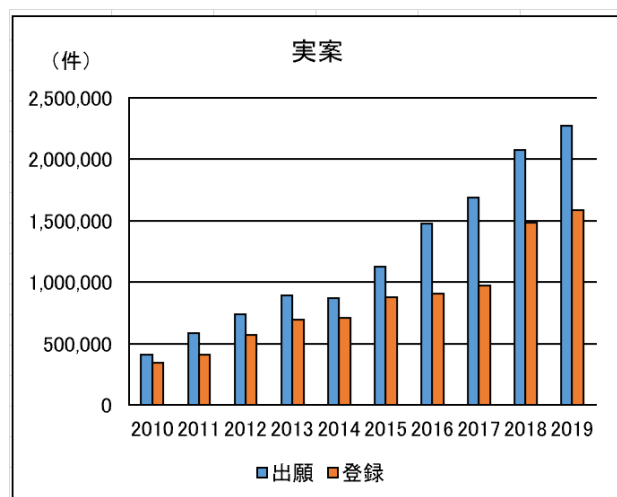
中国における特許、実用新案の出願、登録件数推移

中国の特許の出願、登録状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
出願	391,177	526,412	652,777	825,136	928,177	1,101,864	1,338,503	1,381,594	1,542,002	1,400,661
登録	135,110	172,113	217,105	207,688	233,228	359,316	404,208	420,144	432,147	452,804

中国の実用新案の出願、登録状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
出願	409,836	585,467	740,290	892,362	868,511	1,127,577	1,475,977	1,687,593	2,072,311	2,268,190
登録	344,472	408,110	571,175	692,845	707,883	876,217	903,420	973,294	1,479,062	1,582,274



(6) 独国における主要企業の実用新案の出願状況

独国特許商標庁 HP の検索 DB からの実用新案登録出願の調査対象結果は以下のとおりである。

検索リンク：<https://register.dpma.de/DPMAreger/pat/basis>

Patents and utility models の Basic search を使用。

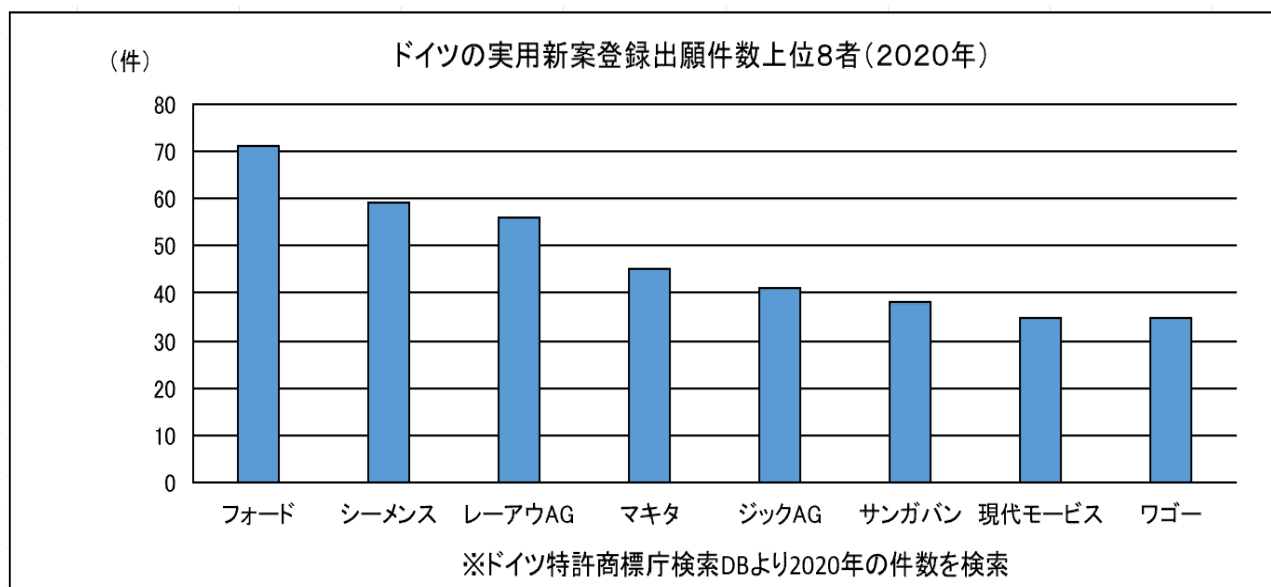
Type of Ip right : utility model

Date of publication : J-2020

調査対象：独国特許商標庁 HP にて、2020 年に掲載されていた実用新案登録出願 12,230 件を調査対象。

独国における上位 8 社の実用新案登録出願件数

フォード	シーメンス	レーアウ AG	マキタ	ジック AG	サンガバン	現代モービス	ワゴ
71	59	56	45	41	38	35	35



(7) 中国における主要企業の実用新案の出願状況

中国知財庁 HP の検索 DB からの実用新案登録出願の調査対象結果は以下のとおりである。

検索リンク：[https://advanced_queries\(cnipa.gov.cn\)](https://advanced_queries(cnipa.gov.cn))

advanced queries を使用。

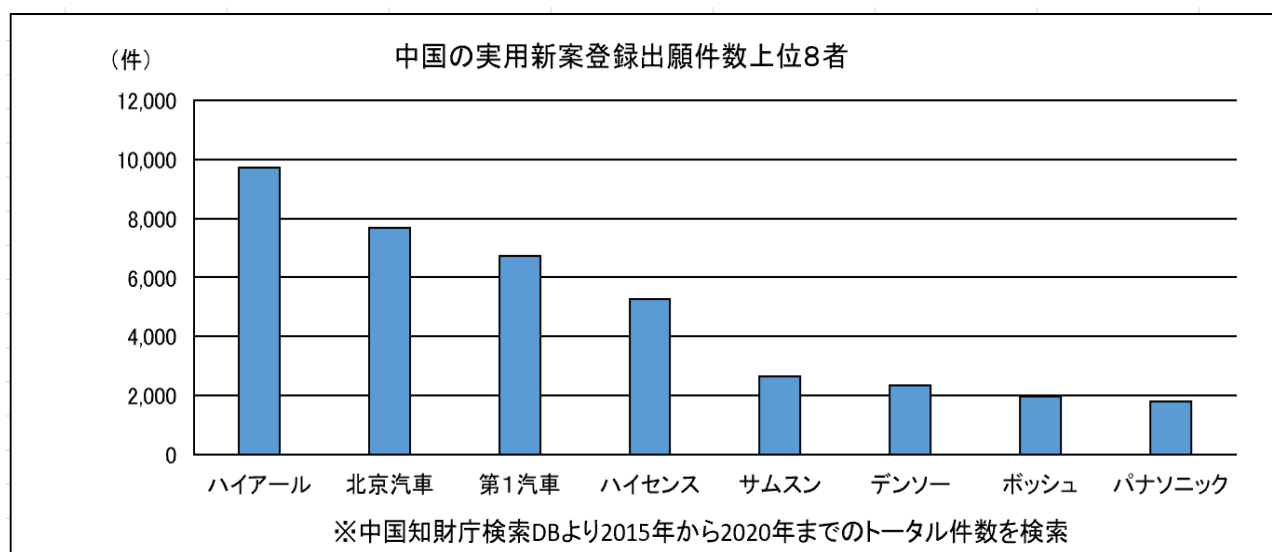
type of patent：utility model

出願日：2015 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日

調査対象：中国知財庁 HP にて、2015 年～2020 年の間で掲載されていた実用新案登録出願 10,047,190 件を調査対象。

中国における上位 8 社の実用新案登録出願件数

ハイアール	北京汽車	第1汽車	ハイセンス	サムスン	デンソー	ボッシュ	パナソニック
9,732	7,690	6,726	5,264	2,653	2,334	1,966	1,800



禁 無 断 転 載

令和３年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ライセンス・オブ・ライト及び実用新案に係る
各国及び国内ニーズ調査報告書

令和４年 ３ 月

請負先 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <https://www.iip.or.jp>

E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp